銀行は殊に金融圓滑を缺くの狀態にありたり。斯かる大勢は大正十二年夏季を過ぐる迄持續せられたるが、九月一日圖らずも稀有の大震火災に遭遇し、各般の事態は茲に一大激變を惹起するに至れり。

關東震災は之を廣く全國的に達觀すれば、必ずしも我產業の基礎に變動を來たしたるものとは認め難きも、帝都の災害甚しかりしが爲め、國內の人心擧げて驚愕惑亂し、交通通信は杜絕し、流言蜚語は其の間頻りに行はれて財界の各方面に非常なる衝動を與へ、其の影響は全國各地に及び、金融界の打擊亦激甚なるを免れざりしなり。而して東京組合銀行八十四行中七十六行は、其の主なる店舗を燒失する有樣にして、金融機關は殆ど其の機能を停止し、金融の梗塞、商取引の杜絕等、經濟界は一時全く混亂の渦中に投ぜんとしたり。斯かる非常の場合に於ける焦眉の急務は、先づ財界の動脈たる金融機關の再開を促進するに在るが故に、政府は九月七日に至り先づ機宜の處置として、同月中に履行せらるべき支拂を延期する旨の緊急勅令を發布し、以て銀行預金の急激なる引出を豫防するの策に出で、日本銀行亦政府の應急的對策に相呼應して、後に詳述するが如き各種の施設を爲したり。就中當面の處置としては、極力銀行の開業に必要なる資金の融通を圖ると共に、開業後の支拂を成るべく圓滑ならしむるに努め、依りて以て財界恢復の端緒を茲に求めんとし、卽ち寬大の手心を以て資金の調達を援助すべき旨を聲明し、金融業者及預金者の輕擧を戒めて人心の安定を圖り、且つ罹災地銀行は勿論地方所在の銀行に對しても、右の方針を以て取引を實行したり。かくて九月八日より月末迄の間に、東京及近縣に於ける主なる銀行は、殆ど全部開店することを得たるが、其の開店後の狀況又意外に靜穩にして、金融は寧ろ小康を保ち得たるかの如き觀ありたり。然りと雖も固より常態を距ること遠く、金融業者の警戒尙ほ容易に解けず、財界不安の念未だ除去せらるることなくして、前途に對する懸念一層甚しきものありたり。玆に於てか政府は九月二十七日に至り、日本銀行に於ける震災關係の手形再割引に對し、一億圓を限り其の損失を補償するの緊急勅令を發布し、以て金融市場に於ける善後處置の徹底を期したり。日本銀行は該勅令の趣旨に遵ひて、所謂震災手形の再割引を爲したるのみならず、之と同時に一般の貸出に就きても亦頗る寬大なる處置を執り、殊に其の融通の條件を一般に周知せしめ、以て金融界に於ける疑惑の一掃に努めたり。爾來金融界は格別の動搖を見ず、震災後休止したる東京手形交換所も十月一日より開始せられ、財界は漸次安定し、金融界は警戒裡に於て尙ほ緩和の傾向を示し、歲晚に於ても大勢は平穩なるを得たり。

斯くて迎へたる大正十三年は、前年に於ける大震火災の復興に努力を要すると共に、他面更に進んで大正九年財界反動以來の整理を繼續せざるべからざる年にして、眞に多事多端なるを免れざりしなり。而も此の間我財界は震災後の變態的狀態より、順調なる經過を以て漸次平時の常態に復歸し整理も亦相當進行したるの感ありたり。尤も復興材料其の他の輸入多かりしが爲め、輸入超過は頗る巨額に上り、爲替相場の低落甚しくして、頗る多難なりしは爭ふべからざる所とす。

顧みるに震災直後一時混亂に陷りたる我財界は、各般に亙る政府其の他の應急的施設と、民間一般の努力自制とに因り、漸次安定に向ひたるを以て、大正十三年は震災後復興の第一年として年初に於ける株式市場及商品市場は、何れも所謂復興人氣の勃興を見て、一時活況を呈し、手形交換高も亦漸く增加の形勢に轉じたり。然れども他面復興に要する貨物の輸入稅減免期間は三月末に迫り、從て輸入は未曾有の巨額に達して財界を壓迫し、且つ爲替相場暴落の因を爲したるに反し、他方帝都復興事

業の進行は、區劃整理に伴ふ困難なる事情ありしが爲め所期の如く進捗せず、復興物資の需要に稍減少を來したるのみならず、一般購買力も亦漸次萎靡したるを以て、市況次第に沈衰に向へり。就中思惑輸入の甚しかりし鐵・木材の如きも、滯貨山積して相場暴落し、而して生絲相場は海外の需要者に於て、本邦當業者の投賣を期待するが如き事情ありしを以て頻りに下落を續け、一般に貨物の停滯漸增し、全國重要倉庫在荷の價額は三月末遂に五億五千百萬圓の多きに達し、前年同期に比して一億三千三百萬圓の增加を示したり。從て資金の固定するもの漸く多く、銀行の警戒又嚴重なりしかば、株式市場の如きも其の後低落を重ね、六月を最低として十一月に至る迄殆ど無活氣の狀態に在りたり。されば震災後激增したる銀行貸出金の回收は容易に捗らず、六大都市銀行集會所組合銀行の勘定は四月末預金四十三億八千六百萬圓に對し、コールローンを除きたる貸出四十七億五千七百萬圓に上りたる有樣にして、其の差額實に三億七千萬圓の巨額に達したるが、其の主なる原因は總て東京組合銀行の勘定に在りたるものとす。政府は二月英米市場に於て、英貨二千五百萬磅、米貨一億五千萬弗の公債を募集し、之を以て第一回及第二回四分半利付英貨公債償還未濟額約三千五百萬磅の借替に充て、其の殘額は之を帝都復興資金に充つることと爲し、又火災保險會社出捐助成金約六千五百萬圓の外、震災復舊費・商工業竝に產業資金其の他の爲にも多額の支出を爲し、更に橫濱正金銀行に對しては、製絲資金として必要に應じ一千萬圓迄の融通を與ふる旨を發表したるが、此等の措置は財界の恢復に資する所少からざりしものなり。而して政府は更に臨時議會に於て財政・行政の整理緊縮を聲明し、公債の募集も預金部引受又は郵便局賣出等の方法に依るものは之を別とし、市場一般の公募は成るべく打切ることとし、國民一般に對しても消費の節約を奬勵し、又奢侈品の關稅を引上げて、奢侈浪費の弊風を警ひる等、財界の整理復興の爲め種々權宜の策を講じたるが、民間に於ても一般財界の不況と相俟て整理氣分漸く濃厚となるに至れり。尙ほ本年中に於ける銀行・會社の減資・解散等も相當の額に上り、社債の發行は銀行債券二億五千七百萬圓、會社債券三億七千萬圓の多きに達し、會社債券の中整理の爲めと目せらるるもの二億九千七百萬圓に上れり。斯くて一般事業界も不振に陷り、新規企業萎縮し、事業計畫の資本額も一年を通じて十億三百萬圓に過ぎず、機業地其の他各地の製造工場に於ては操業短縮又は休業を爲すものあり、商取引亦不活潑にして、新規資金の需要多からざる狀態に在りたるが、偶、前記政府資金の撒布せられたる外、東京市借入金三百萬磅、大同電力株式會社社債千五百萬弗及日本興業銀行債券二千二百萬弗の外債成立し、其の他本邦發行佛國政府圓國庫債券及同國政府大藏省證券七千萬圓の償還等に依る外資の流入ありしを以て、市中銀行の手許は大體に於て漸次餘裕を生じ、金融緩和の傾向を招來するに至れり。されば六大都市銀行集會所組合銀行のコールローン放出高は漸次增加し、九月末に於て五億三百萬圓に上り、普通商業手形割引步合は東京二錢五厘乃至二錢七厘、大阪二錢五厘見當にして、一年中を通じ其の變化少かりき。唯紡績手形割引步合のみは、年初東京・大阪共に二錢二厘なりしもの、七月以降に於て東京は一厘方引緩み、大阪は屢一錢八厘を示し、年末に至るも東京は二錢二厘、大阪は二錢一厘に止まれり。コール日步亦夏以來頗る低下したるが、十二月二十二日日本銀行の震災關係手形割引步合を二錢四厘より二錢二厘に引下ぐるに及び、市場は一層の安堵を得、年末に入りても著しき昂騰を見ること無くして止みたり。卽ち翌日物は年初東京二錢二厘乃至二錢六厘、大阪二錢乃至二錢二厘なりしもの、漸落して東京・大阪共に一錢一厘を示せることあり、年末にも東京二錢六厘五毛、大阪二錢五厘に止まりしが如し。

茲に同年に於ける日本銀行業務の大要を述べんに、先づ其の貸出高は、經濟界の沈衰して活氣に乏しく、新規資金の需要少かりしが爲め、年初の八億五千三百萬圓より次第に減少して、九月中には最低二億四千五百萬圓を示したり。尤も其の後再び漸增の趨勢に轉じ、年末には七億二千四百萬圓に達したるものとす。右の內震災關係手形の割引殘高は年初に於て一億三千三百萬圓なりしもの、十月には最低二千九百萬圓となりしが、其の後漸次年末に接近したると、十二月之が割引步合の引下ありたるとに依りて急激に增加し、年末には一億四千四百萬圓に上れり。兌換券の發行高も大體貸出の減少に伴ひて次第に收縮し、年初には十七億三百萬圓を示したるも、九月には最低十一億四千萬圓となりて、四千二百萬圓の發行餘力を現出し、概ね震災前の狀態に復したるが、其の後再び漸增して限外發行を見、年末には發行高十六億六千二百萬圓となり、其の高前年末に比して僅に四千百萬圓の減少に過ぎざりしなり。

大正十四年は、金融の大勢前年下半季に於ける緩和の後を承けて一層其の度を進め、有價證券の價格漸騰し、輸出貿易旺盛にして、爲替相場も恢復に向ひ、農產物亦豐穰にして、地方農民の資力幾分增加せるものありたり。斯くて震災後の變態より順次常態に復歸しつつありし我財界は、本年に於て更に一段の進境を遂ぐるに至りしものとす。然れども各方面の整理は尙ほ未だ充分なる能はず、事業界は概して不況にして物價は漸落し、內地商況亦頗る不振を呈し、一般に不景氣を喞ちしは爭ふ可からざる所なり。顧みるに年初に於ては前年同樣所謂復興景氣の出現を期待する者ありしも、帝都に於ける復興事業は引續き豫想の如く進捗せざりしかば、株式先づ其の氣勢を奪はれ、米生絲綿絲等の如きも亦何れも其の相場漸落し、機業地其の他に於ける製造工場にして操業短縮を持續せるもの尠からず、或は一二銀行會社の破綻を生じたるものさへありたり。而して海外の情況を見るに、英國は金銀輸出制限法の終期に先ち、夙に四月金輸出解禁に關する聲明を爲すと共に、直に事實上金輸出の解禁を實行して金本位條例を發布し、更に十一月には對外投資に關する抑制を撤廢せしかば、世界の主要爲替相場は茲に安定を得、國際資金の移動は漸くにして其の圓滑を期待し得るに至れり。歐洲大陸の一般經濟狀態は、未だ必ずしも大に改善せられたりとは謂ふべからざるも、十月ロカルノ條約成立の結果、政情の安定に於て一段の進境を示したるは爭ふべからず。又米國に於ては對外戰時債權の解決を圖ると共に、新に對外投資に努め、近時金の流出を見ること尠からざりしと雖も、外國貿易は引續き輸出超過を示し、農產物の豐穰は物資の需要を喚起して商工業活況を呈し、減稅計畫見越と相俟て、秋期以降著しく株式の昂騰を促したり。海外に於ける此等の事情は我財界に影響し、株式市場の如きは時に好況の氣勢を示したることありしも、震災の瘡痍尙ほ未だ癒えずして、財界の實勢は之に伴ふこと能はざりしなり。唯繭米麥等の增收あり、而も繭は頗る高値を示し、米價亦相當の高値を保ちし爲め、地方農村の資力增加に基く好景氣を期待し、機業地等には相當之が手當を爲したるものありしと雖も、米價は秋期以降新米豐作見越の爲に反落し、綿絲亦米棉增收見込の報に接して其の價格を低落したり。獨り生絲は米國財界好況の影響を受け賣行旺盛にして、價格も亦比較的高位なるを得たりと雖も、十月下旬以降爲替相場の恢復に伴ひて市價低落するが如き事情ありしが爲め、之又市況一般に冴えず。而して東京卸賣物價指數は大正十三年十二月の二八二より漸落して、十四年十二月二五六となり、各清算市場は概して平靜にして、一般に思惑の衰退を來せり。此の間單に株式市場のみは金融の緩和、輸出貿易の旺盛等に刺戟せられし爲め、年末に近づくや株式取引所株を中心

として其の取引頗る殷盛を示せり。

一般財界の情勢上述の如くなりしを以て、新規資金の需要少くして金融は緩和し、四月に於ては東京市場の普通商業手形割引歩合二錢二厘乃至二錢五厘となり、前年同期に比して二三厘方の低下を來し、一流手形中には二錢見當のものをも生ずるに至れり。されば日本銀行の貸出並に兌換券發行の高も漸次減少して、殆ど震災前の狀態に復歸せんとするの狀を示せり。而して日本銀行は四月十五日公定歩合二厘方の引下を行ひて最低二錢と爲し、震災手形の再割引歩合も亦二厘引下げられて二錢となれり。日本銀行の利下に尋で、市中銀行の貸出利率は一層低下し、五月には東京市場に於ける普通商業手形割引歩合二錢乃至二錢三厘、コールマネー翌日物最低九厘となり、地方銀行組合中にも預金協定利率の引下を實行せるものありたり。此の他公社債利廻の如きも漸次低下し、又製絲資金貸出日歩は前年より一厘方低減せられて二錢四厘乃至二錢六厘となり、春繭資金は前年に比し頗る多額に上りしも、之が爲め格別金融の引締を見ることはなかりき。但し此の間市中銀行中には遊金を有價證券に振向くるもの尠からず、また內地社債の發行相次ぎ、年中の累計七億三千餘萬圓に上るの狀況なりしかば、夏期に入りて舊盆節季資金並に夏秋繭資金等の需要輻輳するに及び、銀行の金融一時多忙を呈するに至れり。然れども內地事業資金の需要未だ盛ならざりしを以て、幾もなくして金融は再び緩和に復し、秋季資金並に輸出貿易資金の需要ありたるも、大勢には影響することなく十二月に入りても特に引締の狀を認めず、同月中旬東京コールマネー翌日物は一時最低一錢二厘五毛に低下し、下旬次第に引締りしも、年末東京市場に於ける普通商業手形割引歩合二錢一厘乃至二錢五厘、コールマネー翌日物二錢二厘乃至二錢四厘五毛見當に止まりしが如く、頗る平穩裡に越年することを得たり。

翌大正十五年初期に於ては、前年下半季の輸出增加、金融緩和の後を承けて前途を樂觀するものあり、株式市場等好轉を呈したるが、對外貿易爲替急騰の爲め、生絲綿絲其の他商品の市價低落に向ひ、資金の回收必ずしも圓滑ならず、輸入手形の出廻り增加し、社債類の發行亦累增して、金融稍〻窮屈を感ずるに至れり。其の後上半季末の頃に於ては、下半季に於ける輸出增加並に金融の緩和を見越し、株式其の他の清算市場再び多少の活氣を添へたり。然れども對外貿易は豫期の如くならず、物價亦年初以來引續き低落の傾向を改めざる爲め、人氣沮喪して、事業界並に一般商取引は頗る不振に陷りたり。されば新規資金の需要少くして市中金利は低下し、日本銀行公定歩合を下廻るものすら生ずるに至りしかば、十月初日本銀行は公定歩合を二厘方引下げ、商業手形割引歩合は之を一錢八厘と爲したり。其の後、東西兩市場の銀行中特殊の貸出に就き、其の申合利率の引下を爲したるものあり、又地方銀行組合中預金協定利率の引下を實行せるものありて、金利は更に幾分の引緩を生ぜり。即ち東京市場に於ける普通商業手形の割引歩合は、九月に於て一錢九厘乃至二錢三厘見當を示したるもの、十月には一錢八厘のものを生ずるに至りたるが如し。而して十月に於ける政府發表の米收穫豫想は前年の如く良好ならず、麥も亦減收を示し、且つ米・麥・繭等何れも其の價格低落せる爲め、地方の購買力は減殺せられ、都鄙を通じて商況活潑ならず、年末諒闇に遭ふや、財界は一層不振に陷り、資金の需要例年の如く多からざりし爲め、金融界は頗る平穩にして、金利も前年末に比し更に低下の裡に越年したり。即ち東京市場に於けるコールマネー翌日物の歩合は、二三厘見當の低下に當りしものとす。

財界の狀況此の如くなりしを以て、日本銀行の貸出額は時に消長ありしと雖も、前年に比すれば大

體に於て減少を示せり。即ち五月には年中の最低一億八千八百餘萬圓となり、年末には五億八千七百餘萬圓となりしが、之を前年末に比すれば一億一千餘萬圓の減少に當れり。隨て兌換券發行高も大體之に伴ひ、五月には年中の最低十億四千餘萬圓に下りて、保證發行の消滅を見、年末には十五億六千九百餘萬圓となりたるが、之を前年末に比すれば六千二百餘萬圓の減少にして、震災前大正十一年末の發行高と略同等の額を示せるものとす。

之を要するに、大正十五箇年間に於ける本邦經濟界は、世界大戰に基く國富の膨脹、戰後の反動及關東地方の大震火災に因る財界の混亂等、好惡の重大事件相踵で出で、頗る多忙を極めたるものにして此の間日本銀行は中央銀行として財界の指導、金融の調節に遺憾なきを期し、種々施設を爲す所ありたり。而して金融調節に關する同行の一般的對策に就ては、本項中既に屢〻言及したりと雖も、戰時の好況及其の後に於ける財界非常の際に處して實行したる特殊施設に關しては、次項以下に於て更に詳述する所あらんとす。

第二項　歐洲戰時及戰後の金融調節

第一目　概　說

第一　戰時の調節方策

歐洲大戰が世界各國の經濟界に及ぼせる影響の甚大なるは固より當然にして、我國の如き戰亂の中心より遠く隔絶せる地域に在りと雖も、開戰當初より直接間接に之が影響を蒙ること頗る大なるものありたり。今這般の大戰が本邦經濟界に與へたる影響を見るに、概ね之を三期に分ちて考察し得べし。即ち第一期は開戰當初より大正四年春季に至る期間にして、本期間に於ける我經濟界は戰亂の惡影響を蒙りて所謂恐怖沈衰時期を現出したるものなり。第二期は大正四年春季より大正六年夏季に至る期間にして、前期に反し我經濟界が戰亂の好影響を受けたる所謂繁榮時期之なり。更に第三期は其の以後休戰條約の締結に至る迄の期間にして、本邦經濟界は漸次再び戰亂の惡影響を蒙らんとするの趨勢に向ひたる時期之なりとす。

此の間日本銀行は時局に伴ふ我經濟界の變調に處して宜く諸般の對策を實施したるが、先づ右第一期に於て我金融市場の蒙りたる影響は、既に前項に於て述べし所の如く、之を海外に對する爲替取組上の困難と、國內に於ける資金融通上の困難とに歸著せしむることを得べく、日本銀行は之に對して次の如き方針を定め、以て金融界救濟の實を擧げんとしたり。即ち先づ海外爲替取組上の障碍に對しては(イ)銀行會社等の海外市場に於ける短期債務にして、支拂期限に近づけるものに就ては、相手國に於ては勿論之が仕拂を欲すべきも、出來得る限り其の延期又は借換に盡力すること(ロ)國債・地方債の利子等必要已むを得ざるものの支拂に就きては、各國間の送金甚だ困難の狀態にあるも、日本銀行在外資金を利用し、種々の手段を講じて滯り無く其の支拂を了すること(ハ)輸出爲替の買入を爲すことは、我が輸出貿易を支持する上に於て缺くべからざることとなると共に、一方海外に於て必要なる資金を得、正貨を補充することとなるものなるを以て、正金銀行をして出來得る丈の手段方法を講じて、其の買入に努めしむること(ニ)棉花其の他必要なる輸入品に對する代金支拂に就きては、例へば米國に對する生絲の如き、輸入先の國に對する輸出品の代金を取立てたるものの內より之に振向くる等夫々方法を設くること等の方針を定め、且つ之を實行したり。次に內國に於ける資金融通上の

困難は主として輸出品の停滯より來れるものなるを以て、日本銀行は此等に對しては、其の營業上の取引として融通を與ふるの途ある場合、換言すれば取引先銀行の資產信用の許す限度に於て、安全確實にして容易に回收し得べしと認めらるる方法のある場合に於ては、出來得る丈の便宜を圖り、之に融通を與ふることに努力したり。されば時局發生以來、日本銀行の貸出が一般に少からざる增加を來したるは爭ふべからざる所なりと雖も、日本銀行は一面正貨の擁護又は其の吸收に就き最善にして愼重の考慮を拂はざるを得ざりしかば、之が爲めに一般の貸出に或る種の警戒を加へ、通貨の膨脹を抑制するの策を採りしことも亦疑ふべからざる所とす。正貨の吸收に就きては、日本銀行は後に詳述する如く橫濱正金銀行と協議を遂げ、更に其の後臺灣銀行をしても等しく之に努力せしむることとし、一方內地產金の吸收に關して夫々適當の方法を立つると共に、海外より正貨の現送を爲すことに努めたり。而も若し國內に於ける產業救濟の聲に應じて、濫に融通を與ふるが如きことあらんか、兌換券の發行高をして過度に膨脹せしめ、延ては物價の騰貴を來し、正貨の流出を招くことあるべきを以て、此の點に就きて日本銀行は最も細心の注意を拂ひ、卽ち內地產業上救濟を要するものに對しては時局の際出來得る限りの便宜を與ふると共に、特別の貸出を爲すに當りては日本銀行自身の資力を考慮するのみならず、特に正貨擁護の點に顧る所少からざりしものなり。

次に第二期に入るや、時局以來採り來れる爲替政策と相俟て、我外國貿易は久しく繼續し來れる輸入超過の狀態より一轉して輸出超過の狀態に變じ、資金の海外より流入するもの夥しく、斯くて輸出物品の製造に關する事業、海運業、造船業等は頗る活況を呈するに至りしと雖も、而も一般事業界は尙ほ未だ海外より流入する資金を消化すること能はず、此等の資金は中央市場に堆積して稀有の金融緩慢狀態を現出せり。而して此の如き形勢の久しきに亙るときは、我經濟界は結局無理にも景氣付けらるるの結果を見るの危險無しとせざるのみならず、若し斯かる事情の下に於て時局再轉の日に際會せんか、其の危險の一層重大なるものあるは明かなるべし。茲に於てか日本銀行は之が豫防策として次の如き方針を定め、其の實行に就き種々努力したり。卽ち(イ)外國に對し放資を爲さしむること(ロ)我產業の發展に有益なる資料の輸入を增加せしむること(ハ)外債を漸次に銷却すること等之にして、日本銀行は此等の方針に基き著々諸般の政策を實施したるが、其の後米國經濟界の活況に伴ひ我對米輸出貿易は益〻增進し、一方露國に對する軍需品の輸出も愈〻好況となり、或は支那を始め印度其の他南洋への輸出も亦盛況を呈するに至り、大正五年には七千七百五十三萬餘圓の金流入超過を見るの好結果を示し、內地事業界も亦從て稀有の殷盛を見たり。

始め日本銀行は海外より流入すべき資金を適當に處分するの必要を認め、其の方法に就き政府當局竝に民間に對して夫々斡旋に努めたるが、此の間幾多の事情あり、殊に對外放資の如き我國としては全く最初の試みなりしを以て、此の種の實行は兎角遲延を免れざりしが如し。大正四年には英貨鐵道證券借換公債三千萬圓の發行あり、大正五年に入るや二月及九月の二回に露國大藏省證券一億二千萬圓の引受、外債借換公債四千萬圓の發行、支那公債の引受、英國政府圓國庫債券一億圓の引受發行等逐次實行せられ、或は政府の外債買入償却等のことあり、又民間に於ける事業の新設、擴張計畫の勃興により、此の方面にも資金の需要漸く多きを加へたるが、上述の如く大正五年に入りては外國貿易の振興著しく、輸出超過は未曾有の高額に達し、加之運賃傭船料等の騰貴によりて、外國よりの受取勘定は尠からず、資金は引續き海外より流入し、依然として金融大緩慢の情況を繼續し、物價は益〻昂騰

の一路を辿りて、經濟界は一般に愈〻好調を呈し、世人は著しく樂觀の念を抱くに至れり。事情此の如くなるを以て、有價證券市場の如きも頗る振興の勢を示し、證券の價格上騰して投機熱亦頗る上進の傾向を現出したり。然るに大正五年十二月十三日、突如獨逸媾和提議の飛報に接するや、株式市場は俄然混亂の狀態を呈し、遂に日本銀行に對し其の救濟を求め來れり。日本銀行は之を其の儘放任し置くに於ては、一般經濟界に惡影響を及ぼすことあるべきを憂ひ、東京・大阪兩市場に對して夫々救濟の途を講ぜしかば、市場は無事落著し、又一方媾和提議も聯合國側の容るる所とならずして無効に終りたる爲め、其の後幾くもなくして市場は再び平調に復することを得たり。而も外國に對する我受取勘定は增加の一方なるにより、正貨處理の問題は更に一層緊切の度を高むるに至りしが、其の方法宜しきを得ざるに於ては、爲替銀行をして輸出手形の買取に困難を感ぜしめ、輸出を阻害するの結果となるべく、此の際日本銀行としては、他日の輸入超過、正貨流出に備ふる爲め、兌換券の膨脹を抑制するの必要あり、從て正貨處理の爲めにも、兌換券の增發を要するが如き方法は成るべく之を避けざるを得ざりしを以て、茲に同行は大正五年十一月四日大藏省に進言して、政府が一般會計國債整理基金及預金部の資力を以て正貨の買上を爲し、又內外債借換の計畫を遂行するの外、尙ほ左の方法を實行せられ度きことを希望したり。卽ち(イ)英佛兩國をして、單獨又は共同に本邦に於て邦貨拂短期證券を發行せしむること、若し邦貨拂證券を發行せしむるに就き故障あらば、英貨又は佛貨拂とし、一定相場を以て本邦に於て支拂を爲すことを約束せしむるも可なるべきこと(ロ)預金部所有有價證券を適宜賣却して、其の代金を外國に於て放資すること(ハ)鐵道特別會計に於て內國債を發行し、預金部よりの借入金の全部又は其の一部を返濟せしめ、預金部は之を外國に於て放資すること(ニ)政府に於て特に新法を設けたる上、短期證券を發行し、其の拂込金を以て正貨を買上げ、曩に米貨を以て英國大藏省證券に應募せしが如き方法により、英國大藏省證券等に投資すること(ホ)國債整理基金特別會計をして、市場の狀況に依り、或る金額迄隨意借換內債を發行するの權能を得せしめ、之を實行すること(ヘ)外國に於て發行せられたる我が國債にして、從來本邦に於ける一定元利拂の制なきものに對し、新に其の特典を附與すること（但し右一定相場は外債買持者に對し、今後の爲替相場上騰により生ずることあるべき損失の危險を保障するの趣旨を以て、純分比價に拘らず現在の爲替相場を見當として定むべきこと）、尙ほ支那借款にして相當の條件を以て成立し、本邦に於て其の大部分を引受くるに至らんか、正貨處理の上にも尠からざる効果あるべく、出來得る丈け其の進捗を圖るべきこと等の諸項之なり。而して同年末英國政府圓國庫債券一億圓の內地に於て發行せらるるに至りたるは、以上の進言の一部を實行せられしものと見ることを得べく、日本銀行は政府竝に民間との間に立ちて其の成立に就き斡旋に努めたり。大正六年に入りては、我國の外國貿易は更に一層の振興を見、其の他の受取勘定も益〻增加して、金融は引續き緩慢の狀態を持續し、物價亦依然として昂進の勢を保ちしかば、一般經濟界は愈〻殷盛を加へたること既に述べたる所の如し。

此の如く我國の一般經濟は、開戰後の第二期に於ては、第一期の不況より一轉し、戰爭の好影響を受けて頗る繁榮の現象を現はしたるが、大正六年四月米國の歐洲大戰に參加するに及び、茲に再轉して復た戰爭の惡影響を蒙るの徵を示せり。蓋し米國の戰爭準備進捗し、就中同年七月戰時必要品の輸出禁止令を發布し、銑鐵・鋼材・造船用鐵材・屑鐵・屑鋼・フェロー・マンガニース等の輸出を禁じたるを以て戰後俄に勃興したる我國の製鐵業・造船業等は尠からざる打擊を蒙り、尋で船鐵交換の問題を生じ、一

般市場の人氣も亦次第に警戒氣味となり、斯くて大正六年夏季以降、我經濟界は漸次戰爭の惡影響を受け、所謂第三期に入るに至れり。而して第三期に於ける本邦經濟界蹉跌の機運をして一層速かならしめたるものは、大正六年九月米國に於て金輸出禁止令の實施せられたること之なり。卽ち米國金輸出禁止の結果、從來比較的自由なりし米貨の輸入は絕對に不可能となり、我國の輸出入に對する決濟は爾來重大なる支障を蒙るに至れり。先づ輸入決濟上に現はれたる支障は、印度よりする輸入棉花代金の支拂上に於ける困難にして、其の救濟策として日本銀行は大藏當局の意を含み、米棉を以て印度棉に代用せしことを紡績業者に勸奬し、尙ほ正金銀行及臺灣銀行をして、極力南支南洋方面に於ける印度向爲替の買收に努力せしむることとし、又特に臺灣銀行に對しては、此の目的達成の爲め更に爲替資金を供給することとせり。次に輸出に對する決濟上の支障に就て見るに、從來に於ても引續く輸出の超過並に對外受取勘定の增加の爲め、其の決濟上困難を感じつつありしが、政府及日本銀行に於て正貨を買上ぐること、對外放資の實行、其の他米國より金を輸入すること等に依り、此の困難を輕減し得たるものなり。然るに今や米國より金を輸入することの不可能となりしが爲め、外國爲替取扱銀行は爲替資金調達に就き、更に著しき困難に遭遇せざるを得ざりき。これ所謂爲替資金調節問題が、當時朝野の注意を惹くに至りし所以たらずんばあらず。而して日本銀行は事態救濟の爲め、正金銀行に對し漸次幾多の便法を以て外國爲替貸付金を增加し、又住友・三井兩銀行よりも米貨の買上げを爲すこととせり。然りと雖も、日本銀行が外國爲替取扱銀行に對し過度の援助を爲すことは、轉て兌換券の發行を過度に膨脹せしむることとなり、騰貴しつつある內地の物價をして更に昂騰せしめ、將來輸出超過を維持する上に於ても障碍となるべきを以て、日本銀行は兌換券の膨脹を抑止するの見地より、爲替資金問題は曩に政府に對し進言したる所に依りて解決せらるべきものと認め、政府當局並に民間に對し、更に之が實行を勸奬したり。而も日本銀行の兌換券は、海外よりする資金の流入並に內地物價の騰貴、取引の增加に基く通貨の需要其の他の事情に依りて益〻膨脹するの傾向顯著となれり。

一面米國が金の輸出を禁止したる結果は、本邦に於ても等しく之を斷行するの必要に迫られしかば、大藏省は大正六年九月省令を以て金銀貨並に金銀地金の輸出は大藏大臣の許可を要することとなし、又貨幣の鑄潰を禁じ、輸出許可の申請は日本銀行を經由せしむることとせり。其の結果金銀工業者は不便を蒙り、日本銀行に金貨の兌換を請求するものあるに至りしも、同行は之を拒絕するの方針を採り、又正金銀行と協議し、同行をして東京及大阪に於て、一定量を限り米國金貨の賣出を爲さしめ、以て民間の需要に應ぜしむることと爲したり。

第二　戰後の調節方策

休戰後一時沈衰したる本邦財界は、大正八年初頃に於て戰後の景氣發現し、微弱ながらも其の反映我國に及びしが、本邦財界は斯かる事實に眩惑され、之を以て直に日淸・日露兩戰後に經驗したるが如き、所謂戰後の好景氣の發生なりと誤認し、大正八年四・五月頃より投機熱の旺盛を見るに至れり。日本銀行は當時財界の情勢が既に常道を逸したるものと認め、大に前途の成行を憂ひ、之が對策に就き種々考慮する所あり、先づ第一には銀行引受手形又は銀行賣出手形の利用を勸奬して貿易金融の改善、割引市場の發達てふ目的以外に、依りて以て當面の金融引締を圖ることとせり。然りと雖も投機熱は更に衰ふる所なく、八・九・十月頃に於ては株式・綿絲の定期市場を始めとし、財界各方面とも殆ど熱

狂的となり、而も此の如きは獨り都會の地に於てのみならず、地方にも蔓延して全國都鄙擧げて投機に狂奔するの狀態となれり。玆に於てか日本銀行は金利の引上を行ひ、又一般金融業者に投機抑制の懇談を爲し、尙ほ機會ある毎に財界の實情を說きて以て前途を警戒するに努めたり。

當時日本銀行の公定割引步合は大正七年十一月の改定に係り、商業手形一錢八厘なりしを、既述の如く八年十月四日及十一月十九日の兩度に各二厘宛の引上を爲したり。而して其の第二次引上の結果は明治三十八年六月以降十五箇年に於ける最高の利率なりとす。此の如き金利の昂騰は畢竟事業を衰退せしめ、生產を抑制し、且又本邦財界を支持する重要なる得意先たる米國向輸出を減少せしむるの憂なしとせざるも、當時の情勢に鑑むれば寔に已むを得ざる所なりしなり。就中第一次引上に於て、國債以外の擔保附割引步合に限り、他の步合より一厘方多く、卽ち三厘の引上を斷行したるが、こは從來に其の例を見ざる所にして、卽ち株式投機熱に對し特に警戒を加へたるものと謂はざるべからず。而して市場の金利は旣に其の春頃に比すれば著しく昂騰し、日本銀行は市場金利に追從したるの感なくんばあらずと雖も、同行の利上に依りて更に市場金利を引締めたるは爭ふべからざる所にして、日本銀行の利上後、三井・三菱・第一・第百十五等の一流銀行を初めとして、各銀行總て其の貸出日步を引上げ、各地方銀行も亦中央市場の情勢に順應して、同樣金利の引上を爲したり。而して之と同時に預金協定利率の引上說も亦屢〻唱道せられたる所にして、右は八年中には實現するに至らざりしも、九年二月一日に至り東京・大阪を初め、各主要都市に於て其の實現を見たること、前に一言せる所の如し。

此の如く日本銀行は十月・十一月の兩度に利上を行ひ、其の結果同行の金利は年八分の割合となりしが、凡そ中央銀行の金利は生產資金の標準たるべきを以て、非常特別の場合は兎も角、平時に於てはこれ以上無制限に引上げ得べきものにあらず。而も當時の投機熱は日本銀行這般の金利引上を以てするも、尙ほ容易に之を制すること能はざる狀態に在りたり。蓋し日本銀行の利上は大體に於て財界に對し警告を與ふるに過ぎざるものなるを以て、苟も金融を引締め投機熱抑制の實績を擧げんと欲すれば、一般銀行をして日本銀行の方針を理解せしめ、以て其の貸出に手心を加へしむるの外あるべからず。仍て日本銀行は十一月二十二日東京側シンジケート銀行たる十三銀行當事者を招集し、又大阪側シンジケート銀行は大阪支店に於て會合せしめ、次で十二月三日右シンジケート以外の本支店銀行三十五行當事者の會合を求め、投機抑制の爲め各銀行に於て日本銀行の方針を了解し、之に協心戮力せんことを懇談したり。尙ほ當時の投機熱は單に都會地に於てのみならず、地方農村に於ても甚だ熾烈にして、全國的に瀰漫せるものなりしかば、日本銀行總裁井上準之助は十一月十九日より開會したる同行本支店事務協議會に於て特に此の點につき注意を與へ、各支店長をして其の所轄內の地方銀行をして日本銀行の意のある所を充分了解せしめ、以て投機抑制方に盡瘁せしむることとなしたり。

以上述べし所の如く、日本銀行は或は金利の引上に依り、或は又一般銀行業者と協力することに依りて、只管投機熱の抑制に努むる所ありしが、一般に瀰漫せる投機熱は此等を以てするも尙ほ容易に冷却すべくもあらざりき。然りと雖も之を其の儘に放置するが如きことあらんか、財界の前途洵に寒心すべきものありしを以て、日本銀行總裁井上準之助は大正九年一月二十七日東京交換所に於ける銀行業者會合の席上、財界反省の緊要なる所以に關し左の如く强調する所ありたり。

大正八年中我財界ノ活況ヲ呈セシハ、戰時中ニ於ケル好景氣ノ餘波卽チ惰力ノ然ラシメタルモノニシテ、本邦財界好景氣ノ唯一ノ原動力タルベキ外國貿易ハ既ニ頽勢ニアリ、若シ此ノ狀態ヲ以テ推移セバ、農村ハ終ニ投機熱ノ爲メニ破壞セラルベク、國家ノ爲メ洵ニ憂フベキコトナルガ、之ガ抑壓ハ容易ニアラズ、只金融業者ガ投機ニ對シ金融上ノ援助ヲ與ヘザルノ外途ナシ。凡ソ財界好景氣ノ原動力ヲナスベキ貿易ノ前途如何ヲ考察スルニ、歐洲向輸出ハ當分回復ノ見込ナク、支那、印度、南洋方面ニ對シテモ亦減退ヲ免レズ、今後日本ノ海外貿易ハ一ニ米國經濟界ノ狀況如何ニヨリテ決セラルベク、更ニ極言スレバ其運命ハ一生絲ノ値段ニヨリテ定マルガ如シ、然ルニ我輸出卽チ我財界ノ繫ガレル米國經濟界如何ト云フニ、歐洲ノ現狀ヨリセバ米國ハ、之ニ多大ノ復舊資金ヲ給スルコト不可能ナリ、然ラバ自然米國ノ物資輸出ハ減少ノ外ナク、延テ米國經濟界不景氣ノ襲來ハ免カルベカラザラン、米國ニ此種不景氣ガ今遽ニ襲來スベシトモ信ゼザルモ、此ノ傾向ノ存スベキコトハ疑ナキ所ナルヲ以テ、當業者ハ能ク此ノ大勢ニ鑑ミ愼重ノ態度ヲ持スベシ。

尤も此の如く日本銀行が投機熱旺盛の歸する所、遂に其の反動の免るべからざる所以を警告し以て財界の反省を促したるは、啻に此の際に始まりしにあらず、從來機會ある毎に屢〻繰り返したる所なり。從て爾後日本銀行が斯かる財界前途觀の下に、實際上如何なる政策を實行すべきやに就ては、財界殊に金融業者の均しく注意を怠らざりし所にして、其の結果株式・米穀・生絲等の諸市場は概して低落を示したり。されど一般財界の趨勢は一片の警告を以て能く阻止し得る所にあらず、大正九年に入るや投機熱は前年にも增して熾烈となり、諸銀行の貸出は再び膨脹の勢を續け、遂に同年三月の大反動を見るに至りしものとす。

之を要するに、休戰後に於ける本邦財界の投機熱勃興に際しては、日本銀行は金利引上を斷行して金融の引締を圖り、或は一般銀行業者と協力し、或は財界に警告を與へて其の反省を促し、以て投機熱の抑制に努めしものなるが、惟ふに當時の如き事態の下に於て、國內金融調節の爲め日本銀行の爲し得る所は、金利政策の實施を除かば、一般銀行業者又は財界に對する警告の如き消極的措置の外他に有効なる方法なかるべく、日本銀行は其の能ふ限りの範圍內に於て最善の努力を拂ひしものと認めざるべからず。而して其の結果に就きて見るに、日本銀行の措置は軈て一般銀行業者の貸出警戒となり、兩者相俟て假令一時的にもせよ一般財界の人氣を抑壓し、株式市況も爲に相當氣勢を殺がれ、市況を比較的鈍重ならしめたるは、諸般の情況に徵して疑ふべからざる所なり。試みに大正八年一月以降に於ける株式價格の指數及定期取引高を見るに、其の計數は左の如くにして、同年十一・十二月頃に於て一時減退を示せり。これ畢竟市況鈍重の反影に外ならざるものとす。

年月	主要株式の價格指數（大正三年七月を一〇〇とす）	東株月末先物相場	東京株式取引所月末取組殘高	株式取引所賣買出來高 東京定期	株式取引所賣買出來高 大阪定期
		円	株	株	株
大正八年一月	一七八・二〇	一九一・〇〇	一、二七九、九一〇	二、一五五、七五〇	九〇三、七二〇
二月	一七三・八一	二〇九・一〇	一、二五三、一一〇	一、九六〇、〇一〇	七一〇、八四〇
三月	一七六・一八	二一九・九〇	一、二九〇、〇〇〇	二、三七二、七九〇	九八五、四五〇
四月	一八二・五六	二三六・〇〇	一、四三九、二一〇	二、五一九、四四〇	一、三〇七、一八〇
五月	一八九・七一	三〇五・〇〇	一、七六〇、三八〇	三、六九八、一九〇	一、七五四、〇一〇
六月	二〇八・一六	三二一・〇〇	二、一〇七、八七〇	四、〇八七、二〇〇	二、一六〇、七二〇
七月	二二二・四五	三〇五・五〇	二、四二六、六三〇	四、〇六三、七〇〇	一、九六四、八〇〇
八月	二二三・四一	三〇六・五〇	二、三八二、七七〇	三、二一一、〇八〇	一、二八三、四二〇
九月	二四四・三八	四四四・九〇	二、八〇七、〇〇〇	五、五五〇、〇二〇	二、三四八、四九〇
十月	二四四・一七	四〇五・九〇	二、五七二、五八〇	四、〇〇七、〇八〇	一、七六一、九二〇

大正八年十一月	二三三・五一	四四五・〇〇円	二、四七八、七六〇株	三、六三四、四二〇株	一、八四六、一八〇株
十二月	二三三・六四	四五三・〇〇	二、三四三、三八〇	三、六〇八、五五〇	一、七七五、五三〇
大正九年一月	二五〇・八四	四六二・〇〇	二、七二六、七六〇	四、九二九、三〇〇	二、〇三〇、三八〇
二月	二四六・八五	四九六・〇〇	三、〇八二、九二〇	五、三三三、四五〇	一、八〇七、〇九〇

尤も右の如きは單純に金利の引上又は投機熱抑制の結果にのみ歸すべからず。銀行引受手形或は銀行賣出手形の如き、主として對外金融調理の爲め實施せられし所なりと雖も、此等が一面國内に於ける金融引締に頗る效果ありしは玆に再言を要せざる所なり。惟ふに歐洲大戰後我金融市場は層一層國際的となり、勢ひ國内金融の爲に行ふ所も、其の影響する所必ずしも國内に止まらざることあり、或は之と反對に對外金融の疏通又は正貨の吸收を目的とする對策にして、一面國内の金融に影響を與ふる所必ずしも尠からざりしなり。從て尠くとも歐洲大戰以後に於ける日本銀行の金融調節は、之を對内と對外とに分つことは必ずしも穩當ならざるべしと雖も、而も銀行引受手形或は銀行賣出手形の如き其の本來の目的が國内にあらざるは論を俟たざる所なるを以て、之を國内金融の調節策とは區別して考察する必要あり。唯兩者の間に右の如き關係のあることを忘るべからず。

第二目　國内金融の調節

第一　割引に關する制度の諸改革

手形割引は日本銀行の諸營業科目中、其の中央銀行たるの立場より見て最も重要なる科目にして從來と雖も之に關する制度の運用に關し同行は種々腐心する所ありしが、就中歐洲大戰の勃發以來我國の經濟的發展、國力の增進、國際的地位の飛躍向上と共に、益〻右制度の重要性を加ふるに至りしかば、日本銀行に於ても亦必要なる諸般の改革を加へ、以て時局に處し其の運用を誤らざらんことを期したり。其の最も主要なるものを(一)一名裏書商業手形の割引(二)商品擔保融通方法の擴張(三)製絲資金特別手形の割引(四)短期米貨英佛公債引當融通及(五)見返品制度の改正等とす。此の他日本銀行の手形割引に一新生面を開きたる輸出スタンプ手形及輸入引受手形の割引創始ありと雖も、こは別に詳述することとし爲し、以下前記の諸改革に就き順次概說すべし。

（一）一名裏書商業手形の割引

元來日本銀行に於て割引し得る商業手形（保證品附手形を除く）は、定款の規定により普通二名以上の裏書あるを必要とし、唯特に大藏大臣の認可を得たる格別の取極あるものに限り一名裏書の手形割引を許すものにして、此の種の事例としては明治三十一年一月十二日を以て認可せられたる合名會社大倉組記名の商業手形を最初とし、爾後特殊の事情に因り屢〻此の種の取扱を受くるものあるに至りしが、明治三十二年三月日本銀行に於て横線保證小切手法を制定するに及び、一名裏書の爲替手形取引の必要なきに至り、同年六月十四日を以て右一名裏書の爲替手形取引は同月三十日限り廢止すべき旨大藏大臣へ上申し、以來此の種の取引を見ざるに至りしものとす。然るに大正四年二月一般金融に便宜を與ふるの趣旨を以て、取引先の必要に應じ、一定の條件に適合する眞正の商業手形は一名裏書にても割引し得るの途を開き、翌五年七月には更に其の條件を改定して取引範圍を擴張したり。先づ大正四年二月二十五日日本銀行に於て定めたる一名裏書の條件を見るに左の如し。

一、振出人は自己を受取人又は支拂人と定めざること。

二、支拂人は既に引受を爲し又は本行に對して引受を爲すべき旨を、豫め約束したるものたること。

三、振出人及支拂人の資產信用確實なること。

蓋し甲商人より乙商人に宛て、甲商人の取引先を受取人として振出したる爲替手形にして、該受取人が日本銀行取引先たるとき、其の者より此の種の手形を日本銀行へ再割引の依頼を爲す場合あり斯かる場合該手形の支拂人に於て既に引受を爲し、又は豫め日本銀行に對し其の引受を爲すことを約束したるときは、三人の署名若くは之と等しき効力あるものなりと雖も、其の表面上裏書人は一名なるの故を以て、日本銀行に於ては從來此の種の手形は割引することを得ず、實際上不便尠からざりし爲め、爾後實際の商取引に起因するものと認められ、且つ自己を受取人又は支拂人とせざる爲替手形にして、支拂人に於て現に引受を爲したるものか、又は支拂人に於て豫め日本銀行に對して右手形の引受を爲すべき旨を約束したるものにして、手形振出人及支拂人の資產信用確實なるものは、一人の裏書にても之を割引するの途を開くに至りしものとす。

然れども日本銀行は之を以てするも未だ市場の要求に應ずるに充分ならずと認め、銀行總會の決議を經て更に手形割引の範圍を擴張することと爲し、大正五年七月七日大藏大臣に申請の上、其の認可を得て同月二十八日より前記大正四年二月制定の條件を左の如く改定したり。

一、振出人が自己を受取人又は支拂人と定めざる爲替手形にして、支拂人が既に引受を爲し又は日本銀行に對して引受の約束をなしたるもの。

二、約束手形又は振出人が自己を受取人又は支拂人と定めたる爲替手形にして、資產信用確實なる者が保證人として日本銀行に對し、割引依賴人と連帶して該手形に起因する一切の債務を負擔するの約束を爲したるもの。但爲替手形に付ては支拂人が已に引受をなしたるものたることを要す。

今日本銀行が右の如き改定を爲したる所以を稽ふるに、抑問屋卸賣商又は製造家等が小賣商又は他の問屋卸賣商製造家等に商品原料等を賣渡したる場合、此等のものに宛て自己を受取人として爲替手形を振出すこと（以前は多く約束手形を用ひたるも、後次第に爲替手形を用ふるに至れり）は最も普通に行はるる所にして、從來日本銀行は普通銀行に對し此等の手形を問屋卸賣商又は製造家と割引依賴銀行との二名の裏書を以て割引し來たれるも、日本銀行が直接問屋其の他と取引を開く場合に於ては、此の手形は一名の裏書なるを以て、其の性質如何に拘らず割引することを得ず、若し强て二名の裏書を要求せば、問屋等は之を其の手代番頭其の他の者に一旦讓渡し、更に買戻すが如き方法に依り二名の裏書を具ふるの外なかりしものなり。斯くの如きは濫りに善良なる商慣習に干涉して却つて商業手形の本質を損するの嫌あるのみならず、若し此等の手形割引を一切拒絕せんか、日本銀行以外の取引先に對しては、保證品を添付せざる單純なる商業手形割引の途を殆ど杜絕するに近き結果となるべきなり。茲に於てか日本銀行は資產信用確實なる取引先に對しては、手形支拂に對し資產信用確實なる連帶保證人を立てしめ、以て二名裏書の精神に添はしむることを期したるものなり。

（二）商品擔保融通範圍の擴張

商品擔保の融通は定款第二十四條に認められたる融通方法にして、日本銀行は創業當時より或は荷爲替手形の割引、貨物預り證券附爲替手形の割引又は横濱同伸會社との間に行はれたる生絲抵當約束手形割引等の方法に依り、取引先に對し必要資金の供給を爲し來れり。其の後明治三十二年六

月新商法實施に當り內規施行規定に第二十七條として『質入證券ハ本行ノ指定シタル倉庫業者ノ發行シタルモノニ限リ見返リ品トシテ取扱フ』べき旨の規定を追加し、初めて倉庫證券を擔保として受入るる場合に於ける取扱方の大綱を定めたり。然れども倉庫指定に關する一般的準則未だ備はらざりしが爲め、各店に於ける取扱は區々に亙るを免れざりしを以て、明治四十年七月之が取扱手續を制定して其の取扱方を一樣ならしむることと爲し、尋で大正四年に至り日本銀行は商品擔保融通に付き一層便宜を與ふるの趣旨を以て、大に其の融通方法を擴張したり。卽ち次の如し。

第一　從來指定倉庫以外の倉庫に就ては、特殊の事情の存する場合に限り、臨機の措置として極めて制限的に指定倉庫に準ずる取扱を許すことあるに止まりしが、大正四年六月新に指定倉庫以外の倉庫證券を割引保證品と爲す場合の取扱手續を設け、以て必要に應じ資產信用確實なる取引先に對しては、此の方法に依る資金融通の途を開きたり。

第二　更に又倉庫業者に寄託しあらざる商品にありては、之れ迄生絲擔保附手形割引の如き場合を除き、之に對して直接日本銀行より資金を融通することなかりしが、新に信託讓渡の方法によりて擔保を受入るる取扱を許し、此の方法を以て手形の割引を爲し得ることとしたり。

爾來日本銀行に於ける商品擔保貸出は尠からず其の融通上の利便を加ふるに至れり。而して右の內信託讓渡の方法による融通は、日本銀行の個人取引先殊に製絲業者により多く利用せられたるものとす。

(三)　製絲資金特別手形の割引

本邦重要產業奬勵助長の趣意を以て、日本銀行は從來一部の取引先に對し製茶・製絲・米穀出廻等の季節資金需要に當り、特に成規の方法に據らずして融通を許可したり。就中製絲に對しては最も古くより之を行へる所にして、卽ち同行福島支店に於ては、夙に明治三十三年六月當時宮城縣下に於ける製絲業の急激なる發達の結果、資金の缺乏に苦むものありし爲め、取引先宮城商業及仙臺の兩銀行に對し夫々極度金額を定めて製絲家振出約束手形の再割引を承諾し、又名古屋支店に於ては明治四十五年以降製絲家振出、問屋引受爲替手形の割引を行ひしが如し。然るに大正三年七月歐洲大戰勃發以後一層其の便宜を圖ると共に、特に松本支店に於ても製絲家振出、生絲問屋引受手形の再割引を開始し、大に季節資金融通の便を圖れり。蓋し歐洲大戰勃發に因る製絲業者の窮狀は其の極に達し第十九・六十三・信濃の三銀行は此等製絲業者に對する資金の特別融通に關し、日本銀行に申請する所ありしを以て、日本銀行は事情已むを得ざるものあるを認め、其の承認を與へたるものとす。此等特別手形の割引に關し一般的の取扱方を見るに左の如し。

一、此の種融通に付きては手形引受人又は取引銀行毎に金額を定めて毎年度豫め承認を受くること。

二、手形關係人たる製絲業者竝に生絲問屋の名前を豫め屆出づること。

三、割引步合は國債以外の保證品附手形に準ずること。

四、必要と認むる場合には取引銀行重役個人連帶保證を徵すること。

五、本融通は普通商業手形の割引にあらざるが故に、之を高低利率適用上實際貸出高の中に通算すること。

而して融通限度額は福島・名古屋兩支店管轄の分共大正三年以降增額し、以て時局の影響に對處し

たるものとす。尤も松本支店の分を除き、他は大正九年を以て此の種の融通を廢止したり。

（四）短期米貨英佛公債引當融通

日本銀行は横濱正金銀行が在米資金處理の手段として、內地投資家に購入せしめたる英佛政府の發行に係る償還期限三箇年未滿の短期米貨證券を引當とし、歐洲大戰中臨機の措置として、其の取引先に對し手形割引の方法に依り融通を與ふることと爲し、大正六年六月より之を實行したり。但し引當證券の銘柄は (a) Anglo-French Five year 5% External Loan. (b) Government of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Two year 5% Secured Loan Gold Notes. (c) Government of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Three year 5½% Secured Loan Gold Notes. (d) Government of the United Kingdom of Great Britain and Ireland One year 5½% Secured Loan Gold Notes. (e) Government of the United Kingdom of Great and Ireland Two year 5½% Secured Loan Gold Notes の五種に限るものにして、割引歩合は國債以外のものを保證とする手形割引歩合に依ることせり。

（五）見返品制度の改正

大正六年十一月日本銀行は見返品制度に改革を加ふることと爲し、其の旨大藏大臣に上申する所ありたり。見返品制度は既述の如く明治三十年に至り、商業手形流通の奬勵と共に個人取引の實を擧げ、以て資金融通の便益を增加するの目的を以て、大に之が改定を斷行し、爾後經濟界の進運に伴ひ隨時其の範圍を擴張したりと雖も、日露戰役の前後に亙る金融界の情勢は、多く個人取引を擴大するの域に達せしめざりしのみならず、見返品に指定せられたるものの大多數は、鐵道國有の實行と共に國債に變形せられたる爲め、大正六年十一月現在の見返品として存するものは、二三の大都市の市債及數箇の銀行會社の株券又は債券竝に諸外國政府の公債、債券に過ぎざりき。抑見返品制度は金融界に於ける實際上の必要に伴ひて實行し來たりたるものなるが、今や歐洲大戰亂に依りて、本邦財界は俄然國富增進の機會に逢著し、資金の增加と共に其の需要の方面は益擴大せんとするに至りしかば、日本銀行としては更に進みて取引先の信用程度を精査すると共に、有價證券の全般に亙り其の優良なるものを選擇して見返品に加へ、且つ隨時に取捨加除することとして以て取引を圓滑にし、金融の疏通調理を助成することの必要切なるものあるに至れり。蓋し各種の有價證券は之が發行者の財產狀態、發行原因及其の費途等に於て固より一樣ならずと雖も、既に市場に於て其の眞價値を認められしものなる限り、之を補助擔保として取引者の信用に加算するも、金融上敢て非難すべき所にあらず、唯之に依りて給付する資金の用途と、補助擔保の性質とを精査し、且市價變動の著しきものを排除し、加ふるに其の市價の變動に備ふるの途を講ずることを要するのみなり。日本銀行は此の如き見地に基きて爾後見返品目を一般的に限定することを廢し、株券、社債、地方債及外國政府證券等にして、其の性質優良若くは確實と認めらるるものを見返品として採擇することと爲し、且時の情勢如何に依りて時々其の品目を變更することと爲したり。右見返品採擇方針の改正に關する申請は大藏大臣の許可を得しを以て、日本銀行は其の採擇の條件に關する規定を設くると共に、之に依り各種有價證券を見返品に指定したり。而して日本銀行は右見返品制度の改正に關し其の趣旨を左の如く江湖に聲明すると共に、見返品の品目に就いては經濟界に及ぼす影響を慮り爾後一切之を公表せざることと爲したり。從つて本書に於ても亦見返品の品目竝に其の後の加除變遷は之を記載せざるべし。

本行見返品制度ノ設定セラレタル以後ニ於テ、各種事業ノ新ニ興リタルモノ尠カラズ。一方ニハ又日露戰役後鐵道國有ノ實行ト共ニ、曩ニ見返品ニ指定セラレタル主タル鐵道株ハ國債ニ變形セラレタル結果、見返品トシテハ消滅スル等、經濟事情ノ變化少カラザルニ依リ、爾來徐々ニ見返品ノ品目ヲ加除シ來リタルガ、今後經濟界ノ發展ハ尙一層大ナルモノアルベシト認メラルルヲ以テ、之ニ應ジテ取引ヲ圓滑ニシ、金融ノ疎通調理ヲ助成センガ爲メニハ、本行見返品制度モ此ノ目的ニ適セシメンガ爲メ、此際之ヲ改定スルコトトセリ。而シテ今回ノ改定ニ就テハ出來得ルダケ取引方針ヲ營業的ナラシムルノ趣旨ヲ以テ、從來慣行シ來レルガ如キ品目列擧主義ハ之ヲ廢シ、優良ナル有價證券ト認メラレ得ベキモノノ內ヨリ見返品ヲ採擇スルコトトシタルガ故ニ、從テ其品目ハ從前ニ比シ增加スルコトトナレリ。併シ右ノ方針ヲ採リタル結果常ニ取捨加減ヲ要スルガ故ニ其品目ヲ公表スルコト能ハザルハ實ニ已ヲ得ザル次第ナリ。加之其取捨ノ標準ノ如キハ兌換券發行ノ責任アル本行ノ立場トシテ、世間一般ノ標準トセルモノトハ自ラ多少異ナル所アルヲ免レザルナリ。

第二　爲替協定の改正

日本銀行が他の銀行と締結するコルレスポンデンス約條書は明治十六年始めて之を制定し、其の後必要に應じて屢〻改正を加へ、明治三十四年六月の改正を最後とし、爾後長く變更を見ざりしが、大正元年十一月爲替勘定整理方法の改正を機として從來の書式中不備の點を補正したり。今其の改正の要項を見るに、(イ)新約條書は舊約條書に定めたる約條滿期に至り之を更新するの煩を避け、單に契約期間の延長を爲さしむることとし、(ロ)新に勘定整理に當方口、先方口の區分を設け、(ハ)互に貸越又は預合となりたる場合、一方の都合に依り振替相殺を爲し得ることを定め、(ニ)舊來の約條書は爲替取引に使用せる電信上の誤謬より生ぜし損失に就て規定せるのみなりしが、新に手形、小切手の不正使用に關する責任條項を追加し、(ホ)預り金に對しては雙方共利息を附せざることと定めしこと等にして其の後二回の改正を經、大正七年三月には更に全般的に改正を施し、以て金融市場の時運に對處することとせり。大正七年改正の約條書全文は左の如し。

コルレスポンデンス約條書

日本銀行ト株式會社　銀行トノ間ニ於テ「コルレスポンデンス」ヲ締結シ取引ヲ開クニ付大藏大臣ノ許可ヲ請ケ雙方協議ノ上決定シタル約條左ノ如シ

第一條　日本銀行ト株式會社　銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締結セルニ付自今日本銀行　銀行間ニ於テ互ニ左ノ取引ヲ爲スヘシ

第一　爲替ノ取組

第二　手形小切手類ノ取立

第二條　前第一條ノ取引上ニ於テ貸越ヲ爲ス金額ハ雙方共金　圓ヲ極度トス

第三條　前第一條各種ノ取引ヲ開クニ付株式會社　銀行ハ豫メ實價金　圓ニ相當スル根抵當品ヲ日本銀行ヘ差入レ置クヘシ其抵當品ノ種類及價格ハ日本銀行ノ定ムル所ニ從フヘシ又日本銀行ニ於テ抵當品ノ價格ヲ變更シタル爲メ不足ヲ生スルトキハ更ニ增抵當品ヲ差入ルヘシ

第四條　爲替取引ノ勘定ハ雙方共互ニ當方口ト先方口トヲ區別シ雙方各自カ仕向ケタル勘定ハ當方勘定トシテ先方ヨリ仕向ケラレタルモノハ先方勘定トス

第五條　送金ノ爲メ手形又ハ小切手ヲ振出シタルトキ若クハ電信爲替ヲ取組ミタルトキハ直ニ案內書ヲ其振向先ヘ送付スヘク又現金支拂濟ノ上ハ直ニ其旨ヲ振出元ヘ通報スヘシ

但普通送金五百圓未滿ノモノニ對シテハ案內書ヲ省略スルコトヲ得

第六條　雙方ノ爲替勘定互ニ貸越トナリ又ハ預合トナリタルトキハ一方ノ都合ニヨリ書狀又ハ電信ヲ以テ通知シ何時ニテモ振替相殺ヲ爲スコトヲ得

此場合ニ於テハ書狀又ハ電信ノ到達シタル日ヲ以テ振替ヲ爲スヘシ

第七條　手形小切手類ノ取立ヲ爲スニ方リ若シ其支拂ヲ拒絶セラレタルトキハ權利保全ニ必要ナル手續ヲ履行シ直ニ其旨ヲ報告スヘシ

第八條　本約條ノ取引ニ要スル電信ハ日本銀行ノ定ムル略語及符號ヲ使用スヘシ

電信上ノ誤謬又ハ略語符號ノ漏洩若クハ之レヲ不正ニ使用セラレタルニヨリ生シタル損失ハ總テ振出元ノ負擔タルヘシ

第九條　爲替取引ニ用ユル手形小切手用紙竝ニ印鑑署名鑑等ハ豫メ取換セ置キ照合ノ上支拂ヲ爲スヘシ

手形小切手用紙印章及署名等ヲ盜用若クハ不正ニ使用セラレタルニ依リ生シタル損失ハ總テ振出元ノ負擔タルヘシ

第十條　本約條取引貸借勘定ハ雙方共毎年五月十一月ノ末日ヲ期トシテ決算ヲ爲スヘシ

第十一條　本約條ニ依ル預リ金ニ對シテハ雙方共利息ヲ附セス

貸越又ハ借越トナリタル勘定ニ對シテハ日本銀行ニ於テ定ムル所ノ利率ヲ以テ日々ノ最終殘高ニヨリ積算シ（百圓未滿ノ端數ハ積算セス）前條ノ決算期ニ於テ決算ノ上爲替勘定ニ附替フヘシ

但爲替尻利息ハ六月一日十二月一日ヲ以テ起算日トス

第十二條　本約條ハ大正　年　月　日ヨリ實施スヘシ期間ハ之レヲ定メスト雖モ日本銀行ハ都合ニ依リ何時タリトモ第二條ノ極度額ヲ變更シ又ハ本約條ヲ解除スルコトヲ得ヘク株式會社　銀行モ亦一ケ月以上ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得ヘシ

第十三條　解約ノ場合ハ雙方ノ貸借勘定ヲ決濟シ借リ方トナレル銀行ハ直ニ其元利金ヲ返濟スヘシ此ノ場合ニ於テ株式會社　銀行カ元利金ヲ返濟セサルトキハ日本銀行ハ株式會社　銀行ニ對シ通知ヲ要セス直ニ第三條ノ抵當品ヲ賣却シ其代金ヲ以テ其負債元利延滯利子（歩合ハ貸越利子ト同シ）及賣却ニ充當スルコトヲ得此場合ニ於テ剩餘アレハ之ヲ返付シ不足アレハ尙株式會社　銀行ノ資産ヲ以テ之ヲ償却セシムヘシ又日本銀行ニ於テ抵當品ヲ賣却シタルトキハ株式會社　銀行ハ其賣却手續價格及費用等ニ付異議アルヘカラス

右ノ約條ヲ締結シタル證トシテ本約條書二通ヲ作リ當事者雙方記名捺印シ一通ハ日本銀行ニ一通ハ株式會社　銀行ニ於テ保存スルモノ也

年　月　日

日本銀行總裁
同　營業局長
同　文書局長
銀行
同　取締役
同　支配人

右約條書は翌大正八年十一月に至り利息計算方法の變更に依る改正を經て、以て大正末年に及べるものとす。

第三　北濱銀行の救濟

歐洲大戰の初期に於て本邦金融市場が其の惡影響を蒙るや、日本銀行は金融調節の爲め種々畫策する所ありたることは既に述べたる所の如くなるが、普通銀行の營業救濟に關しても亦同行は中央銀行として出來得る限りの努力を拂ひし所にして、其の最も著しきものを北濱銀行の救濟なりとす。惟ふに日本銀行の金融調節は從來政府の爲す所に追從し、又は之を援助したるに過ぎず、中央銀行として獨自の立場より積極的に金融市場の調理に進出したるは、概ね歐洲大戰の勃發以後のことに屬す。而して同行が普通銀行の救濟に積極的態度を示したるも亦此の時以後のことにして、北濱銀行

の救濟は實に其の代表的なるものたり、或は之を以て其の嚆矢と云ふも敢へて不可なかるべし。

大阪市所在の北濱銀行は大正三年三月頃より緩慢なる預金引出に遭遇したるが、同行頭取岩下清周の關係せる事業竝に銀行を攻擊する記事東京・大阪の新聞に連載せらるるに及び、同行に對する預金者の不安著しくなり、四月十八日頃より漸次取付急激となり、將に危機切迫の狀態に陷りたり。是より曩き日本銀行は同行に對し公債擔保を以て普通融通を與へたる高三百八十餘萬圓に及びしが右取付の盛となるに至るや、北濱銀行重役連帶及男爵藤田平太郎外二名の裏書にて、更に三百萬圓の特別融通を與へたり。之れ實に四月二十五日のことなりとす。然るに其の後の情勢は尙ほ逆睹すべからざるものあり、延て他の銀行にも影響するの虞あるに至りしを以て、日本銀行は同行重役の請を容れ、四月二十九日藤田平太郎に於て最善の努力を爲すべきことを條件として、必要なる資金を供給することを承諾し、四月末に百萬圓の融通を與へたり。尤も內五十萬圓は六月初旬返金ありたるを以て、結局六月中旬に於ける無擔保特別融通高は五百萬圓なりき。而して六月末同行重役が整理案として發表せし所に據れば、其の缺損總額は三百十萬餘圓にして、之が補塡の爲め不動產益金・繰越金及積立金總額竝に役員辨償金を以てするも、尙ほ四十四萬圓の繰越損を生ぜり。而も六月節季を經過するが爲めには相當の資金を要するものあり、日本銀行は九十日期限にて延期を許さざる條件を以て新に百三十五萬圓を融通し、漸くにして上半季を經過せしめ得たり。尋で七月八日重役の更迭あり、新重役は更に缺損高を精査したるが、其の結果舊重役の發表せる以外に尙ほ四百五十萬圓の缺損ある旨を發表したり。斯くて同行の缺損總額は前後通算して約七百五十萬圓の巨額に達したるが、斯くの如く其の實狀の判明すると共に、同行に對する人氣は益〻劣惡に傾き、七月二十九日に至り又々預金の取付あり、就中地方銀行よりは爲替尻の引出續々嵩み、次で八月五日頃より日本棉花・大阪瓦斯株式取引所等の各會社を始め、其の他大口預金の引出あり、尙ほ市內四五の銀行に對する借入金返濟期限の到來するものありて、僅々旬日內に其の支拂額は數十萬圓に上れり。一方日本銀行は更に八月八日十萬圓、同月十三日二十萬圓、同月十五日公債擔保にて五萬圓を何れも十日期限の短期貸にて融通を與へ、以て該行をして危機を脫せしむることに努めしが、大勢の赴く所既に上述の如くなりしを以て又如何とも爲すこと能はず、八月十九日北濱銀行は終に十日間の臨時休業を發表するの已むなきに至れり。而して日本銀行が當初より其の臨時休業に至るの間、同行救濟の爲め貸出したる特別融通額は實に六百六十五萬圓に達せしが、右の內六月中旬以降の貸出金百六十餘萬圓は漸次回收濟となり、大正四年三月末現在の日本銀行融通高は、特別融通五百萬圓及當座貸越十三萬圓となれり。尤も事件發生前に於ける公債擔保普通融通高は、大正三年十一月九日全部回收濟となりたるものとす。

右の如く日本銀行は北濱銀行救濟の爲め巨額の無擔保特別融通を爲し、同行重役亦行勢挽回の爲め萬全の策を講ぜしかば、大正三年十二月十日を以て漸く開業の運びに達し、十二月十九日資本金を四百萬圓に減少し、更に三百萬圓（株數六萬株）の優先株（年八朱の利益配當及殘餘財產分配の優先權附）を增資の爲め發行することを臨時株主總會に於て決定する等、著々甦生の步を進めたり。

抑〻北濱銀行這般の支拂停止は、時局の爲め全國人心の興奮せる際に起りたるにも拘らず、同銀行に早晚其の事あるべきは一般銀行家其の他相當廣範圍に亙りて既に豫期したる所なりしを以て、事件の勃發は實際上甚大なる驚愕を誘起するに至らず、從て市中銀行は內外多少の警戒を加へたる外、表

面頗る平靜にして、預金者側に於ても必ずしも輕擧を敢てするもの無かりしが如し。唯株式及米穀兩取引所は平素北濱銀行を機關銀行とし、現に兩取引所の預金は前者に於て百四十三萬圓、後者に於て二十二萬圓に上りたるのみならず、兩取引所の仲買人は大部分同銀行と取引關係ありしを以て、八月十九日同銀行の支拂停止を發表するや、忽ち資金融通の機關を失ひ、爲に株式取引所は一旦本場立合を午後に延期し、後終に全然立會を休止することとなり、又米穀取引所は前場第三節迄立會へる折柄偶〻同行支拂停止の報あり、當時四節以下の立會を休止するの已むを得ざるに至れり。然れども公開市場は取引銀行の破綻の爲め永く休止すべきにあらざるを以て、株式取引所に於ては第百三十銀行を、米穀取引所は加島銀行を各後繼銀行に撰定し、且つ北濱銀行に交渉の上、仲買人より差入れたる擔保品を融通資金の返濟と共に同銀行より引出し、新銀行に之を振替ふることと爲し、孰れも翌二十日より立會を再開し得たり。此の如く北濱銀行支拂停止の影響は極めて輕微にして、支拂停止前の八月十七日より同二十一日迄に於ける日本銀行大阪支店の貸出增加は二百萬圓に過ぎず。而して株式市場は一時其の影響を受けて動搖を來し、殊に北濱銀行株の如きは七八圓に迄暴落せしが、立會開始後は東京の高報を移して諸株再び好況に赴くことを得たり。

以上は本店所在地たる大阪の狀況なるが、神戸・京都・東京等の支店所在地に於ても、或は前回取付の時より一般に警戒したるが爲め、或は預金の大部分が特殊預金にして普通預金は絕無の有樣なりしが爲め、一般財界に對して格別動搖を生ぜしむることなく、殊に株式市場の如きは押目待の買物を喚起して寧ろ大奔騰を來し、全然同行の破綻を知らざるかの如き狀況を呈せり。唯名古屋市に於ては前年來附近小銀行の支拂停止を爲すもの續出せるのみならず、市内に於ても愛知實業銀行及尾張銀行等相踵で破綻を暴露したるが如き特殊の事情あり、一同危惧の念を抱ける際なりしかば、八月十九日又々北濱銀行の支拂停止に逢ふや、人心著しく動搖したり。當時北濱銀行名古屋支店の預金は合計百十七萬七千餘圓にして、其の中約半額は尾三農工銀行其の他の特殊預金に屬し、又普通預金も大口のもの多かりしかば、直接の影響としては勿論云ふに足らざりしも、之が爲め一般預金者の神經を刺戟せしこと少からず、而も之を機會として株式賣方中盛に流言蜚語を放つものあり、加之翌二十日は新地遊廓の支拂日なりしが爲め、明治銀行廓内出張所に預金者の出入頻繁なりしが爲め、世人は早くも取付起りしものと誤解し、茲に市内各銀行は一齊に取付を受くるに至れり。即ち明治銀行の新地廓内出張所に取付の起りたるは二十日の朝にして、それより同銀行南支店に及び、忽ち本店を始めとして市内各支店・出張所に移りたるのみならず、取付は更に名古屋銀行・愛知銀行等にも擴り、事態容易ならざるものありたり。茲に於てか前記三銀行に共同して難局に當ることに決し、取敢ず擔保付にて日本銀行支店より應急資金二百五十萬圓の融通を受け、著々支拂を實行せり。而も預金の取付は容易に減退せず、市内大小の銀行は悉く取付に遭遇し、且つ預金者の狼狽甚しく、中には支店より引出して本店に預入るるが如き滑稽を演じたる向も少からざりしなり。斯くて明治銀行本支店・名古屋銀行南支店・同榮町支店・愛知銀行古渡支店等は夜に入るも拂渡を爲し、午後八時を過ぎて漸く鎭靜に歸したるが、獨り明治銀行の南支店及熱田支店は毫も預金者の迹を斷たず、兩支店は夜を徹して支拂に應じたり。而して形勢容易に一變の兆無きを見るや、明治名古屋・愛知の三銀行は日本銀行に對し更に無擔保にて三百萬圓の共同借入を申出で、愛知縣知事よりも特に大藏大臣に電請する所ありし日本銀行支店に於ては支店長以下掛員一同徹夜して詰切り救濟方に盡力したるが、日本銀行本店は

二十一日午前一時に至り、三銀行共同一致事に當るに於ては極力之を救濟すべく、又此の旨社會に發表すべき旨電報する所あり、玆に三銀行當事者は始めて安堵の思を爲し、各其の準備に努め、同縣知事も亦二十一日朝縣報號外を以て、流言浮說の爲めに銀行預金を引出すは、徒に經濟界を惑亂せしむるものなるに依り、預金者は愼重の態度を持し輕躁の擧動あるべからざる旨の諭告を發し、人心の緩和に努めたるを以て、各銀行共次第に鎭靜に歸したり。前日來の取付額は明治銀行二百萬圓、名古屋銀行五十萬圓、愛知銀行三十萬圓に上り、其の他金城・村瀨・丸八貯蓄等各銀行も少からざる取付を受けしが、憂慮せられたる爲替尻の引出も格別のこと無く、二十一日に於ける明治銀行の手形交換尻は二十三萬圓にして、其の他は殆ど平常と異らず、從て日本銀行より融通したる支拂準備資金も亦其の必要を見ざるに至れり。

第三目　對外金融の調節

第一　外國爲替貸付金

（一）横濱正金銀行に對する外國爲替貸付金

明治四十四年五月日本銀行は、横濱正金銀行に對し、外國爲替貸付金の制度を設け、之に關する約條を締結したるが、大正八年六月に至り其の全文を改定したり。今其の改正の主要なる點を擧ぐれば（イ）前約條に於ては一箇年間の貸借金額を兩銀行協議の上豫め月割額を定め、尙ほ實際貿易の景況に從ひ該豫算額を增減するものなりしが、改正約條に於ては此の如く貸借額を豫定することを廢せしこと、（ロ）貸付金辨濟の期日は元來各引當手形の支拂期日に依り、其の支拂期日の確定せざるものは豫定支拂期日に依る定めなりしが、改正約條に於ては其の引當手形が外國より日本へ向けたるものなると、日本より外國へ向けたるものなるとによりて支拂期日を異にし、卽ち前者に於ては其の支拂期日の前々營業日を以て支拂期日とし、後者及支拂期日の確定せざるものの支拂期日は、何れも前約定に於て定むる所を其の儘存置したること、（ハ）前約條に於ては手形の豫定支拂期日を定むるに、手形發送の日より一覽後經過すべき日數と郵便日數とを加算したるものを以てし、而して郵便日數は各種の事情を考慮して地方別に列擧したるが、改正約條に於ては必ずしも列擧主義を採らず、兩銀行協議を以て時々之を定むることと爲したること、（ニ）前條約に於ては本約條の有効期間を二箇年とし、兩銀行協議の上大藏大臣の認可を經て有効期間を延長し、又は之を改正することを得るものとなしたるが、改正約條に於ては右の如く有効期間を定むること無く、兩銀行協議の上之を改正し、又各當事者は一箇月前の豫告を以て何時にても之を解除することを得、此の場合には何れも大藏大臣の認可を經べきものと爲したること等が其の主なる點なりとす。而して本約條書は其の後數項の部分的改正を經て引續き實施せられ、以て現行に及べるものなるが故に、其の全文の揭載は之を避くることとすべし。

正金銀行に對する外國爲替貸付金の利子は、當初は年二分の定めなりしが、其の後大正八年八月正金銀行賣出手形の再割引を實行するに及び、該方法に依り輸出貿易上の金融疏通を圖らんが爲には一面外國爲替貸付金の利子を、貸出金額の增加に伴ひて遞加することの必要なるものありしを以て日本銀行は同年七月三十一日其の趣を大藏大臣に上申し、卽ち貸付殘高三千五百萬圓迄は從來の儘とし、三千五百萬圓以上一億圓迄は日步一錢八厘、一億圓以上二億圓迄は日步二錢、二億圓以上三億圓

迄は日歩二錢二厘を徴することに改定したり。尤も右改定利率を直に實施することは、從來の事情に顧み稍〻穩當を缺く嫌ありしを以て、過渡的の方法として、當分の間三千五百萬圓以上の貸付金殘高に對しては(イ)三千五百萬圓以上三億圓迄は日歩一錢八厘(ロ)三億圓を超過すること五千萬圓迄は日歩二錢(ハ)三億圓を超過すること一億圓迄は同二錢二厘の利子歩合を用ふること、但し正金銀行が買持在外正貨を政府に賣却し、又は內地へ金貨金地金を以て回送するに從ひ、之に相當する金額を右(イ)の限度額が一億五千萬圓に下る迄減額し、而して(イ)の限度額が一億五千萬圓となりたる後、正金銀行倫敦及紐育支店に於て保有する有價證券及現金（本店總務部勘定に屬するものを除く）の在高が一億五千萬圓以下に減少するに從ひ、漸次之に相當する金額だけを更に(イ)の限度額より減額し、其の限度額が一億圓に下りて止むものとし、此の場合に於ては(イ)の限度額の減少額だけ(ロ)の限度額に加算し、結局(イ)の本則に復するものとせり。然るに翌大正九年一月十六日、日本銀行は該貸付金に對する利率は正金銀行賣出手形の關係もありて稍〻煩雜の嫌あるのみならず、正金銀行に於ても賣出手形の開始以來相當日子も經過し、且つ銀行引受手形の發達により、資金調達の途も漸次開かるるに至りしを以て此の際貸付金の利息に根本的の改正を加へ、同月十九日より之を實施することに決し其の旨大藏大臣に上申して認可を得たり。其の結果正金銀行に對する外國爲替貸付金の利子は、×××圓迄は年××、××××圓以上××圓迄は日本銀行最低割引歩合（商業手形割引歩合）を適用し、×××圓以上は××圓毎に日歩××を加ふることとなりたるものにして、爾後何等變更することなく大正十五年末現在に及びしものとす（利子及限度等は現行に係るを以て特に公表せず）。尤も此の間大正十二年八月二十三日以降十三年一月末迄は輸出貿易幇助の意味を以て、貸付金殘高千五百萬圓迄年二分、千五百萬圓以上五千萬圓迄年六分、五千萬圓以上一億圓迄日本銀行最低割引歩合、一億圓以上五千萬圓毎に日歩一厘を加ふるの特定歩合を適用したることありたり。蓋し當時金融市場著しく緊縮し、正金銀行利付輸出手形現行歩合年六分の如きも、勢ひ七分迄引上を要するの狀態に在り、輸出貿易上好ましからざる影響を及ぼすことあるべきを懸念したるを以てなり。

日本銀行の正金銀行に對する外國爲替貸付金は、再言する迄もなく、正金銀行買持の外國爲替手形を引當として融通せらるべきものにして、右手形以外に代用品の引當を認むるが如きは、未だ嘗て其の例を見ざる所なりき。然るに世界大戰勃發後、歐洲戰局の進展に伴ひ我輸出貿易は日に殷盛を加へ、爲替銀行の爲替資金需要は益〻增大し、正金銀行に於ても日本銀行に對する借入金の引當と爲すべき外國爲替手形に不足を告ぐるに至れり。茲に於てか同行は大正六年三月、一時其の在米資金（預金）を引當として約八百萬圓の特別融通を與へられたき旨依賴に及びしかば、日本銀行に於ても事情已むを得ざるものと認め、同月二十八日之を許諾すると共に、該貸付金は外國爲替貸付金の取扱に準じて整理し、又正金銀行の都合に依りては期日前の返金を認むることとなせり。次で同年六月十五日には同行が米大陸より本邦へ向けて積出したる米國金貨金塊竝に在米資金を引當として約九千萬圓迄融通することを承認し、更に同年六月二十五日には同行が倫敦及紐育に於て保有する各種有價證券をもイヤーマークして一時引當代用品と爲し、之に融通を與ふる途を開きたり。爾後戰時中及休戰後に亙り、日本銀行は必要に應じ此等諸種の代用品引當に依りて正金銀行に資金を供給し、以て爲替金融の疏通を圖り、又かの大正九年春の財界動搖期に際しては、臨機の措置として正金銀行が本邦に向け郵送中の手形をも代用引當品として承認したることありたり。斯くの如く日本銀行は便

宜の方法に依り、正金銀行に爲替資金の融通を與ふることとせしが、而も同行爲替資金の需要は未だ之を以て足れりとせず、大正七年八月には更に內國割引手形及登錄國債を擔保として、手形割引の形式に依り特に融通あり度き旨依賴あり、日本銀行は同月二十七日之を承諾し、其の後大正八年八月に至り正金銀行をしてスタンプ附手形賣出の方法に依りて爲替資金の調達を圖らしむることとなりしを以て、同時に外國爲替貸付金の利率を改正すると共に、從來手形割引の形式を以て特別融通を爲せる場合に、擔保として受入れたる登錄國債竝に內國割引手形は、以後外國爲替貸付金の代用引當品と爲すこととせり。

（二）臺灣銀行に對する外國爲替貸付金

日本銀行の外國爲替貸付金は、元來正金銀行所有の外國爲替に對してのみ行はれしものなるが大正九年十一月臺灣銀行に對しても亦其の請求に應じ、外國爲替貸付金を爲すこととなり、同月二日之に關する契約を締結したり。該契約に依れば日本銀行は臺灣銀行の請求に依り、其の所有する輸出爲替手形（倫敦及紐育向）及輸入爲替手形を引當として、其の手形面金額の八割迄の金額を貸付くるものにして、引當手形が外國貨幣を以て其の金額を表示したるものなるときは、隨時日本銀行の定むる方法に據り邦貨に換算したる金額を以て手形面金額と看做し、而して貸付金は二千萬圓を以て極度額と爲し、貸付金の利息は殘金一千萬圓迄は年五分、一千萬圓を超ゆる金額に對しては日本銀行最低割引步合を適用し、日々の最高殘高に依り之を計算するものとす。該契約書は爾後些少の改正を經て現在施行に係るものなるを以て、其の全文は特に之を公表せず。

之より曩き日本銀行は臺灣銀行の外國爲替資金として、大正三年十月南方爲替資金（大正四年十月以降は臺灣銀行爲替資金と稱す）二千萬圓を預入し、尋で大正七年一月以來印度棉花買入資金として限度一千萬圓の別口爲替資金を預入し、更に大正八年十一月以降極度五百萬圓を以て、日本銀行承認スタンプ附手形の賣出をも認むることとなりしが（後述參照）、此の中前兩者は外國爲替貸付金の約定成立と共に廢止せられたり。而して臺灣銀行に對する外國爲替貸付金は、大正九年十一月の契約により其の貸付極度額を二千萬圓と定めしが、十二年七月二十一日之を三千萬圓に增加し、同年十月一日之を三千三百萬圓に改め、次で十三年二月之を××××圓に改めたり。尙ほ大正十二年二月日本銀行は臺灣銀行の依賴により、同行內地各店が買取りたる蘭領印度向輸出手形に對し、爲替資金として殘高二百萬圓を限り、外國爲替貸付極度額に餘裕ある場合にのみ預入することを承諾せしが、同年十月右蘭領印度の外、英領印度向輸出爲替資金を加へ、兩者合計五百萬圓迄を預入することに變更し、從て既述の如く外國爲替貸付金の極度額を三千三百萬圓に改めしものにして、翌十三年二月貸付金の極度額を×××圓に改定するに及びて、內×××圓を以て蘭領竝英領印度支那及シャム向輸出爲替資金として預入することと爲したり。斯くて臺灣銀行に對する外國爲替貸付金中には、本來の貸付金の外預入金を含むに至りしも、此等は貸付金の極度內に於て預入せらるるものにして、日本銀行に於ては外國爲替貸付金を以て整理し、從て他の預入金と區別せるものとす。次に右貸付金に對する利息は當初の約定に依れば極度額二千萬圓中、一千萬圓迄は年五分、一千萬圓を超ゆる金額に對しては、日本銀行最低割引步合を適用するものなりしが、大正十四年三月極度×××圓迄一律に年五分と爲すことに改正、更に同年九月之を極度×××圓中××××圓迄は年×××圓を超ゆる金額に對しては年××の利息を徵求することに改めたり（利率及貸付金限度等の現行に係るものは特に公表を避く）。

第二　臺灣銀行預ヶ金

日本銀行の正金銀行に對する外國爲替資金の融通としては、上述外國爲替貸付金及極度四百萬圓を以てする當座貸越の外、支那爲替及倫敦爲替の資金供給を目的とする預ヶ金なるものあり。前者は明治三十二年六月乃至七月中年二分の低利を以て一千萬圓預入せられ、後者は同年七月中同一利率に依り九百七十萬圓を預入したるものにして、其の詳細は既に述べし所なり。然るに日本銀行は大正三年十一月二十七日、正貨吸收竝に南支及南洋方面に對する輸出貿易奬勵の目的を以て、別に臺灣銀行に對しても同行が本邦各店に於て買入れたる南支那及南洋（上海・香港を除く）向爲替手形相當額の資金を年三分の利息を以て預入し、且つ同行が其の內外各店に於て買入れたる磅手形に對し、同行東京支店が其の倫敦支店宛に振出したる手形を日本銀行に於て買取り、其の代金を以て前記預ヶ金の決濟に充つる方法の下に融通を與ふることを許諾したり。之れ日本銀行の臺灣銀行に對する爲替資金供給の濫觴にして、日本銀行は該融通を『南方爲替資金』として整理することとせり。尋で翌大正四年十月右契約の滿期に際し之を改定して、臺灣銀行が(一)內地に於て南支那又は南洋（上海・香港を除く）向爲替を買入れたるとき及(二)內地に於て倫敦又は紐育向手形を買入れたるときは、之に對し日本銀行は總額二千萬圓を限度として、年三分の利息を以て同行に資金を預入すべく、該預ヶ金の返濟は臺灣銀行が倫敦又は紐育に於て保有する正貨を日本銀行に於て買上ぐることに依りて決濟することと爲し、『南方爲替資金』なる名稱をも改めて『臺灣銀行爲替資金』として整理することとせり。此の爲替資金融通契約は爾後每年更新せられて大正九年九月に及びしが、同月末融通期限の滿了に當り、別に大正七年一月十五日以來實施せられたる印度棉花爲替買入資金の預入に關する取極（大正十年一月十五日滿期）をも打切り、大正九年十一月二日新に同行との間に既記外國爲替手形引當貸付金契約を締結するに至りしものとす。從て臺灣銀行に對する預ヶ金は、正金銀行に對する預ヶ金の如く、外國爲替貸付金と併立して行はれしものにはあらざるなり。以下前記三種の預ヶ金に關し順次說述すべし。

(一)　南方爲替資金の預入

大正三年十月二十六日臺灣銀行は(一)同行の買入れたる磅手形相當額に對し、同行東京支店振出倫敦支店宛爲替手形を日本銀行に於て買取ること(二)同行內地各店に於て買入れたる南支那及南洋（上海及香港を除く）向爲替手形相當額を爲替資金として日本銀行より預入すること、竝に(三)右預ヶ金に對する利息は年三分とし、前記磅手形を日本銀行に賣却したる代り金を以て返濟すること等に關し、左の如き依賴狀を日本銀行に提出したり。

弊行儀本邦各店ニ於テ買入レタル南支那南洋向輸出手形及內外各店ニ於テ買入レタル倫敦向磅手形ニ對シ左記ノ方法ニヨリ御融通相受ケ、輸出幷ニ磅手形ノ買入ニ相努メ度候間何卒特ニ御許容被成下此段御依賴申上候也。

一、弊行ノ買入レタル磅手形相當額ニ對シ、弊行東京支店振出弊行倫敦支店宛爲替手形ノ買取リヲ受クルコト。

臺灣・南支那及南洋ニ於テ買入レタル磅手形ニ對シ、弊行倫敦支店宛手形ヲ振出ストキハ、一覽後三十日拂トシ、之ヲ當日橫濱ニ於ケル倫敦向銀行賣參着爲替相場ニ十六分ノ一片ヲ加ヘタル相場ヲ以テ買取受クルコト。

內地ニ於テ買入レタル磅手形ニ對シ、弊行倫敦支店宛手形ヲ振出ストキハ一覽後十五日拂トシ、當日ノ橫濱ニ於ケル倫敦向銀行賣參着爲替相場ニ三十二分ノ一片ヲ加ヘタル相場ヲ以テ買取ヲ受クルコト。

一、弊行ガ前記倫敦支店宛手形ノ買取ヲ依頼スルトキハ、之ニ相當スル弊行買持磅手形一口毎ニ左ノ各號ヲ貴行ヘ報告スルコト。

一、手形面金額
一、買入相場
一、買入地
一、振出人ノ商號及營業種類
一、支拂人ノ商號及營業種類
一、支拂期日

但シ臺灣南支那及南洋ニ於テ買入レタル磅手形ニ關シテハ、依頼ノ際電報ニ依リ買入地毎ニ口數及合計額ヲ報告シ、追テ郵便ニヨリ前記各號ヲ報告スルコト。

一、弊行ガ內地ニ於テ買入レタル南支那及南洋（上海及香港ヲ除ク）向ノ爲替手形ニ對シテハ、之ガ相當額ヲ爲替資金トシテ貴行ヨリ預ケ入ヲ受クルコト。

但シ特ニ本期間ニ限リ臺灣ニ於テ買入レタルモノニ對シテモ、本項ニ準ジ預ケ入ヲ受クルコト。

一、預ケ入ヲ受ケタル爲替資金ニ對シテハ、年三分ノ利子ヲ支拂フコト。

一、預ケ入ヲ受ケタル爲替資金ハ四ケ月以內ニ返戻スルコト。

一、預ケ入ヲ受ケタル爲替資金ノ返戻ニハ、弊行ガ南支那及南洋（上海及香港ヲ除ク）ニ於テ買入レタル磅手形ニ對スル、弊行倫敦支店宛手形ヲ貴行ニ賣却シタル代金ヲ以テ之ニ充ツルコト。

但シ弊行ノ都合ニ依リ他ノ地方ニテ買入レタル磅手形ニ對スル倫敦支店宛手形賣渡代金ヲ以テ、之ニ充ツルコトヲ得ルコト。

一、弊行ガ爲替資金ノ預ケ入ヲ依頼スルトキハ、之ニ相當スル買持手形一口毎ニ左ノ各號ヲ貴行ヘ報告スルコト。

一、手形面金額
一、買入相場（利付手形ナルトキハ利率）
一、支拂地
一、振出人ノ商號及營業種類
一、支拂人ノ商號及營業種類
一、支拂期日

一、貴行ヨリ預ケ入ノ承諾ヲ得タルトキハ、弊行ハ四ケ月以內ニ弊行倫敦支店宛手形ヲ貴行ヘ賣渡シ、其代金ヲ以テ返戻スベキ旨ヲ記シタル預リ證ヲ差出シ、資金ノ交付ヲ受クルコト。

一、貴行ノ都合ニ依リ本文倫敦支店宛手形買取又ハ爲替資金預ケ入ノ依頼ニ對シ、其一部若クハ全部ヲ承諾セラレザル場合アルモ異存ナキコト。

一、前各項ノ取極ハ大正三年十一月一日ヨリ大正四年十月末日迄一ケ年ヲ以テ期限トスルコト。

日本銀行は之を承諾するに決し、別に倫敦向手形の整理方、手形の取立方及手形代金回送方等に關する取扱順序を定めて之を實施したり。

(三) 臺灣銀行爲替資金の預入

右に述べし日本銀行・臺灣銀行間の磅手形及弗手形の買入並に爲替資金の預入に關する取極は、大正四年十月末期間滿了するを以て、日本銀行は更に同年十一月以降改めて下記の方法に依り、臺灣銀行に對し爲替資金の供給を繼續することとせり。新契約は(一)南方爲替の外、英米向手形の買入相當額に對して預入を爲し(二)預入限度を累計二千萬圓と定め、又(三)從來の磅手形及弗手形の買入に代ふるに、倫敦又は紐育に於て正貨を買取ることとせる等の點に於て、從來の取極と其の趣を異にせり。

而して右の改正は大正四年九月一日政府・日本銀行間の正貨吸收に關する協定の趣旨に基けるものにして（後述參照）前記の如く大正四年十一月一日より實施せられ、日本銀行に於ては之を『臺灣銀行爲替資金』として整理し、大正九年九月迄其の融通を繼續したり。

正貨買取並爲替資金融通ニ關スル臺灣銀行依頼條件

一、弊行ハ一箇年間貳千萬圓ニ相當スル正貨ヲ倫敦又ハ紐育ニ於テ貴行ヘ納入賣却スルコト。

二、前項ノ賣却相場ハ納入ノ日ニ於ケル横濱ノ電信賣建相場ニ三十二分ノ一片又ハ十六分ノ一弗ヲ加ヘタル相場ヲ以テスルコト。

但本賣却相場ハ必要ニヨリ協議ノ上改定セラルルコトアルベシ。

三、貴行ヨリ弊行ニ對シ爲替資金トシテ、本年十一月以降十一箇月間累計金貳千萬圓迄、左記方法ニヨリ年三分ノ利子ヲ以テ預入ヲ受クルコト。

（一）弊行ガ内地ニ於テ南支那又ハ南洋（上海及香港ヲ除ク）向爲替ヲ買入レタルトキハ、貴行ヨリ六箇月ノ期間ヲ限リ右買入相當金額ノ預入ヲ受クルコト。

（二）弊行ガ内地ニ於テ倫敦又ハ紐育向手形ヲ買入レタルトキハ、貴行ヨリ二箇月ノ期間ヲ限リ右買入相當額ノ預入ヲ受クルコト。

特ニ本期間ニ限リ臺灣ニ於テ買入レタルモノニ對シテモ、本項ニ準ジ預入ヲ受クルコト。但此分ニ對シテハ貴行ノ都合ニ依リ利率ヲ引上ラルルコトアルベシ。

四、前項ノ預金ハ第一項及第二項ニヨル正貨賣却代リ金ヲ以テ返濟スルコト。

五、弊行ハ爲替資金ノ預入ヲ依頼スルトキハ、之ニ相當スル買持手形一口毎ニ左ノ各號ヲ貴行ヘ報告スルコト。

一、手形面金額

一、買入相場（利付手形ナルトキハ其利率）

一、買入地

一、支拂地

一、振出人ノ商號及營業種類

一、支拂人ノ商號及營業種類

一、支拂期日

六、貴行ノ都合ニヨリ本文正貨ノ買取又ハ爲替資金預入ノ依頼ニ對シ、其一部若ハ全部ヲ承諾セラレザル場合アルモ異存ナキコト。

七、前各項取極ハ大正四年十一月一日ヨリ大正五年九月末日迄拾壹箇月ヲ以テ期限トスルコト。

敍上の方法による爲替資金預入の取極は、爾來同一條件の下に滿期の都度繼續して大正八年九月に及びしが、同月末を以て期間滿了の所、更に翌九年九月末迄一箇年間繼續方を許諾するに當り、從來正貨の買取並に爲替資金の預入を同一取極中に記載し來れるを改め、兩者を各別の取極と爲すことにしたり。

（三）印度棉花買入資金の預入

本邦に輸入すべき印度棉花に對する資金の供給は、歐洲戰亂に因る國際金融の障碍に依り甚しく困難を加へ、之が爲め正貨の輸送を實行せしことも亦鮮からざりき。臺灣銀行は大正七年一月十五日印度棉花輸入爲替資金の融通に關し左記の如く日本銀行に依頼したるを以て、日本銀行は特別の取扱として之を承諾することとせり。

今般弊行ニ於テ南支那・南洋向輸出爲替ノ買入ヲ增加シ、其取立金ヲ以テ印度棉花輸入爲替ノ買入ニ充當致度存候ニ就テハ、左記方法ニ依リ貴行ヨリ資金御融通相願度候間、何卒時局中特別ノ御取計ヲ以テ御許容被成下

度、此段御依頼申上候也。

一、弊行ハ本月十五日以降壹ヶ年間、金貳千萬圓ニ相當スル印度棉花輸入爲替ヲ買入ル可キ事。

但毎月買入棉花爲替ニ對シ左記各號ヲ貴行ヘ報告スルコト。

一、手形面金額

一、買入相場（利付手形ナルトキハ其利率）

一、買　入　地

一、棉花數量

一、積込船名

一、支　拂　地

一、振出人ノ商號及營業種類

一、支拂人ノ商號及營業種類

一、支　拂　期　日

二、貴行ヨリ弊行ニ對シ爲替資金トシテ本月十五日以降壹ヶ年間、累計壹千萬圓迄左記方法ニ依リ預ケ入ヲ受ク可キ事。

(一)弊行ガ內地及臺灣ニ於テ南支那及南洋向爲替ヲ買入レタルトキハ（大正六年九月十七日付弊行依頼書ニ依リ現在實行中ノ南支那、南洋向輸出爲替ヲ除ク）、貴行ヨリ六ヶ月ノ期限ヲ限リ右買入相當金額ノ預ケ入ヲ受クル事。

(二)右預ケ入ニ對スル利率ハ毎取引當時ノ貴行商業手形割引最低歩合ニ依ル事。

三、前項ノ預ケ金ハ第一項印度棉花輸入爲替代金ノ回收ニ依リ、各期限迄ニ漸次返濟スル事。

四、弊行ハ爲替資金ノ預ケ入ヲ依頼スルトキハ、之ニ相當スル買持手形一口毎ニ左ノ各號ヲ貴行ヘ報告スル事。

一、手形面金額

一、買　入　相　場（利付手形ナルトキハ其利率）

一、買　入　地

一、支　拂　地

一、振出人ノ商號及營業種類

一、支拂人ノ商號及營業種類

一、支　拂　期　日

五、弊行ハ貴行ノ要求ニ應ジ營業狀況ニ關シ說明報告ヲ爲スベキ事。

六、貴行ニ於テ前各項ノ方法ニ依ル資金供給ノ必要ヲ認メラレザル場合ニハ、期間中ト雖本依頼書ニ依ル爲替資金預ケ入ノ依頼ニ對シ、其一部若クハ全部ヲ中止セラルルモ異存ナキ事。

七、前各項取極ハ大正七年一月十五日ヨリ大正八年一月十四日迄ヲ以テ期限トスル事。

日本銀行は右の取極めに基き、大正七年二月十九日初めて二百萬一千圓を預入すると共に、之を『別口爲替資金』なる名稱を以て整理したり。其の後大正八年一月前同樣の條件を以て、同月十五日より大正九年一月十四日迄一箇年延期し、其の後更に又一箇年の延期を承諾したり。然るに右期限の滿了前大正九年十一月に至り外國爲替貸付金に關する約條の成立すると共に、印度棉花買入資金の融通を打切ることとせしが、這般の經緯に就きては既に外國爲替貸付金の條下に於て之を說述せり。

第三　銀行引受及銀行賣出手形

(一)　銀行引受手形（輸入引受手形）

歐洲戰時中著しく擴大したる外國貿易を維持し、尙ほ進んで一層之を發展せしめんが爲には、當業者間に於て不斷の努力を必要とすべきは勿論なりと雖も、一方金融業者も亦外國貿易に對する金融

の改善を圖り、以て貿易の維持發展に資すべきは最も緊要の施設なりと爲さざるべからず。然らば外國貿易上の金融は其の如何なる點に就きて改善を要したるや。由來我國に於ける貿易資金の調達及配給に就ては爲替銀行專ら其の衝に當り、一般銀行の之に關與すること尠かりしを以て、戰時中著しく膨脹したる貿易資金の調達に就ては、爲替銀行及當業者等の間に於て尠からざる不便を感じ種々苦心を重ね來りし所なり。而して爲替銀行の資金は日本銀行よりの借入金を以て主たる源泉と爲すも、多額の所要資金を之のみに依りて賄ふことは甚だ困難なるのみならず、延ては通貨膨脹を來すべきを以て、爲替銀行は之を補ふ爲めに何時しか市中銀行よりコールの吸收を爲すの風習を生じ、玆に我コール市場は一段の發達を遂ぐるに至りしものなるが、元來コールは其の性質上爲替資金の如く相當永き期間の資金に充用する能はざるの事情あり、從つてコールを爲替に放資するは概ね金額に限度ありて、巨額に上り得ざるが如く、貿易金融の疏通上甚だ遺憾の點多かりしなり。故に我貿易の發展維持上、其の金融を一層圓滑ならしめんが爲には(一)對外貿易上の決濟は出來得る限り自國の資金を利用し、成るべく外國の資力に依賴せざること(二)對外貿易に要する資金は出來得る限り市場の資金を利用し、成るべく政府又は中央銀行の助力を乞はざることの二點を以て其の要諦とし爲替銀行の外一般銀行に於ても外國貿易と密接の關係を保ち、貿易上の金融に相當の力を用ふることを以て緊要の問題と爲したり。然れども爲替相場は變動甚しきが故に、一般銀行が爲替銀行同樣直接に外國爲替の業務に從事することは妥當ならざるを以て、玆に日本銀行は種々研究の結果、大正八年六月歐米の制度を參酌して銀行引受手形の制を採用することと爲したり。即ち一般銀行中相當信用あるものにして、平素取引關係ある貿易業者が其の貨物の輸出入に基きて作成したる手形の引受を爲すこととせば、十分貿易金融の圓滑を圖り得べきを以て、日本銀行は中央銀行たるの立場に顧み、此の種外國貿易に基く銀行引受手形の發生及流通を促進せしむることに、出來得る限りの援助を與ふることと爲し、此の種手形の再割引を依賴する者に對しては、公定割引步合中の最低率を以て之が割引に應ずることと爲したり。之れ銀行引受手形に融通性を與へたる最も重要なる點なりとす。而して同行は爾來金融業者、貿易業者を初め、各方面に亙り極力該制度の利用を勸奬し、以て其の普及發達に努力したり。

今實際上に於ける銀行引受貿易手形發生の事情を窺ふに、先づ輸入の場合に於ては、內地輸入商は其の取引銀行に信用狀の發行を求め、之を外國の輸出商に送附し、外國の輸出商は之に基きて當該銀行宛に手形を振出し、其の手形の引受を爲さしむるものとす。又輸出の場合に於ては、輸出貨物仕向地の金利が內地の金利よりも高率なるか、又は仕向地に於ける割引市場不備にして、其の地の資金を利用すること能はざるときに限られ、輸入の場合の如く之が利用の機會多からずと雖も、輸出貨物の仕向地へ到達すべき日數と、手形郵送に要する日數との差を見込み、其の間に於て能く之を利用すれば、爲替資金疏通上の便益少からざるものなり。當時一般に行はれし方法は、輸出商が外國に支店を有する內地の爲替銀行と豫め手形引受に關する約束を結び、貨物の輸出と同時に爲替銀行宛に自己を受取人とせる爲替手形を振出し、船積書類と共に之を爲替銀行に持參し、船積書類を引渡したる上引受を求め、而して該手形を直に他の市中銀行又はビルブローカー等に賣却して必要の資金を得、手形期日に際して輸出商は別に從來の如く爲替手形を振出し、該爲替銀行に就きて之を荷爲替と爲し其の代り金を以て前の手形債務の償還に充つるものとす。此の如く銀行引受手形は輸出入何れの

場合にも發生し得べしと雖も、其の利用の機會の特に多きは既述の如く輸入の場合にして、之を實際に就て見るも殆ど輸入商が之を利用するのみにして、輸出商は敢て此の方法を選ばざりしが如し。之れ畢竟銀行引受手形に輸入引受手形の別稱ある所以に外ならざるなり。

（二）銀行賣出手形（輸出スタンプ付手形）

銀行引受手形は輸入貿易の金融上盛に利用せられたりと雖も、其の性質上之を輸出貿易に利用するの便鮮かりしを以て、日本銀行は輸出貿易に於ても、內地金融との疏通を圖ることの必要なるものあるを認め、其の方法に就き正金銀行と種々協議の結果、所謂銀行賣出手形の方法を案出し、大正八年七月三十一日之が實行に關し大藏大臣に上申して卽日其の認可を得、尋で同年十月三十日臺灣銀行との間にも亦之に關する約條を締結したり。其の他同年十二月三十日住友銀行との間にも、臺灣銀行に對すると略同樣の條件を以て契約を結びしことあれども、其の取引極めて少額なりしを以て、茲には正金銀行及臺灣銀行の賣出手形に就きてのみ一言すべし。

（イ）横濱正金銀行賣出手形　大正八年七月、日本銀行は正金銀行賣出手形に對する融通方法に關し大藏大臣に上申する所あり、卽日之が實行の認可を得たるが、其の方法は、日本銀行は正金銀行をして、其の買持に係る倫敦及紐育拂輸出手形を擔保に供せしめ、其の邦貨換算金額の範圍內に於て、隨時自己を支拂人とせる爲替手形を振出さしめ、之を市場に賣却して所要の資金を調達せしむるに在り。而して該手形の賣行を良好ならしむる爲め、日本銀行は其の取引先より右賣出手形再割引の依賴を受けたるときは、最低割引步合を以て之が再割引に應ずるものとす。而して右の賣出手形が輸出手形擔保の範圍內なることを證する爲め、日本銀行は右賣出手形に一定のスタンプを押捺する組織にして、之れ世上俗に之を日本銀行スタンプ附手形と稱する所以なり。尙ほ正金銀行が日本銀行に對し、據置擔保として輸出手形を提供する方法は左の如し。

一、横濱正金銀行が擔保の爲め提供する輸出手形は、其の差入の前後を問はず、日本銀行に於て再割引せらるべき總爲替手形の擔保とすること。從て輸出手形の邦貨換算額は常に賣出手形の總金額以上たらしむること。此の場合の邦貨換算方法は、英貨手形に在りては一磅に付金十圓、米貨手形に在りては一弗に付金二圓とす。

二、日本銀行に於て再割引する手形の支拂に對しては、外國爲替手形引當貸付金約定書に依る擔保手形、當座貸越勘定に對する根抵當品、其の他割引手形に對する擔保等、現に横濱正金銀行より日本銀行に差入れ、又は將來差入るべき總ての擔保も共通擔保たるべきこと。

三、横濱正金銀行にして輸出手形を擔保に差入れんとするときは、手形の要項を記載せる明細表二通を日本銀行に差出し、又賣出手形を振出したるときは承認を求むる爲め之を日本銀行に呈示すること。明細表は其の輸出手形が横濱正金銀行本店及東京支店の取扱に係る場合には、それに横濱正金銀行監理官の證印を受け、又其の大阪及神戸支店の取扱に係るものには、之に日本銀行大阪支店長の證印を受くること。

四、擔保に供したる輸出手形の期日は、手形發送の日より起算し、兩銀行に於て協定したる郵便日數と一覽後經過すべき期間とを加へて之を豫定すること。但し英國に於て支拂はるる手形に在りては、之に三日の猶豫日を加ふること。

五、擔保に供したる輸出手形は、横濱正金銀行に於て之を他に讓渡又は質入等の處分を爲さざるこ

と。

六、擔保手形は其の豫定支拂期日の翌日之を返還せらるべきこと。此の場合に於ては其の金額と同額以上の他の擔保手形を差入るべく、若し差入るべき手形なきときは、之に相當する現金又は日本銀行の承知せる他の擔保を擔保として預け入るること。

七、擔保に供したる輸出手形を、支拂地に於て日本銀行代理店監督役に提供する前、既に其の支拂を受けたるが如き場合、又は輸出手形の豫定期日前に其の手形金額の支拂を受くる爲め、若くは横濱正金銀行に於て必要已むを得ず、手形の返還を請求する場合には、横濱正金銀行支店は直に之に相當する邦貨を手形金額とし、支拂地を東京市、支拂人を横濱正金銀行、受取人を日本銀行とせる一覽拂の爲替手形を振出し、輸出手形の代り擔保として之を其の地の日本銀行代理店監督役に交付すること。

八、前項に依り一覽拂爲替手形を振出すときは、之に對し返還を受くべき輸出手形の要項を記載せる請求書を添付すること。

九、第七項の一覽拂爲替手形を呈示せられたるときは、横濱正金銀行は其の金額を支拂ひ、該金額を以て承認賣出手形の支拂擔保に充當すべきこと。

一〇、承認賣出手形の總金額と擔保價格とを對照して擔保に餘裕を生じたるときは、日本銀行の承認を得て右餘裕分の返還を受け得ること。

一一、外國爲替引當貸付金約定書第五條第七條第八條第十七條第十八條及第二十條の規定は、本件の場合に之を準用すること。

（ロ）臺灣銀行賣出手形　日本銀行は大正八年十月三十日、臺灣銀行賣出手形の再割引に關し同行と約條を締結したり。即ち臺灣銀行は其の買入に係る倫敦及紐育向輸出手形に對し、其の換算邦貨額の範圍内にて適宜の金額を手形金額とし、自己を支拂人とせる爲替手形を振出して之を市場に賣却し、日本銀行は該爲替手形に就き、其の取引先に對し再割引することを承認したるものにして、右約條書に依れば、臺灣銀行は市場に賣出すべき内地爲替手形を振出す場合には、之を日本銀行に呈示して其の承認を求むべく、賣出手形の殘高は常に五百萬圓を超ゆることを得ず、而して臺灣銀行は日本銀行再割引の擔保として、豫め時々日本銀行に輸出手形を提出すべく、擔保に供する輸出手形は、差入の前後を問はず、日本銀行に於て再割引せらるべき總賣出手形の擔保たるべく、其の擔保價格は換算額の八掛以内、擔保手形の邦貨換算割合は、英貨手形に在りては一磅に付金十圓、米貨手形に在りては一弗に付二圓とし、單位以下の端數は之を換算せざるものとす。尤も臺灣銀行賣出手形殘高は、大正九年十二月二日の約條書改定の際一千萬圓に增額せられ、尋で大正十四年三月六日更に增加せられて二千萬圓となり、又從來手形金額の八割以内なりし輸出手形の擔保價格は、大正十二年七月一日以降手形面金額以内に改められたり。

右の約條書は協定後必要に應じて時々改正又は追約を加へ、大正九年十二月二日に至りて其の全文を改定し、後又屢次の改正或は追約を施したることありと雖も、重要なる改正は右に一言したる賣出手形殘高限度額の增加及輸出手形擔保價格改正の二點なるを以て、茲には大正八年十月三十日協定の約條書を收載し、以て參考に資するに止むべし。

約定書

株式會社臺灣銀行ハ其買入ニ係ル倫敦及紐育向輸出手形ニ對シ其換算邦貨額ノ範圍内ニテ適宜ノ金額ヲ手形金額トシ自己ヲ支拂人トセル爲替手形ヲ振出シ之ヲ市場ニ賣却シ日本銀行ハ該爲替手形ヲ其取引先ニ對シ再割引スルコトヲ承認セルニ付日本銀行（以下單ニ甲ト稱ス）ト株式會社臺灣銀行（以下單ニ乙ト稱ス）トノ間ニ本約條ヲ締結ス

第一條　乙カ市場ニ賣出スヘキ内地爲替手形（以下單ニ賣出手形ト稱ス）ヲ振出ス場合ニハ之ヲ甲ニ呈示シテ其承認ヲ求ムヘシ

前項賣出手形ノ殘高ハ常ニ金五百萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條　前條ニ依リ乙ノ振出セル賣出手形ヲ甲カ其取引先ニ對シ再割引スル場合ニ於ケル擔保トシテ乙ハ豫メ時々甲ニ輸出手形ヲ提供スルモノトス

前項擔保ニ供セル輸出手形（以下單ニ擔保手形ト稱ス）ハ差入ノ前後ヲ問ハス甲ニ於テ再割引セラルヘキ總賣出手形ノ擔保トス、但輸出手形ノ擔保價格ハ第三條ニ依ル換算額ノ八掛以内トス

第三條　擔保手形ノ邦貨換算割合ハ英貨手形ニ在リテハ一磅ニ付金拾圓、米貨手形ニ在リテハ一弗ニ付貳圓トシ單位以下ノ端數ハ之ヲ換算セサルモノトス

第四條　甲カ再割引スヘキ賣出手形ノ支拂ニ對シテハ當座貸越勘定ニ對スル根抵當品其他定期貸割引手形ニ對スル擔保等現ニ乙カ甲ニ差入レ又ハ將來差入ルヘキ總テノ擔保モ共通擔保タラシムルモノトス

第五條　乙ハ擔保手形ニ無記名式裏書ヲ爲シタル上其要領ヲ記載セル明細表ヲ添ヘテ之ヲ甲ニ差出スヘシ、其手形カ荷付手形ナルトキハ之ニ一切ノ附屬書類ヲ添付スルモノトス、但其大阪及神戸支店ノ取扱ニ集ルモノハ之ヲ甲ノ大阪支店ニ差出スヘシ

第六條　擔保手形ノ豫定支拂期日ハ手形發送ノ日ヨリ起算シ郵便日數ト一覽後經過スヘキ期間トヲ加算シテ之ヲ定ム

第七條　甲ノ代理店監督役ハ乙ヲシテ甲ノ代理人トシテ擔保手形ニ支拂人ノ引受ヲ求メシムルコトヲ得

第八條　甲ハ自己ノ都合ニ依リ乙ヲシテ擔保手形及附屬書類ノ發送ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ乙ハ擔保手形ノ支拂人ヲシテ引受ヲ爲サシメタル上添付スヘキ附屬書類ト共ニ之ヲ支拂地ノ甲ノ代理店監督役ニ差出スモノトス

第九條　前二條ノ場合ニ擔保手形ノ支拂人ニ於テ其引受ヲ拒ミタル手形アルトキハ乙ハ代リ擔保トシテ其金額ト同額以上ノ他ノ輸出手形ヲ甲ノ代理店監督役ニ差入ルルコトヲ要ス

第十條　甲ノ代理店監督役ハ豫定支拂期日ノ前日ニ於テ擔保手形ヲ乙ニ返還スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ乙ハ其金額ト同額以上ノ他ノ輸出手形ヲ擔保トシテ甲ノ本店ニ差入ルルコトヲ要ス、但擔保ニ餘裕アルトキハ此限ニ非ス

第十一條　乙ハ支拂地ニ於テ擔保手形ノ豫定返還日以前ニ其手形金額ノ支拂ヲ受クル爲メ若クハ乙ニ於テ必要止ムヲ得ス手形ノ返還ヲ受ケムトスル場合ニハ代リ擔保トシテ甲ノ代理店監督役ニ其金額ト同額以上ノ他ノ輸出手形ヲ差入ルルコトヲ要ス若シ差入ルヘキ手形無キトキハ代理店監督役ハ乙ノ費用ヲ以テ其旨甲ニ電報シ乙ヲシテ他ノ輸出手形ヲ差入レシムルモノトス

第十二條　賣出手形ノ總金額ト擔保價格トヲ對照シテ擔保ニ餘裕ヲ生シタル場合ハ乙ハ甲ノ承諾ヲ得テ其餘裕分ノ返還ヲ求ムルコトヲ得

第十三條　乙カ本約條ノ條項ニ違背シタルトキハ甲ハ何時ニテモ本約條ヲ解除スルコトヲ得

第十四條　本約條ハ兩者協議ノ上之ヲ改正シ又ハ各當事者ハ一ケ月前ノ豫告ヲ以テ何時ニテモ之ヲ解約スルコトヲ得

第十五條　本約條ノ履行ニ付テハ乙ハ凡テ甲カ別ニ定ムル所ノ手續書ニ遵據スヘシ

右之條々當事者協議ノ上大藏大臣ノ認可ヲ經テ約定スルモノ也

尙ほ右約條書第十五條の定むる處に據り、兩銀行間に於ける取引の手續書を設け、（イ）臺灣銀行が其の賣出手形に對する擔保手形提供の場合には、其の手形及複本全部に無記名式の裏書を爲すこと、（ロ）

約條書第六條に依る郵便日數は當分の間倫敦三十五日、紐育二十二日と爲し、兩銀行協議の上之を變更することを得ること(ハ)擔保手形の授受は通帳に依り之を證すること等を始め、其の他必要なる事務事項を規定したり。

今前記兩手形の賣出又は再割引現在高を表示すれば左の如し。

輸出入關係手形賣出及再割引現在高表

年月末	輸出スタンプ付手形				輸入引受手形			
	横濱正金銀行賣出高	臺灣銀行賣出高	合計	日本銀行に於ける再割引高	横濱正金銀行賣出高	臺灣銀行賣出高	合計	日本銀行に於ける再割引高
大正八年六月	〇円	〇円	〇円	〇円	一、一三八、三三〇円	〇円	一、一三八、三三〇円	〇円
七月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八月	三八、八六〇、〇〇〇	〇	三八、八六〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	七七四、九五五	〇	七七四、九五五	八七六、六三七
九月	一〇三、二三〇、〇〇〇	〇	一〇三、二三〇、〇〇〇	九、七五〇、〇〇〇	六三七、五八七	一、〇三七、九一六	一、六七五、五〇三	八七六、六三七
十月	九九、四三〇、〇〇〇	〇	九九、四三〇、〇〇〇	二九、五〇〇、〇〇〇	二、二八七、四六六	九七七、八八九	三、二六五、三五五	〇
十一月	五九、八〇〇、〇〇〇	〇	五九、八〇〇、〇〇〇	一七、四〇〇、〇〇〇	一四、五九二、八二四	四、二七五、八二三	一八、八六八、六四六	四、八〇〇、七二七
十二月	一五、五六〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一九、一六〇、〇〇〇	五、五六〇、〇〇〇	三三、三九〇、九八五	四四、二四七	三三、四三五、二三三	一〇、五二一、九六一
大正九年一月	五五、三一〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	五九、〇一〇、〇〇〇	二五、九六〇、〇〇〇	一八、四七六、四一七	二、四八〇、一一六	二〇、九五六、五三三	九、一四二、六二八
二月	六四、四三三、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	一〇二、四三三、〇〇〇	二八、一〇〇、〇〇〇	四二、六三九、六七〇	二、八七〇、二五三	四五、五〇九、九二三	一三、三三六、八四二
三月	五二、二三三、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	五六、八三三、〇〇〇	二九、一〇〇、〇〇〇	三三、一九二、五一七	三、三三一、二〇六	三六、四二三、七二三	二六、八六八、二六二
四月	二一、四三三、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	二六、〇三三、〇〇〇	一五、七〇〇、〇〇〇	二五、七九八、三七四	三、二四一、七三一	二九、〇四〇、一〇五	二九、二三三、五四三
五月	三〇、〇九〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	三五、七〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	四八、六七三、二六四	一六、八〇二、〇二五	六五、四七五、二八九	二三、八五六、七三八
六月	四六、八〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五一、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	三七、〇一六、六五七	八、〇四二、三六五	四五、〇五九、〇二三	一六、一七〇、七九〇
七月	六五、三三〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	七〇、一三〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇	五六、五〇一、五七四	一、七八二、四二六	五八、二八四、〇〇〇	一、八一七、八九六
八月	六三、七八〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	六八、七八〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二一、一七二、五七四	二、七二〇、七五六	二三、八九三、三三〇	三、〇六九、九九三
九月	一三三、三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一三八、三〇〇、〇〇〇	一三、三〇〇、〇〇〇	二九、三六六、七〇九	七八〇、一六六	三〇、一四六、八七五	一、三五六、五〇五
十月	一二五、九六〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、九六〇、〇〇〇	一三、八〇〇、〇〇〇	一四、四六四、八〇七	〇	一四、四六四、八〇七	一、二六〇、〇〇〇
十一月	一三一、二一〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	一三八、一一〇、〇〇〇	一一、六〇〇、〇〇〇	一〇、〇二七、二三〇	〇	一〇、〇二七、二三〇	〇
十二月	七七、一五〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	八五、四五〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一、二四五、六〇一
大正十年一月	六〇、七五〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	九三、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	七、五二二、七七七	〇	七、五二二、七七七	二六、七〇五
二月	四六、〇五〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	五五、〇五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八、八五二、八〇一	一、〇〇一、六〇六	九、八五四、四〇七	一、一四六、一〇四
三月	一七、〇五〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	二一、二五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三、三一九、一三〇	〇	一三、三一九、一三〇	〇
四月	一〇、七五〇、〇〇〇	〇	一〇、七五〇、〇〇〇	〇	一一、三〇六、九八四	〇	一一、三〇六、九八四	〇
五月	一九、八五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、八五〇、〇〇〇	〇	八、九二八、〇六〇	〇	八、九二八、〇六〇	〇
六月	一六、一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、〇〇一、五五三	一、八〇五、九二四	三、八〇七、四七七	〇
七月	二〇、六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、一三一、一七二	〇	四、一三一、一七二	〇
八月	一六、六〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二〇、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五五三、四七四	〇	二、五五三、四七四	〇
九月	九、四〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一二、九〇〇、〇〇〇	〇	一、五三八、六六七	一、三〇二、八四六	二、八四一、五一三	〇
十月	七、一〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一一、一〇〇、〇〇〇	〇	一、一八一、九五三	一二五、八二〇	一、三〇七、七七三	〇
十一月	六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三八四、三二六	〇	三八四、三二六	一〇一、六七七
十二月	〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
大正十一年一月	〇	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七八〇、八三四	〇	七八〇、八三四	一九九、四三二
二月	〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	七四九、六〇一	〇	七四九、六〇一	〇
三月	〇	五、二〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七三九、七二九	〇	七三九、七二九	〇
四月	〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇五、七〇五	〇	七〇五、七〇五	〇
五月	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	〇	七六七、六六一	〇	七六七、六六一	〇
六月	二、〇〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	八九五、八五八	〇	八九五、八五八	〇

大正十一年七月	一五、二〇〇、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円	一七、六〇〇、〇〇〇円	〇円	七、七八四、九六二円	〇円	七、七八四、九六二円
八月	一八、五〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二〇、六〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	七、六四四、〇〇九	〇	七、六四四、〇〇九
九月	二一、五〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二三、三〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一二、九四〇、七七三	〇	一二、九四〇、七七三
十月	三三、七〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	三六、五〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	一三、五二九、二五八	〇	一三、五二九、二五八
十一月	三三、三〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	三四、七〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	七、〇三八、四七四	〇	七、〇三八、四七四
十二月	二八、六〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	五、二五八、七七二	七九、六七四	五、二五八、七七二
大正十二年一月	四〇、三〇〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	四二、〇五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇二、三二六	〇	一、四〇二、三二六
二月	四二、一〇〇、〇〇〇	一、五五〇、〇〇〇	四四、七五〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	六二六、一〇〇	〇	六二六、一〇〇
三月	三四、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	三五、一〇〇、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇	三、三〇四、六四〇	〇	三、三〇四、六四〇
四月	二八、八〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	三〇、二〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	四、七六四、一七四	〇	四、七六四、一七四
五月	二三、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二四、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、四四六、六六〇	〇	四、四四六、六六〇
六月	一六、七〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一七、八〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	三、一九七、一八九	〇	三、一九七、一八九
七月	一五、八〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一七、九〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	二、七七四、九七〇	二四三、四六四	二、五二〇、一二〇
八月	一九、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二一、五〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	四、七八一、二二三	〇	四、七八一、二二三
九月	一九、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二一、五〇〇、〇〇〇	〇	一、三五〇、一二〇	〇	一、三五〇、一二〇
十月	二九、五〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	三二、一〇〇、〇〇〇	〇	五一九、〇三七	〇	五一九、〇三七
十一月	四九、四〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	五三、一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、四三六、八四八	〇	二、四三六、八四八
十二月	一六、五〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	二三、一〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	八六四、一七二	〇	八六四、一七二
大正十三年一月	三六、一〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇	四四、二〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	二、八三四、七二二	〇	二、八三四、七二二
二月	三八、一〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	四七、八〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	二、八八三、九七七	〇	二、八八三、九七七
三月	二九、六五〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇	三八、五五〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	三、二五六、二二〇	〇	三、二五六、二二〇
四月	二九、六五〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇	三四、五五〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	三、七三一、五〇四	〇	三、七三一、五〇四
五月	一七、七五〇、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇	二二、六〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、三七六、四五〇	〇	一、三七六、四五〇

六月	一九、〇五〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	二二、六五〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、二九、三二六	〇	一、二九、三二六
七月	二六、一五〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	四一、九〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、三六九、八四〇	〇	一、三六九、八四〇
八月	三〇、六五〇、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇	三五、四〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	二、七〇七、一八五	〇	二、七〇七、一八五
九月	三〇、四〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	三六、七〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四、六八四、〇〇〇	〇	四、六八四、〇〇〇
十月	三五、八〇〇、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇	四二、四〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、四九七、二二七	〇	二、四九七、二二七
十一月	四九、七〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇	五九、二〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	〇	七五〇、〇〇〇
十二月	三五、三〇〇、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇	四二、四〇〇、〇〇〇	一、〇一七、〇〇〇	一、〇一七、〇〇〇	〇	一、〇一七、〇〇〇
大正十四年一月	四九、四〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	五四、二〇〇、〇〇〇	一、四一六、〇〇〇	一、四一六、〇〇〇	〇	一、四一六、〇〇〇
二月	六〇、八〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	六六、二〇〇、〇〇〇	一、六〇三、〇〇〇	一、六〇三、〇〇〇	〇	一、六〇三、〇〇〇
三月	五八、五〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	五九、八〇〇、〇〇〇	一、八八五、〇〇〇	一、八八五、〇〇〇	〇	一、八八五、〇〇〇
四月	五八、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五九、六五〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	一、五九〇、〇〇〇	〇	一、五九〇、〇〇〇
五月	四〇、一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、二〇〇、〇〇〇	〇	一、四六七、〇〇〇	〇	一、四六七、〇〇〇
六月	二七、二五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二七、四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五八八、〇〇〇	〇	一、五八八、〇〇〇
七月	二七、七五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二八、一五〇、〇〇〇	一、四九四、〇〇〇	一、四九四、〇〇〇	〇	一、四九四、〇〇〇
八月	二一、六五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二一、八五〇、〇〇〇	一、四八二、〇〇〇	一、四八二、〇〇〇	〇	一、四八二、〇〇〇
九月	二三、六五〇、〇〇〇	〇	二三、六五〇、〇〇〇	一、三八七、〇〇〇	一、三八七、〇〇〇	〇	一、三八七、〇〇〇
十月	二三、八五〇、〇〇〇	〇	二三、八五〇、〇〇〇	一、三九五、〇〇〇	一、三九五、〇〇〇	〇	一、三九五、〇〇〇
十一月	二三、六五〇、〇〇〇	〇	二三、六五〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	〇	一、三七〇、〇〇〇
十二月	二〇、四〇〇、〇〇〇	〇	二〇、四〇〇、〇〇〇	一、四四五、〇〇〇	一、四四五、〇〇〇	〇	一、四四五、〇〇〇
大正十五年一月	四二、四〇〇、〇〇〇	〇	四二、四〇〇、〇〇〇	一、四三八、〇〇〇	一、四三八、〇〇〇	〇	一、四三八、〇〇〇
二月	五八、五〇〇、〇〇〇	〇	五八、五〇〇、〇〇〇	一、三九八、〇〇〇	一、三九八、〇〇〇	〇	一、三九八、〇〇〇
三月	五七、八〇〇、〇〇〇	〇	五七、八〇〇、〇〇〇	一、七二二、〇〇〇	一、七二二、〇〇〇	〇	一、七二二、〇〇〇
四月	四四、四〇〇、〇〇〇	〇	四四、四〇〇、〇〇〇	一、七五五、〇〇〇	一、七五五、〇〇〇	〇	一、七五五、〇〇〇

大正十五年五月	三、七〇〇、〇〇〇円	〇円	三、七〇〇、〇〇〇円	〇円	一、八六七、〇〇〇円	〇円	一、八六七、〇〇〇円
六月	一六、一〇〇、〇〇〇	〇	一六、一〇〇、〇〇〇	〇	一、九一六、〇〇〇	〇	一、九一六、〇〇〇
七月	一九、二〇〇、〇〇〇	〇	一九、二〇〇、〇〇〇	〇	一、七一三、〇〇〇	〇	一、七一三、〇〇〇
八月	一九、一〇〇、〇〇〇	〇	一九、一〇〇、〇〇〇	〇	一、七〇〇、〇〇〇	〇	一、七〇〇、〇〇〇
九月	二〇、六〇〇、〇〇〇	〇	二〇、六〇〇、〇〇〇	〇	一、七四一、〇〇〇	〇	一、七四一、〇〇〇
十月	二一、三〇〇、〇〇〇	〇	二一、三〇〇、〇〇〇	〇	一、七三九、〇〇〇	〇	一、七三九、〇〇〇
十一月	二〇、七〇〇、〇〇〇	〇	二〇、七〇〇、〇〇〇	〇	一、九三四、〇〇〇	〇	一、九三四、〇〇〇
十二月	二一、七〇〇、〇〇〇	〇	二一、七〇〇、〇〇〇	〇	一、九六六、〇〇〇	〇	一、九六六、〇〇〇

第四目　正貨の吸收

第一　正貨の消長

正貨の收支に關する問題は、本邦財政經濟上頗る重要なるものにして、歷代の政府當局及日本銀行に於て、之が解決の爲め常に苦慮する所ありしは、既に屢述せる所の如し。而も概ね明治三十六年以降正貨流出の傾向は漸次著しく、我國は比年約一億二千萬圓內外の正貨を喪ふの有樣にして、大正三年七月の如き政府及日本銀行の所有を合して、正貨は僅に三億五千萬圓に過ぎざりき。然るに世界大戰の進行と共に、我對外貿易關係は俄然好轉し、大正七年末に於ては實に十五億九千萬圓なる未曾有の正貨を保有し得たり。既にして大正七年十一月休戰條約の成立するや、我貿易狀態は玆に一變して輸入超過となりしが、正貨流入の勢は大正八年に入るも何等減退の徵候を示さざりき。今大正八年中の我國際貸借勘定を見るに、貿易は一億七千九百萬圓の輸入超過を示したるも、同年中の貿易外勘定に於ては約五億圓の受取超過と推算され、此の受取超過額より公債社債類の募集償還及有價證券其の他資本の移動に屬する勘定の差引支拂超過額約四千萬圓を控除するも、尙ほ約四億六千萬圓の受取超過勘定となり、前記貿易上の支拂額を差引くときは結局八年中に於ける本邦の純受取勘定は二億八千萬圓餘と推算せられたり。右の數字は固より推算に過ぎずと雖も、八年中に於ける對外收支勘定が結局に於て尙ほ相當多額の受取勘定となりしは爭ふべからざる事實なりとす。而して八年上半季中に於ける連月の輸入超過は、七年末頃全く行詰りの狀態に在りたる輸出金融を其の危機より救濟し得、却て我對外爲替の調節を圖り得し所なりと雖も、八年中に於ける對外收支は結局に於て前記の如く受取勘定となり、且つ一面に於ては爲替銀行の買持輸出手形の取立未濟のものも尠からざりしを以て、旁〻爲替銀行の在外資金は八年中に於ても益〻增加すべき事情に在りたり。之より曩き大正三年七月政府及日本銀行に於ては正貨買收の方針を定め、著々其の實績を收めて既に多額の在外正貨を保有するに至りしが、國際貸借の關係は未だ右の如き事情に在りしを以て、尙ほ引續き在外正貨の買上を行ふこととせり。且又一方に於ては、米國の金輸出解禁等の事情に依り、八年七月以來正貨の輸入滔々として行はれ、斯くて政府及日本銀行所有の正貨は、七年末の十五億八千七百萬圓より八年末には二十億四千五百萬圓に激增したり。

然るに翌大正九年に入るや、貿易の輸入超過は著しく增加し、又貿易外收支關係も漸次本邦に不利なる狀況に變じたるのみならず、更に八年中に於ける金輸入の年末に近づきて豫期以上に多額なりしことの反動をも現出し、或は米國に於ける金融逼迫の度愈〻高まりしが如き事情もあり、彼此相俟ちて本邦爲替銀行の對外資金を著しく窮乏に陷らしめたり。されば開戰以來政府及日本銀行に於て

續行し來りし在外正貨の買入は玆に終熄し、却て爲替銀行の懇願を容れ、在外正貨の賣却を行ふの已むを得ざるに至り、開戰以來增加の一途に在りし正貨總額は、大正八年末を峠として一旦減少の步調を示すこととなれり。然るに大正九年本邦財界は一般に恐慌の襲ふ所となり、輸出貿易は著しく不振に陷りしに拘らず、爲替相場は概ね本邦に順調にして、勢ひ正貨の輸入を有利とせし爲め、九年六月頃より再び金の輸入多く、同年中の總輸入額四億圓の多額を算し、尋で十年上半季中も亦同樣の事情に在り、旁〻八年下半季より十年上半季に亙る金の輸出入は、結局八億六千萬圓の入超となり、正貨總額は十年一月末最高に達し、實に二十一億八千三百萬圓の巨額に上れり。此の間我爲替銀行は大正九年初頭以來の巨額なる輸入超過に鑑み、尙ほ其の後に於ける大輸入を豫期して資金を海外に集中することと爲せしが、偶〻同年內地財界の反動來に依り輸入契約の大部分は取消されし爲め、忽にして此等資金利用の途を失し、却て輸出爲替の資金に窮するに至れり。玆に於てか日本銀行に於ては既に在外正貨を賣却したる一方、右の如き事情の爲め却て其の後に於ける入超正貨を買入れて、輸出爲替資金の融通を圖りしかば、同行所有の正貨は海外に於て減少したるに反し、內地に於ては著しく增加することとなれり。卽ち同行所有の內地正貨が大正八年六月末の四億四千萬圓より十年末の十二億二千萬圓に激增したるに反し、其の在外正貨は九年春及十年十月以降に於ける賣却に依りて漸減し、八年六月末の十二億四千萬圓より十年末の八億五千萬圓に減少したり。而して正貨總額に於ても亦十年一月末の二十一億八千三百萬圓を最高として、爾後漸次減少するに至りしものとす。今政府及日本銀行所有正貨の數額を擧ぐれば左の如し。

年月	總額	所有別 政府	所有別 日本銀行	所在別 內地	所在別 海外
	千円	千円	千円	千円	千円
大正七年末	一、五八七、六七〇	八五四、五六八	七三三、一〇二	四五二、六〇二	一、一三五、〇六八
同 八年六月末	一、六八六、四二七	九五五、五八九	七三〇、八三七	四四三、〇八〇	一、二四三、三四七
同 年十二月末	二、〇四五、一四八	一、〇五〇、七九四	九九四、三五四	七〇二、〇四八	一、三四三、〇九九
同 九年六月末	一、九一二、四三八	八九八、六九五	一、〇一三、七四二	七四九、六八七	一、一六二、七五〇
同 年十二月末	二、一七八、六二五	八八六、九八九	一、二九一、六三六	一、一一六、二九八	一、〇六二、三二六
同 十年六月末	二、一五四、七二九	八五三、五九八	一、三〇一、一三〇	一、二八〇、一六三	九四六、五六六
同 年十二月末	二、〇八〇、四四四	七九〇、九〇八	一、二八九、五三六	一、二五二、三一九	八五五、一二五
同 十一年六月末	一、八六八、三九七	六二六、四三八	一、二四一、九五九	一、二二一、二七七	六四七、一二〇
同 年十二月末	一、八三〇、一九二	六六六、九五八	一、一六三、二三四	一、二一四、七〇九	六一五、四八三
同 十二年六月末	一、七九三、四四四	六三九、四〇二	一、一五四、〇四一	一、二〇四、〇九〇	五八九、三五四

第二　在外正貨の買入

（一）政府買上に對する援助

正貨の吸收又は擁護に關する政府及日本銀行の一般方策及其の結果に就きては、以上に其の梗概を述べたり。以下右に關し日本銀行の行へる施設中の主なるものに就きて述べんに、先づ第一は政府の在外正貨買上に對する援助之なりとす。大正三年七月三十一日日本銀行は歐洲戰局の發展を見越し、政府と協定して其の所有に係る正貨竝に橫濱正金銀行及外國銀行其の他より提供すべき正貨を、更に政府に對し賣上ぐることと爲したり。右に關し政府及日本銀行の間に協定したる所は左の如し。

（甲）正金銀行納入ノ分

一、正金銀行ヨリ日本銀行ヘ正貨ヲ納入シタルトキハ、政府ハ即時右正貨ヲ購入スルコト。

二、右買入時期ハ左記ノ場合ニハ猶豫スルコト。

大藏省證券發行限度ヲ超過スル虞アルトキ。

三、政府資金運用ノ都合ニ依リ、右買入正貨ヲ一時買戻條件付一定相場ニテ日本銀行ヘ賣戻スコトアルベキコト。

四、買入相場ハ原則トシテ政府買入當時ノ電信賣建相場（但正金銀行ヨリ日本銀行ヘ納入後三日（休日ヲ除キテ）以内ナルトキハ納入當日ノ相場ヲ政府買入當時ノ相場ト見做ス）ニ依ル。但左記ノ場合ハ此ノ限ニアラズ。

日本銀行ガ外國銀行ヘ英貨ヲ賣却シタル相場ガ右原則相場ヨリ政府ニ利益ナルトキハ、賣却ノ日ヨリ一週日以内ヲ限リ右賣却相場ニ依ルコト。

（乙）九月一日以降外國銀行其他ヨリ提供ノ分

（丙）日本銀行八月末所有ノ分

右ハ前一ケ年間（前月末迄）ノ買入總額（但九月一日以後正金銀行ヨリ買入ノ分ヲ除ク）ノ平均相場ヨリ、三十二分ノ三ノ買持損失保險料ヲ差引タル相場ヲ以テ隨時買上グルコト。

以上大正三年九月一日ヨリ大正四年八月三十日迄實行シ、其以後ハ實蹟ニ鑑ミ更ニ協定スルコト。

即ち右の協定により、日本銀行は自行所有正貨の外、横濱正金銀行を始め、外國銀行其の他より新に正貨を買入れ、之を政府に賣上ぐるものなるが、正貨買入の最も主なる相手方は固より正金銀行にして、日本銀行は同行に對し豫め市場の正貨買入資金を融通することとし、正金銀行に於て、若し日本銀行の低利資金を使用して尚ほ且其の資力に不足を感ずる場合あるに於ては、政府は其の都合に依り正金銀行の參着其の他の期限付爲替を、其の時の賣建相場を以て買上げ、以て正貨買入資金を供給することと爲したり。

此の如く政府及日本銀行は正貨の吸收に關する協定を結び、大正三年十一月十三日、英貨五十萬磅を協定（乙）に依り、同年十二月一日三十萬磅を協定（甲）の一、五十萬磅を協定（甲）の四に依りて夫々買上げ十二月末現在に於て早くも百三十萬磅（換算邦貨千二百九十六萬六千二百三十四圓）の新在外正貨を有するに至れり。之より嚮同年七月下旬歐洲戰亂勃發し、戰雲漸次全歐の天地を蔽ふに及び、過去數年の逆調に苦みし本邦對外貿易は、茲に俄然一轉して出超の勢著しく、貿易金融市場は輸出爲替の買取のみ多くして、輸入爲替之に伴はず、輸出資金の調達は爲替銀行の終始苦惱する所となり、我金融界の大問題たるに至れり。此の間日本銀行は爲替銀行に對する外國爲替貸付金を寛大に取計ひ、內地輸出資金の融通に努むると共に、一方政府の在外正貨買上を援助し、以て爲替銀行の在外正貨決濟を資くることとせり。當時政府は先づ預金部及一般會計の剩餘金を以て在外正貨の買入を行ひたるが、後買入資金の不足を告ぐるに及び、內外債借換の方法を採り、大正四年より五年に亙り內地に於て九千萬圓の公債を募集して、其の資金を正貨買入資金に充當し、他方海外に於て同額の外債を償還することと爲したり。斯くて政府が日本銀行經由の上買上げたる在外正貨は、前記協定の期間內に於て英貨千七百八十五萬磅、米貨五百六十萬弗、其の買上代金一億八千七百二萬一千四百六圓に達し、此等の正貨は何れも正金銀行の提供に係れり。而して該協定は大正四年八月三十一日迄實行し、それ以後は實績に鑑みて更に協定するものなりしが、協定の滿期に際し政府は次の一年間に日本銀行經由正金銀行及臺灣銀行より尚ほ約一億圓の正貨を買上ぐることに決し、大正四年九月一日日本銀行と新に左の如き協定を締結したり。

（甲）正金銀行納入ノ分

一、正金銀行ヨリ日本銀行ヘ正貨ヲ納入シタルトキハ、政府ハ即時右正貨ヲ購入スルコト。

此購入豫定額一年約八千萬圓トス。

二、右買入時期ハ左記ノ場合ニハ猶豫スルコト。

大藏省證券發行限度ヲ超過スル虞アルトキ。

三、政府資金運用ノ都合ニ依リ、右買入正貨ヲ一時買戻條件付一定相場ニテ日本銀行ヘ賣戻スコトアルベキコト。

四、買入相場ハ原則トシテ政府買入當時ノ電信賣建相場（但正金銀行ヨリ日本銀行ヘ納入後三日（休日ヲ除キテ）以内ナルトキハ納入當日ノ相場ヲ政府買入當時ノ相場ト見做ス）ニ三十二分ノ一片又ハ十六分ノ一仙ヲ加ヘタル相場ニ依ル。

五、正金銀行ハ輸出奬勵、正貨吸收ノ趣旨ヲ以テ英國向竝米國向爲替相場ヲ定ムルコト。但シ該相場ガ本邦金貨ノ倫敦現送相場又ハ紐育現送相場ト甚シキ開キヲ生ゼザル樣可成注意スルコト。

六、正金銀行ハ當分ノ内可成多ク米貨ヲ納入スル樣努ムルコト。

七、買入相場ハ協定期限内ト雖、都合ニ依リ協定ヲ以テ之ヲ改正スルコトアルベキコト。

（乙）臺灣銀行納入ノ分

政府ハ日本銀行ガ臺灣銀行ト特約ヲ爲シテ買入ルル正貨ヲ、甲號各項ノ規定ニ準ジ購入スベキニ付、日本銀行ハ其方針ヲ以テ臺灣銀行ト協議スルコト。但シ其購入豫定額約二千萬圓トス。

以上大正四年十月一日ヨリ大正五年九月三十日迄實行シ、其以後ハ實蹟ニ鑑ミ更ニ協定スルコト。但シ其協定ハ期限滿了三ケ月前ニ之ヲ行フベシ。

附記

大正四年九月中ハ大正三年七月三十一日ノ協定ヲ適用スルコト。

政府の買上豫定正貨一億圓は、其の中八千萬圓を正金銀行より買上げ、二千萬圓を臺灣銀行より買上ぐる方針なりしが、其の後歐洲戰局の發展と共に、本邦輸出貿易の趨勢は愈〻著しく、兩銀行共海外に於ける資金蓄積するのみにして、益〻輸出資金の調達に苦しむの狀態なりしかば、政府の在外正貨買上額も當初の豫定額を遙に超過し、協定期限たる大正五年九月三十日に至る迄に買上げたる額は、正金銀行分英貨一千十萬磅、米貨五千八百七十五萬弗、臺灣銀行分英貨百二十三萬磅、米貨九百十五萬弗にして、其の代金は合計二億四千三百九十一萬六千二百八十四圓の巨額に達したり。事情右の如くなりしを以て、政府の正貨買上は之を中止すべくもあらず、大正五年九月三十日の協定滿期に先ち、同年十月一日以降一年間に更に約一億圓の正貨買入計畫を立て、七月二十七日前協定と略〻同樣の條件を以て之に關する協約を締結し、越えて六年十二月には正金銀行臺灣銀行の外に朝鮮銀行をも加へ、而して正貨買上に關する協定は期限の滿了毎に之を更新し、以て大正九年に及べり。然るに同年に入るや一般金融市場の變轉に依りて、正貨の買上は茲に終熄を告げしのみならず、既述の如く却て爲替銀行の懇請を容れ、之が賣戻しを行はざるを得ざるに至りしものとす。

正貨の買上開始以來政府の買上げたる額を見るに、大正三年一千二百九十六萬六千圓、同四年上半季九千五百三萬五千圓、下半季一億二千四百七十七萬七千圓、同五年上半季一億四千八百三十二萬一千圓、下半季一億三千六百三十七萬九千圓、同六年上半季一億五千二萬六千圓、下半季九千九百八十八萬三千圓、同七年上半季二億四千六百八十八萬五千圓、下半季四億九百九十八萬五千圓、同八年上半季一億五千八百九十萬四千圓、下半季一億三千百四萬三千圓にして、其の合計十六億九千百四十一萬三千餘圓に達せり。而して政府の正貨買上は此等特別協定に基くものの外、大正七・八兩年に於て日本興業銀行・三井銀行・三菱合資會社銀行部及住友銀行等より普通買上を爲したるものあり、此等の買上

亦合計二千二百七十九萬四千餘圓に達し、大正三年以降同八年末に至る右兩口正貨の買上總額は、十七億千四百二十萬八千餘圓に達せり。卽ち下表の如し。

正貨買入高表

（イ） 特別協定の分

年次	橫濱正金銀行			臺灣銀行			朝鮮銀行			合計		
	英貨	米貨	買入代合計	英貨	米貨	買入代合計	英貨	米貨	買入代合計	英貨	米貨	買入代合計
大正三年中	一、三〇〇、〇〇〇磅	〇弗	一三、九六六、三三三・七六四圓	〇磅	〇弗	〇圓	〇磅	〇弗	〇圓	一、三〇〇、〇〇〇磅	〇弗	一三、九六六、三三三・七六四圓
大正四年中	一九、二〇〇、〇〇〇	一三、一〇〇、〇〇〇	二一四、五九二、三四五・〇〇三	五五〇、〇〇〇	〇	五、三二一、二六〇・八一五	〇	〇	〇	一九、七五〇、〇〇〇	一三、一〇〇、〇〇〇	二一九、八一三、六〇五・八一八
大正五年中	一五、六〇〇、〇〇〇	五一、二五〇、〇〇〇	二五〇、一一二、四〇九・〇七五	七三〇、〇〇〇	一三、八五〇、〇〇〇	三四、五六七、八一〇・六三六	〇	〇	〇	一六、三三〇、〇〇〇	六五、一〇〇、〇〇〇	二八四、七〇〇、二二九・七一一
大正六年中	一一、四三〇、〇〇〇	五三、〇〇〇、〇〇〇	二一一、八九七、三〇〇・五六五	〇	一九、二五〇、〇〇〇	三六、〇一三、三四四・二二八	〇	〇	〇	一一、四三〇、〇〇〇	七二、二五〇、〇〇〇	二四九、九〇九、六四四・七九三
大正七年中	一四、八〇〇、〇〇〇	一八四、四〇〇、〇〇〇	四九四、一六四、〇六八・一五三	〇	五三、八二三、五〇〇	一〇三、四六三、八三六・七〇九	二六〇、〇〇〇	三二、一〇一、二五〇	四三、四六五、四三八・〇三四	一五、〇六〇、〇〇〇	二七八、三二三、七五〇	六四〇、〇九三、三四三・八九六
大正八年中	九、三〇〇、〇〇〇	六六、三三五、〇〇〇	二一四、四五三、四七七・四七四	四、三〇〇、〇〇〇	一三、八五〇、〇〇〇	六二、五七四、九二九・七六六	七六〇、〇〇〇	〇	六、九〇三、〇四〇・六二九	一四、二六〇、〇〇〇	七九、三三五、〇〇〇	二八三、九三〇、四四七・八六九
合計	七二、六三〇、〇〇〇	三六八、一三五、〇〇〇	一、三九八、一八五、八二四・〇三四	五、四八〇、〇〇〇	九八、七七三、五〇〇	二四二、八六〇、一八三・一三六	一、〇六〇、〇〇〇	三二、一〇一、二五〇	五〇、三六七、四七八・六六三	七六、一七〇、〇〇〇	四八七、九六八、七五〇	一、六九一、四一三、四九四・八五三

（ロ） 普通の分

年次	日本興業銀行		三井銀行		三菱合資會社銀行部		住友銀行		合計	
	米貨	買入代	米貨	買入代	米貨	買入代	米貨	買入代	米貨	買入代
大正七年中	二、四〇〇、〇〇〇弗	四、六一八、三二八・三三六圓	四、〇〇〇、〇〇〇弗	七、七三〇、一四四・七五三圓	一、〇〇〇、〇〇〇弗	一、九三〇、〇三六・一八八圓	一、三〇〇、〇〇〇弗	二、五〇九、〇四七・〇四四圓	八、七〇〇、〇〇〇弗	一六、七七七、四四六・三一〇圓
大正八年中	三、〇五〇、〇〇〇	六、〇一七、〇九二・一四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三、〇五〇、〇〇〇	六、〇一七、〇九二・一四〇
合計	五、四五〇、〇〇〇	一〇、六三五、三二〇・四六六	四、〇〇〇、〇〇〇	七、七三〇、一四四・七五三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九三〇、〇三六・一八八	一、三〇〇、〇〇〇	二、五〇九、〇四七・〇四四	一一、七五〇、〇〇〇	二二、七九四、五三八・四五〇

（參照） 一、各會計別買入高左の如し。

一般會計 英貨 六七、四二〇、〇〇〇磅 米貨 三八八、七七〇、〇〇〇弗 一、四〇一、五六六、三一一圓〇八一

預金部 英貨 五、六五〇、〇〇〇磅 米貨 四六、〇二五、〇〇〇弗 一四一、一一九、一九四圓八三九

臨時國庫證券收入金會計 英貨 五、一〇〇、〇〇〇磅 米貨 六四、九四三、七五〇弗 一七一、五二二、五二七圓三八三

合計 英貨 七八、一七〇、〇〇〇磅 米貨 四九九、七三八、七五〇弗 一、七一四、二〇八、〇三三圓三〇三

二、大正八年十一月以降買入なし。

（二） 日本銀行の買入

戰時及戰後に於ける爲替金融の調節に就き、政府及日本銀行の行へる所を見るに、本來在外正貨の決濟は政府之を援助し、內地に於ける爲替資金の調達に關しては日本銀行之を援助するてふ關係に在りたるものにして、日本銀行は爲替銀行輸出資金の唯一の資源となり、出來得る限りの融通を與へしものなるが、政府に於て時々資金の都合上在外正貨の買入困難なる場合あり、斯かる場合には日本銀行は前述の如き方法を以て政府の正貨買上を援助するに止まらず、臨機同行自ら在外正貨の買入を行はざるを得ざりき。 玆に於てか日本銀行は大正三年十一月以降臺灣銀行・大倉組・露亞銀行等より臨機在外正貨の買入を實行したるが、今試に同月以降翌四年十二月に至る其の買入月別高を示せば左の如し。

日本銀行正貨買入月別表

月別	臺灣銀行	大倉組	露亞銀行	計	買入代金合計
大正三年十一月	三二、八五七・〇〇〇磅	〇磅	〇磅	三二、八五七・〇〇〇磅	三三六、二三〇・二七〇圓
十二月	一四五、九八五・〇〇〇	〇	〇	一四五、九八五・〇〇〇	一、四四九、七三二・六七〇
大正四年一月	二一四、七四五・〇〇〇	〇	〇	二一四、七四五・〇〇〇	二、一三〇、四五七・七九〇

二月	三七九、〇九七・〇〇、〇	〇・	〇・	三七九、〇九七・〇〇、〇
三月	八五五、八九七・〇〇、〇	〇・	〇・	八五五、八九七・〇〇、〇
四月	六八〇、九七七・〇〇、〇	一三、四五七・〇七、四	〇・	六七四、四三四・〇七、四
五月	六二〇、四九七・〇〇、〇	六〇、二七七・一三、四	〇・	六八一、七三四・一三、四
六月	七六三、三九六・〇〇、〇	一二四、三四五・二三、一〇	一七九、九二九・一〇、五	一、〇八七、六七一・〇三、三
七月	四三三、八四三・〇〇、〇	〇・	一五〇、一二七・一九、七	五八三、九六九・一九、七
八月	八五三、一四五・〇〇、〇	三一、三五九・一五、五	二〇、六六一・〇一、五	八九六、一四五・二二、六
九月	五四五、五五九・〇〇、〇	三三、二三一・一一、三	四三五、一八二・〇一、五	一、〇〇二、九七二・一二、八
一〇月	七六七、〇四〇・〇〇、〇	七九、一五五・〇三、〇	〇・	八四六、二二三・〇三、〇
一一月	一九二、九五八・〇〇、〇	〇・	〇・	一九二、九五八・〇〇、〇
一二月	〇・	二七、五八二・一三、四	〇・	二七、五八二・一三、四
合計	六、四八六、九九五・〇〇、〇	三四九、三六七・一六、六	七八五、九〇〇・一二、六	七四、五五〇、四四九・九七〇
邦貨換算額	六三、三六三、四六〇・八二〇	三、三五五、〇九九・三二〇	七七、五五〇、四四九・九七〇	七四、二八七、〇一〇・一二〇

第三　地金銀の買入

（一）金地金の買入

日本銀行は從來朝鮮銀行・臺灣銀行・久原鑛業株式會社其の他に無利息又は低利の資金を融通して一定の期間約定數量の金地金を輸納せしめたるも、之に就きては別に述ぶることとし、茲には專ら外國金貨の買入に就きて記述すべし。

抑〻日本銀行の買入外國金貨は、始め英・米・獨・佛・露の五箇國金貨に限りしものなるが、明治四十四年五月以降右五箇國金貨の外に、羅丁貨幣同盟國及英・佛・獨・植民地の金貨をも購入することとし、同時に買入外國金貨の最輕標準量目等を一定したり。而して從來日本銀行が買入れたる右諸國金貨の內、其の大部分を占めしものは米貨にして、世界大戰中日本銀行は內地正貨充實の必要上、米貨の買入に就ては別段の取扱を許し、特殊のものに對しては一般規定の買入値段及最輕標準量目に依らず、特に賣込者に利便を與ふるの手段を採り、以て其の吸收に努めたり。今明治四十四年四月日本銀行に於て定めたる英・米・獨・佛・露五箇國金貨の買入値段及最輕標準量目を見るに左の如し。

種類	單位	價格	最輕標準量目
英國金貨	百磅	九百七拾參圓五錢	貳百拾貳匁參分
米國金貨	百磅	貳百圓參拾四錢	四拾四匁五分貳厘
獨國金貨	百麻	四拾七圓六拾壹錢	拾匁五分八厘
佛國金貨	百法	參拾八圓四拾五錢	八匁五分五厘
露國金貨	百留	百貳圓七拾錢	貳拾貳匁八分二厘

（備考）一、露國金貨拾留は新金貨拾五留に、又同上五留は五留五十哥の割合を以て買入るゝこと。但し此の最輕標準量目は新金貨の五割增とす。
二、米國金貨の買入價格並に最輕標準量目は其の後數次の改正あり。
三、露國金貨は大正九年十月以後買入を中止す。

右の如く日本銀行は外國金貨の最輕標準量目を一定したるが、該標準量目以下の金貨と雖も其の買入を爲さざるにあらず。而して標準量目以下の分に對しては、從來分析所に於て鎔解の上買受けしが、大正元年八月以降は法定品位の千分の五を減じ、混合地金として之を買入ることに改め、又米

國金貨の買入に就きては、大正四年十二月以後正金銀行の希望に依り、一般金貨の買入とは特別の取扱を爲すこと、とせり。即ち大正四年十二月、正金銀行は日本銀行に對し、米貨最輕標準量目を幾分低下する樣希望せしが、當時日本銀行に於ては金の蒐集に努力せる際なりしを以て、當分の間特に同行の希望を容れ、同行より買入の分に限り百弗に付四十四匁四分七厘に低下したり。尋で翌五年一月に至るや、外國銀行等より大口の米貨賣却を申込むものある場合には、之を既定の百弗に付四十四匁五分二厘なる最輕標準量目に依らず、特に四十四匁三分六厘に引下げ、買入値段も二百圓六十二錢と爲すことに定めたるが、其の後米貨流入の勢盛にして特に之を奬勵するの必要を見ざるに至り、大正六年九月以降漸次米貨買入の値段を改定したり。蓋し當時爲替業者は能ふ限り米貨を輸入せざるべからざる狀態にありしが故に、右特典の有無は米貨輸入の增減に影響することなかるべく、且右特典を與ふる爲め、實際同行の負擔する損失は格別大なるものにあらずと雖も、既に其の必要去りたりとせば之を續行するは面白からざるのみならず、同行に於て米貨の輸入に特別の便宜を與へつつあることが米國政府の知る所となるときは、金輸出禁止の動機を强むることあるやも圖られずと爲せしに依るものなり。然るに同月米國に於ては早くも金の輸出を禁止せし爲め、以來米國金貨の買入は杜絕するに至りしが、八年六月其の解禁せらるるに及び、日本銀行は更めて其の買入値段及最輕標準量目を定めて、百弗に付四拾四匁三分六厘を以て最輕標準量目と爲し、買入値段を二百圓三十六錢（但し八年八月一日以後は二百圓二十六錢に低下す）としたり。

以上の外日本銀行は金吸收の目的を以て、支那各地及浦鹽等の金塊を買入れたり。先づ同行は從來横濱正金銀行と特約を結び、上海方面に於ける金塊の買入に努めたるが、大正三年十二月には正金銀行の哈爾賓買入金貨に對し、同四年十一月には天津買入金塊に對し、又同八年八月には同じく浦鹽斯德に於ける買入金塊に對し、孰れも該金塊の各地積出と同時に、之に相當する金額を同行に預入し以て其の輸納を奬勵するの策に出でたるの外、大正四年十二月より翌五年一月に亙り、一磅に付九圓七拾六錢參厘の割合にて買取る條件の下に、正金銀行をして英貨を孟買より取寄せしめ、之を買取りしことありたり。

更に大正九年九月に至るや、臺灣銀行は其の發行兌換券に對する正貨準備の割合高率となりしを以て、日本銀行に對し自行保有の金貨又は成貨證書五百萬圓以上の買取り方、及後日自行の兌換券發行高膨脹し、正貨準備の增加を必要とするが如き場合に於ける之が賣戻方に關し依賴する所ありしを以て、日本銀行は賣戻條件を定めて之に應ぜり。而して日本銀行が最初買入れたる成貨證書の額は大正九年九月二十日乃至同月三十日の間に合計八百四十二萬一千二十一圓六十錢にして、爾後次の如き變遷を經て大正十五年末に及べり。

承認年月日	期間	條件
大正十年三月十八日	六ヶ月繼續	賣戻限度五百萬圓、但前期買取超過高ハ當期ニ繰越スコト。
〃　九月十六日	同　上	同　上
大正十一年一月十四日	一月十四日ヨリ三月十七日迄	前年九月繼續承認分ノ外、更ニ貳百萬圓ノ限度ニテ追加賣戻ヲナスコト。
〃　三月二十日	六ヶ月繼續	前二口ノ內五百萬圓ノ口繼續。
〃　九月十三日	同　上	同　上
〃　十月二十一日	十二年三月十七日迄	九月繼續承認分ノ外、更ニ貳百萬圓ヲ追加シ限度七百萬圓トス。

大正十二年三月十六日	六ヶ月繼續	限度五百萬圓ノ口繼續。賣戻限度五百萬圓、但前期買取超過高ヲ本期ニ繰越スコト。期限中ト雖本行ノ都合ニヨリ見合スコトアルヘキコト。
〃　九月十八日	同　上	同　上
大正十三年三月十二日	同　上	同　上
〃　九月十一日	同　上	賣戻限度參百萬圓、但本行ノ都合ニ依リ期間中ト雖賣却方ヲ見合スコトアルベキコト。又期間中ト雖本行ニ於テ賣戻シ得ルコト。
大正十四年七月三十一日	六ヶ月	前期買取超過高九拾九萬九千九百六拾八圓拾五錢ヲ限度トス。其ノ他同前。
大正十五年一月二十七日	十五年七月二十九日迄	賣戻限度參百萬圓、但前期買戻シタル九拾九萬九千九百六拾六圓拾錢及當期ノ買取高以下其ノ他同前。
〃　二月二十五日	同　上	參百萬圓ヲ限度トス。但當期中買取高ニ前期買取超過高ヲ加ヘタル額以内、其ノ他同前。
大正十五年七月二十九日	六ヶ月繼續	

尚ほ既述の如く日本銀行は明治三十三年五月以降小樽支店に於て砂金の買入れを實施し、其の買入成績は當初相當見るべきものありしが、其の後年々減退し、大正七年以降は西比利亞産金等の流入其の他の事情によりて時に增加を示すことなきにあらざりしも、大體後掲買入高表の示すが如く極めて不振の狀態となり、特に砂金を買入るる效果を認め得ざるに至れり（昭和二年十一月小樽支店長の稟申に基き、翌三年二月遂に同店に於ける砂金の買入を廢止したり）。次に明治四十一年以後に於ける同支店の買入狀況を一括表示すべし。

小樽支店砂金買入高表

年次	砂金全量	價額	年次	砂金全量	價額	年次	砂金全量	價額
明治四十三年上	△八、一七二・〇三 瓦	三〇、五三四・六四 円	四十四年上	△七、三七一・八三 瓦	一六、〇七九・八二 円	四十五年上	四、一〇六・四二 瓦	一三、八五〇・〇三
〃　下	△一九、五三二・七五	七九、三四四・九五	〃　下	△三二、三五九・二七	六一、五三七・一六	大正元年下	一五、七六六・八四	六一、五三七・一六
二年上	五、〇一五・〇八	一八、三〇六・八七	七年上	五九〇・三三	二、一〇七・七三	十二年上	四、二五九・九九	一三、八五〇・〇三
〃　下	一五、九一七・〇三	六二、七八〇・八〇	〃　下	一、四七二・一二	六、三五五・三五	〃　下	二三、九一一・三三	九三、七三〇・八一
三年上	三、四一九・六一	一四、二六五・一三	八年上	二四一・八六	七七四・五五	十三年上	一、〇九二・七六	四、五六〇・七三
〃　下	一五、四一九・〇八	六二、三八八・八八	〃　下	三、三九一・七九	一三、五九七・三四	〃　下	一、六一〇・五一	六、五七三・四
四年上	四、一六九・六〇	一七、四三三・九	九年上	四九一・三六	一、八八八・四七	十四年上	三九・九九	一七六・二四
〃　下	二四、一四四・一二	九九、七四五・六八	〃　下	二、三六八・八三	九、二四五・四九	〃　下	二・四六	九二・九七
五年上	四、九〇三・六四	一八、一三三・六五	十年上	一、一三三・九七	四、六〇九・七三	十五年上	三、四七三・二六	一四、六六七・六一
〃　下	一六、三六〇・三九	六二、六七五・七七	〃　下	三三、六五六・五二	一二九、一四七・九九	〃　下		
六年上	二、五三二・四三	九、六八三・〇七	十一年上	二、五八八・九一	一四八、〇四四・六六			
〃　下	四、一九五・三三	一六、九七七・八〇	〃　下	三九、二四九・七一	一四〇、二一九・〇七			

（備考）△印を附したるは砂金鑑定表、分析地金記入帳廢棄の爲め砂金全量不明に付、成塊量（砂金全量より鎔解減を差引きたるもの）を揭げしものなり。

（二）銀地金の買入

日本銀行は明治三十七年以來政府の命に依り本邦産銀の買入を實行し來りしが、大正三年九月三十日大藏大臣の命令に依り同年九月限り一旦之を中止したり。然るに其の後世界大戰中我國の經濟界は急激なる進展を告げ、之に伴ひ補助貨の需要は頓に增加するに至りしを以て、政府は大正五年秋季以降極力之が增鑄に努むることとなりたる結果、翌大正六年二月に及び、再び日本銀行に對し銀買入を取計ふべき旨内命したり。今右内命の概要を摘記すれば（一）國庫は銀地金買入資金を交付すること（二）買入銀地金は品位九八〇以上のものたること（三）日本銀行は次の標準に依り純銀量目を算出して銀地金の買入相場を定むること（イ）一般の買入相場は倫敦銀塊相場を基とし、横濱正金銀行倫

敦向參着買相場より十六分ノ一低に依り定むること。但し一般買入相場は爲替相場變動毎に、又は倫敦銀塊が二分ノ一片以上變動する毎に改定すること(ロ)特約を結び買入を爲す場合の相場は、倫敦銀塊相場及横濱正金銀行倫敦向參着買相場より十六分ノ一低の一箇月の平均に定むること(四)銀地金の所有者にして其の地金の品位及量目に就き造幣局の證明を受け、又は相當の證明を付し之を日本銀行買入取扱店へ提出するものあるときは(三)の銀地金買入相場に依り之を買入ること(五)金銀地金を造幣局へ輸納し、金分に就ては貨幣拂渡證書を得たる後、銀分の買入を受けんと欲する者にして、該地金の預證書を日本銀行銀買入取扱店へ提出し、其の買入を求むるときは(三)の銀地金買入相場に依り之を買入ること等なりとす。

日本銀行に於ては右の内命に基き、再び銀の一般買入れを開始すると共に、同年三月以降新に古河合資會社(大正六年十二月以降古河商事株式會社、同七年四月より古河鑛業株式會社名義となる)・久原鑛業株式會社・三井物產株式會社・合名會社藤田組(大正六年十月より藤田鑛業株式會社名義)等の鑛業者其の他と締約して大口の購入を實行せり。此の間大正十一年國庫預金制度の實施に伴ひ、購入に關する國庫資金の出納手續に若干の改正ありしも其の他の點に於ては何等の變更なく、大口購入契約の如きも爾後大正十四年十月に至る迄該契約を更新繼續せしが、大正十四年八月以降は一般買入の分は之を中止し、更に特約に依る買入に就きても、同年十月右契約期間滿了を機として之を打切りたり。而して同期間に於ける銀地金の買入總額は判明せざるも、大正六年買入の再開始以來同九年四月中に至る買入月別額は左表の如し。

月別	特約先より買入の分								一般より買入分		合計	
	久原鑛業株式會社		古河商事株式會社		三井物產株式會社		藤田組					
	純量 瓩	代金 圓	純量 瓩	代金 圓	純量 瓩	代金 圓	純量 瓩	代金 圓	純量 瓩	代金 圓	純量 瓩	代金 圓
六年三月中	一,三〇四,八七三·六四	二四〇,一二三·七一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一,八九七,四六九·三〇	三四八,九九三·六三	三,二〇三,三四三·九四	五六九,一〇七·三四
四月中	一,二四〇,七一〇·三二	二三一,三二四·二九	九二六,六〇六·〇六	一七三,七五三·六五	〇	〇	〇	〇	四七一,〇六〇·六九	八七,二三〇·九五	二,六三六,三三六·九八	四九一,三九八·八九
五月中	一,三〇〇,六二五·三五	二四九,一五一·六七	六五三,四九一·二六	一三五,一八四·七四	七〇四,三〇三·九三	一三四,九一八·三六	六七五,八〇五·一九	一三九,四六七·八八	二四〇,四四三·九七	四六,二六七·六三	三,五七四,七一三·五九	六六五,〇一〇·三九
六月中	九二五,四五五·八四	一八二,五五〇·七九	一,三三七,三一九·一三	二六三,七九三·八八	五三三,二〇三·一八	一〇三,〇〇六·九九	六七〇,三六九·一三	一三一,二三七·六〇	九二三,八九九·一三	一八三,七九九·一九	四,三三九,三六五·四〇	八六四,三六三·四五
七月中	一,三六九,七三六·一七	三三一,六八四·八五	六三二,五二一·三三	一二八,〇二九·一四	五二九,二四三·九三	一二九,一五〇·五三	五七二,二六〇·七六	一一五,八三三·六八	三二一,〇四〇·九一	六三,五五三·二六	三,六六四,七九三·〇九	七七七,三六一·三七
八月中	二,一二六,五九八·八七	四六六,八〇六·九四	〇	〇	二七六,四五一·三四	六〇,三四三·九六	四二五,七一七·八〇	九二,九二四·四〇	二四九,六七七·二七	五一,九三〇·六四	三,〇九〇,五五五·二八	六七三,〇〇四·九四
九月中	一,〇〇五,三六七·三〇	二三七,八七七·八三	一,三三七,一二一·一七	三二五,〇〇八·九四	四八九,八九一·八三	一三五,六六五·二九	三三〇,〇三三·五三	八二,〇八七·三三	三五〇,二七四·五〇	九四,三二六·九一	三,四四三,六九六·三三	六八四,八四六·三六
十月中	一,四三五,五〇〇·五四	三一九,五五六·三〇	九六八,八〇六·九〇	二二五,六八〇·六三	五三三,四一七·九〇	一二六,五三五·九〇	三四二,四七二·七四	七六,二四三·九九	一,七六九,五四〇·六六	四〇〇,八〇三·二六	五,〇三九,七七八·七四	一,一一六,八三〇·〇六
十一月中	二,九二五,〇〇七·八三	六六六,八三三·四一	一,〇一三,三四八·三六	二三一,三三九·三三	三九五,七四四·〇四	八六,四三三·〇六	九一五,八〇〇·三五	二〇〇,〇一四·四五	二,四〇五,八〇〇·〇三	五三一,九四〇·三三	七,六六五,七〇〇·六〇	一,六六六,五五九·五六
十二月中	三,三六六,三三九·八六	七〇一,八〇六·一九	〇	〇	四六〇,〇一一·〇三	九八,八四〇·七三	三三〇,二五〇·二一	七九,五六三·七五	七一三,〇三六·五九	一五三,五四三·八五	四,八〇九,五九九·五八	一,〇三三,七五五·五一
六年計	一七,一三三,一五五·五三	三,六〇九,八一九·九七	六,七七九,一九四·二〇	一,四五一,七六九·三三	三,九二一,三六五·一五	八四四,八七三·八四	四,二九二,八一四·六一	九〇八,三七〇·九七	九,三三三,三三五·〇三	一,九五九,三三八·六四	四一,四六七,七六四·五三	八,七六四,一六一·七三
七年一月中	二,七六一,三六七·三六	六二五,四七三·三六	一,九四七,六四六·八八	四三〇,九九八·六七	四三八,九八七·〇四	九四,九三三·四〇	三一八,九八八·一五	七〇,五六九·五三	一,〇六〇,六三一·五四	二三八,六七四·一八	六,五五七,五三三·一九	一,四五〇,六六六·〇三
二月中	一,五五〇,八〇三·九三	三三九,六二九·一四	六三六,〇四〇·五六	一三三,六五三·一七	三三八,七五〇·八九	七〇,一八四·六九	五九五,五五〇·〇七	一二七,一四三·三六	三〇〇,六九七·〇九	六四,九〇四·三七	三,四四一,八四三·五六	七三五,五〇四·三五
三月中	〇	〇	〇	〇	一七六,九八二·六三	三六,九五〇·一九	六六六,五四〇·〇三	一三六,九五九·〇八	二,九五〇,三六二·四七	六三七,三六九·六六	三,七六七,九〇五·一三	八〇五,一九八·九三
四月中	〇	〇	〇	〇	三六六,七三六·八八	九一,〇九六·三三	九九七,七四一·五六	二三五,〇三五·〇一	六,〇五〇,三六九·九三	一,四一六,四三六·六五	七,四一四,七六六·三九	一,七四三,五五七·八八
五月中	二,四三三,三九一·七七	五六九,五九〇·七七	九三六,八九六·八五	二三八,〇三三·一九	五六三,八五四·七六	一四三,一〇五·五七	六七七,六六三·三七	一六四,九三七·八四	五五五,八二四·一八	一三五,四九八·八〇	五,一七六,六三〇·九三	一,二六〇,一六六·一七
六月中	二,一九四,三三四·六七	五三九,七四〇·九一	一,〇三三,〇六三·九七	二四六,九八〇·九四	五七一,九九四·五三	一三六,〇六六·九一	三三七,六〇三·七五	八一,五〇一·九三	六〇六,五六一·七五	一四六,四六〇·七〇	四,七三三,五七八·六六	一,一四三,七七一·三九
七月中	一,一三〇,六四五·六〇	二六八,八五〇·七三	九四三,七三四·七九	二三六,四〇六·一八	三三五,九四九·九五	七五,七九六·六〇	四五六,五六三·六三	一〇九,五三三·五七	二四三,四三八·〇八	五六,三七一·八七	三,〇六〇,三二一·〇九	七三六,九九九·九四
八月中	一,八七一,四三七·七〇	四四九,四四三·九四	一,〇三一,一三六·四三	二四七,八七九·三九	四四六,二四八·一七	一〇七,一七一·四〇	六六七,一九〇·九八	一六〇,三三三·三五	三〇四,〇一一·〇三	七三,七〇七·九四	四,三三一,〇一六·三〇	一,〇三七,四三五·九三
九月中	五九六,四一〇·三七	一四三,八四六·四三	一,〇七三,三三三·一三	二三六,八四七·四六	四五三,〇三六·三五	一〇九,〇三五·三六	四三三,五六〇·四七	一〇三,一六三·一〇	四三三,九一三·八八	一〇三,〇〇一·〇六	二,九六八,一六三·〇九	七一五,八八二·三〇
十月中	一,六六五,八八〇·八七	三九六,六三三·一四	一,〇一九,七六八·八五	二四四,三七〇·〇三	一六七,三〇九·六三	一三六,三三九·四四	五九五,七四三·四八	一四三,六九八·一九	三〇六,一六五·四九	四九,四九三·一〇	三,六四四,八八七·三一	九九九,四三三·八九
十一月中	一,〇二九,一八八·四五	二四〇,〇一四·八〇	〇	〇	三六五,六四四·三三	八六,一〇七·七七	三〇三,四六五·七五	七一,三三九·四七	二七九,三〇六·〇三	六五,九八七·三〇	一,九六六,六〇四·五六	四六三,三三九·三四
十二月中	一,四三七,六六四·八三	三三四,九七一·五九	一,一七六,一八七·八九	二七四,〇四八·二四	四五三,一四五·三七	一〇五,五六一·五一	五四六,六〇三·〇四	一三七,三三六·六三	二六四,四一三·五七	六一,九三六·三七	三,八七六,〇一三·七〇	九〇三,八九六·三四
七年計	一八,六九〇,〇二五·七七	三,九〇八,一八三·六九	九,七七八,七二一·三六	二,二九一,二一六·八六	四,六七九,六三〇·四一	一,一八五,三六九·九六	六,五五六,三三一·三〇	一,五三三,三六八·九七	一三,三六四,六一四·〇三	三,〇三九,七六四·〇〇	五〇,九七一,三〇三·八七	一一,九五五,八〇三·四八
八年一月中	一,一八一,一三六·四八	二一七,五二五·一一	七七二,一一七·九〇	一八一,四二五·二七	三一三,五六三·八九	五〇,一七六·五四	四〇五,六七四·一〇	九五,三一六·三七	三〇一,五三五·三三	七〇,九〇一·九三	二,八七四,〇〇七·六〇	六七五,三三七·三三
二月中	一,一三六,一七七·三三	二六八,六三六·四〇	六〇九,七二〇·三一	一四四,一五三·七六	三七四,八四一·九七	八八,六三三·八八	四六三,七七一·五九	一〇九,四一三·〇八	七五三,六一五·五〇	一七六,一四一·〇七	三,三三六,一一六·六〇	七六八,九五六·三三
三月中	一,〇〇九,四六五·〇〇	二四三,六四八·一三	五三五,八〇七·八七	一三六,三九〇·〇一	二四五,四〇六·七三	五六,九八九·一四	一一〇,七四〇·三六	三六,六一八·九七	三三八,四五六·一一	五六,八三三·八四	二,一三九,八七五·九八	五二一,四六九·〇九

四月中	一、八三一、五三六・八六	四三七、四九一・八〇	五〇四、一六六・五一	一二〇、四三八・七四	五〇〇、一八九・七九	一二九、四七六・八三	四六〇、二九〇・八八	一〇九、九四八・三〇	一九三、三三三・七六	四五、九〇九・三九	三、四八八、五〇七・八〇	八三三、三三七・〇六
五月中	七三九、八六三・〇二	一九三、八六八・九一	四三九、一三六・四三	一二三・〇三七・三九	三四九、七三二・九四	八九、三三七・〇〇	三七八、八三五・三三	七一、一三六・六三	三、三三〇、一三三・三三	八八五、七九三・六五	五、〇七七、六五六・九三	一、三五三、〇六四・五六
六月中	一、三〇三、三九三・四三	三三五、二七四・七四	四三六、〇七九・四四	一一九、四〇七・五三	四六三、四七〇・三四	一三一、三四三・三六	三六一、〇三五・七五	六八、三三九・九三	三三四、一三一・六一	八五、五六一・六六	二、七四七、〇九〇・五六	七一九、九四六・四二
七月中	一、三二二、七三五・一八	三三三、三三九・三三	四四七、九七一・〇四	一一五、七四四・〇六	三七〇、〇八七・四一	九六、九三三・八三	三四八、三三七・一三	六四、一六三・八五	〇	〇	二、三六四、一三〇・七五	五九〇、一三九・九七
八月中	一、五三五、九六六・九二	四三四、〇三一・〇六	四〇九、四一八・三三	一一三、七六九・九七	三三四、三六一・四六	八七、三三五・三九	三七一、八七三・三六	七五、五四八・四〇	一三七、六九四・三三	三五、五七五・三四	二、六四九、三九三・三七	七三六、三〇二・一六
九月中	一、四〇一、八四四・一三	三九九、九五三・一六	四三九、〇三七・四三	一三一、四〇六・五三	三六一、五五六・五三	七四、六一七・六七	四一一、八三五・八八	一一七、四九六・八三	八三、六三一・一七	三四・〇三五・一四	二、五五七、八七五・三三	七六六、五三一・三三
十月中	六九九、四三二・五三	二七六、四六一・四四	三三一、三九三・七九	九二、六〇九・九三	三六八、五三五・九七	一二四、八三六・五三	六四九、四五四・八八	一八七、一四一・〇七	五〇一、五〇七・六四	一四三、三三九・四九	二、八三〇、三三四・七六	八一四、四五〇・四六
十一月中	一、〇五三、八九九・九三	三三三、一一〇・四八	三三六、四〇六・九三	一〇〇、〇〇七・三四	三〇九、〇三〇・四九	九四、七四六・六〇	四八七、六九九・九七	一四九、五三四・一四	七一、九四五・三六	三一、〇六八・九一	二、三四八、八九三・六九	六八八、五三七・四七
十二月中	七四五、七七三・九六	三三一、〇三七・三三	三三六、九六三・五三	一〇四、四〇七・八〇	三四五、七九七・五三	一〇七、一四五・〇一	五三三、五五三・六〇	一六一、九一八・九〇	八一、六四〇・九三	三五、三五四・三六	二、〇三一、七四九・五三	六三九、八〇三・三六
八年計	一四、〇六〇、〇六五・八三	三、七一三、三六八・七七	五、五三六、一九九・三三	一、四三三、八〇六・三三	四、一五一、五三四・〇三	一、一〇三、四五五・九八	四、五七一、〇六一・五三	一、三三六、五七〇・四七	五、九三五、五六三・九八	一、五七三、四八三・六七	三四、三六六、四八三・六九	九、〇七八、七四六・三三
九年一月中	九二四、三二八・一八	二九〇、六六九・八五	四〇六、九六七・五七	一一六、八一〇、六八	三四七、六九九・一五	一二八、一四三・六〇	三三三、六三六、三六	一一六、一三〇・〇四	三三四、七七〇・一〇	一〇三、五五四・七三	二、三九五、三三三・五六	七四五、五九七・九九
二月中	一、一九一、四三七・五七	三九一、三九九・八五	三〇〇、一六六・三九	九〇、九七三、三九	三五一、一七一・三三	七六、一三三・三四	三四四、〇八〇、〇六	一〇四、三三六・三四	三九、一三九・三三	九、一一七、三六	二、三三五、九七四・四四	六七一、八九一・一〇
三月中	五三六、三〇五・五七	一三三、三三九・一四	三〇四、四九七・九一	八八、一三三・六三	三三五、三三五・三三	六五、三九一・五四	三三五、九三六・〇五	六五、四八三・〇四	六九一、六一五・三五	三〇八、七五四・四一	一、九七三、六三〇・三一	五六〇、三三〇・七五
四月中	一、一三五、八〇一・二〇	三四〇、四一九・三三	六二一、〇一〇・六三	一八三、一三〇・三七	三四五、八三三・四一	一〇三、六六三・一五	五六〇、一八四・三五	一六七、八九六・八三	一、三三三、九六七・六六	三六八、五三三・五二	三、八七五、七九八・四三	一、一六三、六三一・九七
合計	五二、七六九、〇二〇・六四	一三、四〇六、五四〇・四九	三三、七七四、七四七・三九	五、六六四、九〇〇・三六	一三、九二三、四〇六・七九	三、四七七、一〇六・四〇	一六、九二四、九七六・六六	四、一三〇、〇六八・六五	三〇、八〇一、〇三四・三六	七、三六一、五〇五・三三	一三七、一八六、一八七・七四	三三、九六〇、一四三・三四

第四　地金銀吸收資金の融通

日本銀行は政府の内命に依り、本邦及朝鮮支那等の産金産銀を吸收する爲め、夙に第一・第五十八・十八・横濱正金・浪速・十二・臺灣等の諸銀行に其の資金を融通し、地金銀の買入を實行し來りしが、其の後此等諸銀行に對する融通資金は、其の期限に至り回收せられたるものあり、或は新に融通を開始せられたるものもありて、明治時代より繼續したるものは朝鮮銀行浪速銀行及臺灣銀行の三行に過ぎず。此の中浪速銀行は大正九年八月二日十五銀行と合併したるを以て、日本銀行は之を機會に同行への貸付金二十五萬圓は其の契約滿期日たる大正九年七月限り回收したるが、之より曩き大正三年十二月十六日、日本銀行は別に久原鑛業株式會社との間に契約を結び、同社に對して百二十五萬圓の資金を供給し、同社製錬所製出の金塊一箇年四百萬圓以上を日本銀行に賣却せしむることとせり。斯くて大正十二年初頭に於ける地金銀吸收資金の貸付先は朝鮮臺灣兩銀行及久原鑛業株式會社の三者なりしが、右の中臺灣銀行は大正十二年十一月に、朝鮮銀行及久原鑛業は共に大正十三年十二月を以て夫々解約せられ、此の種資金の融通は玆に終結することとなれり。尙ほ元來本資金は金地金の吸收のみを目的とするにあらず、屢銀地金の購入をも目的として融通せらるることもありしが、大正時代に於ては專ら金地金の吸收のみを目的としたるものにして、地金銀吸收資金と稱するも其の實は金地金吸收資金たりしものとす。今朝鮮臺灣浪速三銀行及久原鑛業株式會社の四者に對する大正時代の貸付條件竝に實際輸納高を表示すれば左の如し。

（一）朝鮮銀行

契約期間 自	契約期間 至	期間	貸付金額	條件	輸納契約高	實際輸納高
明治四二年・五月・一一日	明治四三年・五月・一〇日	一ヶ年	五〇〇、〇〇〇円	無利息 國債擔保（註一）	四十二年十二月以後 一、一〇〇、〇〇〇圓以上	不明
四三・五・一〇	四四・五・九	同	同	同	三、六〇〇、〇〇〇圓以上	七、六四三、四〇三円
四四・五・九	四五・五・八	同	四五〇、〇〇〇	同	同	七、五三三、二九三
四五・五・八	大正二・五・七	同	四〇〇、〇〇〇	同	同	七、〇七五、五三二
大正二・五・七	三・五・六	同	三五〇、〇〇〇	同	同	九、一一五、〇六三
三・五・六	四・五・五	同	同	同	同	九、一三一、九七六
四・五・五	五・五・四	同	同	同	同	一一、三一〇、〇九八
五・五・四	六・五・二	同	同	同	同	一一、〇九四、〇四一
六・五・三	七・五・二	同	同	同	同	＊一一、九三二、五九七 一六、四七九、九一六
七・五・二	八・五・一	同	同	同	同	一、二二三、五五七

契約期間			貸付金額	條件	輸納契約高	實際輸納高
大正八年五月一日	大正九年四月三〇日	一ヶ年	三五〇、〇〇〇円	無利息國債擔保（註一）	三、六〇〇、〇〇〇圓以上	四九四、八九九
九・五・一	一〇・四・三〇	同	同	同	同	〔＊一、二六一、一八八 四四、〇七〇、八五八
一〇・五・一	一一・四・二八	同	同	同	同	二、五三七、六四〇
一一・四・二八	一二・四・二七	同	同	同	同	二、〇一八、九九四
一二・四・二七	一三・四・二六	同	同	同	一、〇〇〇、〇〇〇圓以上	三、六六四、五四七
一三・四・二六	一四・四・二五	同	一五〇、〇〇〇	同	同	二九三、六六五

（註）一、明治四十二年十二月韓國銀行へ貸付けたるときは、同行所有の韓國政府貸上金證書を以て擔保とす。

二、＊印は米國金貨とす。次表も同樣。

（備考）一、目　的　韓國產出金地金購入資金

二、沿　革　明治三十二年八月十日以降第一銀行への貸付を明治四十二年十二月一日韓國銀行に於て繼承、更に明治四十四年八月十五日朝鮮銀行に於て繼承。

明治四十三年五月の契約以降毎回五萬圓宛減額し、四十六年（大正二年）よりは三十萬圓に低下する筈なりしが、四十三年五月從來十八銀行引受の韓國元山地方產金購入を韓國銀行にて引受けたるにより、特に五萬圓を增加せり。

三、解　約　大正十三年十二月十七日

（二）臺灣銀行

契約期間			貸付金額	條件	輸納契約高	實際輸納高
明治四二年五月二九日	明治四三年五月二八日	一ヶ年	一〇〇、〇〇〇円	利息年二分國債擔保	一、〇〇〇、〇〇〇圓以上	二、五三三、四〇三
四三・五・二八	四四・五・二七	同	同	同	同	一、七四五、一一七
四四・五・二七	四五・五・二六	同	同	同	同	一、四四三、九三五

契約期間			貸付金額	條件	輸納契約高	實際輸納高
四五・五・二六	大正二・五・二五	同	同	同	同	一、三三三、三三三円
大正二・五・二五	三・五・二五	同	同	同	同	一、〇七三、三六
三・五・二七	四・五・二六	同	同	同	同	一、六七〇、三四一
四・五・二六	五・五・二五	同	同	同	同	一、九二一、四二八
五・五・二五	六・五・二四	同	同	同	同	四、三五五、七一三
六・五・二四	七・五・二三	同	同	同	同	一〇、六七五、四一三
七・五・二三	八・五・二二	同	同	同	同	七九、〇七八、一七九
八・五・二二	九・五・二一	同	同	同	同	八一、三四九、七一一
九・五・二一	一〇・五・二〇	同	同	同	同	六〇八、三三九
一〇・五・二〇	同　一一・一九	六ヶ月	同	同	五〇〇、〇〇〇圓以上	四四四、六八、一六四
同　一一・二〇	一一・五・一九	同	同	同	同	四四四、八三三、二六八
一一・五・一九	同　一一・一八	同	同	同	同	一六、一〇六、八三三
同　一一・一八	一二・五・一七	同	同	同	同	四〇、三六六、六〇四
一二・五・一七	同　一一・一六	同	同	同	同	五、二五八、七三六

（備考）一、目　的　臺灣產出金地金購入資金

二、沿　革　明治三十三年九月二十日より三十七年七月三十日迄貸付け一旦解約の處、三十九年六月十二日再び貸付開始。

三、解　約　大正十二年十一月十六日

（三）久原鑛業株式會社

契約期間			貸付金額	條件	輸納契約高	實際輸納高
始期	終期	期間				
大正三年一二月一六日	大正四年一二月一五日	一ヶ年	一、三四〇、〇〇〇円	無利息國債擔保	四、〇〇〇、〇〇〇圓以上	四、三七七、九二三円

大正四・一二・一四	大正五・一二・一五	一ケ年	一、二五〇、〇〇〇円	無利息國債擔保	四、〇〇〇、〇〇〇圓以上	五、〇五八、三七九
五・一二・一三	六・一二・一三	同	同	同	同	五、九三〇、三七三
六・一二・一二	七・一二・一二	同	同	同	同	五、九三七、九六九
七・一二・一二	八・一二・一二	同	同	同	同	三、六五四、三七三
八・一二・一二	九・一二・一一	同	同	同	同	五、〇一五、七九八
九・一二・一一	一〇・一二・一〇	同	同	同	同	四、七九八、五八〇
一〇・一二・一〇	一一・一二・九	同	同	同	二、〇〇〇、〇〇〇圓以上	四、三四五、二四四
一一・一二・九	一二・六・八	六ケ月	同	同	同	二、三三七、九〇九
一二・六・八	同　一二・七	同	同	同	同	一、八〇七、五〇八
同　一二・七	一三・六・六	同	同	同	同	二、四四八、八七七
一三・六・六	同　一二・五	同	同	同	同	一、七〇一、四七五

（備考）一、目　的　久原鑛業株式會社所屬製錬所製出金塊購入資金
二、最初の貸付日　大正三年十二月十六日
三、解　約　大正十三年十二月二日

（四）浪速銀行

契約期間			貸付金額	條件	輸納契約高	實際輸納高
始期	終期	期間				
明治四二・七・一九	明治四三・七・一九	一ケ年	三〇〇、〇〇〇円	無利息國債擔保	金銀一、五二一、二五〇圓以上	一、五八五、一二九円
四三・七・一九	四四・七・一八	同	同	同	同二、〇〇〇、〇〇〇圓以上	一、五七一、二六三
四四・七・一八	四五・七・一七	同	同	同	同	一、四一〇、六九三
四五・七・一七	大正二・七・一六	同	二五〇、〇〇〇	同	同一、七五〇、〇〇〇圓以上	四八三、六二二
二・七・一六	三・七・一五	同	一五〇、〇〇〇	同	同　九二四、〇〇〇圓以上	六三四、〇七八
三・七・一五	四・七・一四	同	二〇〇、〇〇〇	同	金一、三五〇、〇〇〇圓以上	一、七二三、五一三
四・七・一四	五・七・一三	同	二五〇、〇〇〇	同	同一、七五〇、〇〇〇圓以上	一、九五二、九四三
五・七・一四	六・七・一三	同	同	同	同	一、七二〇、五六五
六・七・一三	七・七・一二	同	同	同	同	一、九六二、五三五
七・七・一二	八・七・一一	同	同	同	同	七四五、〇八五
八・七・一一	九・七・一〇	同	同	同	同	三四七、〇四七

（備考）一、目　的　鹿兒島縣產出金銀地金購入資金
二、最初の貸付日　明治三十七年四月二十二日
三、解　約　大正九年七月十日

該吸收資金の回收は政府の內命に依る所にして、卽ち大正十二年四月朝鮮銀行に對する從來の吸收資金貸付を更に一箇年繼續するに際し、大藏省理財局長は今次貸付の期間滿了後は速に回收あるべき旨を通牒し、同年六月久原鑛業に對する貸付延期の場合にも亦同樣通牒する所ありしを以て、日本銀行は貸付先に對し夫々回收の豫告を爲せり。尤も豫定計畫の中臺灣銀行の分は大正十二年十一月十六日の契約滿期と共に回收を了したるに反し、朝鮮銀行分は大正十三年四月に至り更に向一箇年間延期を承認することとなりしが、大正十三年十二月十七日延期期間の半にして解約せられ、又久原鑛業の分は豫て契約更新每に融通額を減額する筈なりしも、事情已むを得ざるものありしが爲め減額せず、其の儘大正十二年十二月及同十三年六月の二回夫々六箇月宛の期間を以て延期を承諾し、最終期限大正十三年十二月五日の處同月二日限り返金解約を見たるものとす。斯くて日本銀行

が明治三十二年以來主として本邦產金吸收の爲め實行し來れる特別融通は、大正十三年十二月を以て全部の終結を告ぐるに至れり。

第三項　大正九年の財界救濟

第一目　概　說

大正九年三月中旬一度暴落したる東西株式市場は、四月上旬再び瓦解して遂に立會を休止するに至るや、之を導火線として本邦經濟界に反動的動搖を具體化し來り、遂に財界は收拾すべからざる恐慌狀態に陷れり。日本銀行は四月十六日各支店長に通牒を發し、此の際多少臨時の措置を執るも亦財界救濟の爲め已むを得ざるべきを以て、之に策應する樣豫め考慮を促す所ありたり。之れ蓋し日本銀行が這般の動搖の由來する所、遠く過去に於ける財界過度の膨脹に在り、從て其の反動の必ずや激甚なるべきを豫想し、若し警戒徒に嚴に過ぐるときは、相當確實なる基礎と信用とを有する營業者に對しても資金疏通の便を杜絕し、延て財界の動搖を一層大ならしめ、中央銀行としての職責を全うすること能はざるべきを以て、旁〻資金の供給上平常の取引方法のみに依るを得ざるべしと思慮したるに依らずんばあらざるなり。然りと雖も日本銀行が發券銀行たる性質上、其の行動すべき範圍順序方法等の自ら定まれる所あり、且つ財界動搖の際に在りては諸方より救濟の懇請蝟集し、動もすれば不知不識の間に貸出其の度を失するの虞なしとせず。仍て日本銀行總裁は四月下旬東京に開催せられたる全國手形交換所大會に於て、先づ財界反動期に處する同行の態度を公表し、以て財界救濟の根本方針を表明せり。卽ち曰く、

「今更言ふまでもなく、銀行業は他事業と稍〻其趣を異にして、實に財界各事業の基礎をなすものなり。卽ち財界何れの事業にしても銀行と何等の交涉なくして、之が成立を遂ぐることを得ざるものにして、從て財界に於ける總ての出來事は、大小となく之が影響を銀行に及ぼすものなるが故に、斯くの如き反動期に際し銀行は最も其任務の重大なるものあり。又一面より言へば銀行の業務は他事業と異なり、公共的性質を帶べるものなり。銀行が自己の利益を守り、其立場を保護することは勿論の義なれども、之と同時に財界全般の事柄に付ても相當の考慮をなすべき責任を有するものなるが故に、斯くの如き反動期に際し、銀行業者は大に愼重の態度を以て其局に當るは勿論、銀行本然の性質に適應する處置を採られんことを切望して已まざるなり。日本銀行は好景氣に於ては投機思惑を戒め、緊縮の態度を勸說し、之に對して相當の處置を採りたり。而して尙今日に於ても此日本銀行の態度に付ては毫頭變更なし。然れども此反動期は財界最も重大の時期なれば、一歩其處置を誤らんか、財界各部の組織を破壞して、又再び起つこと能はざる如き狀態に陷らしむることなきにしもあらず。此等に對しては充分の注意を拂ふことを必要と考ふるなり。從て平素眞面目なる事業に從事し、而して前述せるが如く、此反動期に處すべき應分の整理を斷行するものに對しては、出來得る限り援助を與ふべき積なり。又我國の生產品又は輸入品等に付ても、各人夫々低落せる市價に基き、充分の覺悟を以て整理を遂げ、確實なる方法を以て銀行に提供するものに對しては、充分の援助を與ふることを辭するものにあらず。又輸出資金の如きに付ては媾和成立以來我輸出貿易減退し、殊に本年に入りては巨額の輸入超過を示すに至れるが今後の世界市場を概觀すれば、我國の輸出貿易に對し此際充分の施設をなし、不撓の努力を必要とすべく、殊に目下の如き財界の反動期に際しては、內地の不景氣の爲の消費力の減退を來たすべく、之が爲め今後內地製品の過剩を來たすことは蓋し免かれざる所にして、之を救濟するの途は過剩の製品を海外に輸出するの外あるべからず。卽ち反動期に處して其狀勢を可成緩和せしむるには輸出を計るより外良策なきなり。從て之が資金の融通に付ては、日本銀行に於ても出來得る限り援助をなすべき考なり。

斯の如く日本銀行としては財界の各方面に對し相當の考慮を費しつつあれども、日本銀行自ら直接其局に

當り、一般財界に對し日本銀行の方針を實行することは、中央銀行の性質上殆んど不可能なり。固より場合によりては日本銀行自ら直接其衝に當ることなきにあらざれども、是誠に稀なる場合にして、中央銀行本來の性質にあらず。又恐らく其效果は薄弱なるを免かれざるべく、又斯くの如き常規を逸したるの處置は常に多大の弊を財界に貽すものなり。蓋し日本銀行の方針は一般銀行の贊同を得、諸君によりて實行せらるるこそ現今我國銀行組織の根本にして、此意味より云ふも日本銀行の方針を實行し、其希望を達せんには飽くまで諸君と同心協力して、之が實行を諸君に希望するの外なきなり。』

日本銀行は財界反動の急迫せるを看取し、之に對する根本方針を右の如く決定して以て備ふる所ありしが、既にして財界は先づ株式市場に於て反動來の警鐘を亂打せられ、各種商品の激落を來し、當業者の信用減縮と、巨額なる滯貨とは相俟て金融の異常なる梗塞を招來して、救濟を要望するの聲漸次各方面に高まり、之を日本銀行に求むるものも亦少からざるに至れり。然れども日本銀行としてそれ等の希望に一々應諾を與ふるが如きは到底不可能なりしを以て、同行は一方に於て既に確定せる所の根本方針に基きて金融の疏通を圖り、財界の急激なる變動の爲め、玉石共に焚かるるが如き結果を來さざる樣努むると共に、他方に於ては其の放出する資金をして、如何なる場合にも平素の道筋に依らしめ、卽ち其の取引銀行を通じて必要の箇所に適當に注入せしむることに意を用ゐたり。蓋し日本銀行の貸出金にして、不必要の箇所に過分に供給せらるるが如きことあらんか、其の爲めに却て弊害を貽すべきのみならず、資金が必要なる箇所に遍く浸潤し得ざる虞なしとせず。而して斯かる結果の發生を避けんと欲せば、須く平素の如く其の取引銀行を通じて融通を與ふるに如かざるべく、且又取引銀行をして先づ自力を以て資金の供給を計らしめ、其の不足額に就きてのみ日本銀行より融通を與へ、又は其の約束を與ふることとせば、同行の放出する資金にして時に二倍三倍の効果を齎し得ること、敢て困難にあらざるべきを以てなり。

茲に於てか日本銀行は一般銀行業者に對し、資金融通の圓滑を圖る上に一層の考慮を加ふる樣注意を促すと共に、進んで金融市場の梗塞を緩和せんが爲め、爲替銀行に對し其の市場より吸收したるコール返還の資金を供給し、尙特に其の爲替資金の疏通を圖り、又取付を蒙りたる銀行に支拂準備金を供給し、或は窮境に陷りたる銀行にして、前途回復の見込あるものに救濟資金を融通し、更に平素取引關係ある商事會社には直接融通を與ふる等の處置を講じたり。然れども此の激甚なる反動に際し、單に右の如き方法のみを以て能事終れりと爲すべからざるは論を俟たざる所なり。されば日本銀行は他方に於て、既に休會せる株式市場開始の爲め、之が受渡解合資金の融通を爲す一般銀行業者に對し、其の救濟資金を供給して援助を與へ、又綿業にありては當業者の間に於て輸出綿絲組合を組織して、仲間解合に依る受渡綿絲を買取ることと爲し、其の資金を爲替銀行に仰げるものありしを以て、之が關係銀行に對し所要の資金を供給し、更に製絲資金に就ては、直接當該地方の銀行に對して資金の疏通を圖りしのみならず、日本勸業銀行に對しても相應の援助を與ふる等、諸般の策を講じたり。此の他砂糖・羊毛・織物・銅鐵等の主要產業に救濟資金を供給したる銀行に對し、特別融通を與ふることにも亦最善の努力を拂ひたるものとす。以下此等の對策に就き順次說述する所あるべし。

第二目　銀行に對する措置

日本銀行は經濟界の動搖期に際し、財界各部の基本機關ともなるべき銀行には特別の考慮を拂ひ

既述の如き臨時的融通方法を講じ、以て取付に遭ひたる銀行或は窮狀に陷りたる銀行に對し、同行の立場として許す限りの援助救濟を與ふることに努むると共に、更に改めて市場人心の不安を去り、資金の流通を圓滑ならしめんが爲め、有力銀行の注意を促し、其の協力を求め、爲替銀行に對しては資金を供給して、以て其の市場より取入れたるコールを返還せしめ、一般市場金融の緩和を圖ることに努めたり。

第一　シンヂケート銀行代表者の招集

四月十四日株式取引所の立會中止以來、人心益〻不安の念に驅られ、財界の混亂其の度を失ひ、其の影響する所奈邊に及ぶべきや知るべからざるに至りしが、斯かる場合中央銀行が對策を講ずるには、市中銀行と協力することの最も効果あるべきは論を俟たざる所なるを以て、日本銀行は市中銀行と互に情報を交換し、充分相互の意思を疏通する目的を以て、先づ四月十五日東京シンヂケート銀行代表者を招き、此の際相互に一層緊密なる協調を必要とすべきことを說示し、尙ほ當時市中銀行に於ける商業手形の割引及倉庫證券擔保融通著しく窮屈なりとの世評もありしかば、此等に關しても右代表者等の考慮を求め、更に日本銀行に融通を請ふものに對しては、出來得る限り迅速に之を取計ふべき旨の說明を與へたり。大阪名古屋の兩支店に於ても亦同時に各シンヂケート銀行代表者を招集して、本店と同樣の趣旨を說明し、相互に意見の交換を爲したり。此等の會合は其の後財界小康の模樣を示すに至る迄續行せられしものとす。

第二　爲替銀行に對するコール返還資金の供給及爲替資金の融通

前に述べし如く、大正六七年來爲替銀行は其の爲替資金を直接日本銀行より借入るるの外、尙ほ成るべく之を市場に仰ぐことと爲すに至りしものにして、大正八年スタンプ付手形の創始せらるるに及び、該手形の賣出によりて相當巨額の資金を調達したりと雖も、一面市場よりコールを取入れて爲替資金に充てたるもの亦頗る巨額に上れり。然るに大正九年三月中旬より財界の反動期に遭遇し金融逼迫を告ぐるや、コールの利率騰貴せしのみならず、爲替銀行は之を得ること殆ど不可能となり強て之を吸收せんとするときは、市場に一層惡影響を齎すの虞あるに至りしかば、日本銀行は爲替銀行に資金を貸與して、以て一時コールの吸收を停止せしめ、其の期日に達するものは寧ろ之を返還せしむることと爲したり。尤も之が返還の方針としては、必ずしも絕對的に其の全部を返還せしむることなく、高利借入のコールを期限到來每に低利に切換へしむることを以て原則と爲し、出手が之に應諾せざる場合にのみ、其の全部を返金せしむることとなしたるものとす。

第三　日本興業銀行に對する特別融通及政府事業資金の融通援助

財界の變動は各種工業に影響し、或は拂込金の徵收困難を來し、或は社債券の發行不能となり、從て事業計畫の遂行に尠からざる障碍を生ぜしめたり。されば日本興業銀行に於ては、基礎確實なる諸會社も亦之が爲めに衰頽の悲運に陷ることあるべきを憂へ、調査の結果事業の基礎確實なりと認めたるものに對しては、相當の援助を與へんとなせしも、當時市場の狀況は興業債券の發行を許さず、興業資金の調達頗る困難なるものありしかば、同行は債券發行に至る迄の應急措置として、隨時必要に應じ資金融通を仰ぎ度き旨、日本銀行に懇請する所あり、日本銀行は六月二十三日之を許諾し、同二十八日之を實行したり。其の後政府は日本興業銀行に對し、臨時事業資金を融通するに決し、七月十日第一回の資金を供給するに至りしかば、日本銀行の特別貸出金は同月中旬一旦回收せられしも、後八

月下旬より十月中旬に亙り、同行手許の都合によりて又貸出を爲したり。

一方政府に於ては財界動搖の結果、基礎確實なる諸工業會社を、一時資金の急迫に因り衰頽せしむることは、本邦產業の發展上洵に忍び難きことなりと爲し、仍ち之に資金供給の必要を認め、預金部の資金を以て事業資金の供給に充つることに決定したり。日本銀行は政府の事業資金供給に就きても亦之に關與し、先づ該資金の融通は政府自ら之に當るの適切なるべき旨を大藏大臣に上申し、次で其の決定を見るや、臨時に事業資金の供給を爲すが爲には、各銀行の協力を必要とすべきを認め、六月二十七日東京・大阪及名古屋シンヂケート銀行代表者を招集して其の考慮を求むると共に、政府の興業債券引受資金に不足を生ずるや、八月十日・十二月二十日及十年三月十六日の三度預金部所有の國債（毎回額面千萬圓）を賣戻條件附にて買取りて之が資金を供給し、以て援助を與へたり。

第四　銀行支拂準備金の融通

財界反動以來、貸出の回收極めて遲々たるに反して預金の引出頗る多く、又流言蜚語頻りに行はれ四月上旬に於ける增田ビルブローカー銀行の破綻以來各地に銀行の取付を見、延て資金の涸渴に苦しむ銀行を生ずるに至り、日本銀行に對し支拂準備其の他資金の供給を求むるもの續出し、同行の普通貸出高は左に示すが如く激增して、四月末より五月初に亙り實に五億圓を超ゆるの狀況を呈せり。尤も恐慌に因る銀行界の波瀾は、上半季の經過と共に漸次鎭靜に歸し、日本銀行の援助も亦次第に其の必要を減じ、爾來普通貸出高は漸減の一路を辿り、既に八月には一億圓に下れることあり、十月には七千萬圓臺を見るに至りしものとす。

二月末	二八〇、四〇八千円	三月末	三八九、七四六千円	四月末	五一二、六一〇千円
五月末	四〇〇、九六七	六月末	三六五、四四三	七月末	二二八、八七三
八月末	二二一、二四六	九月末	一七一、二三五	十月末	一一六、九五一
十一月末	一〇一、〇〇〇	十二月末	一五八、七〇五		

尙ほ大正九年中に於て、日本銀行が普通取引の方法に依らず、特別臨時融通の方法を講じ、以て援助救濟を與へたる銀行は合計三十五行にして、其の融通額は自行分七〇、四六一、〇六一圓、他行救濟分三四、七六三、〇六三圓、合計一〇五、二二四、一二四圓なりとす。

又財界動搖の際預金の取付に遭ひ、又は手許資金に苦みたる銀行にして、日本銀行より普通取引方法に依りて援助を受けたるものは、凡そ十七行なりき。

第三目　商事會社に對する特別融通

前年來投機思惑の旺盛なりし丈け、九年三月以降に於ける諸商品市價の急激なる下落と、市場人氣の萎縮とに依り、最も痛烈なる打擊を受けたるものは商事關係の營業者にして、爲に破產者續出し、其の然らざるものにても多少を問はず何れも窮狀に陷りたり。日本銀行としては、直接此等商事會社を救濟すべき筋合にあらざるは勿論なりと雖も、從來取引先となり居るもの、又は特殊事情の存するものには適宜の援助を與へ、以て財界の安定に努むることと爲し、此等の會社に對し、直接又は其の取引銀行を通じて融通を與へたるもの前後約千九十六萬圓に達せり。此等の點に就ては今特に之を細說せず。

第四目　株式取引所及各種產業に對する救濟資金の融通

財界反動の襲來と共に、先づ株式取引所は其の立會を休止し、以て市場を整理せざるべからざることとなり、各種產業も亦其の經營を調整するの餘儀なきに立至りたり。然りと雖も當時信用破壞の爲め、所要の資金を調達すること殆ど不可能なる情勢にありたるを以て、日本銀行は當業者の救濟懇請にして事情已むを得ざるものは之を容れ、又株式取引所に對しては解合を勸告すると共に、砂糖・織物・羊毛・銅・鐵・綿絲・養蠶・生絲等の主要產業に對しては、當業者をして生產制限の必要を自覺せしめ、主として滯貨處分及解合により、市場整理に要する資金を夫々其の取引銀行より供給せしむることと爲し、それ等の銀行に對し適宜必要なる資金の融通を與ふることとせり。此の如き融通は其の高約一億二千三百萬圓の巨額に上りたるが、大半は九月末迄に回收せられ、年末に殘存せしものは特殊のものに限られたりき。

第一　株式市場の救濟

四月七日株式市場は再度の大瓦解を演じて其の立會を停止せしが、其の翌々日東京・大阪・名古屋の各株式取引所理事長は相携へて日本銀行に來訪し、今日の取引所の狀態は、四月限の受渡不可能の爲め到底立會を開始すること能はず、而して此の如き狀態の永續するときは、經濟界に種々弊害を惹起すべきや必然なるが故に、此の際日本銀行は大正五年十二月の受渡に對し、興業・帝國商業・豐國の三銀行を通じて、株式仲買人のシンヂケートに與へたると同一の救濟を爲すべきことを約束せられたき旨を懇請せり。仍て日本銀行は該申出に就き考究したるも、當時月末受渡迄に三週間の期間ありたるを以て、其の受渡資金が三市場に於て果して幾何を要するや豫め之を知ること到底困難なりしのみならず、市場の形勢は此の間如何に變化すべきや知るべくもあらず、中央銀行として斯くの如き不安なる狀態に於て、取引關係者の希望に應じ約束を與ふるは到底不可能なる所なり。又一面より考ふるに大正五年の諸株暴落と今次の夫とは自ら事情を異にし、卽ち曩の下落は一時的現象なりしも今次は相當期間下落の傾向を辿るべく、金融市場の狀況も亦前後大に異るものありて、資金一般に不足を告ぐるの際なりしかば、單に日本銀行に於て融通の途を開くが如きことあらんか、之が調達は他銀行に於て爲すべきことを期待すべからざるなり。然れども一方當時の如き窮迫の場合に於て、取引所が立會を開始し得ずして數十日を經過すとせば、其の一般金融界に及ぼす惡影響は頗る甚大なるものありと謂はざるべからず。茲に於てか日本銀行は中央銀行としての立場より、著しき支障なく、又弊害を他日に貽すことなくして其の目的を達することを得ば、之が援助を與ふるに吝かならずと爲し、卽ち各仲買人が各自其の取引銀行に對して融通を求めたる結果として、其の銀行が日本銀行に對し金融を求むる場合は、日本銀行は精々之が融通の便を圖ることに決定し、之を各株式取引所理事長に通牒すると共に、本店に於ては四月十日、大阪支店及名古屋支店に於ては同十二日各シンヂケート銀行當局者を招致し、株式市場の對策に關し其の所見を內談したるが、他方更に人心不安の念を去らしむることの緊要なるを認め、四月十二日株式受渡資金融通に關する方針に就き、左の如き趣旨を世上に公表せり。

東京大阪ヲ初メ重ナル株式取引所ハ去ル七日以來立會ヲ停止シ居リ、容易ニ開始ノ見込ナキ有樣ナリシガ、是レ目下ノ金融ノ梗塞ノ狀況ニテハ、當月切ノ受渡ニ際シ資金調達ノ不能ナルコトヲ懸念セル爲メナルガ如シ。

之ニ付キ東京大阪名古屋三取引所理事長ヨリ救濟ニ付キ考慮ヲ求メラレタルモ、今日ハ大正五年末ニ獨逸ノ媾和提唱ノ報突如トシテ傳ヘラレ、取引所立合停止ノ場合ト事情ヲ異ニスルヲ以テ、到底同一ノ手段ヲ取ルコト不可能ナリ。故ニ各取引所ノ仲買人ハ各自ノ取引銀行ニ就キ、當月末受渡資金ニ付キ懇談ヲ試ミ、其結果銀行ニ於テ資金ノ借入ヲ必要トスル場合ニ、日本銀行ニ相談アラバ、日本銀行ハ精々資金ノ融通ニ付キ便宜ヲ計ルベキコトヲ定メ、之ヲ三理事長ニ答ヘタリ。從テ金額等ニ付テモ一定シタル譯ニアラズ。又其方法ノ如キモ取引銀行ト仲買人トノ關係ニヨリテ種々異ナル所アルベシ。右ノ成行ハ不取敢重ナル銀行者ニ報告シ置キタル次第ナリ。

日本銀行の此の如き資金融通聲明は、當時市場に相當好影響を與へたるが、尋で十三・四日に亙り又株式の大暴落を演じたる爲め、玆に同行の救濟資金融の通は愈〻具體化するに至りしものとす。今東京・大阪及名古屋に於ける救濟資金融通の顚末に就き記述するに先ち、日本銀行救濟資金の效果に就き一言せんに、抑〻同行が這般の反動時に於ける株式市場の整理方法として採りたる要諦は所謂解合と乘替とにあり。卽ち一の標準値段を定め、之に依て多數の賣買を解約せしむると共に、從來の賣買を一定の標準に引直したる上、其の履行を一箇月若くは二箇月先に繰延ぶるに在りたり。而して救濟資金は此の目的を達せしむるに必要なる方面に使用せられたるものにして、仲買人は該融通に依り始めて玉整理を進行し得たるものとす。蓋し暴落當時に於ける仲買人の狀態を見るに、委託者中損金の負擔に堪へざるもの多數にして、仲買人は此等の買玉を引受くるの已むなかりしものなるが、當時金融の梗塞甚しく、受株に對する融通は勿論、手許有價證券の金融さへ全く杜絕し、仲買人の手許は頗る窮迫を告ぐるの有樣なりしかば、仲買人の獨力を以てしては如何に整理に熱心ならんとするも、苟も解合其の他玉整理に要する仕切金及乘替に要する受渡代金等決濟資金の資源無き以上、玉整理は事實上不可能なりと謂はざるべからず。此時に當り、仲買人をして玉整理を遂ぐるに必要なる資金を適當に得せしむることは、市場救濟の捷徑たり、救濟資金の放出は當時に於て洵に緊急已むを得ざる所にして、其の效果も亦財界安定を庶幾する上に大なるものありしを認めざるべからず。

（一）東京取引所

當初仲買人は日本銀行より直接仲買人シンヂケートに、若くは仲買人及取引所より成る一シンヂケートに、或は又仲買人と銀行とより成るシンヂケートに對して、資金の融通を受くることを希望したるも、日本銀行の方針は前述の如くなりしを以て、同行は日本興業銀行を代表者として組織せられたる十六銀行シンヂケートに對して、取引所振出引受、興業銀行裏書の手形を割引する形式にて資金を貸付くることと爲し、而して右銀行シンヂケートは更に取引所に對して、

（イ）解合に必要なる仕切金のみに對し、日本銀行との間に資金融通の仲介を爲し、四月限受渡資金に關しては差向き之を顧慮するを欲せざること（但し其の後玉整理の進行に伴ひ、融通は受渡資金に迄擴張せられたり）。

（ロ）銀行シンヂケートは直接に取引所に資金の融通を爲し、仲買人への貸付は取引所自ら之に當ること。

の二項に就き了解せしむる所ありたり。斯くて取引所は直接自身に資金の貸付を受くることとなりしを以て、之を仲買人に融通するには最も愼重の用意を必要としたるのみならず、取引所が直接仲買人に玉整理資金を貸付くることに關しては、幾分法律上の疑義あり、此の點に觸るることを避けんとする考慮もありたるを以て、旁〻取引所は市場に關係深き四銀行へ改めて借入日步三錢三厘と同率

にて該借入金を預入れ、四銀行は之を更に日歩三錢六厘を以て仲買人シンヂケートに貸付け、斯くして仲買人は仲買人シンヂケートより各其の所要資金の借入を爲すに至れり。右融通資金の擔保關係は、受渡乘替及現品乘替に依り、仲買人シンヂケートが個々の仲買人より買受けたる株式を取引所市場に賣繋ぎたるとき、取引所は之に對して提供證券預り證を發行し、仲買人シンヂケートは之を借入金擔保として四銀行へ提供し、四銀行は又之を預金の預託擔保として取引所へ提供したるものとす。蓋し四銀行に於ける取引所の預金は普通の預金と異るものなるを以て、取引所は之が擔保を請求したるに外ならず。而して取引所は之を銀行シンヂケートに提供し、銀行シンヂケートは更に之を日本銀行に提供したるものにして、斯くて救濟資金融通の途開け、仲買人シンヂケートは日本銀行及取引所より資金の供給を仰ぎ、受渡乘替及現品乘替の方法に依り、仲買人の買玉若くは其の手許保有有價證券の買引を實行することを得たり。而して救濟資金は五月限及六月限の乘替に使用せらるるものなるが故に、辨濟期日を六月三十日と定めしも、五・六兩月末に於て更に受渡乘替及現品乘替を繰返し、救濟資金の一部を留保して所要資金に充て、だるを以て、全部を回收したるは八月三十日なりき。

（二）大阪取引所

日本銀行大阪支店は四月十二日シンヂケート銀行當局者を招致し、同行の株式市場救濟に對する意嚮を傳へしが、孰れも之を諒とし、成るべく融通を計るべきことを申合せたり。然るに取引所側は資金の融通に就き銀行側と協議の結果、幾多の曲折を經て、終に四月二十七日東京側の例に準據し（甲）救濟資金（解合資金）及（乙）受渡資金に就きて一定の限度を定め、甲は取引所に貸與する形式に依り、乙は仲買委員七名及取引所の連帶保證に依り、之を仲買人シンヂケートに貸付を爲すこと、而して甲・乙共取引所に對する提供證券を擔保とすること、並に幹事銀行を經て日本銀行より右資金を借入るる爲め、救濟銀行より連帶債務に關する特約證を日本銀行に差入るること等を規定したり。斯くて日本銀行より銀行團を通じ四月三十日受渡資金を、更に五月一日解合資金を融通せり。其の手續要項左の如し。

一、受渡資金　仲買人乘替シンヂケート代表者山内卯之助振出引受、大阪野村銀行受取の爲替手形に、仲買委員全部並に株式取引所之が連帶保證をなし、二銀行の裏書をなさしむ、期日六月三十日。

二、解合資金　大阪株式取引所振出引受の銀行受取爲替手形に、更に他の一行裏書の上日本銀行に再割引を依賴せしむ、期日六月三十日。

然るに仲買人の有力なるものにして、救濟資金の供給を仰がざりしものもあり、又救濟資金の融通を受くるには取引所建株を必要とするが爲め、要求額を制限せられしのみならず、乘替シンヂケートに於て引受け乘替すべき株券の豫定より著しく減少し、之が資金も減少せる等の事情ありしが爲め日本銀行よりの融通金中不要に歸したる金額を生じ、此等は直ちに返濟せらるることとなりたり。又一方に於ては五月末に至り、其の受渡決濟に就き買方中資力薄弱にして、受渡を了し難きものを生じ、之が取組を有力なる仲買人に於て肩代りし、七月限に賣繋ぐこととなりしを以て、取引所は之に要する資金の融通を銀行團に求むる所ありたり。銀行團は之に承諾を與ふると共に、五月二十九日取引所振出引受、銀行受取、七月三十一日期日の爲替手形を以て日本銀行の融通を求め來りしかば、日本

銀行は仍ち同日他の銀行をして之に裏書せしめたる上再割引を爲したり。

斯くして日本銀行は四月限受渡資金解合資金及五月限受渡資金を融通したるが、四月限受渡資金は數次の内入金ありて、期日たる六月三十日に至り全部回收せられ、解合資金及五月限決濟資金も亦各其期日たる六月三十日及七月三十一日に至りて大部分回收せられ、延期せられたる一部も八月三十日を以て回收を完了することを得たり。

（三）名古屋取引所

日本銀行名古屋支店に於ては四月二十七日名古屋・明治・愛知の三銀行代表者を招き、日本銀行の株式市場救濟資金融通方針に就き内談する所ありしが、四月二十八日に至り取引所側より三銀行に對し解合決濟資金竝に當限受渡資金の供給方申出あり、銀行側は當限受渡資金の融通のみを承諾し、更に日本銀行名古屋支店に向け該資金の借入を申込み來れり。日本銀行は之を許容し、五月三日明治銀行振出、名古屋銀行引受、愛知銀行裏書、期日六月三十日の手形に對して割引を行ひたるが、之れ又期日前既に數次の内入金あり、何れも期日迄に完濟せられたり。

第二　產業救濟資金の融通

（一）砂糖資金融通

製糖會社は從來原料糖の買入は勿論、事業に要する運轉資金迄も、悉く其の製品販賣業者との融通手形によりて金融を爲したるものにして、常に巨額の割引手形を振出したり。然るに財界反動期に入りて金融逼迫の爲め、製糖會社及砂糖商の手形の割引不圓滑となり、受渡頗る澁滯に陷り、就中製糖會社は決算期を控へ、資金調達上非常なる窮境に陷り、終に各其の取引銀行を通じて日本銀行に資金の特別融通を懇請するに至れり。仍て日本銀行は諸般の事情を考慮し、四月下旬より左の條件を以て融通を與へたるが、此等は何れも九月上旬に於て悉皆回收せられたり。

一、製糖會社先づ取引銀行より資金の供給を受け、日本銀行は其の取引銀行に對し融通を與ふること。

二、日本銀行に於てする手形の割引は製糖會社裏書の商業手形及商品擔保（倉荷證券）付手形の割引たること。

三、割引手形の期間は九十日以内とし、期日に至り切替を爲し、九月末日を限りとすること。

而して此の如く商品擔保（倉荷證券）付手形割引の融通形式を許容したる結果、日本銀行指定倉庫以外の發行に係る倉荷證券をも特に指定倉庫發行の證券に準じ、保證品として之を取扱ふこととなり日本銀行は五月一日指定倉庫にあらざる渡邊倉庫株式會社・帝國倉庫株式會社及横濱船渠株式會社の發行せる倉庫證券を保證品として受入るることと爲したり。

（二）機業資金融通

歐洲戰時以來各機業地は大なる發展を爲し、其の產額の增加著しきものありしが、財界の變動に遭遇して製品市價一齊に低落し、且つ買氣沮喪の爲め滯貨市場に山積し、加之金融の逼迫甚しかりしを以て、全國の機業地は殆ど總て操業を休止するに至り、之が救濟は一時頗る世上に囂しく、當時日本銀行に資金の融通を求め來りしもの亦多數に及べり。然るに之より曩き、日本銀行は既に各地機業者の窮狀著しく、其の救濟を求むるもの續出すべきを察し、四月二十七日豫め之に對する方針を決定し其の旨關係支店に通牒を發する所ありしが、其の要旨は、織物市場の前途容易に樂觀を許さず、殊に一

般財界の趨勢に鑑みる時は、假令生絲綿絲等の原料は格安となるも、尙ほ漫然生産するの結果却て當業者に後日の患を遺すの虞あり、故に日本銀行としては、銀行の申出に依り金融上萬々已むを得ざる場合に、現在の滯貨に對して此の際一時融通の途を講ずることあるべきも、爾後の生産品を擔保とする融通を約束し、其の他爾後の生産の爲め特別の便宜を與ふるが如きことは絶對に之を避け、尙機業救濟の如きも一地方の狀況のみよりして之を決定すること能はざるべきを以て、總て本店と打合せの上態度を定めて實際問題を取り扱ふといふに在りたり。日本銀行は右の方針を以て各方面よりの要請に應接し、之が實狀及各自の對策を調査したる上、伊豫絣業・米澤機業に關するものに資金融通の許諾を與へ、其の他新潟縣下の機業地・丹後・今治・和歌山・濱松等に於ける機業に就ては、相當の考慮を拂ひたるも、未だ融通を許諾するには至らざりき。今機業救濟の爲めに、特殊なる方策を講じたる伊豫絣業及米澤機業に對する資金融通に關し、少しく之が經過を敍說すべし。

（イ）伊豫絣業　愛媛縣下松山・伊豫・溫泉の一市二郡に於ける伊豫絣産地に於ては、財界反動と共に製品の賣行俄然杜絶せるのみならず、京阪地方問屋筋よりの逆送品多額を算し、停滯品は增加する一方にして、四月中旬末其の高約四十萬反の多きに達し、斯業者は最早工賃の支拂にさへ差支ふる有樣にして、之を成行に放任するが如きことあらんか、約十萬人の失業者を出さざるべからざるの狀態に陷れり。茲に於てか九年四月同縣知事代理は絣業者及松山市內銀行業者と共に、日本銀行廣島支店に其の救濟方を懇請する所あり、日本銀行は仍ち其の請を容れ、本店より人を派して關係銀行業者及絣業者各自に特別融通資金貸與の趣旨を說明し、各自に於て其の責任を自覺し、誠意を以て停滯品の整理及製織の調節に努むべく、特別融通資金を以て生産を維持するが如きは、斯業の爲め却て不得策なることを充分に了解せしめ、地方五銀行連帶責任の手形に對し、絣業者中資産信用共に確實なる者八名連帶責任の手形（絣擔保附の儘）を擔保に徵し、當分の間特別融通を爲すことを承諾せり。尤も實際には五月二十八日小額の特別融通を爲したるに過ぎず。而して之も其の期日たりし八月二十四日に至り全部回收せられたり。

（ロ）米澤機業　米澤機業地に於ては織物組合を初め、關係業者協同一致相互救濟の態度を執ることに決意すると共に、製品は勿論、各自の財産をも提供して同地銀行側の救濟を懇請したり。而して元來山形縣下の親銀行にして、且つ米澤に支店を設置し、同地機業に對し多額の資金を放出せるものは兩羽銀行なりしかば、同行は此の際何等かの方法を講じて以て機業關係者の懇請に承諾を與へんと欲し、先づ左の二件を日本銀行福島支店に申出でたり。

一、織物關係者に對しては今後新に手形の振出を禁止するも、既發手形（買繼商が機業家を受取人として振出したるもの竝に機業家が生絲商其の他關係業者を受取人として振出したるもの）の書替の已むを得ざるものに就きては、織物關係業者と銀行との間に於て、今後一回四十日の期間を以て三回の書替を爲し、書替の都度手形金額の一部を入金し、三回目の期日に至りて其の全部を決濟すべしとの約束成立せるを以て、日本銀行に於ては右書替手形を再割引せられ度きこと。

二、日本銀行は米澤織物關係者救濟資金の特別融通を與へられ度きこと。

日本銀行は右申出の第一項に所謂書替手形は、既に商業手形たる性質を失ひ、融通手形に變形せるものなるを以て、之が再割引を拒絶せしが、第二項の特別融通に對しては左の條件を以て五月十八日之に承諾を與へたり。

貸出の都度兩羽銀行をして其の機業家に對する貸出に付き、借主・金額・期限・擔保品を屆出でしむること。猶特別融通資金の回收を速かならしむる趣旨により、此の際同行をして其の融通を仰ぐべき期間に付き、明確に申出でしめ置くこと。

然るに其の後斯業者に於て極力滯貨の處分に努めたると、六七月頃に至り夏物取引の意外に盛況なりしこととによりて滯貨も漸次減少し、且つ同地方織物金融稍〻緩和の情勢に轉換し來りしを以て日本銀行よりは結局前記救濟資金の貸出を實行するに至らずして止みたり。

（三）羊毛資金融通

本邦に於ける毛織會社は其の所要原料を主として濠洲・南阿に仰ぎ、例年十一月乃至翌年二月頃迄の羊毛出廻期に於て、一時に一箇年間の使用額を買付け輸入するを以て、毎年四月より八月頃迄の間は各社其の手持原料多額に上り、各自の信用により、又は原料を擔保として、各取引銀行より一時資金の融通を受くるを常態とせり。然るに偶〻財界の動搖に遭遇し、金融甚しく梗塞したるを以て、東京・大阪・神戸等の毛織會社は多額の手持原料を擁して、原毛代金支拂に要する資金の調達に窮したる爲め其の取引銀行より日本銀行に對して之が資金の特別融通を求むるに至れり。茲に於てか日本銀行は事情を酌量して融通を與ふることと爲し、大阪方面に對しては實際貸出を實行したるものありたり。然れども該貸出金は九月中旬に至り早くも全部の回收を了する有樣なりしかば、日本銀行は貸出續行の必要を認めずと爲し、此の種資金の融通は之を打切としたり。

今大阪方面に於て實行せられたる措置に就きて述ぶるに、先づ關西の毛織會社三社は各取引銀行に對し、九年五月以後に於ける輸入爲替支拂金額を基礎とする融通希望額を申出でたるが、之に對し各取引銀行は會社と協議の結果、差當り五月中に於ける所要の額を融通することに決定せり。而して取引銀行にして手許の都合に依り、右貸出に要したる資金の供給を日本銀行より受けんとするときは、自行に於て割引したる會社の手形に裏書して擔保と共に日本銀行に差出すべきものにして、日本銀行は之に對し特別融通を爲すべきことを承認したるものとす。尙ほ日本銀行は擔保品受入の爲め、五月十七日主要羊毛收容倉庫たる神戸市川西倉庫を其の指定倉庫と爲したり。然るに三會社は取引銀行に對し更に六月中に於ける原料支拂代金として必要なる資金の供給を求めたるを以て取引銀行は會社に對し七月以降は各社に於て普通の方法に依り金策を爲すべき旨を說示し、六月分に限り五月分と同樣の方法を以て融通することに決定せり。此の如く日本銀行は毛織三會社に對し、各其の取引銀行を通じて、大阪支店より五・六兩月所要額として特別融通を爲したるが、此等は九月十八日迄に全部返濟を完了し得たり。右の外東京に於ても東京モスリン紡績株式會社は、所要資金を見積りて取引銀行に其の融通を求め、取引銀行は先づ五月分資金の貸出を爲すこととし、該資金の融通を日本銀行に依賴したるを以て、日本銀行は之を許諾したりと雖も、其の實現を見ずして終れり。

（四）銅資金融通

銅は戰時中軍需品として異常なる需要增加により市價昂騰し、漸次生產過剩の情勢にありたり。然るに休戰以來は需要著しく減退し、相場漸落せるに拘らず、生產費は却て增嵩する傾向にあり、而して一方に於ては輸出の減退せるに反し、八年下半期の頃より思惑による米銅及濠洲銅の大量輸入ありて、從來輸出國たりし本邦は、茲に一變して輸入國となるが如き奇觀を呈し、八年末に於ける市場の滯貨は我國產銅年額の約三分の一以上なる二萬七千噸を以て算するに至れり。此時に當り恰も財

界の大變動あり、相場暴落して五月上旬五十二圓、中旬四十八圓、下旬四十二圓を唱へ、而も投物の外は取引殆ど絶無の狀態に陷りたるが、生産費は一流銅山に於ても百斤五十五圓見當といふが如き有樣にして、採算上甚しき損失となり、且つ前記多額の滯貨と折柄の金融梗塞と相俟て、當業者は非常の苦境に立つこととなりたり。之が爲めに資力薄き小鑛山は勿論、重要鑛山中にも閉山の已むを得ざるに至りしもの尠からず、而も鑛山の閉塞は、工場の閉鎖又は其の他の産業の休止の如く一時的のものに非ずして、浸水其の他の故障よりして事實上寧ろ廢業に近く、他日の復業頗る困難なる事情にあり若し此の儘放任するに於ては、到底斯業の荒廢を免るべからざる虞ありたり。茲に於てか産銅業者組合は日本興業銀行を中心として、各關係ある適當の銀行を選定し、之を通じて停滯銅に對する資金の融通を日本銀行に希望し來れり。日本銀行は生産調節の實行を條件に、手形再割引の方法により銅の倉荷證券を擔保として特別融通を與ふることと爲し、其の仕拂は大正十年六月迄に分割皆濟せしむることと爲したり。然れども實際貸出したる高は案外小額にして、九年九月中に皆濟せられたり。

（五）鐵資金融通

戰時中異常の盛況を示したる鐵は、休戰と共に大打擊を蒙り、銑鐵の價一時噸五百圓に昂騰したるもの、遂に百二三十圓内外迄落込み、次で九年の財界反動期に際して深甚の打擊を受け、當業者は何れも名狀すべからざる苦境に陷りたり。茲に於てか東洋製鐵・田中鑛山・日本製鋼所・三菱製鐵及大倉鑛業の五會社は、財界反動の結果たる資金難の切拔策を講ずる目的を以て、六月上旬銑鐵同業會を組織し、一方に於て減産を勵行すると共に、他方に於ては各社の取引銀行たる日本興業銀行外四銀行より資金の融通を受くることと爲したり。爾來各銀行に於ては各會社の手形を割引しつつありしが、後銀行側の代表者たる日本興業銀行より日本銀行に後援を依賴し來りしかば、日本銀行は十月二十七日各銀行手許の狀態に依り、其の受入れたる擔保銑鐵を更に擔保として、翌年一月迄の期間に於て該資金を融通する旨の承認を與へたり。而して十年二月に至り融通を與ふべき期間を更に同年七月末迄延長することを承認したるが、右資金も亦實際日本銀行より貸出すには至らざりしなり。

（六）綿絲資金融通

政府は大正八年十一月輸入關税の撤廢、特種綿絲の輸出禁止等に依りて綿絲市價の昂騰を抑制せんとしたるも、思惑熱は尙ほ去らず、東京・大阪に於ける綿絲取引所以外に於て、紡績會社と綿絲商との間に行はれたる先物契約高は實に數億圓に上り、其の期間の長きは一箇年半に及ぶ狀況なりしかば大正九年三月以降に於ける綿絲市價の慘憺たる暴落は、取引決濟上に甚しき困難を惹起し、當業者は之が救濟を日本銀行に仰ぐに至れり。所謂綿絲救濟問題は最初大阪に起り、次で東京も亦大阪と略同樣の經過をとりたるものとす。

（イ）大阪に於ける綿絲資金融通　大阪に於ける綿業界救濟策として、内地綿絲商及輸出綿絲商は輸出シンヂケートを組織し、綿絲買取資金の融通を日本銀行に懇請し來れり。然るに日本銀行は輸出可能の綿絲に對してのみ輸出資金として融通を與ふべき方針を執ることに決し、五月二十六日本店に各爲替銀行（正金・臺灣・朝鮮・三井・三菱・住友）の當局者を招致して協議の結果、大體左の通り決定して綿業者に回答する所ありたり。

一、綿絲布問屋及綿絲布輸出業者のシンヂケートが五六月間に紡績會社より引取りたる綿絲布

の内輸出向のものに限り貸出を爲すこと。但し輸出業者に於て引取りたる綿絲布の輸出に付き、充分責任ある見込を立て之を爲替銀行に申出で、爲替銀行に於て輸出の見込ありと認めたる額に限り前貸を爲すこと。

二、前貸の期限は四箇月を超ゆることを得ざること。

三、輸出前貸の融通を受くべき輸出綿絲布は、爲替銀行の指定する倉庫に預け入るること。

四、資金は爲替銀行より倉荷證券を擔保としてシンヂケートに對し融通を與ふることとし、之が爲めに爲替銀行が資金を必要とする場合には、更に日本銀行より爲替銀行に對し融通を與ふること。

五、資金の融通に就き紡績業者は連帶保證を爲すこと。

六、シンヂケートの引取りたる綿絲布に就ては、輸出業者は優先に之が輸出を爲すこと。

尙ほ日本銀行は三品取引所以外に於て、綿絲綿布の法外なる長期取引及產額に何等の基礎を置かざるが如き亂雜なる取引の行はるることは、一般經濟界の健全なる發達を妨ぐるものなりと思考したるを以て、爾後其の改正を希望する旨綿絲布商に傳ふる所ありたり。右に對し紡績會社の一二は爲替銀行に對する連帶保證を絕對に拒み、若し之を强ふるに於ては、救濟策の全體を破壞するが如き虞さへ生ずるに至れり。而も銀行者としては、單に紡績會社と輸出シンヂケート間の契約にのみ信賴して融通を與へ得ざる事情ありしを以て、種々詮議の結果、紡績聯合會代表者より其の負擔する義務を證明せる書面を爲替銀行に差入るることを條件として、資金融通の承諾を與ふることと爲したり。而して他方に於ては內地向綿絲布決濟資金の融通に就ても、輸出シンヂケートより大阪シンヂケート銀行に依賴し、銀行は期限を六箇月以內とし、且つ紡績會社の連帶保證を條件として之に內諾を與へ、日本銀行に對して其の融通手形の再割引を依賴し來れり。されど日本銀行は元來輸出向と內地向とを同一に取扱ひて資金を融通するは不可なりと思考したるを以て、右の申出を拒絕したり。尤も輸出綿絲に對する救濟資金の融通は、日本銀行として既定の方針なりしと雖も、若し大阪銀行業者が一旦內地向に對し相當の條件を以て融通を與ふるに於ては、其の銀行業者に對し右の方針に牴觸せざる限り、相當の資金を供給するも何等支障なき所にして、殊に財界異常の際、日本銀行としては出來得る限り寬大に取扱ふべきことに考慮を拂ひつつありしを以て、旁シンヂケート銀行に於ても概ね爲替銀行と同樣の條件を以て、內地向綿絲決濟資金として融通を與ふることに決定したるものとす。

斯くて爲替銀行は諸般の事情を酌量して、總額三千五百萬圓迄資金の融通を與ふることに決定すると共に、之が資金を必要とする場合は、更に日本銀行より融通を仰ぎ度き旨、六月十四日正式に申出でありしが、日本銀行に於ては、爲替銀行に對する特別融通に就き必要なる事項を豫め左の如く定め以て右の申出に應ずる態度を決せり。

一、爲替銀行をして裏書の上本行へ提出せしむべき手形の要件左の如し。

第一回爲替手形

振出人　組合代表者又は其の指定したる代理人

引受人　組合代表者又は其の指定したる代理人

金額　組合買取價格による

期　限　九十日拂

第二回（蓄養）爲替手形

金　額　第一回手形金額より内入金を差引きたる金額

振　出　第一回手形期日の當日振出

期　限　大正九年十一月十五日

其他要件　第一回手形と同斷

一、擔保　手形附屬擔保品は本行へ手形と共に提出せしむること。

一、擔保たる商品を綿絲組合より輸出商に賣却して輸出をなさしむるときは、其の部分に對する手形金額を入金せしめたる上、商品の内出を許諾すること。尙擔保たる商品を内出して輸出綿絲組合が自己の手により直接輸出する場合に於ける取扱方に就ては、其の場合に應じ個々の爲替銀行との間に決定すること。

茲に於てか綿絲救濟資金の融通に關する一切の準備整ひ、結局十一月十五日を期限として、爲替銀行に關する分は六月十四日より、シンヂケート銀行に關する分は六月十八日より、各其の融通を開始するに至れり。

輸出組合成立後、内外財界の不況は日に月に甚しく、組合は其の買取綿絲處分の機を失し且支那印度市場に於ても市況惡化の折柄、買取綿絲の海外輸出に就き反對の聲現はるる等の事情ありて、九月に至るも何等處分の方法を講ずる能はざりき。然れども一方融通資金の支拂期日接近し、爲替銀行は右に關する警告を與へしかば、組合に於ては紡績聯合會の諒解を得て、買取綿絲處分に依る損失金

に對する各關係者の責任を明かに爲し置き、適當の時機を窺ひて市場を惡化せざる程度の分量を入札賣却し、或は紡績會社に買戻を請ひて漸次處分を爲すこととし、十月二十二日第一回の入札賣却を行ひたり。然ればも落札決定したるもの僅に六千七百九十九梱半に止まり、其の値段は中品二十手一梱二百五十八圓見當にして、組合買取値段に比し實に百五十七圓の安値なりしかば、右入札賣却代金を以て、賣却綿絲に相當する融通資金を決濟することは到底不可能なる狀態に在りたり。茲に於てか組合は賣却代金全部を入金することに依り、當該倉庫證券又は紡績會社預り證券の引渡ありたき旨を爲替銀行に申出で、爲替銀行は之に承認を與へ、日本銀行も亦再割引の分に對して同樣の取扱を爲すべきことを承認するに至れり。

輸出綿絲組合は前後三回の入札に依り、僅に二萬六千百八十二梱半を處分し得たるに止まり、尙ほ六萬六千百九十梱を擁し、而も資金返濟の期限切迫したるを以て、十二月二十五日迄の延期方を銀行に懇請したり。之に對し爲替銀行代表者等協議の結果、組合員より損失分擔豫想額に對する手形をシンヂケート銀行貸付額と爲替銀行貸付額とに按分し、爲替銀行に屬する分は正金銀行大阪支店へ差入れしむることを條件として承諾を與へたるが、一方シンヂケート銀行も亦爲替銀行に倣ひて右返濟期限の延期を承諾したり。而して爲替銀行は日本銀行に對し右延期手形の割引容認期間の延長を求め來りたるを以て、日本銀行は之に承認を與へたり。

爾來輸出綿絲組合は入札糶賣紡績會社への賣戻等の方法によりて、殘存綿絲の處分に努めたる結果、十二月二十三日に至りて漸く其の終了を見、融通資金返濟期日たる二十五日には、曩に提供せる假定損失金綿絲商負擔の手形（但内地綿絲商二名、輸出綿絲商三名は支拂不能の爲め手形を提供せず）は全部支拂は

れ其の他の分も二十九日に至り大體の決濟を終了し得たり。而して延滯利子に就ては組合より全部の宥免方を申出ありたるが、銀行協議の結果年五分の割合を以て之を徴收することに決し、茲に半箇年に亙る綿絲救濟資金問題は漸く其の局を結ぶことを得たり。

（ロ）東京に於ける綿絲資金融通　東京綿絲商も亦其の窮狀切拔策として、大阪の例に倣ひ東京綿絲組合を組織し、其の資金を爲替銀行に仰ぎしを以て、爲替銀行は七月一日、日本銀行に對して正式に右資金特別融通の內諾を求め、其の承諾を得たり。然れども其の後に於て日本銀行が實際に貸出したる高は爲替銀行融通額の一小部分に止まり、これ亦十月十一日には返金せられたり。而して組合は買取綿絲の處分に苦心し、十一月十五日の決濟期日迄に二回の競賣を行ひたれども、僅に一部の入金をなし得たるのみにて、結局大阪と同樣銀行側に懇請して決濟期日を十二月二十五日迄延長することとなり、他方爲替銀行も亦日本銀行に對して右同日迄再割引期限の延長を請ひ、其の承認を得たるも、繼續融通の分にして日本銀行に再割引を依賴するものはなかりき。其の後組合は買取綿絲の處分に努め、十二月二十四日組合及紡績會社は、各損失を分擔して支拂ふに至りしかば、同月二十五日を以て借入金殘額の完濟を見たり。

（七）生絲資金融通

生絲相場は九年一月後漸次低下の傾向を辿りしが、偶〻財界の反動に遭遇して崩落相踵ぐの狀況を呈するに至れり。養蠶家は斯かる市況を顧慮して春蠶に對し警戒的態度を採り、掃立枚數を減少したるに加へて、掃立後の天候不良なりしかば、收繭額は前年に比して著しく減ずべきを豫想せられ、而も繭價は前年の平均十二三圓に對して其の半額を唱ふる有樣なりしを以て、九年度の生絲資金は前年より遙に少額にて足るべき筈なりしが、財界の激變により、從來製絲地方へ資金を供給せし他府縣の銀行は何れも警戒的態度を持し、又製絲地方の銀行は例年の如く自ら資金を供給すること能はず假令其の資力あるものも金融界不安の際全力を之に注ぐ能はざりしかば、當業者は何れも資金の調達に困難を極め、日本銀行の取引銀行其の他小銀行を通じて日本銀行に各自の窮狀を訴へ、資金の融通を懇請するもの續出するに至れり。茲に於てか日本銀行は各種の事情を調査して取引先銀行に對し、或は重役連帶保證の無擔保融通を增額し、或は繭信託讓渡の形式に依りて融通の途を與へ、或は指定倉庫を增加し、又は指定外倉庫の發行せる倉荷證券を擔保に徴する等臨機特別の方法を選びて以て生絲資金の疏通を計りたり。

生絲市況は下半季に入りても尙ほ渾沌たる狀態にありしを以て、當業者は八月十日橫濱に於て全國蠶絲業者大會を開き、絲價の維持策を講じたるが、就中生絲擔保に依る金融疏通の事項に就きては決議實行委員より日本銀行に對し、金融上の援助に就き陳情する所あり、日本銀行は之に對し、指定倉庫の設備ある所にして、且相當と認むる地方銀行の中間に立つに於ては、出來得る限り援助を與ふべきことを回答したり。然れども當時生絲市場の狀況及當業者の之に對する態度を反映せる全國製絲業者大會の決議事項より考察せば、未だ當業者の救濟策に對する決心充分ならず、從て絲價の維持は甚だ困難にして、其の金融上には尙ほ充分考慮の餘地ありしを以て、日本銀行は製絲業者大會の決議事項に對する所見を各支店長に知悉せしめ、凡そ生絲を擔保に受入るる場合には、愼重なる態度を以てすべきことを通達したり。而して九月に入りて愈〻帝國蠶絲株式會社の成立を見るや、同會社は政府より低利資金の融通を受け、更に十一月十日には全國蠶絲業大會に於て、操業休止に關し決議す

る所あり、同業組合に於ては極力之が勵行を期するの外、農商務省及地方廳に於ても亦その監督を嚴にすることとなりしを以て、日本銀行は此等の事情に基きて生絲擔保融通に關する方針を左の如く決定し、其の旨を各支店長に通牒したり。

一、從來の本行融通擔保繭に代へ、生絲擔保を以て取引先より融通要求ありたる場合は、之が繼續は已むを得ざるべし。

二、從來本行の融通となり居らざる分と雖も、本年十一月二十九日迄に製出の生絲に對する融通方に就き、取引先より要求ありたる場合には、情況に應じて之が融通方を考慮すること。

三、十一月三十日以後製出の生絲に對しては、絶對に融通方を謝絶すべし。

四、生絲擔保の融通は可相成指定倉庫の證券を以てすることとすべし。

五、右第三項に就ては本行の方針として、各支店長に於て之が說明をなすは可然こと。

斯くて五月下旬より日本銀行本支店に於て、取引銀行二十行に對し特別融通を行ひしが、右は翌十年三月中旬迄に其の全部を回收したり。

玆に一言附記せざるべからざるは、日本銀行に於ける養蠶家救濟資金の融通之にして、既に述べし如く、同行は九年度の生絲資金の融通に就き、例年よりも多額の融通を爲し得る途を開きたるが、更に一般養蠶家救濟の爲にも亦特別の方法を講じたり。即ち政府は蠶絲業救濟の目的を以て、製絲家竝に生絲商人等をして二千萬圓の株式會社を組織せしむると共に、蠶絲業救濟資金として三千萬圓を同會社に貸付くることに決定したるが、種々の理由の下に會社は容易に成立するを得ず、荏苒日を曠しくする間に春蠶の季節は經過し去りたるを以て、差當り右の內一千萬圓を以て養蠶家の救濟資金に充てんとしたり。然れども是亦實現を見るに至らざりしを以て、日本銀行に於て營業上右資金貸出を考慮する樣懇談する所ありたり。日本銀行に於ては既に九年度生絲資金の融通に就き種々の方法を講じたりと雖も、右資金が一般養蠶家に迄行渡らざるやの憾なきに非ず、さりとて養蠶家救濟の爲めにする資金は、同行より直接融通の途無きを以て、結局勸業銀行をして洽く全國養蠶家に融通せしむることに決し、六箇月間を限り同行に預ヶ金の形式を以て融通を與へ、其の目的を達せんとしたり。然るに勸業銀行は六箇月の期限にては到底回收不可能なるの故を以て、翌年三月末日迄預入を受け度きことを申出でしかば、日本銀行は特に之を承認し、八月中三回に亙りて融通を實行したるものにして、此等の融通金は翌年三月一日迄に全部の返濟を完了せり。

第四項　關東震災と日本銀行の施設

第一目　概　說

大正十二年九月一日大震火災の勃發するや、東京及橫濱所在の銀行は或は倒壞し、或は燒失する等銀行自身の蒙れる損害頗る巨額に達したるのみならず、擔保物件の燒失破損に因る損害、貸出先の破綻若くは困窮に基く貸出金の回收不能、預金の取付等が斷定的に豫見せられ、一般債權債務の履行に伴ふ危險は自然銀行に波及し、其の損害を大ならしむべき虞あり、其の他交通機關の杜絶、經濟界の混亂、人心の不安動搖等は、右各種の事由と相俟て銀行營業の開始を一層不能ならしめ、金融機關の機能は一時全く停止せらるるに至れり。東京銀行團に於ては後に詳述する如く、事變に處する第一段の對策として支拂延期令の發布を政府に申請したるが、容れられて九月七日同令の公布を見、震災地域

にある債務者の九月一日以前に發生し、同日より九月三十日迄に支拂期日を有する債務は、一箇月間其の支拂を猶豫せられ、又銀行の預金債務は一日百圓を限り支拂の義務あるものとせられしかば、銀行は漸くにして民心の不安より生ずべき取付に對し防壁を得、加ふるに日本銀行援助の聲明を得て漸次開業するに至れり。一方大阪金融市場に於ては、東京市場との連絡を斷たれしのみならず、人心動搖の恐あり、金融業者は齊しく取付防止に全力を傾倒し、又日本銀行の諒解、相互扶助の申合等に依りて、先づ當面の對策を講じたるも、多少の動搖は免れ得ざりしなり。然れども日本銀行支店の徹底的援助の聲明あり、且つ東京地方災害狀態の漸次判明すると共に、人心漸く鎭靜に向ひ、東西市場共最も憂慮せられたる恐慌的取付は防止せられ、比較的平穩に經過することを得たり。これ政府及日本銀行の對策機宜を得たると共に、各銀行が萬難を排して開業に努力したること、及一般國民の自重的態度に與る所亦頗る大なるものありしと謂はざるべからず。

日本銀行は震災に因り一部の類燒は免れざりしも、其の要部は全きを得たるを以て、一日も業務を休止することなく、臨機必要の處置を講じて專ら財界人心の安定に努め、常規の慣行に拘泥せず、最善を盡して必要資金の供給に當れり。今同行本支店を通じて爲したる臨機施設の主要なるものを列擧すれば、一般資金融通上の處置としては、平常の取引先以外の銀行に對しても廣く直接融通を爲したること、擔保品の種類に關する平時の制規を撤去したること、擔保價格の算定を寬大にしたること、貸出利率適用の手心を緩和し、各種貸出の最低歩合に限定せること、指定倉庫を增加し、且つ指定倉庫に準ずる取扱方を擴張せること等にして、又特殊資金供給上の處置としては、横濱正金銀行發行の信用狀に基く生絲荷爲替手形の再割引を爲し、或は不動產擔保に依り預金支拂資金を得んとする銀行には、事宜により之を日本勸業銀行に紹介し、其の必要とする資金を同行に融通し、或は生命保險金支拂資金の融通を與へ、其の他公共團體に對する資金援助、事業會社の社債償還資金竝に東京株式取引所に對する融通資金の供給等を行へり。更に震災當初爲替銀行は其の金繰に支障を來したるのみならず、外國市場が我災害の經濟的影響を過大視せる爲め、在外支店の預金引出に遭遇したるものもありしが、之に對し日本銀行は政府と共に迅速に在外正貨を賣却し、以て本邦銀行の對外信用を維持せしめたり。支拂延期令は結局一箇月を以て打切られしが、各銀行は之に先立ちて準備金の充實に就き對策を施すの必要ありしと雖も、銀行貸出金の大部分は支拂延期令の有無に拘らず、其の回收は事實上不可能たり、又準備證券の資金化も頗る困難なる狀態にありたるを以て、準備金の充實は一に日本銀行の融資に俟つの外なかりしなり。斯くて日本銀行は延期令撤廢の前提として一般貸出に寬大なる取扱を爲し、且又震災前に支拂能力を有したる振出人又は引受人にして、罹災の爲め支拂困難に陷れる者の手形貸金に對しては、二箇年以內の期日に依り再割引を爲すことに同意を與へ、他方政府は九月二十七日手形割引補償令を公布し、日本銀行が震災手形再割引によりて損失を蒙りたる場合、政府は一億圓を限度として損失補償を爲し得ることとし、斯くて震災後金融復活に對する第二段の對應策を樹立するに至れり。

支拂延期令撤廢後の金融界に就ては官民共に懸念する所なりしも、幸にして東西兩金融市場共其の後の經過平穩にして、預金は却つて增加の傾向に轉じ、金融は大體に於て緩慢狀態を維持し得たり。今東京・大阪交換所組合銀行及日本銀行營業週報に表はれたる數字により、震災後十月末に至る金融市場の狀況を瞥見すべし。先づ八月・二十五日東京組合銀行預金・貸出金及金銀在高と、支拂延期令撤

廢後第一週に相當する十月六日のそれとを比較するに、十月六日の預金總額は十八億四千五百萬圓にして、千四百六十萬圓の增加、貸出總額二十一億七千四百萬圓にして、千三百五十萬圓の減少を示し又金銀有高は一億六千五百萬圓にして、五千五百萬圓の增加あり、而して大阪組合銀行預金貸出金及金銀有高に於ても亦全く同一の傾向を存したり。更に日本銀行週報九月一日及十月六日に就て見るに、此の間に於ける同行營業上の顯著なる變化は兌換券發行高・民間預金・割引手形に於て、著しき增加を示したること之なり。卽ち十月六日に於ける兌換券發行高は十四億一千三百萬圓にして、九月一日に比し一億二千三百萬圓の增發、民間預金は一億六千八百萬圓にして同じく一億三百萬圓の增加、割引手形五億一千百萬圓にして同じく二億二千八百萬圓の增加、民間貸出總計五億八千四百萬圓にして同じく二億三千六百萬圓の增加に各相當し、民間貸出總額の最高は十月一日にして、實に六億四千五百萬圓に達したり。惟ふに各銀行は支拂延期令の撤廢に備ふるため、極力資力の充實を計り一方に於ては日本銀行の貸出及手形割引を求め、他方に於ては貸出の回收に努力せるの結果、茲に貸出は減退し金銀有高は增加したるに外ならざるなり。而して日本銀行に於ては資金融通に應じたる結果、割引手形の增加を來し、資金の一部は兌換券の膨脹として現はれ、一部は預金に振替りて卽ち預金勘定の增加を示したるものとす。十月一日日本銀行民間貸出金六億四千五百萬圓に達せるを見れば、銀行が如何に手許準備の充實に努力したるかを知るべく、又組合銀行預金の增加原因は、蓋し震災以來散布せられたる各種資金の銀行預け入及組合外銀行よりの預金轉換にあるべし。轉じて十月六日以降に於ける各銀行の狀態を見るに、其の著しき現象は金銀有高の減少を示せること之なり。卽ち十月二十七日東京組合銀行金銀有高總計一億一千三百萬圓にして、これは十月六日に比して五千二百萬圓の減少を示し、大阪に於ても同期間に千六百萬圓の金銀有高を減少したり。他方日本銀行の兌換券發行高は十月一日の十四億九千三百萬圓を最高として漸次收縮の傾向を辿り、十月二十七日の發行高は十三億八千六百萬圓にして、一日のそれに比し一億七百萬圓の收縮ありしを知るべし。又十月二十七日の民間預金は八千五百萬圓にして、六日に比し約半減、民間貸出金は五億三千四百萬圓にして、之亦五千萬圓の減少なり。以上の事實は銀行が一先づ難關を無事通過し、既に預金取付の憂去りたるを以て、日本銀行に對し借入金及再割引手形の返濟を爲したることを示すものに外ならず。其の結果は市中銀行の側に於て金銀有高の減少として現はれ、日本銀行の側に於ては兌換券發行高及一般預金竝に貸出金の減少として現はれたるものなり。次に預金及貸出に付きて見るに、預金に於ては東京・大阪とも依然として大體增加の傾向を示し、貸出に於ては大なる變化なく唯著しき增加を示せるものはコールローン勘定にして、卽ち東京に於て七千五百萬圓、大阪に於て四千萬圓の激增ありたり。一般貸出金に大なる變化なきに拘らず、コールローンの激增せるに就きては、此の間種々なる原因を包藏すべしと雖も、其の主要なるものとして、商工業者の回復遲々として新資金の需要起らざりしこと、資金の集中したること、資金を支拂準備の意味より回收に便なるコールローンとして一時放出したること等を列擧せざるべからず。要するに支拂延期令撤廢後の一箇月は、警戒の反動として、且又復興の過渡期として變態的緩慢狀態を示せるものにして、個々の銀行に就きては種々立場の相違ありしを認めざるべからずと雖も、大體に於て市中銀行が此の間何れも苦境に立ちしは否むべからざる所なり。

以上は震災後十月末に至る金融界表面の觀察にして、卽ち我國金融界が震災による危機を、官民の

凡ゆる努力によりて一應無事切拔け得たる顚末を述べたるものに外ならざるなり。然りと雖も一歩轉て考ふるに、銀行業者が震災の結果蒙れる影響は、所詮銀行資產內容の變化殊に其の惡化にありしと謂はざるべからず。而して之がため金融界の遭遇することあるべき困難に至りては、其の解決專ら爾後の問題として殘されたるものにして、先づ銀行資產惡化の原因に就きて見るに、第一貸出擔保の滅失及減價に因る貸付金の回收難、第二商業手形の固定其の他一般貸出金の回收難、第三所有有價證券の減價等之なり。貸出擔保品の減價及手持有價證券の減價に因る損失の多少は、專ら其の後の經濟復興、證券市況の成行によりて決せらるる問題にして、銀行割引手形中の幾何が震災による惡影響を蒙りしものなりやは、大體の推測を下して之を考ふるの外なきも、何れにしても巨額の手形は當分回收不能なるものと認められ、此の手形の氷結を緩和すべき唯一の施設として、當時銀行業者の最も期待したる所のものは、政府の補償令による日本銀行再割引制度に外ならざりしものなり。要するに日本銀行は中央銀行として、震災直後の財界動亂に處して、又其の後に於ける經濟界の復興に對して、頗る重大なる任務を負ひ、之が處理對策に怠らざることを期し、種々適切なる施設を實行したるも、就中震災手形の再割引は其の最も主要なる施設なりしと謂はざるべからず。されば以下に於ては專ら震災手形問題を中心とする同行の施設に就き說述することと爲すべし。

第二目　支拂延期令の公布と日本銀行の措置

第一　支拂延期令の公布

震災以前より不振を極めし本邦金融界は、震災によりて異常なる打擊を蒙り一時は全く將來を豫測する能はざる狀況に陷りたり。斯かる狀勢の下に九月三日橫濱正金銀行、日本興業銀行、日本勸業銀行、臺灣銀行、三菱銀行、住友銀行其の他の銀行家は時局の對策を凝議したる結果、政府に對し支拂延期令の發布を要求するに至りしが、政府當局に於ても亦人心の安定を保ち、金融機關の破壞を防止せんが爲には、異常の際に處する異常の方法を以てするの已むべからざるを認め、九月七日遂に緊急勅令第四百四號を以て支拂延期令の發布を斷行するに至れり。該令の全文左の如し。

私法上ノ金錢債務ノ支拂延期及手形等ノ權利保存行爲ノ期間延長ニ關スル件（大正十二年九月七日勅令第四百四號）

第一條　大正十二年九月一日以前ニ發生シ同日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震災ノ影響ニ因リ經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後ニ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付之ヲ適用スルコトヲ得前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得

第二條　左ニ揭クル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

一　國、府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂

二　給料及勞銀ノ支拂

三　給料及勞銀ノ支拂ノ爲ニスル銀行預金ノ支拂

四　前號以外ノ銀行預金ノ支拂ニシテ一日百圓以下ノモノ

第三條　手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ハ其ノ行爲ヲ爲スヘキ時期ヨリ三十日內ニ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ有ス

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

震災後東京に於ては九月三日大信銀行の開業を劈頭第一とし、次で支拂延期令公布の翌日卽ち九月八日に至り、横濱正金・臺灣・日本興業・日本勸業・三菱・住友等の諸銀行も亦開業し、九月二十日頃には開業せる本支店約三百を數へ、支拂延期令實施期間の最後には未開業の本支店銀行は僅に數十行を算するに過ぎざるに至れり。横濱は火災の禍東京より激甚なりしを以て、漸く九月二十五日に至り三井・第三・安田・住友等各支店の開業を見、爾後支拂延期令實施期間內京濱金融界は、旣に一言したる如く比較的靜穩裡に經過したりと雖も、震災地外の金融界が却て非常なる苦痛を嘗めしは頗る注意すべき所なり。蓋し震災地外の諸銀行は交通機關の杜絕によりて、相互に資金の融通を爲し得ざりしのみならず、延期令が局部的に實施せられたる爲め、一般に手形の取立不能となりしに拘らず、震災地よりの手形は之を支拂はざるべからざるてふ片務的立場に陷り、又一面預金者の不安より幾分緩慢なる取付を蒙るが如き事情もありたるを以てなり。然りと雖も全般的に觀れば、罹災地內外を通じ人心は概ね冷靜を持續し、罹災地外に於て金錢債務を有する者、特に罹災地に本支店を有する銀行の如きに對し、罹災地外に於ける其の營業所に就きて取付騷を演ずるが如き預金者も無く、全國を通じて寧ろ豫想外の平穩裡に推移し、爲めに前揭支拂延期令第一條規定の本令適用地區に就きては、列擧せられたる府縣以外に、特に勅令を以て之を指定するが如きこと無きを得たり。

第二　日本銀行の手形割引

（一）　支拂延期令の撤廢と日本銀行の手形割引損失補償法令の公布

支拂延期令は能く金融機關を庇護し、一時金融界は其の平靜を保持するを得たりと雖も、右は固より一時の權宜たり、以て永遠の計と爲すべからず。依て九月十七日大藏大臣井上準之助は東京・大阪・名古屋の二十五シンヂケート銀行竝に日本勸業銀行及北海道拓殖銀行の代表者を招致して時局善後策を協議したり。翌十八日右銀行代表者は更に協議を重ねて善後策を講じ、十九日には支拂延期令延期の可否に就きて協議したるが、終に人心安定したる今日三十日の期限を延長するは財界の恢復を阻害し、弊害も多かるべく、特に施行地外に困難を與ふべしとの結論に達し、仍ち該令の撤廢希望に傾き、更に之が解除に伴ふ對策を求め、二十一日共の成案を具して大藏大臣に陳情する所ありたり。該陳情の要旨は(一)延期令は十月以後實施せざること(二)九月一日前の東京渡手形に就きては擔保品竝に其の見積額を擴張すること(三)手形再割引の範圍を擴張すること(四)過去の經歷も宜く、且つ將來發達の見込ある銀行に對しては無擔保貸出を爲すこと(五)日本銀行の損害は政府が補償すること等に在りたり。爾來政府は日本銀行當局者と諮り、右銀行家提出の成案を有力なる基礎として、支拂延期令撤廢後の諸施設に就き考究を遂げ、其の結果政府は概ね二個の方面に於て對策を樹つることと

したり。即ち其の一は日本銀行の損害補償にして、他は日本銀行擔保貸出の擴張之なり。前者は九月廿六日閣議の決定を經、廿七日を以て公布せられたる勅令第四百二十四號にして、後者は日本銀行と取極めの上、同日大藏省に於て發表せし所のものなりとす。該勅令の全文左の如し。

日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル財政上必要處分ノ件（大正十二年九月二十七日勅令第四百二十四號）

政府ハ日本銀行カ左ノ各號ノ一ニ該當スル手形ニシテ大正十四年九月三十日以前ノ滿期日ヲ有スルモノノ割引ヲ爲シ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ壹億圓ヲ限リ同行ニ對シ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得但シ第一號乃至第三號ニ規定スル手形ノ割引ハ大正十三年三月三十一日迄ニシタルモノニ限ル

一　震災地（東京府、神奈川縣埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ヲ謂フ以下同シ）ヲ支拂地トスル手形又ハ震災地ニ震災ノ當時營業所ヲ有シタル者ノ振出シタル手形若ハ之ヲ支拂人トスル手形ニシテ大正十二年九月一日以前ニ銀行ノ割引シタルモノ

二　前號ニ規定スル手形ノ書換ノ爲ニ振出シタル手形

三　前二號ニ規定スル手形又ハ震災地ニ營業所ヲ有スル銀行カ他ノ銀行ニ對シ大正十二年九月一日以前ニ發行シタル預金證書若ハ「コールローン」ノ證書ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形

四　前三號ニ規定スル手形ニシテ日本銀行ノ割引シタルモノノ書換ノ爲ニ振出シタル手形

日本銀行ハ本令ニ依リテ爲ス手形ノ割引ニ付政府ノ監督ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙ほ政府は本令の公布と同時に、支拂延期と不可分的關係に在りたる手形其の他之に準ずべき有價證券の權利保存方に關し、支拂延期令第三條の規定に改正を施すの必要を認め、之に關する件を左の如く公布し、即日施行したり。

大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ適用等ニ關スル件（大正十二年九月二十七日勅令第四百二十九號）

大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ規定ハ手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年十月一日ヨリ同年同月三十一日迄ノ間ニ同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付之ヲ適用ス

同令第三條第一項中三十日ノ期間ハ手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付テハ之ヲ六十日ニ延期ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

之より曩き大藏大臣は前記勅令案を閣議に附議するに當り、之が提案の理由及勅令の內容に關し左の如き說明書を提出したり。

日本銀行ノ手形割引ニ關スル件

今回ノ大震災ニ因リ被害地方ヲ始メ全國經濟界ニ及ボセル影響極メテ大ナルモノアリ、就中震災地方ニ於

ケル金融ハ甚シク梗塞スルニ至レルヲ以テ、放府ハ曩ニ支拂猶豫ニ關スル緊急勅令ヲ布キ、以テ一時應急ノ策ヲ講ジタリト雖モ、尙一層目下ノ財界ヲ安定セシメ、梗塞セル金融ヲ疏通スル爲ニハ、這次ノ震災ニ因リ資產上異常ノ損害ヲ被リタル商工業者等ヲ債務者トスル手形ニシテ、一般銀行ノ割引シタルモノニツキテハ、此際日本銀行ヲシテ臨機非常ノ手段トシテ、常例ニ依ラズシテ之ガ割引ヲ爲サシメ、而モ此等ノ手形ニ對シテハ、今後二ケ年間其ノ取立ヲ猶豫セシムルヲ以テ最モ必要ナリトス。蓋シ該手形ノ債務者タル商工業者等ハ、此ノ猶豫期間中ニ其ノ資金ヲ整理シ、支拂能力ヲ回復スルノ機會ヲ與ヘラルベク、又此種ノ手形ノ割引ヲ爲シタル一般銀行ハ、之ニ依リテ回收困難トナレル手形ヲ資金化シ得テ、其危急ヨリ救濟セラルベキヲ以テナリ。然レドモ我國中央銀行トシテ經濟上最モ重要ナル地位ニ在ル日本銀行ヲシテ、之ガ爲多大ノ損害ヲ蒙ラシメ、其ノ重要ナル地位ヲ危殆ナラシムルガ如キコトハ、深ク之ヲ避ケザルベカラズ。依テ此際日本銀行ヲシテ右臨機ノ處置ヲ採ラシムルト同時ニ、之ニ依リテ將來同行ノ受クルコトアルベキ損失ニ對シテハ、相當程度ニ於テ政府ヨリ之ガ補償ヲ爲スコトトシ、以テ一面現下金融界ノ難局ヲ救濟スルト同時ニ、他面我中央銀行ノ地位ヲ確保スルヲ緊切ナリト認メ、之ニ必要ナル財政處分ニ關スル勅令ヲ發布セラルルコトトナレリ。

今右ニ基キ日本銀行ヲシテ特ニ取扱ハシムベキ金融疏通ニ關スル方法ノ大要ヲ擧グレバ左ノ如シ。

一、今回ノ勅令ニ依リ日本銀行ノ割引ヲ爲スベキ手形ハ大別左ノ四種トス。

第一種（第一項第一號）

本年九月一日以前ニ銀行ノ割引シタル手形ニシテ(一)震災地ヲ支拂地トスルモノ、又ハ(二)震災ノ當時震災地ニ營業所ヲ有シタル者ノ振出シタル手形若ハ之ヲ支拂人トスル手形

第二種（第一項第二號）

前記第一種ノ手形ノ書換ノ爲ニ振出シタル手形

第三種（第一項第三號）

(一)第一種第二種ノ手形ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形及(二)震災地ニ營業所ヲ有スル他ノ銀行ガ該振出銀行ニ對シテ本年九月一日以前ニ發行シタル預金證書若ハ「コールローン」ノ證書ヲ擔保トシテ銀行ガ振出シタル手形

第四種（第一項第四號）

第一種乃至第三種ノ手形ニシテ既ニ日本銀行ガ割引シタルモノノ書換ノ爲ニ振出サレタル手形

二、本令ニ依リ日本銀行ガ手形割引ヲ爲スベキ期間

前項第一種乃至第三種ノ手形ニ對シ日本銀行ニ於テ始メテ割引ヲ爲スハ、本令公布ノ日ヨリ約六ケ月間タル大正十三年三月三十一日ヲ限リトス。其ノ後ニ於テ日本銀行ノ割引ヲ爲シ得ベキモノハ、同行ニ於テ一旦割引ヲ爲シタルモノノ書換ノ爲ニ振出セル手形即第四種ノ手形ニ限ル。

三、前記ノ如ク大正十三年四月一日以後ニ於テモ、日本銀行ハ其以前ニ一旦割引シタル手形ノ書換ノ爲ニ振出シタル手形ノ割引ニ應ズルモ、其ノ最終ノ期限ハ大正十四年九月三十日ヲ限トス。

四、右ト同樣ニ日本銀行ハ其割引シタル手形ニ付キ必要アリト認ムルトキハ、大正十四年九月三十日迄其取立ヲ猶豫スルコトヲ得ルコトトシ、債務者ヲシテ自己ノ業務ノ整理ヲ爲サシムル等、相當支拂準備ノ餘裕ヲ與ヘタリ。

五、政府ハ壹億圓ノ範圍內ニ於テ其實際ニ生ズルコトアルベキ損失ヲ補償スルコトトセリ。

六、政府ノ監督

本令ニヨル日本銀行ノ手形割引ニ對シテハ政府ハ充分ナル監督ヲ爲シ、其ノ融通方針竝割引方法等ニツキ監督スルハ勿論、日本銀行ヲシテ財界ニ處スル機宜ノ措置ヲ執ラシメ、本令ノ趣旨ヲ貫徹セシムルコトヲ期ス。

日本銀行の損失補償を一億圓に限りたる根據に就きては、其の後第四十七回帝國議會衆議院に於て井上大藏大臣は、右勅令に揭ぐる總ての手形其の他の在高を、日本全國に付き大體の調査を爲した

る結果二十億と概觀し、且右二十億の約四分の一は必ず日本銀行に對し割引を求むべきものと推定し其の約二割を以て同行の蒙ることあるべき損失の限度と見積りたる旨を說明せり。爾後該勅令の割引有効期限たる大正十三年三月三十一日迄に、日本銀行の割引したる額は、其の融通を求められたる震災手形及預金證書の累計四億三千八十一萬六千餘圓に對する約八割見當にして、卽ち政府當初の見込が概ね正鵠なりしことを知るべきなり。

此の如く政府は震災直後に於ける財界安定の非常施設として、所謂震災手形に對し特別融通を爲すの制度を設け、日本銀行をして一般銀行よりの震災手形の割引依賴に應ぜしむると同時に、之が爲に蒙りたる日本銀行の損失に對し、一億圓を限り補償を爲すこととなり、政府日本銀行間に於ては後に述ぶる所の如く別に補償契約の締結を見たり。然るに災後我財界の復舊は洵に容易ならざるものあり、右勅令所定の震災手形に對する融通期限は、大正十四年法律第三十五號及同十五年法律第三十三號を以て再度延長せられ、結局大正十六年（昭和二年）九月三十日迄となりたり。惟ふに震災に依る創痍容易に癒えず、從て震災手形の債務者たる商工業者中には、勅令の規定する震災手形の融通期間內に其の債務を完濟し得ざるもの多く、又震災手形を割引したる一般銀行中にも、右期間經過後尙ほ金融疏通の爲め、震災手形に對する特別の融通を受くることを必要とせるものありしかば、政府は勅令に規定せる所の特別融通の繼續期間を再度迄延長し、以て勅令本來の趣旨を達成せんことに努めしものと謂ふべし。今大正十四年三月三十一日公布に係る、日本銀行の手形割引に因る損失の補償に關する法律の全文を收載せば左の如し。

日本銀行ノ手形割引ニ依ル損失ノ補償ニ關スル法律（大正十四年三月三十一日法律第三十五號）

政府ハ日本銀行カ大正十二年勅令第四百二十四號第一項第四號ニ該當スル手形ニシテ大正十四年十月一日ヨリ大正十五年九月三十日迄ノ間ニ於ケル滿期日ヲ有スルモノノ割引ヲ爲シ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ同行ニ對シ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項補償金額ハ大正十二年勅令第四百二十四號ニ依ル補償金額ト合シテ一億圓ヲ超ユルコトヲ得ス

日本銀行ハ本法ニ依リテ爲ス手形ノ割引ニ付政府ノ監督ヲ受クヘシ

尙ほ翌大正十五年三月公布せられたる法律第三十三號は、右大正十四年法律第三十五號第一項中『大正十五年九月三十日』を『大正十六年九月三十日』に改めたるに過ぎざるものとす。

（二）日本銀行の手形割引方法

既述の如く政府は大正十二年九月二十七日、支拂延期令撤廢の前提として、日本銀行の手形割引に因る損失補償に關する緊急勅令を發布したるが、別に政府日本銀行兩者間に於ては、日本銀行の擔保貸出擴張の件を取極め、其の結果は同日大藏省より左の如く發表せられたり。

日本銀行ノ擔保付融通方法

日本銀行ハ緊急勅令ニ依ル手形ト相竝デ今日ヨリ當分ノ間左ノ方針ニ依リ擔保付融通ヲ爲スベシ

一、國債ノ擔保價格ニ付テハ大體短期物ハ發行價格ヲ以テシ、長期物ハ震災前ノ時價ヲ以テスベシ

一、地方債ハ大體震災前ノ時價ノ九掛ヲ以テ擔保價格トスベシ。

一、社債・株券等ハ其ノ實價ヲ調査シ、成ルベク寬大ニ擔保價格ヲ定ムベシ。

一、利率ハ國債擔保貸付ハ二錢五厘、其ノ他ハ二錢四厘ノ定率ヲ以テスベシ。

而して政府及日本銀行に於ては別に日本銀行の割引手形損失補償に關する契約を締結したるが

該補償契約は形式上政府の命令として發せられ、日本銀行に於て之が請書を提出することに依り締結せられたるものにして、同年十月十三日官房祕令第九六號を以て大藏大臣より日本銀行に通達せられたる全文左の如し。

命令書

日本銀行

政府ハ大正十二年勅令第四二四號ノ規定ニ依リ、日本銀行ノ手形割引ニ因リ生ズルコトアルベキ損失ニ對シテ、一億圓ノ範圍内ニ於テ之ヲ補償セムトスル所以ノモノハ、一ニ震災後ニ於ケル財界ノ不安ヲ除去シ、金融ノ梗塞ヲ疏通セムトスルニ在ルヲ以テ、其ノ行ニ於テモ時局ノ重大ナルニ鑑ミ、勅令發布ノ趣旨ヲ體シテ平素ノ慣行ニ拘泥セズ、臨機適當ノ融通ヲ圖リ、急激ナル財界ノ變動ヲ未然ニ防止シ、而モ適當ノ時期ニ於テ常道ニ復シ得ルノ用意ヲ忘ルルコトナク、以テ我國中央銀行ノ重責ヲ全ウスベク、之ガ實行ニ當リテハ左記條項ヲ遵守シテ謬ナカラシムコトヲ期スベシ。

第一條　日本銀行ニ於テ本命令ニ依リ割引ヲ爲スヘキ手形（以下特別融通ト稱ス）ハ左ニ掲クル手形ニシテ大正十四年九月三十日以前ノ滿期日ヲ有スルモノニ限ル

一、東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣内ノ各地ヲ支拂地トスル手形又ハ前記一府四縣内ニ震災ノ當時營業所ヲ有シタル者ノ振出シタル約束手形若ハ之ヲ支拂人トスル爲替手形ニシテ大正十二年九月一日以前ニ銀行ノ割引シタルモノ

二、前號ノ手形書換ノ爲ニ振出シタル手形

三、前二號ノ手形ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形

四、前記一府縣内ニ營業所ヲ有スル銀行カ他ノ銀行ニ對シ大正十二年九月一日以前ニ發行シタル預金證書又ハ「コールローン」ノ證書ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形

五、既ニ日本銀行ノ割引シタル前記各號ノ手形ノ書換ノ爲ニ振出シタル手形

前項第一號乃至第四號ノ手形ニ付テハ大正十三年三月三十一日ヲ限リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第二條　特別融通ヲ爲シタル手形ニ付テハ日本銀行ハ大正十四年九月三十日迄其ノ取立ヲ延期スルコトヲ得、但シ不渡トナリタルモノノ延期ハ大藏大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第三條　日本銀行ハ特別融通ヲ爲スニ當リ重要ナルモノニ付テハ其ノ都度大藏大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第四條　第一條第一項第二號ニ掲クル手形ニ付テハ原手形（同項第一號ノ手形及之ヲ書換ヘタルモノ以下同シ）又ハ原手形ヲ書換ヘタルモノナルコトヲ日本銀行ニ於テ認メタル證票若ハ原手形ヲ書換ヘタルモノナルコトヲ證スルニ足ル證憑書類ヲ添附セシムヘシ

第五條　既ニ支拂拒絶證書作成期間ノ經過シタル手形ニ付テハ日本銀行ハ依賴銀行カ該手形ヲ擔保トスル手形ヲ振出シタル場合ニ限リ特別融通ヲ爲スヘシ

第六條　特別融通手形ニ對シテ日本銀行カ徵收スル利子歩合ハ日歩二錢四厘トス但シ公定割引歩合ノ變更アリタルトキハ之ニ應シテ增減スルモノトス

第七條　日本銀行ハ左記第一號乃至第四號ノ事項ニ付テハ毎週一回第五號ノ事項ニ付テハ其ノ都度之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

一、特別融通ヲ爲シタル手形ノ種類、金額、手形債務者其ノ他重要事項（第一號樣式）

二、特別融通ヲ爲シタル手形ニシテ滿期日後其ノ支拂又ハ書換ナキモノニ關スル重要事項（第二號樣式）

三、特別融通ヲ爲シタル手形ノ元利金ノ全部若ハ一部ノ入金アリタルトキ、其ノ書換アリタルトキ、又ハ該手形ヲ讓渡シタルトキハ其ノ手形ニ關スル重要事項（第三號樣式）

四、特別融通ニ關スル增減（第四號樣式）

五、特別融通ヲ爲シタル手形カ不渡トナリタルトキ又ハ不渡トナル虞アルトキハ其ノ事由（第五號樣式）

第八條　日本銀行ハ特別融通ニ關シテ、特ニ科目ヲ設ケテ之ヲ整理シ毎半期其ノ報告ヲ爲スヘシ

第九條　日本銀行カ特別融通ヲ爲シタル手形金額中回收不能ニ歸シタルモノアリト認メタルトキハ政府ニ申出テ指揮ヲ乞フヘシ

第十條　政府ハ日本銀行カ特別融通ヲ爲シタル手形金額中回收不能ニ歸シタルモノアリト認メタルトキハ總額壹億圓ノ範圍内ニ於テ之ヲ補償スヘシ

特別融通金額ニ對シ同行ニ於テ收入シタル割引料及利息ノ總額ヨリ特別融通ヲ爲スニ必要ナル兌換銀行券發行ニ關スル一切ノ費用ヲ控除シ猶殘餘アルトキハ前項ノ補償金額中ヨリ其ノ殘餘額ヲ控除スヘシ

第一項ノ補償金額ハ大正十五年三月三十一日迄ニ之ヲ支拂フモノトス但シ大正十四年九月三十日迄ニ回收ノ能否明カナラサルモノアルトキハ大正十五年四月一日以後ニ於テ補償金額ヲ支拂フコトアルヘシ

第十一條　日本銀行カ前記ノ各條項ヲ遵守セサルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ又ハ其ノ損失ノ全部又ハ一部ニ付補償ノ責ニ任セサルコトアルヘシ

第十二條　日本銀行カ故意又ハ過失ニ因リテ受ケタル損失ニ付テハ政府ハ之カ補償ノ責ニ任セサルモノトス

第十三條　大藏大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ行ト協議ノ上本命令條項ヲ變更スルコトアルヘシ

大藏大臣

大正十二年十月十三日

震災手形に關する特別融通の利子歩合は、前掲大正十二年九月二十七日大藏省より發表したる『日本銀行の擔保付融通方法』及同年十月十三日大藏大臣より日本銀行に通達せられたる損失補償に關する命令書の第六條に於て、一般に日歩二錢四厘を以てすることに定められしが、其の後右利子歩合は屢次の改定を見、結局昭和二年三月九日の一錢七厘に迄低下せられ、又命令書第十條に定むる政府補償の件に關しても多少改正を加ふる所ありしが、以下主として利子歩合改正の顚末に就きてのみ一言すべし。

政府は大正十三年十二月に至り、前掲命令書第六條中『二錢四厘』を『二錢二厘』に改むることに決し、該命令書第十三條の規定に依り日本銀行と協議を遂げ、同月二十二日より之を實施したり。蓋し震災後特別融通の制度を布きたるは、震災の影響を受けたる財界を安定せしめ、梗塞せる金融を疏通する爲め、震災手形の債務者たる商工業者に資産の整理及支拂能力回復の機會を與へ、且又震災手形を割引たる一般銀行の危急に應ぜんとする目的に出でたるものなるを以て、其の割合歩合は特に最低利率を適用して一樣に二錢四厘と爲したるものなり。然れども該制度施行後經濟界は未だ不況を脱せず、又財界も安定の域に達せずして、震災の損害を蒙りたる一般商工業者及銀行の損害回復の跡未だ顯著ならず、此の時に當り苦境に沈淪せる震災手形の債務者たる商工業者及特別融通を受けたる銀行に對して、特別融通の利子歩合を低下することは、蠲て財界の整理を容易ならしめ、又金融を緩和して其の損害回復の行路を安易ならしむる所以たらずんばあらず。依て政府は勅令の趣旨を達成する上に必要なる措置として、玆に特別融通の利子歩合を低下せしめたるものとす。而も此の措置は震災手形の所在が頗る救濟の要に迫られたるもののみに限定せられ居る關係より、殊更に人爲的處理を以て一般金利を動搖せしむるものにあらざるや論を俟たず。玆に於てか政府は十二月十九日利子歩合低下の件を發表するに際し、特に這般の措置が日本銀行の一般公定歩合の引下とは何等の關係なきことを明にしたり。尋で大正十四年四月十五日に至り、日本銀行は金融市場の狀況に鑑み、公定歩合二厘方の引下を斷行し、最低二錢と爲したるを以て、政府は特別融通手形の割引利子歩合も亦命令書第六條但書に依り、之に應じて低減するを相當と認め、同日より從來の二錢二厘を二錢に改めたり。

此の如く政府は諸般の事情に鑑み、既に二回に亙りて日本銀行特別融通の利子歩合を低下したるが、時日の經過と共に震災手形を以て融通を受けたる普通銀行中、支拂能力を失ひて休業閉店せるものあり、又未だ閉店休業を公示するに至らずと雖も、調査上將に之に至るべきことを明白に爲し得べきものもあるに至れり。而して此等の諸銀行が或は整理して存續せんとし、或は平穩裡に整理解散の實を擧げんとして、各〻具體的整理計畫を樹て、その實行上必要なりとして、震災手形債權の一部免除と共に、或は單純に特別融通の利子歩合低下を、或はそを無利子と爲すことを、日本銀行に對し懇請するものありたるのみならず、尙ほ爾後に於ても整理の必要に迫られ、相尋で同樣の取扱を懇請するものあるべきを思はしむる事情に在りたり。茲に於てか政府は大正十四年六月に至り、震災手形に依り特別融通を受けたる普通銀行が、其の整理して存續せんとし、又は整理して解散せんとして、日本銀行に對し特別融通利子歩合の特別低下を求むるものあるときは、震災手形債權の一部損失を認むる場合（後段參照）に準じ、命令書第九條及第十條所定の認定手續を履踐し、相當額の損失の發生を確認したる上、左記の條件を具備したりと認めたる場合に於ては（イ）利率は年二分二厘五毛を下らざることロ）整理上必要なる最低限度にして大藏大臣の適當と認めたる金額及期限なることの範圍内に於て特別融通利子歩合の特別低下を許すも亦已むを得ざるものと爲したり。

一、整理ヲ爲サントスル普通銀行ノ整理計畫適當ニシテ（イ）整理後存續セントスルモノニアリテハ、少クトモ積立金ノ全額ヲ取崩シ減資、減配ヲ充分ニ行ヒ、且整理後ニ於テハ自立經營ノ見込確實ナルコト（ロ）整理シテ任意解散セントスルモノニアリテハ積立金全部（社員ノ退職基金恩給基金等ニ充ツル爲メノ積立金ヲ除ク）ヲ取崩シ、拂込資本金ハ清算手續ニ於テ缺算補塡ニ充ツルモノナルコト。

二、該整理計畫ハ日本銀行以外ノ債權者ニ於テモ之ニ同意ヲ表スベキ見込立テルモノニシテ、且震災手形ノ關係ニ付特別ニ不利益ナル取扱ヲ爲サザルコト。

三、特別融通ノ利子歩合特別低下ヲ許容スルコトガ、結局銀行ヲシテ整理不能ニ陷ラシメ破產ニ終局セシムルコトヨリモ、國庫ノ負擔ヲ少ナカラシムルノ見込アルコト。

四、第三ノ條件ニ該當スルヤ否ヤ疑ハシキ場合ニ於テハ、該銀行ノ整理ヲ爲サシメザレバ財界ニ深甚ノ影響ヲ及ボスベキ虞アルモノナルコト。

又右と同時に震災手形に依り特別融通を受けをれる特別銀行にして、整理改善を要するものに對しては、普通銀行に付決定したる趣旨に依り同樣の手續を履み、相當の回收不能額を確認したる後、左の條件を具備せる場合に於ては、震災手形の一部損失を認め又は特別融通利子歩合の低下を許すも已むを得ざるものなりとしたり。

一、整理計畫ハ内外ノ狀勢ノ許ス範圍内ニ於テ最極度ノモノニシテ、積立金全額ノ取崩、減資及減配ヲ充分ニ行フモノナルコト。

二、特別銀行ノ立場ニ鑑ミ、一般債權ノ免除又ハ輕減ヲ得ル能ハズトスルモ、預金部及日本銀行ニ於テ相當ノ犧牲ヲ拂フモノナルコト。

三、該整理計畫ニ依リ震災手形債權ノ一部損失又ハ利子歩合特別引下ヲ認ムルコトガ、結局國庫ノ負擔ヲ輕減スルノ見込アルモノナルコト。

四、三ノ條件ニ該當スルヤ否ヤ疑ハシキ場合ニ於テハ、該銀行ノ整理ヲ爲サザレバ財界ニ深甚ノ

影響ヲ及ボスベキ虞アルモノナルコト。

特別融通を無利子と爲すことは、大正十二年勅令第四百二十四號第一項中『割引ヲ爲シ』なる規定に照し不穩當なりと認めざるべからず。又特別融通利子歩合の特別低下は、震災手形債權の一部損失を認むる場合と同樣に、普通銀行に對する特別融通金額中回收不能に歸したるものありと認定し得るか、若くは爾後一般利子歩合を支拂はしむとせば、特別融通金額中之に相當する金額の回收不能に歸すべきものあることを確認し得るかに非ざれば之を許容すること能はざるべく、又以上の認定は震災手形の一部損失を認むる場合と同樣、命令書第九條及第十條の規定に依るべきことは論を俟たざる所なり。然りと雖も特別融通利子歩合の特別低下は、政府補償の關係上容易に之を許容し得べからざるは、震災手形の一部損失を認むる場合に準ずべき所にして、相當の條件を具備せる場合に於て始めて之を許容し得べきものと謂ふべく、此等の事情は畢竟政府が震災手形に依る特別融通利子歩合の特別低下に關し、上記の如き方針を樹つるに至りし所以に外ならざるなり。尙ほ右に關聯して考ふべきは、命令書第十條第二項に依る『特別融通ヲ爲スニ必要ナル兌換券發行ニ關スル一切ノ費用』之なりとす。即ち該條項は特別融通に依り收入（割引料及利息）ある場合を豫想し、其の收入より費用を控除することと爲せるも、若し收入を以て費用を支辨することを得ざる場合を生じたるときに於て、日本銀行の支出したる費用の不足部分は何人が之を負擔すべきや規定せる所なし。命令書第十條第一項に依れば、政府の補償する所は、特別融通を爲したる手形金額中、回收不能に歸したる分のみなるかの如き觀あり。然るに大正十二年勅令第四百二十四號は特別融通制度を設くると同時に、中央銀行の地位を確保する爲め震災手形の割引に因りて受けたる損失を日本銀行に負擔せしめざると共に、之に因りて生じたる利益も亦一切之を同行に歸屬せしめざることを趣旨と爲したるのみならず、『特別融通ヲ爲スニ必要ナル兌換銀行券發行ニ關スル一切ノ費用』は勅令に所謂『手形割引ニ因リ受ケタル損失』なりと謂ふべきものなるを以て、此の點を明白に規定する爲め命令書第十條の規定を改むの必要あり、且又特別融通利子歩合の特別低下に伴ひ、命令書第六條に就きても改正を施すの必要を見るに至れり。斯くて政府は大正十四年七月命令書中を左の如く改正し、同月十一日より之を實施したり。

大正十二年十月十三日付官房秘令第九六號命令書中第六條ニ左ノ一項ヲ加ヘ第十條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項ヲ第二項トシ同項中「第一項」ヲ「前項」ト改ム

第六條第二項

大藏大臣ハ特定ノ場合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ事情ニ應シ特別ノ利子歩合ヲ定ムルコトアルヘシ

第十條第一項

政府ハ日本銀行カ特別融通ヲ爲シタル手形金額中回收不能ニ歸シタリト認メタル金額ト同行カ特別融通ヲ爲スニ付要シタル兌換銀行券發行ニ關スル一切ノ費用トヲ合シタル金額ヨリ特別融通金額ニ對シ同行ニ於テ收入シタル割引料及利息ノ總額ヲ控除シタル金額ニ付總額壹億圓ノ範圍內ニ於テ補償スヘシ

其の後大正十五年十月初旬、日本銀行の公定歩合は市場の景況に依りて二厘方引下げられ、商業手形の割引歩合は一錢八厘となるに至りしかば、震災手形の割引歩合も亦從來の二錢より一錢八厘に低下せらるることとなり、同月二日其の旨を發表し、四日より之を實施したり。而して震災手形割引歩合は爾後昭和二年三月、公定割引歩合の低下に伴ひて結局一錢七厘に低下せらるることとなり、同

月九日より其の實施を見たるが、之を以て震災手形割引歩合變更の最後と爲す。

大正十二年十月十六日政府及日本銀行の間に於ては、特別融通方法に關し次の如く打合せを爲したり。即ち(イ)手形金額の一部回收ありたる場合之に對する割引料の拂戻は手形金額の全額回收の場合に於て拂戻すこととし、一部回收の當時拂戻することなし(ロ)輸入爲替手形は振出人が外國に在る爲め手形振出人の同意を要件とすることは至難なり、依て支拂人の自己振出の手形を以て前手形の書換繼續なりと認む(ハ)手形の內入金ありたるとき元金額より該內入金を控除したる金額を手形金額とする手形は前手形の書換なり(ニ)手形の書換に當り、割引料を貸增して元金に增額したる手形は、前手形の書換と認むること等の件々之なり。斯くて特別融通に關する巨細の打合せ終了したるを以て、同月二十七日日本銀行は勅令第四百二十四號及大藏大臣の前揭命令書に基き、震災手形に對する特別融通を爲すに付必要なる施行手續を左の如く定め、大藏大臣の承認を求めたり。

第一項　命令書第四條ノ事項ニ就テハ原手形ヲ書換手形ニ添付セシムルカ又ハ左記三方法ノ何レカ一ツニ依ルコト

(1)本行ニ於テ原手形ヲ實見シタル上其寫ヲ作成セシメ之ニ本行ノ證印ヲナシ之ヲ以テ證憑トスルコト

(2)本行ニ於テ原手形ヲ實見シタル上新手形ニ本行ノ證印ヲナシ之ヲ以テ證憑トナスコト

(3)原手形ノ書換ナルコトヲ確認シ得ベキ場合ニ於テ前記何レノ方法ニモヨルコト能ハザルトキハ原手形ノ債務者又ハ割引依頼銀行ヲシテ新手形ハ原手形ヲ書換ヘタルモノナルコトヲ證スル證書ヲ差入レシメ之ヲ以テ證憑書類トスルコト

第二項　大正十二年九月一日以前ニ發行シタル預金證書若クハ「コールローン」ノ證書ガ其後書換ヘラレタル場合ニ於テモ之ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形ニ對シ融通ヲ與フルコト

但シ此場合ニ於テ新證書ガ原證書ニ基キ發行セラレタルモノナルコトヲ證明スルノ方法ハ第一項ニ準ジテ之ヲ取扱フコト

預金證書若クハ「コールローン」ノ證書ノ發行者ガ其期限ノ變更證書ヲ作製シ原證書ニ添付シタル場合ニ於テモ之ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形ニ對シ融通ヲ與フルコト

第三項　原手形ノ振出人又ハ引受人ガ死亡又ハ行衞不明等ノ爲メ其相續人ニ於テ書換手形ニ署名シタルモノ、竝ニ振出人引受人以外ノ原手形關係人中已ムヲ得ザル事情アル爲メ書換手形ニ其署名ヲ省略シタルモノニ在リテモ勅令規定ノ書換手形トシテ之ヲ取扱フコト

第四項　左記各號其他書換手形ガ原手形ト其形式ヲ異ニスルモ實質上其ノ書換ナルコトヲ確認シタルトキハ勅令規定ノ書換手形トシテ之ヲ取扱フコト

(1)書換手形ノ手形金額ガ原手形金額ニ比シ圓以下ニ於テ相違アルモノ

(2)二通以上ノ原手形ヲ一括シテ一通ノ書換手形トナシタルモノ

(3)原手形ノ支拂期日ト書換手形ノ振出日ト符合セザルモノ

(4)原手形ガ約束手形ニシテ書換手形ガ爲替手形ナルモノ及原手形ガ爲替手形ニシテ書換手形ガ約束手形ナルモノ

(5)原手形ガ手形交換所經由ノ爲メ又ハ然ラズシテ形式上決濟ノ裏書ヲ具備スルモ事實上書換ラレタルモノ

第五項　大正十二年九月一日以前ニ銀行ガ割引シタル手形ノ支拂期日ガ本行ガ割引スル日以前ノ日附ナルトキ（其手形ガ書換ヘラレザリシ場合）ハ支拂期日ノミヲ異ニスル原手形ト同一ノ手形ヲ作製セシメ之ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形ニ對シ融通ヲ與フルコト

但シ此場合ニ於テ新手形ガ原手形ニ基キ作製セラレタルモノナルコトヲ證明スルノ方法ハ第一項ニ準ジテ之ヲ取扱フコト

第六項　大正十二年九月一日以前ニ銀行ガ割引シタル手形又ハ其ノ書換手形ガ同日以後他ノ銀行ニ讓渡サレ其讓受銀行ヨリ本行ニ依賴アリタル場合ニ於テモ本行ハ之ニ對シ融通ヲ與フルコト

第七項　命令書第一條第一項第一號及第四號ノ地域内ニ震災ノ當時營業所ヲ有シタルモノナルヤ否ヤハ本行ノ認定ニヨルコト

第八項　命令書第一條第一項第一號及第二號ノ手形又ハ預金證書若クハ「コールローン」ノ證書ヲ擔保トシテ融通ヲ受クル爲メ銀行ノ作製シタル手形ハ當該銀行ガ振出人ニアラザル場合ニ於テモ同條第三號及第四號ノ銀行ノ振出シタル手形ト見做シ之ニ對シ融通ヲ與フルコト

第九項　銀行ガ所謂手形貸付ノ形式ニ於テ融通ヲ爲シタルモノニテモ之ヲ手形ノ割引ト見做シ該手形ニ對シ融通ヲ與フルコト

第十項　銀行ガ所持スル外國爲替手形ハ之ヲ割引シタル手形ト見做シ又右外國爲替手形ノ支拂延期ニ際シ當該手形ノ支拂人ガ拂出シタル手形ハ原手形ト其ノ形式ヲ異ニシ原手形金額ガ外國貨幣ニシテ書換手形金額ガ邦貨ナル場合ニ於テモ勅令規定ノ書換手形ト見做シ之ニ對シ融通ヲ與フルコト

第十一項　銀行ノ所持スル取立手形ニシテ取立ノ爲メナルコトノ附記ナキモノニ就テハ之ニ對シテモ融通ヲ與フルコト

第十二項　大正十三年三月三十一日以前ニ於テ本行ガ融通ヲ爲シタル手形ニシテ依賴銀行ガ其手許ノ都合ニ依リ一旦返金ヲ爲シタルモノニ就テハ大正十三年四月一日以後ト雖モ前ト同一手形若クハ其書換手形ニ對シ融通ヲ與フルコト

第十三項　手形金額中一部ノ返金アリタル場合ニ於テハ其ノ返金ナキ金額ニ付キ手形ノ書換ヲ爲シタルモノニ就テモ之レニ對シ融通ヲ與フルコト

第十四項　裏書日附ナキ手形ガ果シテ九月一日以前ニ銀行ノ割引シタルモノナルヤ否ヤハ本行ノ認定ニヨルコト

第十五項　延滯利子歩合ハ命令書第六條ノ利子歩合ニ日歩五厘ヲ加ヘタルモノトスルコト

第十六項　本行ノ割引シタル手形ノ書換ヲ爲サシムルニ當リ已ムヲ得ザルトキハ原手形金額ニ割引料（延滯利子ヲ含マズ）ヲ加ヘタル額ヲ以テ新手形金額トシ之ニ對シテ融通ヲ與フルコト

前記ノ割引料ハ命令書第十條第二項ノ收入割引料中ニ計上シ又前記ノ新手形ガ回收不能ニ歸シタルトキハ命令書第十條ニ依リ該手形金額ニ對シ補償セラルルコト

第十七項　延滯利息ハ現金ヲ以テ收納シタル場合ニ於テノミ命令書第十條第二項ノ收入利息中ニ計上スルコト

第十八項　命令書第十條第二項ノ兌換銀行券發行ニ關スル費用ヲ算出スルノ基礎タルベキ兌換銀行券發行高ハ特別融通ヲナシタル手形金額ニ百分ノ九十九ノ割合ヲ乘ジタルモノヲ以テスルコト

第十九項　命令書第十條第二項ノ兌換銀行券發行ニ關スル一切ノ費用ハ補償金ノ交付ヲ受クル日迄ノ計算トスルコト

第二十項　特別融通ヲ爲シタル手形金額中大正十四年九月三十日迄ニ回收ノ能否明カナラザルモノアルトキモ成ルベク速ニ回收不能額ヲ決定セラレ大正十五年三月三十一日迄ニ補償金ヲ支拂ハレタキコト

萬一回收ノ能否決定未了ノモノアルガ爲メ大正十五年三月三十一日迄ニ補償金ノ全部ヲ支拂ハルルコト能ハザルトキハ回收不能ト認メラレタル額ニ對シ先ヅ補償金額ヲ決定シ大正十五年三月三十一日迄ニ之レヲ支拂ハレタキコト

第二十一項　預金證書若クハ「コールローン」ノ證書ヲ擔保トシテ振出サレタル手形ニ對シ融通ヲ與フル場合ニ於テ該預金證書若クハ「コールローン」ノ證書ニ擔保アルトキハ該擔保ヲ本行ニ提供セシメ得ルコト

商品擔保付手形其他手形ニ擔保ノ附屬スル場合ニ於テモ前項同樣擔保ヲ本行ニ提供セシメ得ルコト

斯くて日本銀行は震災手形の特別融通に關する諸般の準備を完了したるを以て、九月末より十月初旬に亙り屢次各支店長に對し、特別融通の實行方法に就き指令を發したるが、今此等の指令を綜合

するに、同行の特別融通は概ね左の如き方針の下に行はれたるものとす。

即ち先づ日本銀行としては、政府補償の下に震災地關係手形の割引を爲すこととなりたる結果、金融は漸次圓滑となるべき見込なるも、現下の過渡期は極めて大切の時期なるを以て、一般に支拂困難の事情に在る手形債務者に對しては取立を强行せず、寧ろ寛大の處置を以て手形の書替を爲さしめ且書替手形たるの事實を明にする方法を執り置き、必要の場合には緊急勅令に依る割引の利便を日本銀行に求め得る樣に取計ひ、尙ほ銀行間に於ても濫にコール及預金の引出を爲さず、右緊急勅令に依り利便を受け得るものに就ては成るべく之に依らしめ、倚りて以て財界に波瀾を起すが如きこと無からしむるの方法を講ずると共に、又支拂延期令に依りて支拂を延期せられたる債務は、總て十月一日に支拂ふべきものなりとの誤解を抱ける向も無きにあらざりしかば、日本銀行は此の種の誤解を一掃し、支拂を延期せられたる債務は、各契約の支拂期日より何れも三十日間延期せられ居れるものにして、即ち順次に支拂日の到來するものなることを一般に理解せしむる樣考慮する所ありたり。而して緊急勅令による震災手形の特別割引に關し、日本銀行總裁より各支店長に宛て指令したる所は左の如し。

一、緊急勅令による特別割引は便宜上成るべく勅令の第三號によりて取扱ひ、擔保價格は相當期間內に支拂見込あるものに對しては全額を以てし、然らざるものは支拂能力恢復見込の程度竝に割引依賴銀行の資力等を斟酌し相當價格を以てすべし。但し其の手心は嚴に失せざる樣致し度。

二、裏書の日附なき手形が果して九月一日以前に銀行の所持したるものなるや否やは、日本銀行の認定によることに大藏省の諒解を得たり。

三、本行普通の取引として好ましからざるも、震災後已むを得ず特別融通として取扱はれたる種類のものにても、緊急勅令の適用を受け得べきもの例へば臺灣銀行、朝鮮銀行の引受手形、預金證書を擔保とせるものの如きは、今後は緊急勅令による取引として取扱ふべし。

四、前項に該當する割引取引にして現に殘高を存するものは、切替の際緊急勅令による取引に移すべし。

五、眞正優良にして支拂確實なる商業手形は、緊急勅令の適用を受け得べき條件を具備するも緊急勅令によらず、本行普通の取引として二錢二厘にて再割引すること勿論差支なし。

六、融通手形、優良と認め難き商業手形竝に預金證書等にして、支拂地又は振出人の關係上緊急勅令の適用範圍外のものは、本行一般の取引として相當の價格にて擔保とし融通相成差支なし。但し此場合に於ては原則として承認を受くべきものと承知せられたし。又右擔保手形等の支拂確實なるものに對しては、全額を以て擔保價格とするも差支なし。

七、擔保付融通手形、預金證書等に對し融通を與ふる場合には、緊急勅令によるものと然らざるものとに拘らず、該擔保を本行に提出せしむべし。

尙ほ緊急勅令の文言によれば、震災地に營業所を有したるものの振出したる手形若くは之を支拂人とする手形及其の發行したる預金證書竝にコールローン證書は、作成地と支拂地との如何に拘らず、總て其の適用を受くることとなるも、立法の趣旨に從へば、固より其の震災地に於ける營業所が財界に重要なる關係を有する場合にのみ之を適用すべきものと認めざるべからず。されば日本銀行に於ては特に臺灣銀行、朝鮮銀行、鈴木商店等の如きに對しては之を適用すべきも、其の他の一般の割引には手心を加へ、成るべく適用を控ゆる方針を採ることとなしたり。又日本銀行に於ては、緊急勅令に依る手形の特別割引は、支拂延期滿了後の財界安定、金融疏通を圖るの趣旨に出でたる非常の處置なるが故に、其の他の割引に於ても之に順應し、明年三月三十一日迄特別の取扱を爲すことに決し、

右指令と前後して各支店長に對し左の如く指令したり。

（一）商業手形は從前通り二錢二厘國債擔保二錢二厘、其他は凡て二錢四厘の一定率を課すること（當座貸越は從前通り二錢五厘）。但從前の貸出は特別融通たると普通貸出たるとを問はず、其利率が本項よりも低率のものは其儘とし、高率のものは切替の際本項利率に引直すこと。尙災害前の特別融通にして高率を課し居りたるものを本項の利率に引直すに當りては、右は一時の取扱に過ぎざることを特に通告し置くこと。

（二）擔保價格は大體左記に依ること。

（イ）特別五分利、甲號五分利、雜五分利四分利竝に日本政府外貨公債は震災前の時價、其他の內國債竝に政府保證興業債券は發行價格。但し災害後の時價が發行價格より高きときは時價とす。又割引發行の分は從前通り。

（ロ）地方債竝に佛國政府圓國庫債券は震災前の時價の九掛。

（ハ）震災に因り甚しき損害を蒙らざる一流會社銀行の發行に係る社債は震災前の時價の八掛半。

（ニ）震災に因り甚しき損害を蒙らざる一流會社の株券は震災前の時價の八掛。

以上の外必要事項竝に前記（ハ）（ニ）の重なる銘柄、其他有價證券の擔保價格の目安等は追て御通知致すべきも、之等に付ては本行に損失を及ぼさざる樣注意すること勿論なるも、此際人心の安定を圖るの必要もあることとなれば、相當寬大の手心を以て不取敢御取扱置相成度、依命申進す（緊急勅令に依る特別割引に關しては追て通知す）。

震災後の特別融通とは本支店の貸出中左記のものを指稱す。但震災前に貸出したるものの切換融通、及震災前に承認を受けたる融通額限度內に於ける貸出は之を包含せしめざるものとす。

一、取引先に對する融通中左に掲ぐるもの

（イ）成規外擔保の融通（此際限り指定倉庫に準ずる取扱を爲す倉庫保管の商品を擔保とする融通を含む）

（ロ）成規擔保にて融通するも震災に基く特殊資金の供給を目的とするもの（例へば日本興業銀行に對し國債市場復興資金を融通せるが如きもの、又は生命保險支拂資金を銀行を通じ保險會社に融通するが如きもの）。

（ハ）信託讓渡の融通にして從來承認の融通極度額以上に特別承認を受けて爲したるもの、及此際限り承認を受けて爲したるもの。

（ニ）無擔保の融通

（ホ）生絲荷爲替手形再割引

二、取引先以外に對する融通全部

（例外）村井銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行に對する貸出の如く、其個々に付震災前の特別融通と震災後の特別融通とに區別するに困難なる事情あるものは、當該銀行に對する特別融通總額より震災當日の融通殘高を控除したるものを以て、震災後の特別融通高と見做す。

（備考）（一）取引先とは當該店と平素手形割引取引を有するものを云ふ。

（二）別紙一、取引先に對する融通中の（ロ）成規擔保にて融通するも震災に基く特殊資金の供給を目的とするものは、目下支店に於ける取引中には無きものなり。

（三）震災後の特別融通の範圍に就ては、從來各支店に於て取扱區々なるやを慮り、最近日本銀行に於て各支店に通牒せしもの。

要するに日本銀行は震災後の財界安定の爲め、緊急勅令及政府命令の趣旨に遵ひて震災手形割引の方法を定むると共に、實際割引に際しても專ら其の趣旨を重んじて對策に萬遺漏なきを期すると共に、震災關係以外の手形の割引に就ても時局に順應せる取扱を爲し、以て財界安定の爲め萬全の策を講じたるものとす。

第三目　日本銀行特別融通の實蹟

日本銀行は大正十二年勅令第四百二十四號の趣旨に從ひ、同年九月二十八日以降震災手形の割引を實行したるが、其の有効期限たる大正十三年三月三十一日迄に同行の割引したる手形の累計は左表の如し。

取扱本支店名	融通先店數	金額
本店	八二	三八二、六三〇、五二二・四六円
大阪支店	一二	三九、一四六、〇〇〇・〇〇
門司支店	一	四三、二七六、五五五・四三
名古屋支店	三	五〇、〇〇〇・〇〇
		二、八七〇、二三〇・〇〇

（内預金證書）

取扱本支店名	融通先店數	金額
京都支店	二	一、一三二、三〇六・一九円
福島支店	一	四五六、〇〇〇・〇〇
金澤支店	四	四〇一、二九八・三〇
計	一〇五	四三〇、八一六、九一二・三八

右に對し日本銀行が實際融通を與へたる金額は券面額の八割見當なりとす。而して右券面額は融通當時のものにして、其の後一部回收して書換へたるもの及全部回收を終りたるものもあり、今試に大正十三年十一月末現在の日本銀行本支店特別融通高を掲ぐれば左表の如し。

取扱本支店名	融通先店數	金額
本店	四七	二六七、七七九、七六一・九四円
大阪支店	五	八、一三六、〇〇〇・〇〇
門司支店	—	六、九八九、〇〇〇・〇〇
名古屋支店	二	三〇〇、〇〇〇・〇〇

（内預金證書）

取扱本支店名	融通支店數	金額
京都支店	一	六三、四二二・八三円
福島支店	一	四五〇、〇〇〇・〇〇
金澤支店	三	九五、〇三八・〇〇
計	五九	二七五、六七七、二二二・七七

次に大正十二年九月以後毎旬の特別融通殘高を掲げて、參考に供すべし。

特別融通殘高表

年月日	震災手形ニ依ラザル震災後ノ特別融通實際貸出殘高（千円）	震災手形ニヨル割引殘高（大正十二年勅令第四百二十四號、大正十四年法律第三十五號）（千円）
大正一二・九・一五	五九、四九九・六	—
〃 三〇	一二一、二八四	五、七七三
一〇・一〇	九〇、三四九	五四、二四三
〃 二〇	七一、五六六	六九、一〇一
〃 三一	八〇、〇五九	七九、〇七二
一一・一〇	七〇、四五九	六八、五八〇
〃 二〇	一〇三、四三六	八二、一三五
〃 三〇	一〇八、六三九	九二、六八七
一二・一〇	一〇五、二八二	七八、六七八
〃 二〇	一一〇、七四〇	八〇、一八八
〃 三一	一七〇、六五〇	一三三、五二九
大正一三・一・一〇	一二九、二〇五	七四、〇四〇
〃 二〇	一一九、二四八	六九、八三九
〃 三一	一三二、〇七一	一〇九、〇四七
二・一〇	一一三、六一九	七八、四〇五
〃 二〇	一〇三、六八五	五二、九八〇
〃 二九	一〇八、五一一	八六、八三六
三・一〇	九九、三七〇	六九、七三五
〃 二〇	九八、〇七六	七四、九一五
〃 三一	九九、七一二	一二六、一八〇
四・一〇	九八、八三三	七九、一五〇

年月日	震災手形ニ依ラザル震災後ノ特別融通實際貸出殘高（千円）	震災手形ニヨル割引殘高（大正十二年勅令第四百二十四號、大正十四年法律第三十五號）（千円）
大正一三・四・二〇	九八、五一九	九四、二七〇
〃 三〇	一〇四、四七五	一一〇、七一六
五・一〇	九七、二八〇	八六、四〇四
〃 二〇	九六、九八一	七三、五六九
〃 三一	三、四八〇	七〇、一〇六
六・一〇	一四六、八三五	三八、八一一
〃 二〇	一五六、五九一	四四、六二一
〃 三〇	一七一、八四八	六〇、〇七九
七・一〇	一〇六、九九三	四二、四五三
〃 二〇	一一四、二三九	四二、二八六
〃 三一	一五二、二九二	四二、四九七
八・一〇	一三九、〇九一	四一、四八七
〃 二〇	一三六、四五九	四〇、八九八
〃 三一	一六四、一四一	三七、三三七
九・一〇	一一一、一一一	三四、六五九
〃 二〇	一一四、三六二	三二、五四〇
〃 三〇	一五一、五七七	三三、四〇九
一〇・一〇	一三四、五五〇	三〇、一八八
〃 二〇	一五三、二〇九	三〇、〇五三
〃 三一	一六五、九五二	三六、九三二
一一・一〇	一六〇、一一七	三一、一五〇

大正一三年・一一月・二〇日	一四四、九〇二千円	三一、九八七千円
〃　三〇	一六二、八〇九	六五、一八八
一二・一〇	一六三、四八一	四五、〇五一
（大正十三年十二月二十二日ヨリ利子歩合二錢四厘ヨリ二錢二厘ニ變更）		
〃　二〇	一六四、七〇六	六四、〇六〇
〃　三一	一六五、二二九	一四四、八四〇
大正一四・一・一〇	一五四、二七五	六五、八〇六
〃　二〇	一五五、一七二	七二、二五〇
〃　三一	一五六、四九五	八六、五二〇
二・一〇	一三六、四三九	三一、九六〇
〃　二〇	一二五、七八九	三一、一二七
〃　二八	一五四、八二〇	四七、四四六
三・一〇	一三九、八〇五	三二、七〇六
〃　二〇	一三〇、九六二	三二、四六六
〃　三一	一五四、八六六	五四、〇〇七
四・一〇	一一五、〇一三	三五、五二三
（大正十四年四月十五日利子歩合二錢二厘ヨリ二錢ニ變更）		
〃　二〇	一一〇、三五一	四二、三五七
〃　三〇	一三八、五〇〇	五四、二七五
五・一〇	一〇一、四六五	三五、七二〇
〃　二〇	八七、五七三	三五、五九六
〃　三〇	一二七、七六五	三八、一〇四

大正一四年・六月・一〇日	一二四、一二八千円	三五、一二二千円
〃　二〇	一四〇、五一九	五二、二一二
〃　三〇	一四五、二五五	九六、六一六
七・一〇	一四一、四九八	五一、六一五
〃　二〇	一二二、一八二	三四、八四〇
〃　三一	一四〇、九六〇	四五、六一一
八・一〇	一二四、一三九	三七、二六九
〃　二〇	一三一、〇四六	四二、六六八
〃　三一	一三七、五九〇	一〇七、五七一
九・一〇	一一二、一七三	八四、一五七
〃　二〇	八九、八〇五	六五、八九〇
〃　三〇	一四三、七九五	九四、六一三
一〇・一〇	一二九、八二一	五六、六五一
〃　二〇	一三二、五六一	五六、九六七
〃　三一	一四四、〇三三	八六、七二九
一一・一〇	一四〇、六七七	五六、二四六
〃　二〇	一二一、九七〇	五六、一一四
〃　三〇	一四三、六五五	一二〇、〇三九
一二・一〇	一四三、六一五	七〇、七一八
〃　二〇	一四六、四一一	六三、五〇九
〃　三〇	一五七、五九一	一五一、一三二
〃　三一	一四七、二六六	一四八、〇九一
大正一五・一・一〇	一一八、八一〇	五六、六六三

第四目　日本銀行損失の補償

第一　震災手形損失補償公債法及震災手形善後處理法の公布

日本銀行の特別融通制度は、大正十二年勅令第四百二十四號の公布以來、同十四年法律第三十五號及十五年法律第三十三號を以て、再度其の期限を延長せられ、結局大正十六年卽ち昭和二年九月三十日迄存續することとなり、日本銀行に對する政府の補償契約も亦其の都度更新せられたること旣述の如し。然れども該制度は非常施設にして、勿論無制限に存續せらるべきものにあらず、若し更に之が存續期間を延長するが如きことあらんか、却て財界整理の進捗を妨げ、其の堅實なる恢復を期すること能はざるべきを以て、政府は該制度存續の最終期限たる昭和二年九月三十日以降は斷然之を繼續せしめざることに決せり。玆に於てか震災手形の損失補償に就きても亦考慮せざるべからざるに至りしが、政府は日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は、國債を以て之を交付するを財政上妥當の措置なりと認め、補償の最大限度たる一億圓を限り國債を發行交付することと爲し、昭和二年三月震災手形損失補償公債法を制定公布したり。而も一面震災に因りて一般金融界及多數震災手形債務者の蒙りたる瘡痍は頗る深刻にして、大正十五年（昭和元年）末現在卽ち震災後三年四箇月を經過したる時に於て、日本銀行の割引したる震災手形の未だ決濟に至らざる金高は約二億七百萬圓の巨額を算し、機宜に適へる善後處理の方法を講ずること無くして、單純に該非常施設の廢止を敢行するが如きは到底不可能なる事情に在りしかば、政府は震災手形損失補償公債法と同時に震災手形善後處理法を公布し、以て震災手形に對する特別融通の制度撤廢に伴ふ善後の方策を講ずることと爲し

たり。兩法律の全文は左の如し。

震災手形損失補償公債法（昭和二年三月三十日法律第十九號）

第一條　大正十二年勅令第四百二十四號及大正十四年法律第三十五號ニ依ル契約ニ基キ政府カ日本銀行ニ對シテ支拂フヘキ損失補償金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

第二條　政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲一億圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

第三條　前條ノ規定ニ依リ發行スル公債ノ交付價額カ一億圓ニ達セサルトキハ其ノ差額ヲ補塡スル爲前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第四條　本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大藏之ヲ定ム

震災手形善後處理法（昭和二年三月三十日法律第二十號）

第一條　本法ニ於テ震災手形ト稱スルハ大正十二年勅令第四百二十四號第一項第四號ニ該當スル手形ヲ謂フ

第二條　政府ハ昭和二年九月三十日ニ於テ日本銀行ヨリ震災手形ノ割引ヲ受ケ居ル銀行（以下震災手形所持銀行ト稱ス）ニ對シ該震災手形ノ整理ヲ爲サシムル爲本法ノ定ムル所ニ依リ貸付金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ貸付金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

第三條　政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

但シ其ノ總額ハ震災手形損失補償公債法ニ依リ發行スル公債ト通シテ二億七百萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條　前條並震災手形損失補償公債法第二條及第三條ノ規定ニ依リ發行スル公債ノ交付價額カ通シテ二億七百萬圓ニ達セサルトキハ其ノ差額ヲ補塡スル爲前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第五條　本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第六條　第二條ノ貸付ハ震災手形所持銀行カ其ノ震災手形債務者トノ間ニ其ノ手形債務ヲ更改スル爲十年以內ノ年賦償還貸付契約ヲ締結シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲サス

第七條　第二條ノ貸付ノ期限ハ十年以內トシ其ノ利率ハ年五分以上トス

前項ノ外貸付金ニ關シテハ大藏大臣之ヲ定ム

第八條　第二條ノ貸付ノ辨濟金ニ相當スル金額ハ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依ル繰入ノ外本法ニ依リ發行シタル公債ノ償還ニ充ツル爲之ヲ一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ但シ本法ニ依リ發行シタル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ萬分ノ百十六ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條　第二條ノ貸付ニ關スル事務ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第十條　震災手形所持銀行ニ對シ第二條ノ貸付確定前ニ於テ日本銀行カ昭和二年十月一日ヨリ同年十一月三十日迄ノ間ニ於ケル滿期日ヲ有スル震災手形ヲ割引キタルトキハ該震災手形ニ關シテハ大正十四年法律第三十五號ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル契約ニ基キ政府カ日本銀行ニ對シテ爲スヘキ損失補償ニ關シテハ第三條

及第四條ノ規定竝震災手形損失補償公債法ヲ準用ス

（參照）明治三十九年三月二日公布法律第六號國債整理基金特別會計法抄錄

第二條　國債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ毎年度一般會計又ハ特別會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

前項繰入額ノ中國債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上トシ三千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ大藏省證券、借入金、臨時國庫證券及米發證券ハ之ヲ國債ト看做サス

今右法律の要領を述べんに、震災手形にして回收不能に陷り、日本銀行の損失に歸すべきものに就きては、震災手形損失補償公債法に依り、政府に於て之が補償の爲め公債を發行して交付決濟せらるるものなるが、回收不能と決定せず、從て日本銀行の損失に歸せざる震災手形に就きては、若し昭和二年九月末日の期限到來後日本銀行よりの割引融通の途全く絶ゆるに至らば、從來震災手形の割引により資金を得たる銀行の蒙る打擊頗る大なるべきを以て、政府は之を緩和せんが爲め、震災手形の額と同金額以内、即ち震災手形損失補償公債法の定むる金額と通じて二億七百萬圓の範圍内に於て公債を發行し、之を震災手形所持銀行に十箇年以内の期限を附して貸付け、此の公債によりて日本銀行より金融上の便宜を受け得るものと爲したるなり。從て右に依り震災手形の債務者は銀行と手形債務の更改を爲し、十箇年以内の年賦償還の貸借契約を締結して支拂能力を恢復する機會を與へらるると共に、日本銀行は政府補償契約に因る異例の手形割引を廢し、爾後は國債を擔保とする手形の割引を爲すと云ふ常軌に復することを得るに至るものとす。尚ほ政府は本公債の發行に依り、一時震災手形損失補償公債法と通じて二億七百萬圓の範圍内に於て、公債發行額の增加を來すべしと雖も、こは漸次貸付金の辨濟に伴ひ之を國債整理基金に繰入れ、以て本法に依り發行したる公債の減額を圖らんとするものなり。

第二　政府の損失補償方針

斯くて政府の日本銀行に對する損失補償の根本對策は成立したるが、他方補償範圍の認定其の他に關し具體的補償方針を確立するの必要ありしかば、政府は右補償法の制定以前に於て夙にこれに關する審議を累ねたり。抑〻日本銀行より震災手形を以て特別融通を受けたる普通銀行中には爾後共の支拂能力を失ひ、爲めに其の特別融通手形の不渡となりたるものあり、又不渡の虞あるものありしが、斯くの如く支拂能力を失ひたる銀行に就きては利害關係者に於て整理に着手したる結果、中には相當の具體的整理案を作成し、日本銀行に對し整理遂行上必要なりとして、震災手形に依る債權即ち政府の補償ある債權に就き、債權額の一部免除を請願し來るものを生じ、尚ほ爾後に於ても整理の必要に迫らるると共に、同樣の懇請を日本銀行に致すもの續出すべきを豫想せられたり。而して政府に於ては大正十二年勅令第四百二十四號の規定に基き、日本銀行の損失に歸すべき此等の手形債權に關し當然補償の責に任ずべきものなるを以て、先づ之に對する方針を決定することと爲したるが、政府は右日本銀行の損失認定に關しては、概ね次の如き見解を抱けり。即ち震災手形債權の損失を認むることは、日本銀行が震災手形の割引を爲し『之れに依りて損失を生じたる場合』（大正十二年勅令第四二四號第一項參照）なることを前提とするものにして、損失を生ぜざるに債權の損失を認むるの理なく、而も右の損失は該勅令に基く命令書第十條第一項の規定に依り、政府に於て之を認定するものにして、政府が手形金額中回收不能に歸したることを認むるときに於て、始めて損失の發生あるもの

と解せざるべからず。然りと雖も命令書第九條の規定あるを以て、震災手形債權の損失認定は政府の認定ある以前に於て(イ)日本銀行が回收不能に歸したるありと認むること(ロ)右に關し日本銀行より政府に對し其の處置に付き指揮を仰ぐの申出あること(ハ)政府が回收不能に歸したるものありと認むること等の手續を經ることを要するものにして、此の如くその手續を慎重にし、銀行業務に精通する日本銀行に於て損失を認め、其の申出により更に手を盡すべき處置あるに於ては之を指揮して相當の手段を講ぜしめ、而も尚遂に無効に終りたる場合、政府に於ては始めて回收不能に歸したるものと認め、茲に補償すべき損失の發生ありと解すべきなり。而して一面此の如く損失の認定が合法的に行はれ、且つ適當の時期及方法に依り慎重に行はれたりと爲すも、他方銀行の整理の爲め震災手形債權の一部損失を認むることは、結局に於て國庫の負擔に歸すべきものなるを以て、容易に之が斷行を爲すべきものにあらず。仍て政府は大正十四年六月に至り、震災手形に依り特別融通を受け居れる特別銀行又は普通銀行にして、損失の發生あり、其の損失額相當に大なる場合、該銀行が整理を行ひて存續せんとし、日本銀行に對して震災手形債權の一部損失を認むることを求むるに於ては、前記一般損失の認定手續を履踐し、相當額の損失の發生を確認したる上、一定の條件を具備せりと認めらるるものに限り、震災手形債權の一部損失を認むるも又已むを得ざるものなりとの方針を定むるに至れり。而して右の條件に就ては既に本項第二目中に之を掲げしを以て、茲には之を省略す。

此の如く政府は特別融通期間の經過と共に、實際上の諸事情を考慮して逐次日本銀行の損失補償に關する方針を定むることに努めたるが、該損失の補償は固より特別融通制度の期限到來と共に、現實の問題となるべきものなるや論を俟たざる所となす。而して前段述べし如く右制度は昭和二年九月三十日を以て期限滿了となり、且つ政府に於ては爾後之を存續せしめざることに決定せしかば日本銀行の損失補償に關しても亦右期限の滿了に先立ち其の最後的方針を決定する必要あり、茲に於てか政府は種々審議の結果、昭和二年七月十六日震災手形の處理方針を左の如く決定したり。

震災手形處理方針

第一　日本銀行ガ震災手形ニ依リ特別融通ヲ爲シタル金額中補償ヲ爲ス金額ハ、左記(イ)ノ基準ニ依リ之ヲ決定スルト共ニ、震災手形善後處理法ニ依ル貸付ニ關シ左記(ロ)ノ方針ヲ採ルコト。

一　銀行ガ破産又ハ清算中ノ場合ニ於テハ

(イ)日本銀行ノ割引セル震災手形中、其ノ擔保タル震災手形ノ取立ニ依リ回收不能ト認メラルル金額ニ付、銀行ノ全資産ニ對シ他ノ無擔保債權者ト同樣ノ地位ニ於テ債權ヲ行使シ、尚回收スルコト能ハズト認メラルル金額ヲ補償スルコト。

(ロ)善後處理法ニ依ル貸付ヲ爲サザルコト。

二　銀行ガ休業中ノ場合又ハ之ニ準ズベキ場合ニ於テ、其ノ整理存續(合同ヲ含ム)ノ見込ナキモノニ付テハ、

(イ)補償ヲ爲ス金額ヲ決定スル基準ハ一ノ(イ)ニ同ジ。

(ロ)善後處理法ニ依ル貸付ヲ爲サザルコト。

三　銀行ガ休業中ノ場合又ハ之ニ準ズベキ場合ニ於テ、其ノ整理存續(合同ヲ含ム)ノ見込アルモノニ付テハ、

(イ)日本銀行ノ割引セル震災手形中、其ノ擔保タル震災手形ノ取立ニ依リ回收不能ト認メラルル金額ヲ、左記條件ニ依リ補償スルコト。

右補償金額ハ該銀行ノ整理存續上必要ナル限度內タルベキコト。

1. 積立金ノ全額ヲ取崩スコト。
2. 銀行ノ整理存續ヲ害セザル程度ニ於テ十分ナル減資減配ヲ爲スコト。
3. 銀行ノ重役ガ相當私財ノ提供ヲ爲スコト。

（ロ）善後處理法ニ依ル貸付ヲ爲スコト。

四　銀行ガ營業繼續中ナルモ、三（イ）ノ1及2ノ整理條件ヲ實行シタル場合ニ於テハ、

（イ）日本銀行ノ割引セル震災手形中共ノ擔保タル震災手形ノ取立ニ依リ回收不能ト認メラルル金額ヲ補償スルコト。

右補償金額ハ該銀行ノ整理存續上必要ナル限度内タルベキコト。

（ロ）善後處理法ニ依ル貸付ヲ爲スコト。

五　銀行ガ營業繼續中ニシテ、別段整理ヲ爲スノ要ナシト認メラルル場合ニ於テハ、

（イ）日本銀行ノ割引セル震災手形ノ擔保タル震災手形中、回收不能ナルモノアルモ補償ヲ爲サザルコト。

（ロ）善後處理法ニ依ル貸付ヲ爲スコト。

第二

一　第一ノ一及二ノ場合ニ於テ、政府ガ日本銀行ニ對シ補償ヲ爲シタルトキハ、日本銀行ハ之ニ相當スル震災手形及之ガ擔保タル震災手形ヲ政府ノ爲ニ保有シ、入金アリタルトキハ其ノ金額ヲ以テ、先ヅ日本銀行ノ損失額ガ一億圓ヲ超過シタル爲同行ガ補償ヲ受ケザル金額ノ返償ニ充當シ、尙殘餘アルトキハ之ヲ政府ニ納付スルコト。

日本銀行ハ右保有手形ニ付テハ、特ニ必要アリト認メタルモノノ外、權利保存行爲ヲ爲スヲ要セザルコト。

二　第一ノ三及四ノ場合ニ於テ、政府ガ日本銀行ニ對シ補償ヲ爲シタルトキハ、日本銀行ハ之ニ相當スル震災手形債務ヲ免除スルコト。但シ免除セラレタル震災手形債務ノ擔保タル震災手形ハ、之ヲ日本銀行ニ讓渡サシメ、日本銀行ハ右讓渡ヲ受ケタル手形ヲ政府ノ爲ニ保有シ、入金アリタルトキハ其ノ金額ヲ以テ、先ヅ日本銀行ノ損失額ガ一億圓ヲ超過シタル爲同行ガ補償ヲ受ケザル金額ノ返償ニ充當シ、尙殘餘アルトキハ之ヲ政府ニ納付スルコト。

日本銀行ハ右保有手形ニ付テハ、特ニ必要アリト認メタルモノノ外、權利保存行爲ヲ爲スヲ要セザルコト。

第二章　附表

第一表　日本銀行業績表（單位千圓）

年次（年中又は年末）	支店出張所（年末）	拂込資本（年末）	積立金（年末）	入金	出金	純益金	割賦金	資本金百圓に付 純益	資本金百圓に付 配當
明治一五年	一	二、〇〇〇	—	—	—	一九	—	円・九四銭	円銭—
一六年	一	四、〇〇〇	四	七九、五九四	七八、〇四五	二五九	二三三	六・四八	五・五八
一七年	一	五、〇〇〇	二	二九五、二六六	二九二、二七二	六二四	三六七	二・四七	七・三三
一八年	一	五、〇〇〇	三七三	四四四、一九〇	四三八、一二六	六七五	四〇〇	一三・五一	八・〇〇
一九年	一	五、〇〇〇	四四六	八五六、〇五六	八三二、九〇〇	六七〇	四二五	一三・三九	八・五〇
二〇年	一	七、五〇〇	四、三〇六	一、三三〇、一三一	一、三三七、五二三	一、二〇四	一、〇一五	二二・〇四	一〇・二五
二一年	一	一〇、〇〇〇	四、四九五	一、三九四、四四三	一、三九六、九四八	二、二一八	一、三〇〇	三二・一八	一三・〇〇
二二年	一	一〇、〇〇〇	四、七六〇	一、三八二、八〇七	一、三八四、七〇九	二、四九〇	一、三五〇	二四・九〇	一三・五〇
二三年	一	一〇、〇〇〇	五、二四〇	六〇一、八九〇	六二一、四八〇	二、八三三	一、五〇〇	二八・三四	一五・〇〇
二四年	一	一〇、〇〇〇	五、九一〇	九三二、〇四八	九七〇、八七八	二、八二四	一、五〇〇	二八・二四	一五・〇〇
二五年	一	一〇、〇〇〇	六、三五〇	九五一、〇八八	九五七、〇〇一	二、七一九	一、五〇〇	二七・一九	一五・〇〇
二六年	六	一〇、〇〇〇	六、八八〇	九八六、八三五	九四四、八三二	二、一二九	一、五〇〇	二一・二九	一五・〇〇
二七年	六	一〇、〇〇〇	七、二五〇	一、一八六、二一七	一、一〇七、一七〇	二、六一九	一、五〇〇	二六・一九	一五・〇〇
二八年	五	一三、五〇〇	八、三五〇	一、五〇四、九二一	一、五〇九、〇〇〇	八、三五三	六、七二五	一七・九四	一五・〇〇
二九年	五	二三、五〇〇	八、八五〇	二、六六一、一三六	二、六五九、三九八	四、〇三七	二、九二五	一七・九四	一五・〇〇
三〇年	八	二三、五〇〇	一〇、五五〇	四、八〇二、六一三	四、七三七、四七一	一三、七一七	二、九二五	六〇・九六	一五・〇〇

明治三一年	八	三〇,〇〇〇	一二,三三〇	四,五〇九,四七四	四,五〇九,八五六	四,九八四	三,二六三	円錢 一六・六一	円錢 一〇・八八
三二年	八	三〇,〇〇〇	一三,三三〇	四,六六一,二六六	四,六五二,六六五	五,三五七	三,六〇〇	一七・八六	一二・〇〇
三三年	八	三〇,〇〇〇	一四,六〇〇	四,八五五,〇三六	四,八九三,九五一	五,七三一	三,六〇〇	一九・一〇	一二・〇〇
三四年	八	三〇,〇〇〇	一五,七〇〇	五,二九〇,九八六	五,二八五,〇五〇	五,一六三	三,六〇〇	一七・二一	一二・〇〇
三五年	八	三〇,〇〇〇	一六,七五〇	七,〇六一,六四五	七,〇三一,〇〇三	四,九二四	三,六〇〇	一六・四一	一二・〇〇
三六年	八	三〇,〇〇〇	一六,九〇〇	六,三五四,四五九	六,三四四,四〇〇	四,六四八	三,六〇〇	一五・四九	一二・〇〇
三七年	八	三〇,〇〇〇	一七,三五〇	八,八〇三,一〇五	八,八六四,九三六	五,一五七	三,六〇〇	一七・一九	一二・〇〇
三八年	九	三〇,〇〇〇	一八,五五〇	一四,五八二,八六五	一四,五七三,三八七	五,八八四	三,六〇〇	一九・六一	一二・〇〇
三九年	八	三〇,〇〇〇	一九,八五〇	一七,八九五,五三〇	一七,九〇三,一四九	六,三一三	三,六〇〇	二一・〇四	一二・〇〇
四〇年	八	三〇,〇〇〇	二一,二五〇	一九,三〇一,二五七	一九,二九一,二四三	七,〇二四	三,六〇〇	二三・四一	一二・〇〇
四一年	八	三〇,〇〇〇	二三,二五〇	一三,三七三,二四八	一三,三五五,九六六	七,四六〇	三,六〇〇	二四・八六	一二・〇〇
四二年	九	三〇,〇〇〇	二五,二五〇	一四,四三〇,八〇九	一四,四〇五,六七三	二,二〇九	＊ 三,六〇〇 七,五〇〇	四〇・七〇	＊ 一二・〇〇 二五・〇〇
四三年	九	三七,五〇〇	二六,三一〇	一九,三六〇,八一〇	一九,三四一,三〇三	五,九七二	三,六〇〇	一三・七六	一・〇〇
四四年	九	三七,五〇〇	二六,七九〇	一七,八一八,二六九	一七,八一三,〇四〇	五,九二三	五,〇〇〇	一五・八〇	一三・三三
大正元年	九	三七,五〇〇	二七,二九〇	一七,八一六,四三一	一七,八〇九,五四三	五,八六七	四,五〇〇	一五・六五	一二・〇〇
二年	九	三七,五〇〇	二七,九九〇	一九,二六二,三〇一	一九,二六六,六〇七	五,八八四	四,五〇〇	一五・六九	一二・〇〇
三年	一一	三七,五〇〇	二八,八九〇	一五,五九〇,二三六	一五,五九五,二六七	五,七四二	四,五〇〇	一五・三一	一二・〇〇
四年	一一	三七,五〇〇	二八,八九〇	一七,三三二,二七四	一七,三四一,八三八	五,五〇四	四,五〇〇	一四・六八	一二・〇〇
五年	一一	三七,五〇〇	三〇,八九〇	二四,三一四,四一二	二四,三〇三,八〇六	五,八九七	四,五〇〇	一五・七三	一二・〇〇
六年	一三	三七,五〇〇	三一,八九〇	三六,六七九,二〇七	三六,六三四,九四七	五,九八一	四,五〇〇	一五・五九	一二・〇〇
七年	一四	三七,五〇〇	三三,八九〇	五三,〇〇一,五三五	五二,九三九,八四八	六,一一九	四,五〇〇	一六・三三	一二・〇〇
八年	一四	三七,五〇〇	三四,三九〇	七一,七八七,四四九	七一,七五三,三三三	七,〇六七	四,五〇〇	一八・八五	一二・〇〇
九年	一四	三七,五〇〇	三八,三九〇	八三,〇四五,四三四	八三,〇三三,九九八	一一,三三九	四,五〇〇	三〇・二三	一二・〇〇
一〇年	一四	三七,五〇〇	四三,八九〇	七五,一七七,五五一	七五,一七六,九九四	一一,四三九	四,五〇〇	三〇・五〇	一二・〇〇
一一年	一五	三七,五〇〇	五〇,八九〇	一〇一,〇三四,七三二	一〇一,〇七〇,〇六五	一三,五七八	四,五〇〇	三六・二〇	一二・〇〇
一二年	一五	三七,五〇〇	五八,八九〇	一〇一,八四九,五六一	一〇一,八二四,八〇九	一三,五一四	四,五〇〇	三三・三七	一二・〇〇
一三年	一五	三七,五〇〇	六四,八九〇	一一三,一七七,一六三	一一三,一二八,八九一	一〇,九〇五	四,五〇〇	二九・〇七	一二・〇〇
一四年	一五	三七,五〇〇	六九,八九〇	一〇八,九三〇,九七五	一〇八,九二三,八一四	一〇,三四八	四,五〇〇	二七・五九	一二・〇〇
一五年	一五	三七,五〇〇	七三,三九〇	一〇六,二〇三,一一七	一〇六,一九八,三七八	一〇,三五九	四,五〇〇	二七・六二	一二・〇〇

（備　考）＊印を附せるは明治四十二年新株拂込金に充當せる特別割賦金とす。

第二表　日本銀行營業資金一覽表（單位千圓）

年次	株主勘定				預金勘定				兌換券				總計
	拂込資本金	積立金	合計	總計ニ對スル割合	政府預金	一般預金	合計	總計ニ對スル割合	正貨準備發行	總計ニ對スル割合	保證發行	總計ニ對スル割合	
明治十五年末	二,〇〇〇	—	二,〇〇〇	八六・七三	—	三〇六	三〇六	一三・二七	—	—	—	—	二,三〇六
十六年末	四,〇〇〇	四	四,〇〇四	三八・四六	四,六九六	一,七一〇	六,四〇六	六一・五四	—	—	—	—	一〇,四一〇
十七年末	五,〇〇〇	一二	五,〇一二	二四・八九	一四,三六〇	七五九	一五,一一九	七五・一一	—	—	—	—	二〇,一三一
十八年末	五,〇〇〇	三七三	五,三七三	一二・七二	三一,五四二	一,三六九	三二,九一一	七七・九一	三,三二一	七・八四	六四五	一・五三	四二,二四〇
十九年末	五,〇〇〇	四四六	五,四四六	六・六六	三六,四九四	三三〇	三六,八二四	四五・〇一	二三,八五五	二九・一六	一五,六九五	一九・一八	八一,八二〇
二十年末	一〇,〇〇〇	四,三〇六	一四,三〇六	一四・三六	三一,二〇七	六七八	三一,八八五	三二・〇〇	三一,五八〇	三一・六九	二一,八七五	二一・九五	九九,六四六
二十一年末	一〇,〇〇〇	四,四九五	一四,四九五	一三・六一	二五,五七二	六六六	二六,二三八	二四・六三	四五,〇二三	四二・四七	二〇,七四八	一九・四八	一〇六,五〇四
二十二年末	一〇,〇〇〇	四,七六〇	一四,七六〇	一一・七四	三一,六三一	二四三	三一,八七四	二五・三五	五七,四〇九	四五・六六	二一,六九九	一七・二六	一二五,七四二
二十三年末	一〇,〇〇〇	五,二四〇	一五,二四〇	一二・一六	八二一	六,三一五	七,一三六	五・六九	四四,六二三	三五・六一	五八,三〇九	四六・五四	一二五,二九七

明治二十四年末	一〇、〇〇〇	五、九一〇	一五、九一〇	一一・五八	二、四八四	三、二四七	五、七三一	四・一七	六三、一七八	四五・九九	五二、五五六	三八・二六	一三七、三七五
二十五年末	一〇、〇〇〇	六、三五〇	一六、三五〇	一三・五二	四、〇八五	四、七〇七	八、七九二	七・二七	五一、一五八	四二・二八	四四、六八五	三六・九四	一二〇、九八五
二十六年末	一〇、〇〇〇	七、〇七三	一七、〇七三	一〇・〇八	一、六二八	一、九八九	三、六〇七	二・一三	八五、九二九	五〇・七四	六二、七三五	三七・〇五	一六九、三四四
二十七年末	一〇、〇〇〇	七、四四三	一七、四四三	一〇・一三	三、一九二	一、七三三	四、九一四	二・八六	八一、七一八	四七・四六	六八、〇九五	三九・五五	一七二、一七〇
二十八年末	二二、五〇〇	八、五四三	三一、〇四三	一四・二四	四、七一五	一、九八一	六、六九六	三・〇七	六〇、二七二	二七・六八	一一九、九六六	五五・〇二	二一八、〇七六
二十九年末	二二、五〇〇	九、一〇〇	三一、六〇〇	七・四二	一九三、七〇九	二、二二二	一九五、九三〇	四六・〇二	一三二、七三〇	三一・一七	六五、五八四	一五・四〇	四二五、八四四
三十年末	二二、五〇〇	一〇、八〇〇	三三、三〇〇	九・八三	七四、四四三	四、八〇九	七九、二五二	二三・三九	九八、二六二	二九・〇二	一二七、九六八	三七・七七	三三八、七八一
三十一年末	三〇、〇〇〇	一二、五七〇	四二、五七〇	一五・八二	二七、〇〇六	二、〇八八	二九、〇九四	一〇・八一	八九、五六〇	三三・二九	一〇七、八三〇	四〇・〇八	二六九、〇五四
三十二年末	三〇、〇〇〇	一三、五七〇	四三、五七〇	一一・七六	七〇、八九二	五、四二三	七六、三一五	二〇・六〇	一一〇、一四二	二九・七四	一四〇、四三〇	三七・九二	三七〇、四四七
三十三年末	三〇、〇〇〇	一四、八五〇	四四、八五〇	一四・五二	三三、四〇〇	二、二七八	三五、六七八	一一・五四	六七、三四九	二一・七九	一六一、三三二	五二・一六	三〇九、〇九八
三十四年末	三〇、〇〇〇	一五、九五〇	四五、九五〇	一六・一二	二一、八三九	三、一四二	二四、九七九	八・七六	七一、三五八	二五・〇四	一四二、七三八	五〇・〇八	二八五、〇二五
三十五年末	三〇、〇〇〇	一六、六〇〇	四六、六〇〇	一五・五七	一六、三一六	四、二八七	二〇、六〇三	六・八八	一〇九、一一九	三六・四六	一三三、九七六	四一・〇九	二九九・二九八
三十六年六月末	三〇、〇〇〇	一六、九五〇	四六、九五〇	一六・六九	一八、〇七二	五、六七五	二三、七四七	八・四四	一一三、〇〇九	四〇・一六	九七、六五六	三四・七二	二六一、三六二
十二月末	三〇、〇〇〇	一七、一五〇	四七、一五〇	一五・七四	一五、五三三	三、九一七	一九、四五〇	六・四九	一一六、九六二	三九・〇五	一一五、九五八	三八・七二	二九九、五二〇
三十七年六月末	三〇、〇〇〇	一七、三五〇	四七、三五〇	一五・一一	二三、九八八	九、九八七	三三、九七五	一〇・八四	九二、七九四	二九・六一	一三九、二七九	四四・四四	三一三、三九八
十二月末	三〇、〇〇〇	一七、六〇〇	四七、六〇〇	一三・二六	四一、四六八	一三、四二五	五三、八九三	一三・八九	八三、五八一	二一・五三	二〇三、〇四五	五二・三三	三八八、一一九
三十八年六月末	三〇、〇〇〇	一八、一五〇	四八、一五〇	九・〇三	二〇八、七四八	一一、五五〇	二二〇、二九八	四一・二六	一〇七、七三三	二〇・一八	一五七、七八一	二九・五五	五三三、九六二
十二月末	三〇、〇〇〇	一八、八〇〇	四八、八〇〇	五・八五	四五九、〇二四	一四、〇二五	四七三、〇五〇	五六・六八	一一五、五九五	一三・八五	一九七、一九六	二三・六三	八三四、六四一
三十九年六月末	三〇、〇〇〇	一九、四五〇	四九、四五〇	五・八三	五一〇、四六八	一五、四一二	五二五、八八〇	六一・八八	一四三、六二三	一六・九〇	一三〇、九五四	一五・四〇	八四九、九〇六
十二月末	三〇、〇〇〇	二〇、一〇〇	五〇、一〇〇	六・一五	四一六、四四三	六、二八八	四二二、七三一	五一・八九	一四七、二〇三	一八・〇七	一九四、五六四	二三・八九	八一四、五九七
四十年六月末	三〇、〇〇〇	二〇、七五〇	五〇、七五〇	五・七四	四八九、九四六	一一、三四一	五〇一、二八七	五六・六五	一四八、〇八二	一六・七三	一八四、七七四	二〇・八八	八八四、八九三
十二月末	三〇、〇〇〇	二一、五〇〇	五一、五〇〇	五・六〇	四九〇、七二四	八、〇〇三	四九八、七一七	五四・二〇	一六一、七四三	一七・五八	二〇八、二四二	二三・六三	九二〇、二〇一
四十一年六月末	三〇、〇〇〇	二二、五〇〇	五二、五〇〇	七・六一	三二五、三五二	八、九五八	三三四、三一〇	四八・四九	一五一、〇六五	二一・九一	一五一、六四二	二一・九九	六八九、五一七
十二月末	三〇、〇〇〇	二三、五〇〇	五三、五〇〇	八・三九	二三三、二三六	七、九九三	二三一、二三九	三六・二七	一六九、五〇五	二六・五九	一八三、二三〇	二八・七五	六三七、四六四
四十二年六月末	三〇、〇〇〇	二四、五〇〇	五四、五〇〇	九・二〇	二二三、八九七	九、一五二	二三三、〇四八	三九・三五	二〇〇、七五七	三三・八九	一〇三、九八三	一七・五六	五九二、三六八
十二月末	三〇、〇〇〇	二五、五〇〇	五五、五〇〇	八・九〇	二〇九、九八二	五、六三三	二一五、六一五	三四・五六	二一七、八四三	三四・九二	一三四、九二〇	二一・六三	六二三、八七八
四十三年六月末	三七、五〇〇	二六、三五〇	六三、八五〇	七・六〇	四一八、五一八	二〇、二五六	四三八、七七四	五二・二五	二四二、六五一	二八・八九	九四、五八〇	一一・二六	八三九、八五五
十二月末	三七、五〇〇	二六、五六〇	六四、〇六〇	八・六一	二六八、八一七	九、三三三	二七八、一五〇	三七・三九	二三二、三八二	二九・九〇	一七九、二四三	二四・一〇	七四三、八三四
四十四年六月末	三七、五〇〇	二六、七四〇	六四、二四〇	一〇・七〇	一六九、一九五	八、六四三	一七七、八三八	二九・六三	二一七、五六八	三六・二五	一四〇、六〇九	二三・四二	六〇〇、二五五
十二月末	三七、五〇〇	二七、〇四〇	六四、五四〇	一〇・二五	一三二、三三三	一〇、一七九	一三一、五〇一	二〇・八九	二三九、一五四	三六・四一	二〇四、二四五	三一・四五	六二九、四四〇
四十五年六月末	三七、五〇〇	二七、三五〇	六四、八五〇	一一・一五	一二六、五五〇	八、六〇二	一三五、一五一	二三・二三	二三〇、〇七九	三七・八三	一六一、七三六	二七・八〇	五八一、八〇六
大正元年十二月末	三七、五〇〇	二七、六六〇	六五、一六〇	一〇・七五	八五、七〇四	六、一四九	九一、八五三	一五・一六	二四七、〇二三	四〇・七七	二〇一、八九八	三三・三三	六〇五、九三四
二年六月末	三七、五〇〇	二七、九七〇	六五、四七〇	一一・二九	一三二、四七八	一〇、九五六	一四三、四三四	二四・七三	二一九、五八四	三七・八七	一五一、四一九	二六・一一	五七九、九〇七
十二月末	三七、五〇〇	二八、二八〇	六五、七八〇	一〇・七八	一一三、二七六	四、九五九	一一八、二三五	一九・三七	二三四、三六六	三六・七六	二〇三・〇二三	三三・〇九	六一〇、四〇四
三年六月末	三七、五〇〇	二八、六九五	六六、一九五	一一・五五	一三三、四四四	一一、四三八	一四四、八八二	二五・二七	二三〇、四一七	三八・四四	一四一、八五四	二四・七四	五七三、三四八
十二月末	三七、五〇〇	二九、二〇五	六六、七〇五	一一・七四	一〇〇、二二四	一五、四四一	一一五、六五四	二〇・三六	二一八、二三七	三八・四三	一六七、三五三	二九・四七	五六七、九四八
四年六月末	三七、五〇〇	二九、七一五	六七、二一五	一一・六三	一六一、三二八	一三、一七八	一七三、四〇六	三〇・〇〇	二一七、七六九	三七・六七	一一九、六七九	二〇・七〇	五七八、〇六九
十二月末	三七、五〇〇	三〇、二二五	六七、七二五	九・一八	二二八、五八一	一一、五八二	二四〇、一六三	三二・五四	二四八、四一八	三三・六六	一八一、七二〇	二四・六三	七三八、〇六六
五年六月末	三七、五〇〇	三〇、七三五	六八、二三五	八・八六	二五〇、〇九〇	二三、五六二	二七二、六五二	三五・四〇	二七〇、六一八	三五・一四	一五八、七一三	二〇・六〇	七七〇、二一八
十二月末	三七、五〇〇	三一、二四五	六八、七四五	六・六二	三四一、八〇七	二五、九三〇	三六七、七三七	三五・四四	四一〇、五一九	三九・五六	一九〇、七〇五	一八・三八	一、〇三七、七〇六
六年六月末	三七、五〇〇	三一、七五五	六九、二五五	五・八六	四八〇、〇〇三	二六、三〇三	五〇六、三三八	四二・八六	四八六、五二〇	四一・一八	一一九、三九八	一〇・一〇	一、一八一、五一一
十二月末	三七、五〇〇	三二、二六五	六九、七六五	四・六七	五六九、七八九	二一、五七八	五九一、三六六	三九・六二	六四九、六一八	四三・五三	一八一、七五四	一二・一八	一、四九二、五〇三
七年六月末	三七、五〇〇	三二、七七五	七〇、二七五	四・三四	七〇二、九二六	三七、二六三	七四〇、一八九	四五・六九	六四五、三九八	三九・八四	一六四、〇七〇	一〇・一三	一、六一九、九三二
十二月末	三七、五〇〇	三三、二八五	七〇、七八五	三・二一	九三九、七三九	四八、一七二	九八七、九一〇	四四・八四	七一二、九二五	三二・三六	四三一、八一四	一九・六〇	二、二〇三、四三四
八年六月末	三七、五〇〇	三三、七九五	七一、二九五	三・一七	一、〇五八、二七五	四一、九八五	一、一〇〇、二六〇	四八・八六	七〇五、三七三	三一・三三	三七四、九四三	一六・六五	二、二五一、八七〇
十二月末	三七、五〇〇	三四、八〇五	七二、三〇五	二・五七	一、一四三、〇五八	三九、七三二	一、一八二、七八九	四二・〇九	九五一、九七六	三三・八八	六〇三、一二四	二一・四六	二、八一〇、一九四

大正九年六月末	三七、五〇〇	三五、八一五	七三、三一五	二・八四	一、〇八六、五四二	六八、八九八	一、一五五、四四〇	四四・八二	九七九、三〇三	三七・九九	三六九、七六二	一四・三五	二、五七七、八二〇
十二月末	三七、五〇〇	三八、八二五	七六、三二五	二・九九	九六九、二六三	七〇、一〇八	一、〇三九、三七一	四〇・六八	一、二四六、六八九	四八・八〇	一九二、五五三	七・五四	二、五五四、九三七
十年六月末	三七、五〇〇	四一、三四五	七八、八四五	三・二五	一、〇八三、〇三五	四八、七四九	一、一三二、七八四	四六・五九	一、二二八、八四三	五〇・一七	—	—	二、四二九、四七二
十二月末	三七、五〇〇	四四、三四五	八一、八四五	三・一六	九二〇、四三九	三八、五〇二	九五八、九四一	三七・〇六	一、二四五、五七四	四八・一四	三〇〇、九七二	一一・六三	二、五八七、三三二
十一年六月末	三七、五〇〇	四七、三五五	八四、八五五	三・九六	六六八、八七七	四七、〇五〇	七一五、九二七	三三・三七	一、二二三、四二五	五七・〇三	一二一、一五四	五・六五	二、一四五、三六一
十二月末	三七、五〇〇	五一、三六五	八八、八六五	三・七二	六七〇、七九二	七三、七三九	七四四、五三一	三一・一三	一、〇六三、八八七	四四・四八	四九四、五一五	二〇・六八	二、三九一、七九八
十二年六月末	三七、五〇〇	五五、三七五	九二、八七五	三・九六	八二九、九四四	四九、五五一	八七九、四九五	三七・五三	一、〇五三、二七九	四四・九四	三一八、〇一五	一三・五七	二、三四三、六六四
十二月末	三七、五〇〇	五九、三八五	九六、八八五	三・五六	八六一、六一四	六一、七三四	九二三、三四八	三三・九〇	一、〇五七、四七二	三八・八二	六四六、一二五	二三・七二	二、七二三、八三〇
十三年六月末	三七、五〇〇	六二、三九五	九九、八九五	三・九九	九五六、八七六	六〇、二一四	一、〇一七、〇九〇	四〇・五七	一、〇六一、四七〇	四二・三五	三二八、二四八	一三・〇九	二、五〇六、七〇三
十二月末	三七、五〇〇	六五、四〇五	一〇二、九〇五	三・九六	七七〇、九九五	六二、六一二	八三三、六〇七	三二・〇八	一、〇五九、〇二四	四〇・七五	六〇三、二九一	二三・二一	二、五九八、八二七
十四年六月末	三七、五〇〇	六七、九一五	一〇五、四一五	四・七八	六一〇、九〇九	六一、三二三	六七二、二三二	三〇・四八	一、〇五九、〇〇二	四八・〇二	三六九、〇五八	一六・七三	二、二〇五、七〇七
十二月末	三七、五〇〇	七〇、四二五	一〇七、九二五	四・四九	六〇三、四九七	六〇、六六四	六六三、一六一	二七・六〇	一、〇五六、九九九	四三・九九	五七四、七八五	二三・九二	二、四〇二、八七〇
十五年六月末	三七、五〇〇	七二、九三五	一一〇、四三五	五・一三	六〇一、五七九	五七、六九八	六五九、二七七	三〇・五五	一、〇五八、一二六	四九・〇四	三三九、八八五	一五・二九	二、一五七、七二三
昭和元年十二月末	三七、五〇〇	七五、四四五	一一二、九四五	五・〇〇	五一八、五三八	五六、九三三	五七五、四七一	二五・四八	一、〇五八、一二三	四六・八六	五二一、五七六	二三・六六	二、二五八、一二五

（備考）一、株主勘定は銀行局報告及日本銀行半季報告に據る。
二、預金勘定は明治二十五年迄明治財政史（第十四巻）、同二十六年以降は金融事項參考書（昭和四年調）に據る。
三、兌換券發行高は明治四十二年迄日本銀行沿革史（第三巻）、同四十三年以降は日本銀行半季報告に據る。

第三表　日本銀行營業資金運用一覽表（單位千圓）

年次	總貸出金	同上内譯									
		一般貸出金							政府貸上金		銀行紙幣銷却貸付金
		定期貸	當座貸	大藏省證券其他證券割引	割引手形	外國爲替貸付金	合計	總貸出金ニ對スル%	金額	總貸出金ニ對スル%	
明治二十六年末	五六、六二四	七、五一〇	二、五五〇	—	一五、一八三	九、三八一	三四、六二四	六一・一五	二二、〇〇〇	三八・八五	—
二十七年末	七四、一〇二	一〇、六〇〇	五、九六五	—	一四、九八七	五、〇五〇	三六、六〇二	四九・三九	三七、五〇〇	五〇・六一	—
二十八年末	一三〇、三七九	二七、七九三	四、三九五	—	二六、一八三	八、五〇八	六六、八七九	五一・三〇	六三、五〇〇	四八・七〇	—
二十九年末	二五八、〇八三	三七、五五一	六、七三四	—	三八、三九九	一〇三、四四一	一八五、一二五	七一・七三	七二、〇〇〇	二七・九〇	九五八
三十年末	二〇二、一九四	四三、〇七二	五、四〇三	—	四五、九〇一	七四、四二三	一六八、七九九	八三・四八	二八、八三一	一四・二六	四、五六四
三十一年末	一三三、八七五	二五、二七七	三、四六二	—	四〇、九〇二	三七、七〇二	一〇七、三四三	八〇・一八	二二、〇〇〇	一六・四三	四、五三三
三十二年末	一九五、二三五	一〇、七三七	二、二〇八	—	九一、六七九	六四、八二四	一六九、四四八	八六・七九	二二、〇〇〇	一一・二七	三、七八七
三十三年末	一八二、五二九	七、六八三	三、七六三	—	八〇、二四二	五三、八〇〇	一四五、四八八	七九・七一	三四、〇〇〇	一八・六三	三、〇三一
三十四年末	一四四、九四四	二、四一七	四、六八二	—	三一、六二七	四一、九六八	八〇、六九四	五五・六七	六二、〇〇〇	四二・七八	二、二五〇
三十五年六月末	一一八、五七六	一、二九〇	四、七九五	一七、六八七	一一、二二七	四〇、七〇四	七五、六九三	六三・八四	四一、〇〇〇	三四・五八	一、八八三
十二月末	一三二、一三一	一、八九七	一、九三二	大 一二、二六三	二四、九三四	三九、六〇一	八〇、六二六	六一・〇三	五〇、〇〇〇	三七・八四	一、四九五
三十六年六月末	一一〇、〇〇五	一、二三三	二、一四八	五、三四五	一七、五八〇	五〇、五七二	七六、八七八	六九・八九	三二、〇〇〇	二九・〇九	一、一二七
十二月末	一三三、二五四	一、二三一	五、一〇九	大 五、三四五	二六、八一三	四〇、〇〇二	七八、四九九	六四・二一	四三、〇〇〇	三五・一七	七五五
三十七年六月末	一四九、三七九	一、九九五	四、一四三	—	二九、〇五三	三七、八二四	七三、〇〇五	四八・八七	七六、〇〇〇	五〇・八八	三七四
十二月末	二三三、三〇五	九、〇六一	六六一	大 一一、一四〇	三六、九〇七	四八、九五〇	一〇六、七一九	四七・七九	一二六、五〇〇	五三・一七	八六
三十八年六月末	一九五、二九〇	一二、四三四	一、一三〇	大 一三、二二六	四五、九一三	五五、〇七五	一二六、七七八	六四・九二	六八、五〇〇	三五・〇八	一三
十二月末	二四八、〇五六	九、六四六	四〇三	大 六五、八九四	二八、一五二	七三、九六一	一七八、〇五六	七一・七八	七〇、〇〇〇	二八・二二	—
三十九年六月末	一二七、九一二	七、五四九	五九〇	大 四六、六三〇	一一、九二二	三九、二二三	一〇五、九二三	八二・八〇	二二、〇〇〇	一七・二〇	—
十二月末	一六六、六一七	七、四〇〇	二、一七四	大 四八、二六二	三三、八八三	五二、八九八	一四四、六一七	八六・八〇	二二・〇〇〇	一三・二〇	—
四十年六月末	一四四、一六〇	一一、三三五	三、三一九	大 二三、三九四	四〇、二〇六	四三、九〇六	一三二、一六〇	八四・七四	二二、〇〇〇	一五・二六	—
十二月末	一七八、五二九	九、九四三	一、三九七	大 二九、三三八	五八、三八五	五七、四六六	一五六、五二九	八七・六八	二二、〇〇〇	一二・三二	—
四十一年六月末	一四三、四一三	一三、七一四	二、三六七	大 四〇三	六六、〇五四	三二、八七四	一一四、四一二	七九・七八	二九、〇〇〇	二〇・二二	—
十二月末	一二八、三一七	七、四五五	九六〇	大 一七、四八四	四一、二四六	三九、一七〇	一〇六、三一七	八二・八五	二二、〇〇〇	一七・一五	—

明治四十二年六月末	七五、六七一	七、二三八	二、九〇八	大 三、三〇〇	九、六三五	三〇、五九〇	五三、六七一	七〇・九三	二二、〇〇〇	二九・〇七	—
十二月末	九一、九四二	六、九七〇	三、八八〇	大 八、二六九	一五、五九三	三五、二三〇	六九、九四二	七六・〇七	二二、〇〇〇	二三・九三	—
四十三年六月末	六五、五三九	六、九四四	五六二	大 五、五四九	四、六一三	二五、八七一	四三、五三九	六六・四三	二二、〇〇〇	三三・五七	—
十二月末	一六九、九六五	六、九〇〇	二、五八九	大 五三、〇九三	二九、三三三	四八、二六〇	一三九、一六五	八一・八八	三〇、八〇〇	一八・一二	—
四十四年六月末	一二六、九三七	六、八一五	一、七七一	大 一八、九六六	二〇、三三〇	三六、三三五	八四、二〇七	六六・三四	四二、七三〇	三三・六六	—
十二月末	二一三、五六六	六、六九〇	一、九一三	大 五八、一九三	四八、〇八〇	五一、〇三〇	一六五、九〇六	七七・六八	四七、六六〇	二二・三二	—
四十五年六月末	一四四、二八五	六、五八〇	一、五六五	大 二、八五八 鐵 一五、八二一	三四、六一三	四一、八四九	一二一、二八五	八四・七五	二二、〇〇〇	一五・二五	—
大正元年十二月末	二一八、八五〇	三、三一〇	九四〇	大 一九、六四一 鐵 三三、三九七	六六、九一八	六九、五六四	一九二、七七〇	八八・〇八	二六、〇八〇	一一・九二	—
二年六月末	一六四、三六二	三、一七二	五六三	大 一三、五九九	四九、〇二〇	六二、八六八	一二九、二一二	七八・六一	三五、一五〇	二一・三九	—
十二月末	一七六、四七八	六、一七二	八二四	大 二、八〇七	六九、七九二	七六、八八三	一五六、四七八	八七・六七	二二、〇〇〇	一二・三三	—
三年六月末	一三四、二三六	二、八七四	二六九	—	四一、七三六	六七、三四七	一一二、二三六	八三・六一	二二、〇〇〇	一六・三九	—
十二月末	一四二、五一六	二、九七三	六五八	—	三七、〇七二	七九、八一三	一二〇、五一六	八四・五六	二二、〇〇〇	一五・四四	—
四年六月末	七六、〇四二	一、九三三	七四九	—	一〇、六四五	四〇、七一五	五四、〇四二	七一・〇七	二二、〇〇〇	二八・九三	—
十二月末	一二二、九五八	一、九五〇	八三七	大 八、一二八	二六、七八六	六三、二五七	一〇〇、九五八	八二・一一	二二、〇〇〇	一七・八九	—
五年六月末	一〇四、六二一	一、九五〇	一一	—	一五、三四五	六五、三一五	八二、六二一	七八・九七	二二、〇〇〇	二一・〇三	—
十二月末	二六五、二九〇	四、四五〇	三七	—	六三、五五二	一七五、二五一	二四三、二九〇	九一・七一	二二、〇〇〇	八・二九	—
六年六月末	二三五、一五五	六、九七〇	五二一	—	四九、三一六	一五六、三五八	二一三、一五五	九〇・六四	二二、〇〇〇	九・三六	—
十二月末	三三五、五二五	四、七〇〇	一、一八〇	臨 一、五三〇	六五、六七六	二四〇、四四九	三一三、五二五	九三・四四	二二、〇〇〇	六・五六	—
七年六月末	三九五、七五〇	二、〇〇〇	六一〇	臨 四、二四九	七〇、三六一	二九六、五三〇	三七三、七五〇	九四・四四	二二、〇〇〇	五・五六	—
十二月末	六四三、一八四	一、九五〇	五三五	—	一三九、九四七	四八八、七五二	六二一、一八四	九六・五八	二二、〇〇〇	三・四二	—
八年六月末	五九二、九〇三	一、九五〇	四九六	—	一四九、八九一	四一八、五六六	五七〇、九〇三	九六・二九	二二、〇〇〇	三・七一	—
十二月末	七八九、九九四	一、九五〇	四六一	—	三五五、五四四	四一〇、〇三九	七六七、九九四	九七・二二	二二、〇〇〇	二・七八	—
九年六月末	七二二、六六三	一、九五〇	五二一	—	三六二、七九九	三三五、三九三	七〇〇、六六三	九六・九六	二二、〇〇〇	三・〇四	—

十二月末	三〇二、六一九	一、七〇〇	一、六二一	—	一五五、二九六	一二二、〇〇二	二八〇、六一九	九二・七三	二二、〇〇〇	七・二七	—
十年六月末	二〇二、九六二	一、七〇〇	八六	—	八〇、四四五	九八、三九一	一八〇、六二二	八八・九九	二二、三四〇	一一・〇一	—
十二月末	四二八、八五六	一、七〇〇	六二	—	二九六、三〇〇	一〇八、七九四	四〇六、八五六	九四・八七	二二、〇〇〇	五・一三	—
十一年六月末	三五〇、〇三九	一、七〇〇	七六	—	一七〇、〇四四	一三九、〇一七	三一〇、八三七	八八・八〇	三九、二〇二	一一・二〇	—
十二月末	六三四、九六〇	一、七〇〇	二	—	三四二、四五一	二五四、五〇七	五九八、六六〇	九四・二八	三六、三〇〇	五・七二	—
十二年六月末	四九六、〇一六	一、五〇〇	二〇〇	—	三〇九、二五五	一三七、七四八	四四八、七〇三	九〇・四六	四七、三一三	九・五四	—
十二月末	一、〇〇一、八四四	一、四〇〇	三、六〇七	—	六二七、三三九	三一八、三〇八	九五九、六四四	九五・七九	四二、二〇〇	四・二一	—
十三年六月末	六九七、八八〇	一、四〇〇	三、七五四	—	三八五、五一三	二四一、八五一	六四一、五一七	九一・九二	五六、三六三	八・〇八	—
十二月末	九二〇、八八六	—	三、八一六	—	五一〇、九七六	三五一、三三六	八七五、一二八	九五・〇三	四五、七五八	四・九七	—
十四年六月末	四九八、八四〇	—	三、四八〇	—	三四八、〇五〇	一一五、九五〇	四七六、四八〇	九五・五二	二二、三六〇	四・四八	—
十二月末	七六九、九三二	—	九、二六七	—	四五四、六九七	二八三、九六八	七四七、九三二	九七・一四	二二、〇〇〇	二・八六	—
十五年六月末	五〇二、五二七	—	七三	—	三九〇、六七三	八九、七八一	四八〇、五二七	九五・六二	二二、〇〇〇	四・三八	—
昭和元年十二月末	六四六、一六〇	—	七七	—	五一七、八三〇	一〇六、二五三	六二四、一六〇	九六・六〇	二二、〇〇〇	三・四〇	—

年次	内外所有公債證書	金銀地金	總計	貸出金ノ總計ニ對スル%	内外所有公債證書ノ總計ニ對スル%	金銀地金ノ總計ニ對スル%
明治二十六年末	一九、三四六	四六、〇五六	一二二、〇三六	四六・四〇	一五・八五	三七・七四
二十七年末	二一、二六九	五九、三三七	一五四、七〇八	四七・九〇	一三・七五	三八・三五
二十八年末	二七、三〇一	四一、五七〇	一九九、二五〇	六五・四三	一三・七〇	二〇・八六
二十九年末	三三、〇五四	一一四、〇一〇	四〇五、一五七	六三・七〇	八・一六	二八・一四
三十年末	四〇、二〇三	三三、六〇六	二七六、〇〇三	七三・二五	一四・五七	一二・一八
三十一年末	四〇、三七四	二四、一一一	一九八、三六〇	六七・四九	二〇・三五	一二・一六
三十二年末	五六、一〇一	三六、二二三	二八七、五五九	六七・八九	一九・五一	一二・六〇

明治三十三年末	五一、三七二	三二、五〇七	二六六、四〇八	六八・五一	一九・二八	一三・三〇
三十四年末	五七、〇〇三	三〇、二六三	二三二、二一〇	六二・四二	二四・五五	一三・〇三
三十五年六月末	五九、四二九	二九、二七三	二〇七、二七八	五七・二一	二八・六七	一四・一三
十二月末	四九、七三七	三七、三三〇	二一九、一八八	六〇・二八	三三・六九	一七・〇三
三十六年六月末	四八、二九〇	四〇、四八七	一九八、七八二	五五・三四	二四・二九	二〇・三七
十二月末	四七、〇九三	三八、二三〇	二〇七、五六七	五八・九〇	三三・六九	一八・四一
三十七年六月末	四七、三七八	七八、九四二	二七五、六九九	五四・一八	一七・一八	二八・六四
十二月末	五四、三〇二	六九、一五〇	三四六、七五七	六四・四〇	一五・六六	一九・九四
三十八年六月末	五〇、八七四	七八、〇七二	三二四、二三六	六〇・二三	一五・六九	二四・〇八
十二月末	五〇、九三五	八九、一二九	三八八、一二〇	六三・九一	一三・一三	三三・九七
三十九年六月末	六七、六二五	一一五、一四〇	三一〇、六七七	四一・一七	二一・七七	三七・〇六
十二月末	八三、三八九	一二六、三五四	三七六、三六〇	四四・二七	二三・一六	三三・五七
四十年六月末	八一、八四三	一二四、七七五	三四〇、七七八	四二・三〇	二四・〇三	三三・六八
十二月末	七九、九九五	一三九、七四一	三九八、二六五	四四・八三	二〇・〇九	三五・〇八
四十一年六月末	七五、五九九	一一一、五五六	三三〇、五六七	四三・三九	三三・八七	三三・七四
十二月末	七五、三一五	一三〇、七二七	三二四、三五九	三九・五六	二三・二三	三七・二三
四十二年六月末	六〇、四三二	一四三、一一〇	二七九、二二〇	二七・一〇	二一・六四	五一・二六
十二月末	四三、六五七	一四六、〇五四	二八一、六五三	三二・六四	一五・五〇	五一・八六
四十三年六月末	五四、九二三	一四九、三九六	二六九、八五八	二四・二九	二〇・三五	五五・三六
十二月末	五五、六六四	一三〇、五六四	三五六、一九三	四七・七二	一五・六三	三六・六五
四十四年六月末	五七、一三一	一一八、七二九	三〇二、七九七	四一・九二	一八・八七	三九・二二
十二月末	五八、九九〇	一三三、一一八	四〇五、六七四	五二・六四	一四・五四	三三・八二
四十五年六月末	五一、六〇二	一三〇、八三八	三一六、七二五	四五・五六	一六・二九	三八・一五

大正元年十二月末	五一、二二八	一四一、三四四	四二一、四三三	五三・一九	一二・四五	三四・三六
二年六月末	五一、五七二	一二八、四二九	三三四、三六三	四九・一六	一五・四二	三五・四二
十二月末	五五、五三〇	一三三、六八〇	三五六、六八八	五〇・〇四	一五・五七	三四・三九
三年六月末	五〇、五三〇	一二八、〇八三	三〇二、八三九	四四・三二	一六・六九	三八・九九
十二月末	五五、八七七	一三一、七一七	三二〇、一一〇	四四・五二	一七・四六	三八・〇三
四年六月末	四九、一六〇	一二六、〇五三	二五一、二五五	三〇・二六	一九・五七	五〇・一七
十二月末	四三、九五一	一六一、八九六	三二八、八〇五	三七・四〇	一三・三七	四九・二三
五年六月末	五三、二九二	一七四、二六三	三三二、一七六	三一・五〇	一六・〇四	五二・四六
十二月末	三六、七二三	三一三、八二八	六一五、八四一	四三・〇八	五・九六	五〇・九六
六年六月末	三四、九一五	三九六、八五二	六六六、九二三	三五・二六	五・二三	五九・五一
十二月末	三四、五三四	五一二、七〇五	八八二、七六四	三八・〇一	三・九一	五八・〇八
七年六月末	三三、三九三	四四八、〇五一	八七七、一九四	四五・一三	三・八〇	五一・〇八
十二月末	三二、〇〇二	五二一、八七七	一、一八七、〇六三	五四・一八	二・七〇	四三・一三
八年六月末	四〇、六六三	四八二、四八〇	一、一二六、〇四六	五三・一三	三・六四	四三・二三
十二月末	七六、九九八	七一四、三四三	一、五八一、三三五	四九・九六	四・八七	四五・一七
九年六月末	八四、〇〇一	七三九、五九八	一、五四六、二六二	四六・七四	五・四三	四七・八三
十二月末	一九二、一二六	九九七、九四八	一、四九二、六九三	二〇・二七	一三・八七	六六・八六
十年六月末	一九三、六〇九	一、〇二五、三九六	一、四二二、九六七	一四・二七	一三・六二	七二・一一
十二月末	一九一、九一五	九九六、〇八六	一、六一六、八五七	二六・五二	一一・八七	六一・六一
十一年六月末	三〇一、二四四	九七三、九七五	一、六二五、二五八	二一・五四	一八・五三	五九・九三
十二月末	三一一、四〇八	八八〇、五七六	一、八二六、九四四	三四・七六	一七・〇四	四八・二〇
十二年六月末	三二七、一六八	八六九、八五四	一、六九三、〇三八	二九・三〇	一九・三二	五一・三八
十二月末	二四四、六七一	八七四、〇九四	二、一二〇、六〇九	四七・二四	一一・五四	四一・二三

大正十三年六月末	三一〇、九〇八	八五六、九〇三	一、八六五、六九一	三七・四一	一六・六六
十二月末	二四〇、九〇九	八〇八、六五六	一、九七〇、四五一	四六・七三	一二・二三
十四年六月末	二六六、六〇四	八〇八、六五六	一、五七四、一〇〇	三一・六九	一六・九四
十二月末	二七三、四八五	八〇六、六五六	一、八五〇、〇七三	四一・六二	一四・七八
十五年六月末	三〇四、六七三	八〇六、九七九	一、六二三、九八九	三一・一四	一八・八七
昭和元年十二月末	二七四、九七九	八〇六、八〇三	一、七一七、九四二	三七・三九	一五・九二

（備　考）一、本表は總貸出金の部は金融事項參考書（昭和四年調）其他は日本銀行半季報告に據り作成す。
二、表中「大」は大藏省證券「鐵」は鐵道證券「臨」は臨時國庫證券なり。
三、外國爲替貸付金中には預け金を加算す。
四、政府貸上金には法定貸上金（二、二〇〇萬圓）と一時貸上金の別あるも、本表には兩者の合計額を揭出せり。
五、內外所有公債價額は實價とす。
六、千圓以下は四捨五入とす。從て合計額と必ずしも一致せざることあり。

第四表　證券及手形割引高一覽表

年次	割引總額	大藏省證券割引高	其他證券割引高	內國商業手形割引高 枚數	內國商業手形割引高 金額
	円	円	円	枚	円
明治二七	二一二、四四六、二四六・四三八	—	三、八三一、五七九・一六	三〇、四五一	九三、二九五、五九一・七二〇
二八	一三〇、三三三、三三三・六九六	—	二、七六〇、〇六三・七五一	三一、八二三	一一五、〇〇九、七四一・九五五
二九	二二二、五八〇、九六八・五六五	—	一、九三八、七六二・六六六	三九、八四五	一七八、五四六、三九六・四三九
三〇	二九〇、一九二、三八五・二五四	—	六七四、三九一・七二四	六二、八四七	二四八、八四九、九九二・九三〇
三一	二七七、七四六、〇四五・一八〇	—	六七六、六八八・〇三〇	一〇三、四〇六	二五五、一八二、一四〇・六六〇
三二	四一九、二〇六、一七二・九八〇	—	八九七、四〇二・九六〇	一六八、一四七	三八七、九七八、八〇〇・二二〇
三三	五八八、二四九、〇八九・六二〇	—		二二一、二二二	五五三、一〇四、四二二・九六〇
三四	四〇八、三三五、一二一・六二〇	—		一二〇、八五四	三七七、三七〇、四九四・五五〇
三五	二二八、〇五八、九四一・七一〇	—		六五五、五七一	一六四、五九二、〇四五・六八〇
三六	一六九、二五八、八二六・二九〇	—		四七、七七三	一四一、三五〇、五五七・二七〇
三七	三三八、六九九、七一八・四一〇	—		三五、三七五	二三六、二九二、八五三・四八〇
三八	六一六、四六四、九五四・八八〇	—		三四、一七四	三〇一、八四五、〇一三・六八〇
三九	六九七、五七四、八四三・四七〇	—		一二、一二三	一七〇、〇三五、六五一・五八〇
四〇	七七七、三五六、二九〇・二五〇	—		三〇、六九八	四三三、四二一、七六五・一七〇
四一	五九二、九六一、一五九・五五〇	—		三七、六九四	二六八、三五八、二六八・四八〇
四二	三五六、四三五、七六二・〇二〇	—		五、二三五	一〇七、六六六、九二六・一八〇
四三	三三四、九六六、一三五・八一〇	—		一、九二〇	一四〇、八二七、二五八・〇四〇
四四	六二八、三四一、〇九〇・三三〇	—		五、四四九	三〇七、八三〇、〇八三・三三〇
大正四五	八二〇、六三三、二四一・四八〇	—		一四、一三一	四〇八、九三九、九四一・四八〇
二	八四五、八九九、二六二・三四〇	—		二〇、五〇三	五五六、九八三、四八二・三四〇
三	三六八、〇六四、二六五・二五〇	—		一六、七八七	三六五、三九四、二六五・二五〇
四	一九二、一八五、五三三・五八〇	—		四、五九二	九七、九〇五、五三三・五八〇
五	二八三、九八一、九三七・一四〇	—		二、五二五	二七二、七八一、九三七・一四〇
六	六五二、三七一、〇〇一・二〇〇	—		五、〇一七	五九九、四二八、〇〇一・二〇〇
七	九八八、一一六、七六二・七五〇	—		四四、九五〇、〇〇〇	九四三、一六六、七六一・七五〇
八	二、一一三、四二八、五〇八・〇八〇	—		一六、六七〇	二、一一三、四二八、五〇八・〇九〇
九	二、九七九、九三四、八六九・九三〇	—		三〇、六四八	二、九七九、九三四、八六九・九三〇

年次	内國商業手形・割引高（＊印は各支店取扱分）				別口割引手形割引高（＊印は各支店取扱分）		外國商業手形割引高	
	爲替手形		約束手形		保證品付手形			
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
		円		円		円		円
明治二七	＊四〇五、一六四	六五九、〇八八・七九四	一〇、八五四	二三、九二五、七六八・一〇八	七、九一	二、三六八、四三五・五〇〇	二、一六八	一五、三四〇、〇五五・四七〇
二八	＊九六、八一六	一、九七五、九〇〇・四九〇	一一、三九九	三〇、二二五、四五五・二四三	八、二六	二、八二七、六四五・五四八	一、三二七	一三、五六二、五二六・九五〇
二九	＊七三〇、四〇四	二、三八一、五九三・七三二	一〇、二九八	五三、八五四、六三一・五一四	九、一八	二、〇四七、四五八・五〇〇	五、五〇三	三二、〇九五、七九・四六〇
三〇	＊一、九三一	七三八、二七二・一五二	一七、九三九	二六、八六一、八三一・八九一	七、六六	一、四五五、四三八・五〇〇	二、四七八	二〇、六六八、〇六二・九〇
三一	＊一、〇二一、四〇八	一、〇二七、七六二・一七〇	一、三九九	二九、五三三、六九一・九九九	二、一七	一、六二五、四四九・五〇〇	二、六四七	三一、八八七、〇九六・四九〇
三二	＊一、〇七七、九六四	八、〇八四、八五五・一八〇	五四、六三四、一〇五、六六六	七一、一九八、八九五	二、一七	一、三一四、四六六、八九九・五一〇	一、八九四	三〇、七五九、八一〇
三三	＊一、一二九、三七一	九、二七一、六七三、七五〇	一、一九八、九六三	二六、八九五	二、一七	一、六六八、〇五一、七六〇・八六〇	二、五一八	三五、一四四、六六六・六六〇
三四	＊二、六四三、六五五	二、七九八、五五三・八九〇	一、〇〇七、九六〇	四二、一四一、一一八・九九〇	一、一二一	一、四六五、五五二・九〇〇	二、四六八	三〇、九四四、六七・七〇
三五	＊一、〇三一、四四三	二、〇〇七、一〇七・九〇〇	二、二九八、三五九・〇三〇	三五、七九一、一五・七一〇	一、四五三、六六六	一、〇〇七、〇〇〇・〇〇〇	一、三六一	二〇、〇九五、七九・四六〇
三六	＊三六六、五七六	二、〇〇〇、六八四・九〇	一、〇五二、〇八六・二五〇	二、八八六・七四〇	一、八八一	三、〇七一、一一〇・〇〇〇	一、三三二	二一、八六三、二六九・〇二〇

年次	内國商業手形・割引高（＊印は各支店取扱分）				別口割引手形割引高（＊印は各支店取扱分）		外國商業手形割引高	
	爲替手形		約束手形		保證品付手形			
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
		円		円		円		円
大正一〇	＊二三六、一六九	一、八九四、四七九、〇〇九・九一〇	一、一四九、四七九、〇〇九・九一〇	五、四二八	一、一四九、四七九、〇〇九・九一〇	一、一四九、四七九、〇〇九・九一〇	二、七六一	四八、五六八、八六四・九三〇
一一	＊一七九、三九三	一、八九八、〇二四・五五〇	二、五六三、三八六、一三〇・九五〇	八、七三一	二、五六三、三八六、一三〇・九五〇	二、五六三、三八六、一三〇・九五〇	一、七五五	五五、六七九、九四一・一二〇
一二	＊九六、八一六	一、九七五、九〇〇・四九〇	三、八五七、六〇三、〇〇六・七三〇	一九、一三一	三、五六六、五四八、一六四・九九〇	一九、一三一	二、二四六	四二、八二四、一九一・九一〇
一三	＊四、〇二一、四四三	二、〇〇七、一〇七・九〇〇	四、一六六、〇〇六・四五〇	一六、三八〇	三、三一九、五九一、三四七・四七〇	一六、三八〇	二、二八〇	五、〇九五、七九・四六〇
一四	＊一、〇二七、四〇八	一、〇〇七、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇・〇〇〇	八、八五七	二、三八一、一二五、七二一・三〇〇	八、八五七	二、〇七一、九〇〇、八七三・五八〇	三、〇九八、九四〇・六六〇
一五	＊一、一二九、四四〇	一、〇〇七、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇・〇〇〇	二、三八四	二、五七一、九〇〇、八七三・五八〇	二、三八四	一、三一二	二、二九〇、八六三・二六九・〇二〇

	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円
大正九	*五、〇九六 一五、九九四	三二一、〇七六、五七二・七六〇 四一八、八六二、五四四・六一〇	九〇三 二、三七八	九五、七七〇、八六六・四三〇 八六、八七六、三九七・〇六〇	一、七三二 四、五四五	一、〇〇七、〇三一、二〇二・〇〇〇 八七〇、三二七、二八七・〇七〇	—	—	—	—
一〇	*四四三 一、六二〇	一六一、四九三、五四四・八三〇 七八、〇一七、〇八三・七五〇	一三 一六一	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 七、五四二、七九三・九三〇	七八九 二、四一三	四四五、八六九、〇八七・四〇〇 四五四、五五六、五〇〇・〇〇〇	—	—	—	—
一一	*七九九 二、一一六	三九三、三四二、七五一・九一〇 一一七、三二一、三四四・七四〇	八一 二	一〇、六五〇、〇〇〇・〇〇〇 八〇五、二一七・四二〇	一、五八四 四、一八一	一、〇八一、九九四、四一六・八八〇 九五九、二七二、四〇〇・〇〇〇	—	—	—	—
一二	*一、七七四 八、三四五	七四六、九二〇、一一三・三九〇 三二一、六二九、三九八・四二〇	八三 七	九、七〇〇、〇〇〇・〇〇〇 七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、七一四 七、二九八	一、一一三、七五六、〇〇三・一八〇 一、三九四、八四二、七三〇・〇〇〇	*六四八 一六五	二四三、三四三、四三一・六七〇 二七、七二一、三一〇・〇七〇	—	—
一三	*一、六八八 七、七四八	九六二、五〇六、九三〇・九九〇 三三九、一一八、三三〇・五〇〇	二 —	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇 —	一、一六四 五、七七八	八二七、九八〇、九一六・八八〇 一、一九九、四八五、一六九・一〇〇	*一、二三〇 一九〇	七九一、三八九、七五〇・〇〇〇 五七、八五八、〇四〇・〇〇〇	—	—
一四	*四二六 三、〇六六			九三、一五六、八八六・一五〇 六四、三九七、四九五・〇二〇	九五六 四、四〇九	一、〇八一、七七一、三三一・一三〇 一、一四二、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇	*六五五 五	七六八、〇二六、三〇〇・〇〇〇 四、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—	—
一五 昭和一	*二三四 八、五〇三			七八、一三五、六〇八・一七〇 八一、〇三七、三五二・七〇〇	七五二 四、三八五	一、三三二、一七〇、四一二・七一〇 一、〇八〇、五六七、五〇〇・〇〇〇	五五〇	七八三、四五四、五五七・〇八〇	—	—

一、大蔵省證券割引高は左の年度以外は凡て本店割引高のみなり。

明治三十七年	本店割引高	五二、四三〇、〇〇〇・〇〇〇円
	大阪支店割引高	一、三七〇、〇〇〇・〇〇〇
	名古屋支店割引高	一〇、〇〇〇・〇〇〇
	合計	五三、八一〇、〇〇〇・〇〇〇
明治三十八年	本店割引高	二四九、六一〇、〇〇〇・〇〇〇
	大阪支店割引高	八、七二五、〇〇〇・〇〇〇
	西部支店割引高	四〇、〇〇〇・〇〇〇
	名古屋支店割引高	二九〇、〇〇〇・〇〇〇
	京都出張所割引高	三〇、〇〇〇・〇〇〇
	福島出張所割引高	二四五、〇〇〇・〇〇〇
	合計	二五八、九四〇、〇〇〇・〇〇〇

大正三年の大蔵省證券現在高は皆無なり。

二、其他の證券割引高の項に於ける證券名等左の如し。

明治二十七年乃至同三十二年	造幣局貨幣拂渡證書		
大正元年	鐵道證券	年末現在高	三二、三九七、〇〇〇・〇〇〇円
同　二年	鐵道證券	年末現在高	皆無
同　六年	臨時國庫證券	年末現在高	一、五二〇、〇〇〇・〇〇〇
同　七年	臨時國庫證券	九月十八日以降國債勘定を以て整理す。	

三、本表所掲の外に大正五年には露國政府大蔵省證券の割引高三千五百萬圓あるも年末には皆無となれり。

四、本表に於ける支店の項は、大阪以下の各支店を一括掲上せるものとす。

五、爲替手形、約束手形の項は、明治四十四年以後商業手形に、大正八年以後は商業手形と銀行引受手形に、更に同十四年以後は商業手形及銀行引受手形に改稱せられたり。

六、別口割引手形は、大正十二年勅令第四二四號に依るものとす。

七、外國商業手形は英國・佛國・米國及滿洲宛のものなり。

第五表　日本銀行國債所有高累年表

内譯＼年次	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年
年末現在高	一、三六六、七〇〇円	三、四九八、三二五円	五、〇二〇、六四〇円	五、二二六、九六五円	一二、九五五、七二〇円	一五、五四九、八二〇円	一六、一六九、七四〇円	一七、九八〇、二四〇円	一八、七三六、〇六〇円
(同上内譯)金祿公債七分利	一、三六六、七〇〇	二、一九〇、八〇〇	一、五六五、〇八〇	六、一七五	九〇三、四九五	六六二、八二〇	四八一、七一五	二三七、九四〇	一七六、七二〇
六分利	—	—	五四、四三五	三一五	—	一、五〇〇	一、五〇〇	一〇、〇〇〇	三六、五〇〇
五分利	—	—	—	—	五〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	一、四三六、八〇〇

舊公債	—	一、三〇七、五二五	一、三〇七、五二五	一、三〇七、五二五	一、三三三、〇二五	一、三二二、八七五	一、二九二、八七五	一、二九二、八七五	一、二九二、八七五
中山道鐵道公債	—	—	七九三、六〇〇	七六九、六〇〇	三一四、六〇〇	三一九、六〇〇	三三三、二〇〇	三四三、〇〇〇	三九八、四〇〇
金札引換公債	—	—	一、三〇〇、〇〇〇	三、一三三、三五〇	七、〇九一、四五〇	六、九二三、三五〇	六、九〇九、三五〇	六、九五〇、三五〇	七、三六三、七五〇
新公債	—	—	—	—	二、二七四、一五〇	二、二七二、五二五	二、二六九、九〇五	二、二六八、一七五	二、二六六、五七五
整理公債	—	—	—	—	—	二、七四八、一五〇	二、九九七、五五〇	四、七六六、八五〇	四、三九〇、四〇〇
海軍公債	—	—	—	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七三、六〇〇	一、〇四八、九〇〇	一、〇五九、九〇〇
鐵道補充費公債	—	—	—	—	—	—	—	二九七、一五〇	三一二、一五〇

内譯＼年次	明治二十四年	明治二十五年	明治二十六年	明治二十七年	明治二十八年	明治二十九年	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年
受入高	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 三一、四八一、〇〇〇	円 四四、九五二、五四五	円 二七、一五一、四五〇
拂出高	—	—	—	—	—	—	二三、六五七、五〇〇	四二、六三五、四七〇	八、四二一、五二五
年末現在高	一八、二六〇、四〇〇	一八、五一九、九〇〇	一九、五五五、二七五	二三、五六一、九五〇	二七、五〇四、一五〇	三四、四七九、八七〇 △三三、〇五三、五〇一	四二、三〇三、三七〇 △四〇、二〇一、九四三	四四、六二〇、四四五 △四〇、三七四、三六七	六三、三六〇、三七〇 △五六、一〇〇、六〇七
(同上内譯)									
金祿公債六分利	三六、五〇〇	二六、三〇〇	—	—	—	—	—	—	—
五分利	一、七五三、八〇〇	一、六五五、八〇〇	一、九四〇、一〇〇	二、三四一、一〇〇	二、四一六、一〇〇	三、〇八八、八四五	八、二五三、六四五	八、九四九、五九五	八、九七四、五七〇
舊公債	一、二八九、三七五	六〇九、三七五	六〇九、三七五	六〇九、三七五	六〇九、三七五	六〇九、三七五	六二一、三七五	六一四、一〇〇	六一四、一〇〇
中山道鐵道公債	三三一、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
金札引換公債	七、四二一、四五〇	五、九二四、一〇〇	—	—	—	—	—	—	—
新公債	二、三六五、二二五	二、三二七、四七五	一、九一八、七〇〇	一、七五四、三二五	一、七五四、三二五	—	—	—	—
整理公債	三、九六六、五〇〇	六、六九〇、〇〇〇	一三、四九三、七五〇	一三、九二六、七〇〇	一三、九五四、六五〇	一八、七七七、七五〇	三〇、五五九、七五〇	二八、五八六、六五〇	二三、三三五、七五〇
海軍公債	一、〇九一、一〇〇	一、〇八八、六〇〇	一、〇九五、一〇〇	一、〇九五、一〇〇	一、〇九五、一〇〇	一、一四四、五〇〇	一、四五三、七〇〇	一、五〇九、一〇〇	一、五〇九、八〇〇
鐵道補充債公債	一〇五、〇五〇	一九八、二五〇	一九八、二五〇	—	—	—	—	—	—
鐵道公債	—	—	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇一、五〇〇	—	—	—

軍事公債	—	—	—	二、五三五、三五〇	七、三七四、六〇〇	一〇、五五七、四〇〇	六四八、二〇〇	五七一、〇〇〇	五、二七〇、一五〇
各種五分利公債	—	—	—	—	—	—	七七七、七〇〇	四、三九〇、〇〇〇	四、一四〇、〇〇〇
四分利付英貨公債	—	—	—	—	—	—	—	—	一九、五三六、〇〇〇

内譯＼年次	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年
受入高	円 二八九、〇〇〇	円 一三、五五八、二五〇	円 一六、一〇一、六五〇	円 四、八五四、四五〇	円 二三、九九一、三七五	円 一七、二五五、三七五	円 五三、三一六、二五〇	円 一、八五四、八二五	円 九四〇、二五〇
拂出高	一、六九四、六九〇	六、〇五八、〇〇〇	二三、三八一、六四〇	八、一一〇、〇四〇	四、九〇一、七五〇	三〇、〇九〇、七一〇	一六、一四〇、三一五	三、六〇三、五七五	四、八九七、七七五
年末現在高	六二、九五四、六八〇 △五一、三七一、六三九	六八、四五四、九三〇 △五七、〇〇三、三五九	六一、一七四、九四〇 △四九、七三七、二九六	五七、九一九、三五〇 △四七、〇九三、二〇一	七七、〇〇八、九七五 △五四、三〇一、五〇五	六四、一七三、六四〇	一〇一、三四九、五七五 △八三、三八八、九一三	九九、六〇〇、八二五 △七九、九九五、〇九二	九五、六四三、三〇〇 △七五、三二四、六四三
(同上内譯)									
金祿公債五分利	八、九八三、〇七〇	九、〇三四、五七〇	八、五二六、五三〇	五、八一六、三九〇	五、八一六、三九〇	五、八一六、三九〇	—	—	—
舊公債	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇	六二四、一〇〇
整理公債	三二、六二四、五五〇	三三、一〇三、四五〇	一八、〇六九、三五〇	二三、六六七、八〇〇	二〇、〇二三、七五〇	二六、三五八、〇〇〇	二六、三二八、七〇〇	二六、四〇八、三〇〇	二六、四五七、五五〇
海軍公債	一、五〇九、八〇〇	一、五〇九、八〇〇	一、五〇九、八〇〇	一、四四二、一〇〇	一、四四二、一〇〇	一、四四二、一〇〇	一、三八三、七〇〇	一、三六〇、四〇〇	一、二五二、四〇〇
軍事公債	四、八六〇、〇五〇	四、八三五、五〇〇	四、九八〇、一五〇	四、七八一、一五〇	四、八三六、六五〇	四、八三五、八〇〇	四、七九二、九〇〇	五、二五五、六五〇	五、二九三、二五〇
各種五分利公債	四、一三〇、〇〇〇	四、六三〇、〇〇〇	八、二四一、九〇〇	八、七五八、〇五〇	九、三七三、〇五〇	九、一八〇、七五〇	五三、四三四、八〇〇	五〇、一一六、一〇〇	四八、〇八九、八〇〇
大藏省證券	—	六、四九五、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—
國庫債券	—	—	—	—	一五、六七〇、八二五	一五、九二六、五〇〇	一五、七九五、三七五	一五、八四六、二七五	一三、九三六、二〇〇
四分利付英貨公債	一九、二三三、一一〇	一九、二三三、一一〇	一九、二三三、一一〇	一四、八三九、七六〇	一九、二三三、一一〇	—	—	—	—

内譯＼年次	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年
受入高	円 六、六九七、一〇〇	円 五五、四九一、四〇〇	円 九、六二八、四七五	円 二、七七一、三〇〇	円 九、六〇五、九五〇	円 八、三七五、〇五〇	円 九五、八〇〇	円 一三、七九二、七〇〇	円 三、八四七、三五〇
拂出高	四八、〇六八、三〇〇	四一、二〇四、九七五	六、八七六、五〇〇	一一、〇四六、八〇〇	三、八九九、三五〇	七、七二七、九五〇	一四、一五八、五五〇	二二、八六三、五五〇	六、九〇四、八〇〇
年末現在高	五四、二七三、一〇〇	六八、五五八、五二五 △五五、六六三、九四二	七一、三一〇、五〇〇 △五八、九八九、五二〇	六三、〇三五、〇〇〇 △五一、二二八、三三三	六八、七四一、六〇〇 △五五、五二九、五四〇	六九、三八八、七〇〇 △五五、八七六、六九四	五五、三二五、九五〇 △四三、九五一、一三三	四六、二五五、一〇〇 △三六、七二三、四一三	四三、一九七、六五〇 △三四、五三四、二六六

年次／內譯	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
(同上內譯)									
舊公債	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円	六二四,一〇〇円
整理公債	二,〇二四,三五〇	—	—	—	—	—	—	—	—
海軍公債	一,二五二,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
軍事公債	五,三〇九,九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
各種五分利公債	二四,四〇七,八〇〇	二七,二七三,五五〇	三〇,〇二四,五〇〇	二二,二六三,三五〇	二五,〇五七,一五〇	二八,〇三〇,三〇〇	一七,一八六,一〇〇	六,〇七一,九五〇	六,二三三,四〇〇
國庫債券	一,六六三,五五〇	九九〇,七二五	—	—	—	—	—	—	—
四分利公債	—	三九,六八〇,一五〇	四〇,六八一,九〇〇	四〇,一五七,五五〇	四〇,二四九,〇〇〇	四〇,七四四,三〇〇	三七,五二五,七五〇	三三,三三六,七五〇	二六,四六三,〇五〇
朝鮮事業費國庫債券	—	—	—	—	二,八二二,三五〇	—	—	—	一九,八五〇
鐵道債券	—	—	—	—	—	—	—	六,二四二,三〇〇	六,八三二,七〇〇
五分利國庫債券	—	—	—	—	—	—	—	—	五三,〇〇〇
臨時國庫債券	—	—	—	—	—	—	—	—	二,九八一,五五〇
受入高	二〇八,一二三,四五〇	二五四,六一七,八三九	二六三,五九四,九三三	三八三,〇七五,六七八	三九〇,七五一,五六三	三二〇,六五四,八九〇	二六二,三四九,九六二	二三六,二九八,九七六	一〇四,〇七二,三九五
拂出高	二二一,四八三,六〇〇	二〇五,三四五,七三五	二二四,四七七,七二五	三八五,三三三,四六二	三〇九,〇三四,四六六	二三六,五六〇,八一五	二五二,八四九,六〇三	二二三,八七七,九二三	九九,六九七,〇七〇
年末現在高	三九,八三七,五〇〇 △三三,〇〇三,一二六	八九,一〇九,六〇四 △七六,九九七,五一二	一三八,二二六,八一二 △一〇八,六八三,九六六	一三五,九七九,〇二八 △一〇三,〇五六,七六四	二一七,六九六,一二五 △一六九,六〇七,二二八	三〇一,七九〇,二〇〇 △二三九,一四二,九六八	三一一,二九〇,五五九 △二四〇,九〇八,六五二	三三三,七一二,六一三 △二六三,一二九,七九五	三三八,〇八六,九三八 △二六四,一五九,五八九
(同上內譯)									
舊公債	六二四,一〇〇	六二四,一〇〇	六二四,一〇〇	—	—	—	—	—	—
各種五分利公債	六,〇六二,七五〇	六,九三三,五〇〇	七,四〇三,七五〇	七,六四七,一五〇	七,一二三,九〇〇	二三,五二三,八七五	二二,八九九,九二五	二四,九八四,九七五	二四,四八三,〇二五
四分利公債	二三,〇〇三,八〇〇	一八,四三八,〇五〇	一五,八四五,一五〇	八,八九三,六五〇	八,三三六,六五〇	九,三三八,四〇〇	九,〇七四,〇〇〇	九,〇七四,〇〇〇	九,〇七七,〇〇〇
朝鮮事業費國庫債券	一九,八五〇	一九,八五〇	二一,八五〇	二一,八五〇	—	—	—	—	—
鐵道債券	七,〇〇四,七〇〇	七,〇七三,四五〇	七,〇四七,四五〇	七,〇四七,四五〇	七,一七二,九〇〇	八,五四四,四〇〇	九,五五七,七〇〇	一〇,九八〇,一五〇	一一,九八〇,一五〇
五分利國庫債券	八三,六二五	一三,五一七,八七五	三六,六三九,三五〇	五六,六五八,四七五	九二,〇四三,七四五	一四九,三八四,八七五	一七一,一八六,七五〇	一八九,一七七,〇二五	一九六,八九四,三五〇
臨時國庫債券	三,〇三六,六七五	一〇,九一三,一七五	四七,二七六,三五〇	一〇,八〇一,二二五	二九,七四九,〇七五	七,五二三,一二五	八,三七一,九七五	九,三一九,三〇〇	二,五四七,三五〇
割引臨時國庫證券	一三,〇〇〇	二七,九一八,〇〇〇	—	—	—	一三,五六二,〇〇〇	—	—	—
四分半利付英貨公債	—	三,六八二,六〇四	二一,五七二,八八八	一七,二〇五,九二〇	二七,一九六,七八九	三一,二八五,五三四	—	—	—
四分利付英貨公債	—	—	一〇,二〇四,七七六	二六,〇八八,四九三	四四,一二三,三五八	五三,四八九,七二〇	五三,八八〇,二四〇	五三,八八〇,二四〇	五三,八八〇,二四〇
四分利付佛貨公債	—	—	一,六〇三,一四八	一,六〇四,五〇三	一,六〇四,五〇三	一,六〇四,五〇三	一,六〇四,五〇三	一,六〇四,五〇三	一,六〇四,五〇三
米穀證券	—	—	—	一〇,三一二	三五六,二〇六	四,五四三,七六九	二四,〇四六	—	—
六分利付英貨公債	—	—	—	—	—	—	三,一七五,七五七	三,一七五,七五七	六,一〇四,六五七
六分半利付米貨公債	—	—	—	—	—	—	三一,五一五,六六四	三一,五一五,六六四	三一,五一五,六六四

(備　考)　一、本表は「銀行局年報」に據り作成す。
二、金額は凡て券面價格とす、但年末現在高欄中△印の分は實價を示す。
三、英貨・佛貨・米貨等の諸公債の價格は凡て邦貨に換算して掲出せり。

第六表　日本銀行金利表（本店日歩）

改定年月日	當所割引歩合繼續日數	公債抵當貸 三箇月	公債抵當貸 一箇月	金銀貨抵當貸 三箇月	金銀貨抵當貸 一箇月	割引 當所	割引 他所
明治一五年一〇月一一日	四一日	(年一割一分)三・〇一錢	(年一割)二・七四錢	(年一割)二・七四錢	(年九分)二・四七錢	二・八〇錢	—
一一・二一	一〇	(年一割一分)三・〇二	(年一割)二・七四	(年一割)二・七四	(年九分)二・四七	二・六〇	—
一二・一	一〇三	(年一割)二・七四		(年九分)二・四七		二・六〇	—
一六・三・一四	二〇一	(年九分)二・四七 乃至 (年一割)二・七四		(年一割)二・七四		二・四〇	—
一〇・一	五九	(年八分)二・一九 乃至 (年一割)二・七四		(年八分)二・一九 乃至 (年一割)二・七四		二・二〇	二・五〇

年月日		當所割引歩合	他所割引歩合	定期貸
明治一六・一一・二九	一一日	二・一〇錢	二・三〇錢	二・一九錢
一二・一〇	一三八	二・〇〇	二・二〇	二・一九
一七・四・二六	六八	一・八〇	二・〇〇	二・一九
七・三	一四	二・〇〇	二・二〇	二・一九
七・一七	二六	二・一〇	二・三〇	二・二七
八・一二	九九	二・二〇	二・四〇	二・三三
一一・一九	七四	二・四〇	二・六〇	二・四七
四・二	一五	二・六〇	二・八〇	二・七四
一八・二・一	六〇	二・四〇	二・六〇	二・四七
四・一七	一一一	二・三〇	二・五〇	二・一九
八・六	一九	二・〇〇	二・二〇	二・〇五
八・二五	一九一	一・九〇	二・一〇	一・九二
一九・三・四	三六	一・八〇	二・〇〇	一・九二
四・九	二四	一・七〇	一・九〇	一・七三
五・三	二五	一・六〇	一・八〇	一・六四
五・二八	二五	一・五〇	一・六五	一・五一
六・二二	一一四	一・五〇	一・五〇	一・三七
一〇・一四	八	一・三五	一・五〇	一・五一
一〇・二二	九四	一・六〇	一・六五	一・六四
二〇・一・二四	三四五	一・五〇	一・六五	一・五一
二一・一・四	六五	一・六〇	一・八〇	一・六四

年月日		當所割引歩合	他所割引歩合	當座貸越利子	コルレスポンデンス利子
					錢
三・九	六三	一・五〇	一・六五		
五・一一	二二	一・六〇	一・八〇		
六・二	八三	一・七〇	一・八五		
八・二四	三六	一・八〇	一・九〇		
九・二九	九七	一・八五	一・九五		
二二・一・四	二八	一・八〇	一・九〇		
二・一	一八	一・七五	一・九〇		
二・一九	七八	一・六五	一・八〇		
五・八	二四	一・七五	一・九五		
六・一	七九	一・八〇	一・九五		
八・一九	一五	一・八五	二・〇〇		
九・三	二八四	一・九〇	一・九〇		
二三・六・一四	一二八	一・七〇	一・八〇		
			(年五分八厘)		
			(年六分)		
			(年六分三厘)		
			(年六分六厘)		
			(年六分八厘)		
			(年六分二厘)		
			(年六分四厘)		
			(年六分六厘)		
			(年六分八厘)		
			(年七分)		
			(年六分五厘)		
一〇・二〇	一三三	一・九〇錢	二・〇〇錢		錢
二四・三・二	六五	二・一〇	二・二〇		
五・六	七六	一・九〇	二・〇〇		
七・二一	四九二	一・七五	一・八五		
二五・一一・二四	一一九	一・六五	一・七〇		
二六・三・二三	六九	一・五〇	一・四〇		
五・三一	九四	一・三〇	一・三〇		
九・二	八〇	一・五〇	一・六〇		

明治二六年・一一月・二一日	六二日	一・七〇	一・七〇	一・九〇	一・九〇	—
二七・一・二二	一七	一・八〇	一・八〇	二・〇〇	二・〇〇	—
二・八	一三〇	一・九〇	一・九〇	二・一〇	二・一〇	—
六・一八	三八	二・〇〇	二・〇〇	二・二〇	二・二〇	十九日ヨリ實行 二・二〇
七・二六	三五一	二・二〇	二・一〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇
二八・七・一二	四二三	二・〇〇	一・九〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
二九・九・七	二八〇	二・一〇	二・〇〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇

		個人		銀行				
		貸付金利子並保證品附割引歩合	當所割引歩合	貸付金利子並保證品附割引歩合	當所割引歩合	他所割引歩合	當座貸越利子	コルレスポンデンス利子
三〇・六・一四	五八	二・七〇	二・四〇	二・三〇	二・〇〇	二・三〇	二・五〇	二・五〇
八・一一	七三	二・七〇	二・四〇	二・四〇	二・一〇	二・四〇	二・六〇	二・六〇
一〇・二三	一〇九	二・七〇	二・四〇	二・五〇	二・二〇	二・五〇	二・七〇	二・七〇
三一・二・九	三三	二・八〇	二・五六	二・六〇	二・三〇	二・六〇	二・八〇	二・八〇
三・一四	二〇八	二・九〇	二・六〇	二・七〇	二・四〇	二・七〇	二・九〇	二・九〇
一〇・八	六〇	二・七〇	二・四〇	二・五〇	二・二〇	二・五〇	二・七〇	二・七〇
一二・七	六五	二・五〇	二・二〇	二・三〇	二・〇〇	二・三〇	二・五〇	二・五〇
三二・二・一〇	二九	二・四〇	二・一〇	二・二〇	一・九〇	二・二〇	二・四〇	二・四〇
三・一一	三二	二・二〇	二・〇〇	二・〇〇	一・八〇	二・一〇	二・二〇	二・二〇
四・一二	一〇七	二・一〇	一・九〇	一・九〇	一・七〇	二・〇〇	二・一〇	二・一〇
七・二八	一〇五	二・〇〇	一・八〇	一・八〇	一・六〇	一・九〇	二・二〇	二・〇〇
一一・一〇	一七	二・〇〇	一・八〇	一・九〇	一・七〇	二・〇〇	二・一〇	二・一〇

		貸付金利子並保證品附割引歩合	當所割引歩合	他所割引歩合	當座貸越利子	コルレスポンデンス利子
一一・二七	二二	二・一〇	一・九〇	二・二〇	二・三〇	二・三〇
一二・一九	九一	二・二〇	一・九〇	二・二〇	二・四〇	二・四〇
三三・三・二〇	二九	二・四〇	二・一〇	二・四〇	二・六〇	二・六〇
四・一八	九一	二・六〇	二・三〇	二・六〇	二・八〇	二・八〇
七・一八	六〇九	二・七〇	二・四〇	二・七〇	二・九〇	二・九〇
三五・三・一九	一〇〇	二・五〇	二・二〇	二・五〇	二・七〇	二・七〇
六・二七	九八	二・三〇	二・〇〇	二・三〇	二・五〇	二・五〇
一〇・三	六七	二・一〇	一・八〇	二・一〇	二・三〇	二・三〇
一二・九	九九	一・九〇	一・七〇	二・〇〇	二・一〇	二・一〇
三六・三・一八	四七二	一・七〇	一・六〇	一・九〇	一・九〇	一・九〇
三七・七・二	一七〇	一・九〇	一・八〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇
一二・一九	一七九	二・一〇	二・〇〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇
三八・六・一六	二七〇	二・三〇	二・二〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
三九・三・三	四九	二・一〇	二・〇〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇

		國債以外ノ公債ヲ抵當トスル貸付利子及國債以外ノモノヲ保證トスル手形割引歩合	當所商業手形割引歩合、國債ヲ抵當トスル貸付利子及國債ヲ保證トスル手形割引歩合	他所商業手形割引歩合	當座貸越及コルレスポンデンス貸越利子
五・一	六一	一・九〇	一・八〇	二・一〇	二・一〇

		國債ヲ抵當トスル貸付利子及國債ヲ保證トスル手形割引歩合	國債以外ノモノヲ抵當トスル貸付利子及國債以外ノモノヲ保證トスル手形割引歩合	當所商業手形割引歩合	他所商業手形割引歩合	當座貸越及コルレスポンデンス貸越利子
七・一	五二一	一・八〇	（以後最低歩合）一・九〇	一・八〇	二・一〇	二・一〇

	商業手形割引歩合	繼續日數	國債ヲ抵當トスル貸付利子及國債ヲ保證トスル手形割引歩合	國債以外ノモノヲ抵當トスル貸付利子及國債以外ノモノヲ保證トスル手形割引歩合	商業手形割引歩合	當座貸越及コルレスポンデンス貸越利子
明治四〇年一二月四日	五一七日		二錢〇〇	二錢二〇	二錢三〇	二錢三〇
四二・五・四	一〇一		一・八〇	二・〇〇	二・一〇	二・一〇
八・一三	一五一		一・六〇	一・八〇	一・九〇	一・九〇
四三・一・一一	五五		一・四〇	一・六〇	一・五〇	一・七〇
三・七	五六九日		一錢三〇	一錢四〇	一錢三〇	一錢五〇
四四・九・二七	九六		一・五〇	一・六〇	一・五〇	一・七〇
四五・一・一	三七	（以後最低歩合）	一・五〇	一・六〇	一・六〇	一・七〇
二・七	二三八		一・六〇	一・七〇	一・七〇	一・八〇
一〇・二	四三		一・七〇	一・八〇	一・八〇	二・〇〇
一一・一四	五九九		一・八〇	一・九〇	一・八〇	二・一〇
大正三・七・六	六五一		二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・三〇
五・四・一七	七九		一・八〇	一・九〇	一・八〇	二・一〇
七・五	二五四		一・六〇	一・七〇	一・六〇	一・九〇
六・三・一六	五四七		一・四〇	一・五〇	一・四〇	一・七〇
七・九・一六	七一		一・六〇	一・七〇	一・六〇	一・九〇
一一・二五	三一五		一・八〇	一・九〇	一・八〇	二・一〇
八・一〇・六	四四		二・〇〇	二・二〇	二・〇〇	二・三〇
一一・一九	一、九七四		二・二〇	二・四〇	二・二〇	二・五〇
一四・四・一五	五三七		二・〇〇	二・二〇	二・〇〇	二・三〇
一五・一〇・四	一五五		一・八〇	二・〇〇	一・八〇	二・一〇

（備　考）割引日歩（割引日歩中種々の區別ある場合には對銀行當所商業手形最低割合の分を採れり）の最高最低下の如し。

最高　二錢八厘（明治十五年十月十一日より同年十一月二十日まで）

最低　一錢三厘（明治四十三年三月七日より同四十四年九月二十六日まで）

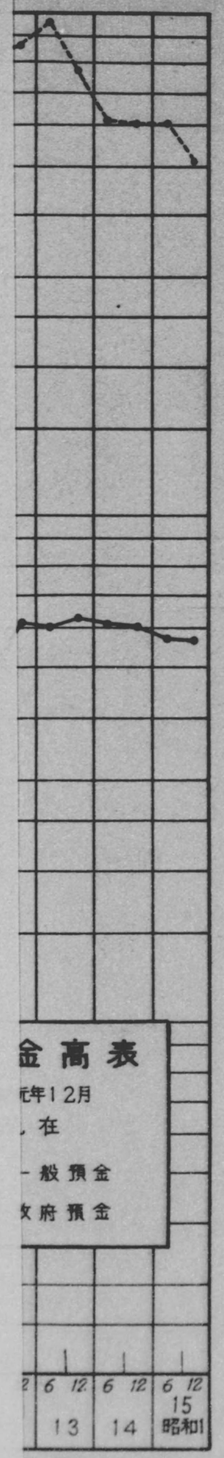

明治大正財政史　第十四卷　終

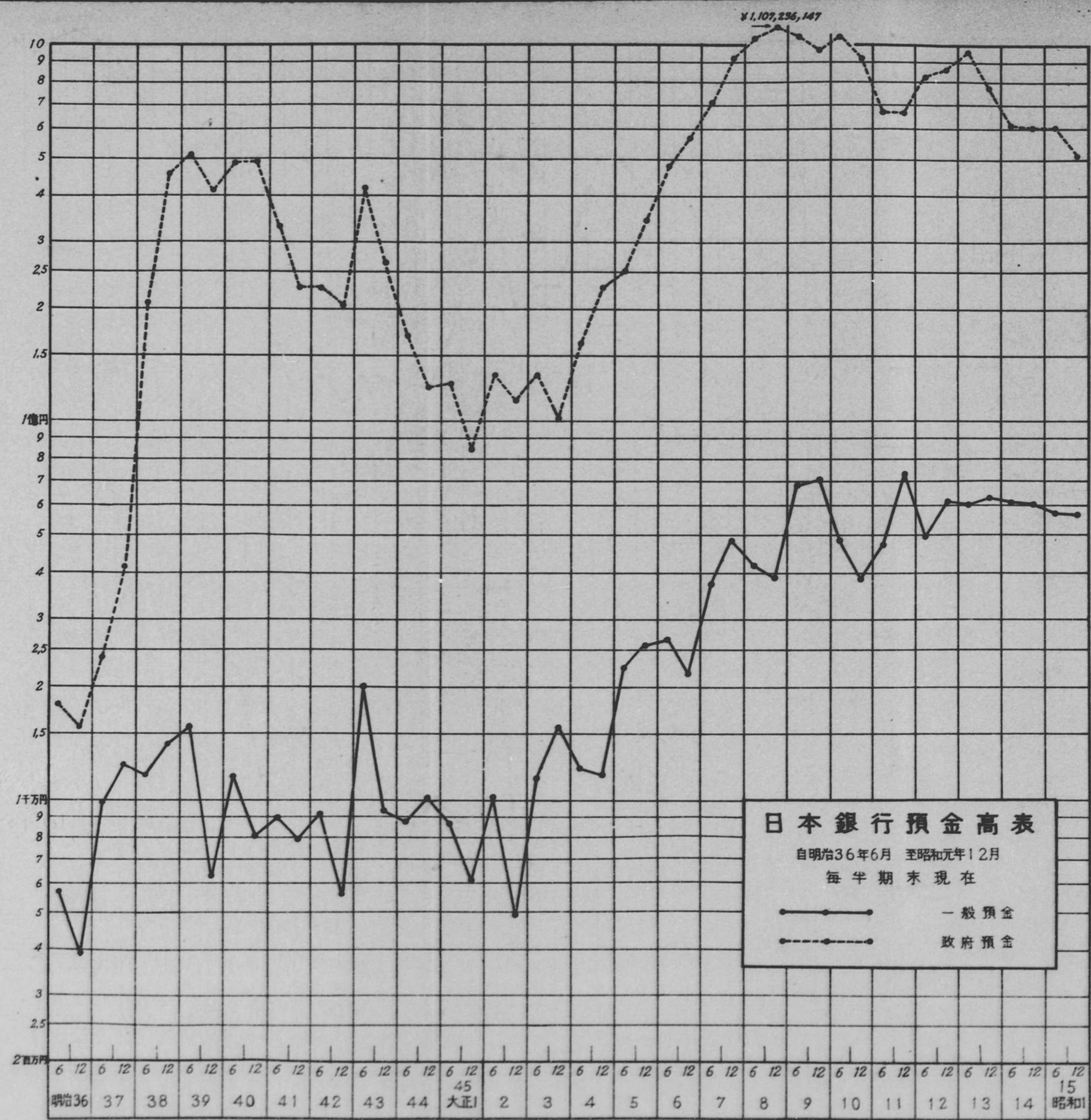

明治大正財政史　第十四卷　終

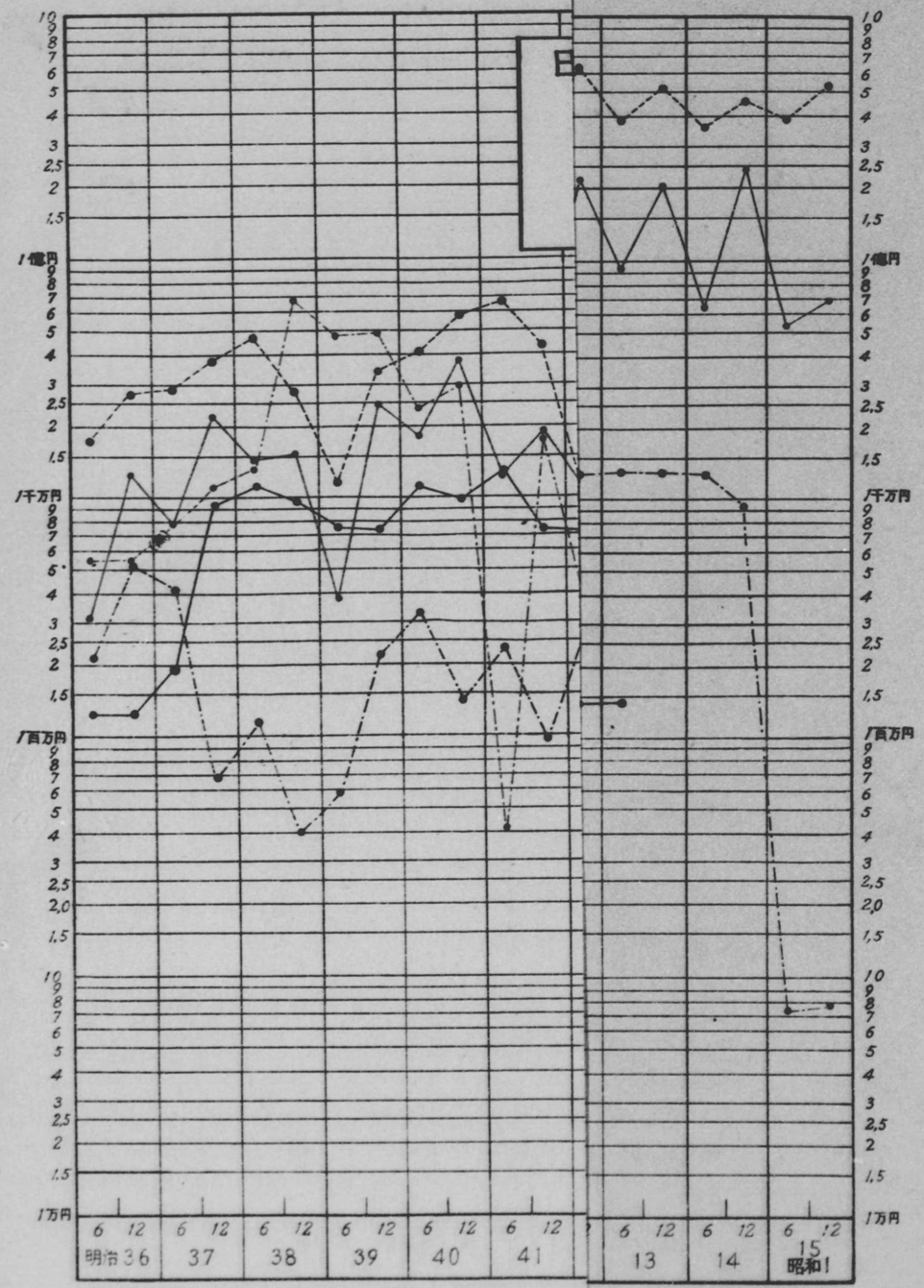
1億円
1千万円
1百万円
1万円
6 12
明治36
37
38
39
40
41
13
14
15
昭和1

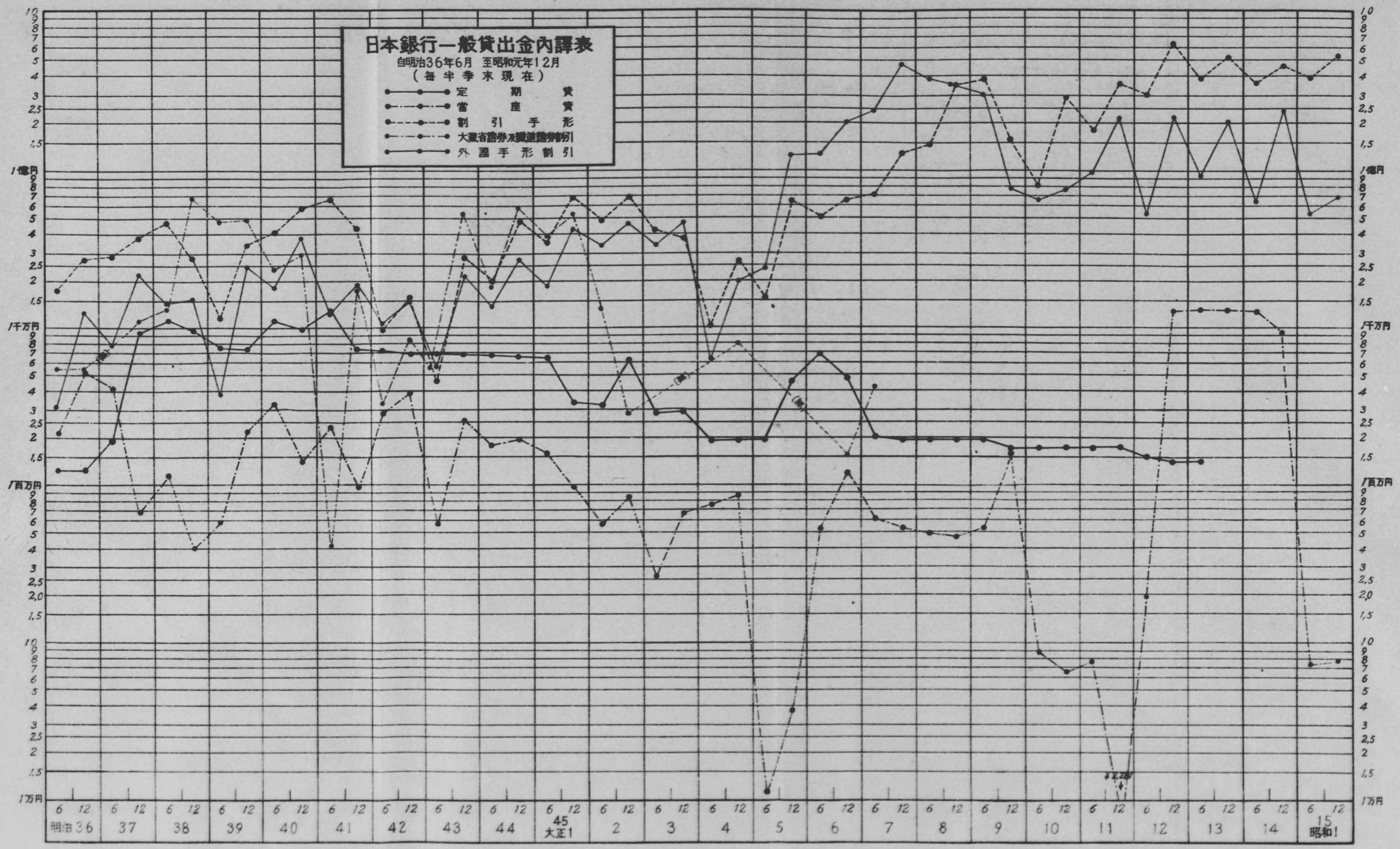
日本銀行一般貸出金内譯表
自明治36年6月 至昭和元年12月
（毎半季末現在）
定期貸
當座貸
割引手形
大藏省證券及鐵道證券割引
外國手形割引
1億円
1千万円
1百万円
1万円
6 12
明治36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
大正1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
昭和1

昭和十二年十一月二十六日　印刷
昭和十二年十一月三十日　發行

〔明治大正財政史第十四卷奥附〕
——全二十卷ノ内——

大藏省編纂

著作權所有

東京市赤坂區田町七丁目三番地
發行兼印刷者　草村松雄

東京市牛込區榎町七番地
印刷所　大日本印刷株式會社
榎町工場

發行元
東京市赤坂區田町七丁目三番地
財政經濟學會
明治大正財政史部振替東京一七〇八番
電話赤坂(48)三四〇・三四一番

明治大正財政史（全二十卷）略目次

第一卷　第一編　總說
　　第二編　財政機關
第二卷（第二回配本）　第三編　會計制度
第三卷　第四編　歲計（上）
第四卷（第六回配本）　第四編　歲計（中）
第五卷（第五回配本）　第四編　歲計（下）
第六卷（第七回配本）　第五編　內國稅（上）
第七卷　第五編　內國稅（下）
第八卷　第六編　關稅
第九卷（第三回配本）　第七編　專賣（上）
第十卷（第四回配本）　第七編　專賣（下）
第十一卷（第一回配本）　第八編　國債（上）
第十二卷（第八回配本）　第八編　國債（下）
第十三卷　第九編　國庫及資金運用
　　第十編　通貨
第十四卷（第九回配本）　第十一編　銀行（上）
第十五卷　第十一編　銀行（中）
第十六卷　第十一編　銀行（下）
第十七卷　第十二編　金融
第十八卷　第十三編　外地財政
第十九卷　第十四編　雜纂
第二十卷　總目錄・索引
　　財政經濟年表

705
32